

## 会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された  
廃棄物及び除去土壌等の処理状況等に関する会計検査の結果  
について」

令和3年5月

会計検査院

参議院決算委員会において、令和元年6月10日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月11日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

令和3年5月  
会計検査院

# 目 次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理等の概要	1
(1)	福島第一原子力発電所事故の発生等	1
ア	福島第一原子力発電所事故の発生	1
イ	避難指示区域等の設定	2
ウ	事故由来放射性物質に対する緊急対応	3
エ	避難指示区域等の見直し	5
(2)	放射性物質汚染対処特措法、基本方針等に基づく対処方針の概要	7
ア	除染等の措置等	8
イ	放射性物質に汚染された廃棄物の処理	16
ウ	特定復興再生拠点区域の概要等	21
(3)	中間貯蔵施設の概要	22
ア	中間貯蔵施設に関する事業の概要	22
イ	除去土壌等の輸送	26
(4)	放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分の概要	27
3	これまでの会計検査の実施状況	29
4	検査の観点、着眼点、対象及び方法	31
(1)	検査の観点及び着眼点	31
(2)	検査の対象及び方法	32
第2	検査の結果	34
1	福島第一原発事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等に係る予算の執行状況	34
(1)	直轄事業及び補助事業に係る予算の執行状況	34
(2)	地方単独事業に係る予算の執行状況等	37
(3)	事業分類別及び事業類型別の予算の執行状況	38

2	除染の取組等の状況	42
	(1) 除染の取組等の実施状況	42
	ア 除染特別地域における除染等の実施状況	42
	イ 除染実施区域における除染の実施状況	54
	ウ 特定復興再生拠点区域における除染の実施状況	56
	(2) 除染適正化に向けた取組状況	61
3	放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況	64
	(1) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理状況	64
	ア 対策地域内廃棄物	66
	イ 指定廃棄物	67
	ウ 除染廃棄物及びその他の廃棄物	73
	エ 国による中間処理の状況	80
	(2) 除去土壌等の処理状況	84
	ア 除染特別地域	84
	イ 除染実施区域	85
	(3) 廃棄物仮置場、指定廃棄物一時保管場所及び除染仮置場の運用状況	91
	ア 設置状況及び補償金	91
	イ 廃棄物仮置場等の設置場所の災害対策	93
4	中間貯蔵施設に係る事業の実施状況	99
	(1) 中間貯蔵施設に係る用地の取得状況	100
	ア 公有地等	101
	イ 民有地	102
	(2) 施設の整備及び稼働の状況	105
	ア 廃棄物関連施設	105
	イ 除去土壌等関連施設	110
	(3) 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送	115
	(4) J E S C O の事業実施状況	116
5	放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組状況	118
	(1) 放射性物質に汚染された廃棄物	118
	ア 特定廃棄物	118

イ	特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物	127
(2)	除去土壌等	129
ア	福島県内の除染により発生した除去土壌等	129
イ	福島県外の除染により発生した除去土壌	135
第3	検査の結果に対する所見	137
1	検査の結果の主な内容	137
2	所見	140
別図表		143

- ・本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・本文及び図表中の割合は、原則として、小数点第2位以下を四捨五入しているため、図表中の割合を集計しても計が一致しないものがある。
- ・図表中の「0」は単位未満あり、「-」は皆無を示す。
- ・図表は、特に注記しているものを除き、本報告書の取りまとめに当たって会計検査院が作成したものである。

## 第1 検査の背景及び実施状況

### 1 検査の要請の内容

会計検査院は、令和元年6月10日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月11日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

#### 一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

##### (一)検査の対象

環境省等

##### (二)検査の内容

福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等に関する次の各事項

- ① 除染の取組等の状況
- ② 放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況
- ③ 中間貯蔵施設に係る事業の実施状況
- ④ 放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組状況

### 2 福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理等の概要

#### (1) 福島第一原子力発電所事故の発生等

##### ア 福島第一原子力発電所事故の発生

平成23年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、広い範囲で津波が観測され、太平洋沿岸の広範囲にわたって甚大な被害を受けることとなった。そして、東京電力株式会社（28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）においては、全ての交流電源が失われ、冷却機能を喪失するという重大な事故（以下「福島第一原発事故」という。）が発生したことにより、大量の放射性物質が放出される事態に至った（以下、福島第一原発事故により福島第一原発から放出された放射性物質

を「事故由来放射性物質」という。))。

この事態を受けて、内閣総理大臣は、23年3月11日に、原子力災害対策特別措置法<sup>(注1)</sup> (平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)に基づき、原子力緊急事態が<sup>(注2)</sup> 発生した旨及び緊急事態応急対策を実施すべき区域等の事項の公示(以下「原子力緊急事態宣言」という。)を行った。また、同日に、原災法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする「平成二十三年(二十一年)福島第一原子力発電所事故に係る<sup>(注3)</sup> 原子力災害対策本部」(以下「原子力災害対策本部」という。)が設置された。

(注1) 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

(注2) 緊急事態応急対策 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策

(注3) 原子力災害対策本部の名称は、平成23年3月12日に「平成二十三年(二十一年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」に変更され、同年12月26日に「平成二十三年(二十一年)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」に変更された。

#### イ 避難指示区域等の設定

原子力災害対策本部長は、原災法に基づき、23年3月12日に、福島県知事、双葉郡富岡、大熊、双葉、浪江各町長に対して、福島第一原発から半径20km圏内の居住者等に避難のための立ち退きをさせるよう指示した。そして、同本部長は、4月21日に、福島県知事、田村、南相馬両市長、双葉郡楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町長、川内、葛尾両村長に対して、福島第一原発から半径20km圏内の区域について、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限するなどする「警戒区域」に設定し当該区域を原則として立入禁止とするよう指示(以下「警戒区域設定指示」という。)した(各市町村長は、翌22日に、当該区域を警戒区域として設定した。))。

また、同本部長は、同日に、南相馬市長、伊達郡川俣、双葉郡浪江両町長、葛尾、相馬郡飯舘両村長に対して、福島第一原発から半径20km圏外の一定の区域について、福島第一原発事故発生から1年の期間内に積算線量(一定期間での被ばく線量の累積)<sup>(注4)</sup> が20mSvに達するおそれのある区域として、おおむね1か月を目途に計画的避難を行うことが望まれる区域である「計画的避難区域」(以下、福島第一原発から半径20km圏内の居住者等に避難のための立ち退きをさせるよう指示した区域と計画的避難区域とを合わせて「避難指示区域」という。)として設定したことを示した上で、当該区域内の居住者等に避難のための計画的な立ち退きを行うことなどを指

示した（以下、このときに出された指示を「計画的避難指示」という。）。

(注4) Sv (シーベルト) 人体の被ばくによる生物学的影響の大きさ（線量当量）を表す単位。なお、1時間被ばくを受け続けた場合に、どの程度の線量当量を受けるかを表す線量率の単位が「Sv/h」である。

#### ウ 事故由来放射性物質に対する緊急対応

##### (ア) 除染に関する緊急実施基本方針

原子力災害対策本部は、事故由来放射性物質による環境の汚染による人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となる中、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)に基づく(注5)計画的かつ抜本的な除染が実施されるまでには一定の期間が必要となることから、それまでの間の除染の取組を推進するとして、放射性物質汚染対処特措法の公布に先立って23年8月26日に、「除染に関する緊急実施基本方針」（以下「緊急実施基本方針」という。）を決定した。

(注5) 除染 生活する空間において受ける放射線の量を減らすために、事故由来放射性物質が付着した表土の削り取り、枝葉や落葉の除去、建物表面の洗浄等により、事故由来放射性物質を生活圏から取り除くこと

緊急実施基本方針においては、除染の実施における暫定目標として、①緊急時(注6)被ばく状況にある地域を段階的かつ迅速に縮小すること、②長期的な目標として、(注7)現存被ばく状況にある地域においては追加被ばく線量が1mSv/年以下となること、③放射性物質に汚染された地域において、2年後までに、一般公衆の推定年間被ばく線量を23年8月時点での推定年間被ばく線量と比較して約50%減少した状態を実現すること、及び④今後2年間で学校、公園など子どもの生活環境を徹底的に除染することによって、2年後までに、子どもの推定年間被ばく線量がおおむね60%減少した状態を実現することを目指すとされた。

また、計画的避難区域及び警戒区域においては、避難指示が解除され住民が帰還するまで、県及び市町村と連携して国が除染を実施すること、追加被ばく線量がおおむね1mSv/年から20mSv/年までの間の地域においては、市町村が除染に係る計画を策定して、国はその円滑な実施を支援することとされ、県、国等が管理する公的施設については、その管理責任主体が市町村の策定した除染に係る計画

に基づいて除染を実施することとされた。さらに、除染に伴って生ずる土壌等の処理に関し、当面の間、市町村又はコミュニティごとに仮置場を持つことが現実的とされ、国としては、財政面及び技術面で市町村の取組に対する支援に万全を期することとされた。また、長期的な管理が必要な処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うこと、早急に処分場の建設に向けたロードマップを作成して公表することとされた。

- (注6) 緊急時被ばく状況 原子力事故又は放射線緊急事態の状況下において望ましくない影響を回避し又は低減するために緊急活動を必要とする状況であり、平成23年8月時点の運用では、追加被ばく線量が20mSv/年以上とされていた。
- (注7) 現存被ばく状況 緊急事態後の長期被ばくを含む管理に関する決定を下さなければならないときに既に存在している被ばく状況であり、平成23年8月時点の運用では、20mSv/年以下とされていた。

#### (イ) 廃棄物の取扱い

原子力安全委員会（24年9月以降は原子力規制委員会）は、23年6月3日に、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」を示し、①福島第一原発事故の影響を受けた廃棄物を再利用して生産された製品は、市場に流通する前に10 $\mu$ Sv/年以下になるよう放射性物質の濃度が適切に管理されていることを確認する必要がある、②同廃棄物の処理・輸送・保管に伴い、周辺住民の受ける線量が1mSv/年を超えないようにするとともに、作業員の受ける線量についても可能な限り1mSv/年を超えないことが望ましいなどとした。

また、原子力災害対策本部は、同月16日に、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」を取りまとめて、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の脱水汚泥等について、跡地を居住等の用に供しないと(注8)した上で土壌層の設置や防水対策等の適切な対策を講じた埋立処分を可能とした。

そして、環境省は、同月23日に、「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」を取りまとめて、「木くず等の可燃物について、十分な能力を有する排ガス処理装置が設置されている施設で焼却処理が行われる場合には、安全に処理を行うことが可能である」とし、これらの焼却に伴い発生する焼却灰及びばいじん(注9)（以下、焼却灰とばいじんを合わせて「焼却灰等」という。）については、次のような取扱いが適当であるなどとした。

- ① 焼却灰については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下のものは、一般廃

(注10)  
棄物最終処分場（管理型最終処分場）における埋立処分を可能とする。8,000 Bq/kgを超えるものは、国によって処分の安全性が確認されるまでの間、放射線を遮蔽できる場所においてドラム缶等で保管するか、又は埋立場所を他の廃棄物と分けるなどした上で、一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）で一時的に保管することが適当である。10万Bq/kgを超えるものは、適切に放射線を遮蔽できる施設で保管することが望ましい。

- ② ばいじんについては、8,000Bq/kgを超える焼却灰と同様に一時的に保管することが適当であり、10万Bq/kgを超える場合には適切に放射線を遮蔽できる施設で保管することが望ましい。

また、災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の再生利用については、市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準（10  $\mu$  Sv/年）以下になるよう、放射性物質の濃度が適切に管理されていれば可能であるとされ、利用する時点でクリアランスレベルを超える場合であっても、被ばく線量を10  $\mu$  Sv/年以下に低くするための対策を講じつつ、管理された状態で利用することは可能と考えられるとされた。

- (注8) Bq（ベクレル） 1秒間に崩壊する原子核の数。放射性物質の量を表す場合に用いられる単位
- (注9) 焼却灰及びばいじん ごみは水分、灰分及び可燃物から成り立っており、灰分を中心とする焼却残さの多くが焼却灰として排出され、一度排気ガスに移行したものが再び集じん機によって捕捉された灰がばいじんとなる。
- (注10) 管理型最終処分場 処分場の内部と外部を貯留構造物や二重構造の遮水工によって遮断するなどして、地下水の汚染を防止する管理措置を講ずるなどした廃棄物の最終処分場
- (注11) クリアランスレベル 放射性物質によって汚染されたものを一般社会に還元し再利用することの可否を判断するために定められるものであり、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）に基づくクリアランスレベルは10  $\mu$  Sv/年と定められている。

## エ 避難指示区域等の見直し

原子力災害対策本部は、23年12月26日に、警戒区域については、基本的には解除の手續に入ることが妥当であるとするとともに、24年3月30日までを目途として、避難指示区域を、次の三つの区域に見直すこととした。

避難指示解除準備区域 積算線量が20mSv/年以下となることが確実であることが確認された地域

居住制限区域 23年12月時点からの積算線量が20mSv/年を超えるおそれがあり、

住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域。除染や放射性物質の自然減衰等によって住民が受ける積算線量が20mSv/年以下であることが確実であることが確認された場合には「避難指示解除準備区域」に移行する。

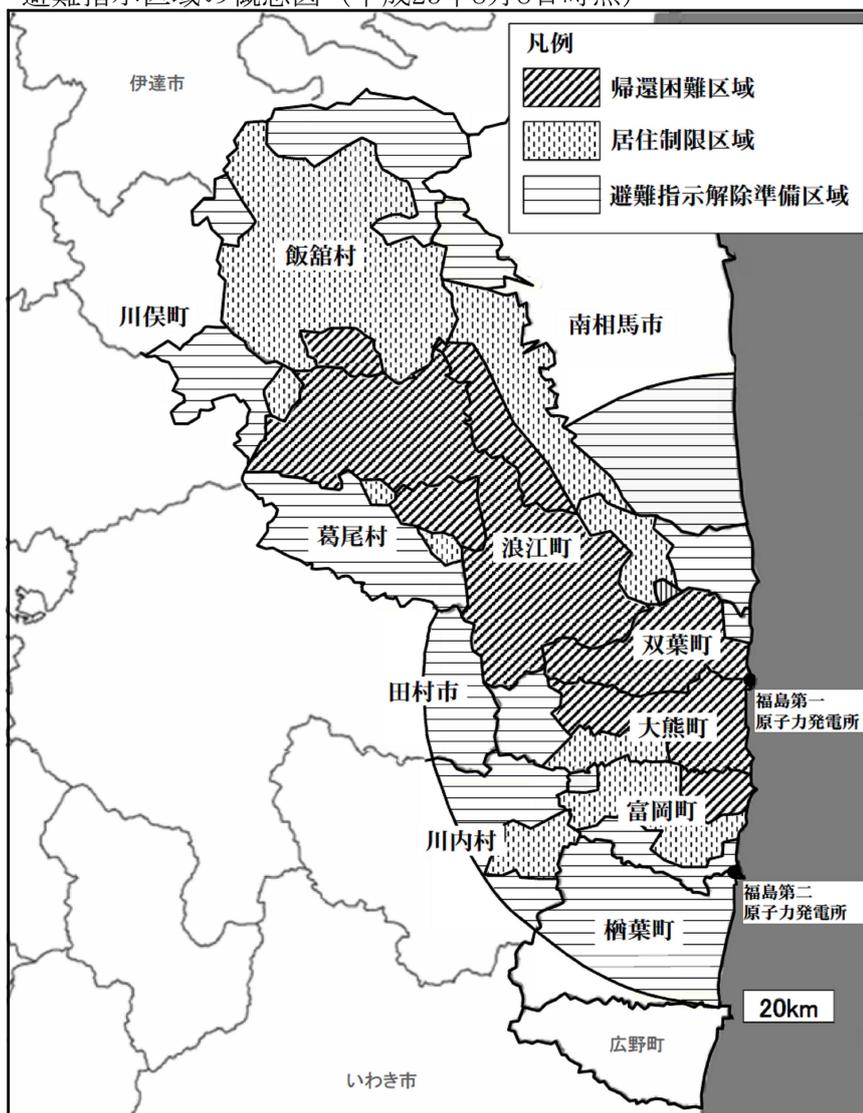
帰還困難区域 5年間を経過してもなお積算線量が20mSv/年を下回らないおそれがあり、23年12月時点で積算線量が50mSv/年を超える地域

また、原子力災害対策本部は、避難指示解除の要件を次の①から③までのとおりとし、このうち②のとおり、「除染作業が十分に進捗すること」が要件の一つとして示された。

- ① 年間積算線量が20mSv/年以下となることが確実であること
- ② 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等の日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便等の生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③ 県、市町村及び住民との十分な協議

そして、24年4月から順次避難指示区域の見直しが行われ、25年8月に全ての区域の見直しが完了した（図表0-1参照）。

図表0-1 避難指示区域の概念図（平成25年8月8日時点）



(注) 内閣府原子力被災者生活支援チーム公表資料を基に会計検査院が作成した。

その後、前記三つの区域に見直された避難指示区域のうち避難指示解除準備区域及び居住制限区域に対する避難指示は、避難指示解除の要件を満たす区域から順次解除され、令和2年3月までに全て解除された。

(2) 放射性物質汚染対処特措法、基本方針等に基づく対処方針の概要

平成23年8月30日に、放射性物質汚染対処特措法が公布され、一部の規定については同日に施行され、24年1月1日に全面施行された。<sup>(注12)</sup>

放射性物質汚染対処特措法の一部施行を受けて、23年11月11日に、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

(注13)

基本方針によれば、環境汚染への対処に関しては、関係原子力事業者が一義的な責任を負うこととされ、国は環境汚染への対処に関して国の責任において対策を講ずること、地方公共団体は当該地域の自然的社会的条件に応じて国の施策に協力することとされている。また、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理、除染等の措置等（土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分をいう。以下同じ。）に関する基本的事項が示され、これに基づき、放射性物質による汚染の除去等の取組を進めることとされている。

- (注12) 一部の規定 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理、除染等の措置等及びこれらに関連する報告の徴収、立入検査、措置命令、罰則を除く規定
- (注13) 関係原子力事業者 原災法第2条第3号に規定する原子力事業者のうち、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者
- (注14) 土壌等の除染等の措置 事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置
- (注15) 除去土壌 除染特別地域（ア(ア) aにおいて後述）又は除染実施区域（ア(イ) bにおいて後述）に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌

#### ア 除染等の措置等

放射性物質汚染対処特措法は、図表0-2のとおり、除染等の措置等を実施する地域等を除染特別地域と除染実施区域に区分するとともに、除染等の措置等に係る計画の策定及び除染等の措置等の実施者について定めている。

図表0-2 放射性物質汚染対処特措法等における地域等の区分

地域等の区分	除染特別地域	汚染状況重点調査地域 (事故由来放射性物質による環境の汚染状態が一定以上であるなどのことから汚染の状況について重点的に調査測定することが必要とされた地域(除染特別地域を除く。))	
		除染実施区域	左記以外
概要等			
地域等の概要	事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が除染等の措置等を実施する必要がある地域(除染特別地域の範囲は汚染廃棄物対策地域(イ(ア) aで後述)の範囲と同一である。)	汚染状況重点調査地域のうち市町村長等が定めた除染実施計画において計画対象区域とされた区域	汚染状況重点調査地域のうち除染実施計画において計画対象区域とされていない地域
除染等の措置等に係る計画	特別地域内除染実施計画(国が策定)	除染実施計画(都道府県、市町村等が策定)	—
除染等の措置等の実施者	国	市町村等	—

(注) 太枠は、除染等の措置等を実施する地域等である。

放射性物質汚染対処特措法、基本方針等に基づく除染特別地域及び除染実施区域に係る除染等の措置等の概要は、次のとおりとなっている。

(ア) 除染特別地域

a 除染特別地域の指定

放射性物質汚染対処特措法によれば、環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が除染等の措置等を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、除染特別地域として指定することができることとされている。

(注16) 環境省令で定める要件 次の①、②のいずれかに該当し、③に該当しないこと  
 ①警戒区域設定指示若しくは計画的避難指示の対象区域であること又はこれらの対象区域であったこと、②その区域の大部分が警戒区域設定指示若しくは計画的避難指示の対象区域である市町村又はこれらの対象区域であった市町村の区域であること、③国がその区域に係る除染等の措置等を実施する必要があると認められない区域であること

そして、環境大臣は、23年12月28日に、①福島第一原発から半径20km圏内の

区域、②葛尾村、浪江町及び檜葉町の区域（①に掲げる区域を除く。）、③南相馬市の区域の一部（①に掲げる区域を除く。）、④飯舘村の区域及び⑤川俣町の区域の一部を除染特別地域に指定した。

これらの区域の範囲は、25年8月の避難指示区域の範囲（図表0-1参照）を全て含むものとなっている。

b 特別地域内除染実施計画の策定等

放射性物質汚染対処特措法によれば、環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該除染特別地域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」という。）を定めなければならないとされており、特別地域内除染実施計画においては、①除染等の措置等の実施に関する方針、②特別地域内除染実施計画の目標及びこの目標を達成するために必要な措置に関する基本的な事項、③その他除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関して必要な事項を定めることとされている。また、国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならないとされている。

そして、環境省は、除染特別地域における除染の方針として、24年1月26日に、「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）について」を公表し、①高線量地域において除染モデル実証事業を行い、その成果を今後の除染計画の立案や除染事業に活用する、②本格除染実施に先立ち、役場、公民館等の除染活動の拠点となる施設等を対象として先行除染を実施する、③除染モデル実証事業及び先行除染で得られた知見を活用しつつ、特別地域内除染実施計画を策定して本格除染を進めるとした。

環境大臣は、同年4月から26年7月にかけて、図表0-3のとおり、特別地域内除染実施計画（田村市）等11の特別地域内除染実施計画を策定した。

図表0-3 特別地域内除染実施計画の策定状況

計画名称	計画策定年月日	計画期間	除染等の措置の実施目途		
			住居等	住居等近隣の森林	農用地
特別地域内除染実施計画（田村市）	平成24年 4月13日	25年3月末まで	24年度内	24年度内	24年度内
特別地域内除染実施計画（川内村）	24年 4月13日	26年3月末まで	24年度内	24年度内	25年度内
特別地域内除染実施計画（檜葉町）	24年 4月13日	26年3月末まで	25年度内	25年度内	25年度内
特別地域内除染実施計画（南相馬市）	24年 4月18日	29年3月末まで	27年度内	27年度内	28年度内
特別地域内除染実施計画（飯館村）	24年 5月24日	29年3月末まで	26年度内	26年度内	28年度内
特別地域内除染実施計画（川俣町）	24年 8月10日	28年3月末まで	26年度内	26年度内	27年度内
特別地域内除染実施計画（葛尾村）	24年 9月28日	28年3月末まで	26年度内	26年度内	27年度内
特別地域内除染実施計画（浪江町）	24年11月21日	29年3月末まで	27年度内	27年度内	28年度内
特別地域内除染実施計画（大熊町）	24年12月28日	26年3月末まで	25年度内	25年度内	25年度内
特別地域内除染実施計画（富岡町）	25年 6月26日	29年3月末まで	27年度内	27年度内	28年度内
特別地域内除染実施計画（双葉町）	26年 7月15日	28年3月末まで	27年度内	27年度内	27年度内

(注) 特別地域内除染実施計画（檜葉町）においては、一部の区域についての除染等の措置の実施目途が平成24年度内とされている。

c 土壌等の除染等の措置の目標

基本方針によれば、土壌等の除染等の措置に係る具体的な目標値は、次のとおり設定するとされている。

- ① 追加被ばく線量が20mSv/年以上である地域（緊急実施基本方針における緊急時被ばく状況にある地域と同様）については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す。
- ② 追加被ばく線量が20mSv/年未満である地域（緊急実施基本方針における現存被ばく状況にある地域と同様）については、
  - i 長期的な目標として追加被ばく線量が1mSv/年以下となること
  - ii 25年8月末までに一般公衆の年間追加被ばく線量を23年8月末と比べて放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態を実現すること
  - iii 25年8月末までに子どもの年間追加被ばく線量が23年8月末と比べて放射性物質の物理的減衰等を含めて約60%減少した状態を実現すること
 を目指す。

なお、上記①及び②の目標は、緊急実施基本方針における暫定目標と基本的に同一である（(1)ウ(ア)参照）。

d 除染等の措置等に係る方針等

放射性物質汚染対処特措法によれば、国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならないとされている。

基本方針によれば、除染特別地域内の土壌等の除染等の措置については、当該土地の利用及び管理に関して知見・情報を有する関係省庁から人材面も含めた協力を得ながら、環境省が行うとされている。そして、除染特別地域のうち、追加被ばく線量が特に高い地域以外の地域については、26年3月末までに、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等において土壌等の除染等の措置を行い、そこから発生する除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（以下「除染廃棄物」といい、除去土壌と合わせて「除去土壌等」という。）を、適切に管理された仮置場へ逐次搬入することを目指すとされている。

e 土壌等の除染等の措置の実施に当たり配慮すべき事項その他土壌等の除染等の措置の推進に関して必要な事項

基本方針によれば、土壌等の除染等の措置は、次の事項に配慮して実施することとされている。

- ① 飛散流出防止の措置、除去土壌の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関して必要な措置を執るものとする。
- ② 除去土壌等の発生量が膨大になることが想定されることから、削り取る土壌の厚さを必要最小限にするなどできるだけ除去土壌等の発生抑制に配慮することが除染等の措置等を迅速かつ効率的に進めるために必要である。
- ③ 国は、迅速な土壌等の除染等の措置の推進のために、費用対効果が高く、かつ効果の実証された除染方法を標準的な方法として示すものとする。

そして、「除去土壌について、技術の進展を踏まえつつ、保管又は処分の際に可能な限り減容化を図るとともに、減容化の結果分離されたもの等汚染の程度が低い除去土壌について、安全性を確保しつつ、再生利用等を検討する必要がある」とされている。

f 汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等

基本方針によれば、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等について、次の方針により取り組むこととされている。

- ① 土壌等の除染等の措置を迅速に実施するために、当分の間、市町村又はコミュニティごとに仮置場を確保する必要があるため、除染特別地域に係る仮置場については環境省が市町村の協力を得つつ確保し、除染実施区域に係る仮置

場については国が財政的・技術的な責任を果たしつつ市町村が確保するものとする。

- ② 事故由来放射性物質により高濃度に汚染された廃棄物及び土壌が相当量発生している都道府県については中間貯蔵施設を確保するものとし、それ以外の都道府県においては、除去土壌等の処理は、当該除去土壌等が生じた都道府県内において行うものとする。
- ③ 中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うものとする。
- ④ 中間貯蔵後の扱いについては、今後の技術開発の状況を踏まえて検討するものとする。

g 除去土壌等の保管

放射性物質汚染対処特措法によれば、国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対して、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができるとされている。

(イ) 除染実施区域

a 汚染状況重点調査地域の指定

放射性物質汚染対処特措法によれば、環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件（放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満であること）に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定することが必要な地域（除染特別地域を除く。以下「汚染状況重点調査地域」という。）として指定するとされている。

また、放射性物質汚染対処特措法によれば、環境大臣は、汚染状況重点調査地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該汚染状況重点調査地域の区域を変更し、又は汚染状況重点調査地域の指定を解除できるとされ、都道府県知事又は政令で定める市町村（その区域の全部又は一部が汚染状況重点調査地域内にある市町村）の長（以下、これらを合わせて「都道

(注17)  
府県知事等」という。)は、環境省令で定める方法により、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定することができる」とされている。

そして、環境大臣は、23年12月28日に102市町村の区域を汚染状況重点調査地域に指定した。その後指定の追加や解除が行われ、令和元年度末現在、汚染状況重点調査地域に指定されているのは計88市町村の区域となっている（市町村別の指定日及び解除日は別図表0-1参照）。

(注17) 環境省令で定める方法 ①事故由来放射性物質による環境の汚染の状況については、放射線の量によるものとする、②放射線の量の測定は、測定した値が正確に検出される放射線測定器を用いて行うこと、③放射線の量の測定は、地表50cmから1mの高さで行うこと、④毎年1回以上定期的に放射線測定器の較正を行うこと

b 除染実施計画の策定等

放射性物質汚染対処特措法によれば、都道府県知事等は、前記調査測定の結果その他の調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件（放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満であること）に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「除染実施計画」という。）を定めるもの」とされている。

そして、94市町村の区域について、平成23年9月から24年10月にかけて、除染実施計画がそれぞれ策定された（市町村別の策定日は別図表0-1参照）。

除染実施計画においては、①除染等の措置等の実施に関する方針、②除染実施区域、③除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域、④③の区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置、⑤土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期、⑥除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項、⑦その他除染実施計画において配慮すべき事項、⑧その他計画に必要な事項が定められている。

c 土壌等の除染等の措置に係る目標

除染実施区域における土壌等の除染等の措置に係る目標は、除染特別地域における土壌等の除染等の措置に係る目標と同一である（(ア) c 参照）。

d 除染等の措置等に係る方針

放射性物質汚染対処特措法によれば、除染実施区域内の土地及び除染実施区

域に存する工作物、立木その他土地に定着する物件に係る除染等の措置等については、①国が管理する土地については国が、②都道府県が管理する土地については当該都道府県が、③市町村が管理する土地については当該市町村が、④(注18)環境省令で定める者が管理する土地については当該環境省令で定める者が、⑤これら以外の土地については当該土地が所在する市町村がそれぞれ実施するとされている（以下、これらの除染等の措置等を実施する者を「除染実施者」という。）。

そして、除染実施計画の策定に当たっては、基本方針によれば、特別地域内除染実施計画と同様に、地域ごとの実情を踏まえ、優先順位や実現可能性を踏まえた計画とするとともに、その前提として、除去土壌等の量に見合った仮置場を確保する必要があるとされている。

(注18) 環境省令で定める者 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

e 土壌等の除染等の措置の実施に当たり配慮すべき事項その他土壌等の除染等の措置の推進に関して必要な事項

除染実施区域における土壌等の除染等の措置の実施に当たり配慮すべき事項その他土壌等の除染等の措置の推進に関して必要な事項は、除染特別地域におけるものと同様である（(ア) e 参照）。

f 除去土壌等の保管

d のとおり、放射性物質汚染対処特措法によれば、除染実施区域内の土地等に係る除染等の措置等については、除染実施者が実施するとされていることから、除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等は、除染実施者が保管することとなる。そして、放射性物質汚染対処特措法によれば、除染実施者（国、都道府県又は市町村に限る。）は、除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対して、当該土地において当該除去土壌等を保管（以下、(ア) g の除染特別地域における土壌等の除染等の措置を実施した土地における保管と合わせて「現場保管」という。）させることができるなどとされている。

イ 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

放射性物質汚染対処特措法においては、図表0-4のとおり、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物を対策地域内廃棄物（後掲(ア) b 参照）、指定廃棄物（後掲(イ) a (注19)参照。以下、これらを合わせて「特定廃棄物」という。）、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物に区分するとともに、廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係る計画の策定及び廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の実施者について定めている。

(注19) 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物 放射性物質汚染対処特措法第22条の規定により読み替えて適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物（一般廃棄物又は産業廃棄物に該当するものに限る。）であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの（環境省令で定めるものに限る。）を、それぞれ特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物という。

図表0-4 放射性物質汚染対処特措法における廃棄物の区分

区分 概要等	特定廃棄物		特定一般廃棄物	特定産業廃棄物
	対策地域内廃棄物	指定廃棄物		
廃棄物の概要	汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（汚染廃棄物対策地域の範囲は除染特別地域と同一である。）	水道施設等から生ずるなどした廃棄物のうち、特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染されたものとして指定された廃棄物（汚染廃棄物対策地域内の指定廃棄物は対策地域内廃棄物にも該当する。）	事故由来放射性物質に汚染され又は汚染されたおそれがある一般廃棄物（特定廃棄物に該当するものを除く。）	事故由来放射性物質に汚染され又は汚染されたおそれがある産業廃棄物（特定廃棄物に該当するものを除く。）
廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係る計画	対策地域内廃棄物処理計画 (国が策定)	—	—	—
廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の実施者	国	国	市町村、排出事業者	市町村、排出事業者

放射性物質汚染対処特措法、基本方針等に基づく廃棄物の処理の概要は、次のとおりとなっている。

(ア) 対策地域内廃棄物

a 汚染廃棄物対策地域の指定

放射性物質汚染対処特措法によれば、環境大臣は、その地域内において検出された放射線量等からみてその地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度

に事故由来放射性物質に汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から、国がその地域内にある廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施(注20)する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を汚染廃棄物対策地域として指定することができる」とされている。

そして、環境大臣は、23年12月28日に汚染廃棄物対策地域を指定した。汚染廃棄物対策地域に指定された区域の範囲は、除染特別地域として指定された区域の範囲と同一である(ア(ア) a 参照)。

(注20) 環境省令で定める要件 次の①、②のいずれかに該当し、③に該当しないこと

①警戒区域設定指示若しくは計画的避難指示の対象区域であること又はこれらの対象区域であったこと、②その区域の大部分が警戒区域設定指示若しくは計画的避難指示の対象区域である市町村又はこれらの対象区域であった市町村の区域であること、③国がその区域内にある廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要があると認められない区域であること

b 対策地域内廃棄物処理計画の策定等

放射性物質汚染対処特措法によれば、環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、当該汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物(当該廃棄物が当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあつては当該搬出された廃棄物を含み、(注21)環境省令で定めるものを除く。以下「対策地域内廃棄物」という。)の適正な処理を行うために、対策地域内廃棄物の処理に関する計画(以下「対策地域内廃棄物処理計画」という。)を定めなければならないとされている。対策地域内廃棄物処理計画においては、①対策地域内廃棄物の量及び処理量の見込み、②対策地域内廃棄物処理計画の目標、③②を達成するために必要な措置に関する基本的事項、④その他対策地域内廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めるとされている。また、国は、対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施しなければならないとされている。

そして、環境大臣は、24年6月に、対策地域内廃棄物処理計画を策定し、更に25年12月に改定している。

(注21) 環境省令で定めるもの 汚染廃棄物対策地域内において事業活動に伴い生じた廃棄物(災害復旧事業に伴い生じた廃棄物及び汚染廃棄物対策地域内の土地等に係る除染廃棄物を除く。)、警戒区域設定指示又は計画的避難指示が解除された後に、これらの指示の対象区域であった区域において生じた廃棄物及び汚染廃棄物対策地域の指定が行われた後に、当該汚染廃棄物対策地域に搬入された廃棄物

c 対策地域内廃棄物処理計画の目標

対策地域内廃棄物処理計画（平成25年12月改定）によれば、災害廃棄物及び家の片付けごみ（以下、これらを合わせて「災害廃棄物等」という。）については、帰還困難区域を除く汚染廃棄物対策地域内における推定量は計802,000 t（災害廃棄物684,000 t、家の片付けごみ119,000 t）とされている。そして、災害廃棄物等及び緊急性の高い被災家屋の解体ごみについては、「早急な処理が重要であるが、とりわけ避難されている方々の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標として進めていく」とされ、25年度から27年度までを目標として、仮置場への搬入を完了するとされている（別図表0-2参照）。

また、災害廃棄物等のほか、25年10月末の汚染廃棄物対策地域内における除染廃棄物の発生量は約36万m<sup>3</sup>とされており、除染廃棄物は、仮置場等に一時的に保管し、可能な限り減容化を図りつつ、適切に処理するとされている。

d 対策地域内廃棄物処理計画の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項

対策地域内廃棄物処理計画において、災害廃棄物等について、cの目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項が次のとおり定められている。

- ① 災害廃棄物等の発生場所の近傍に、廃棄物を選別して中間処理するための仮置場（以下「対策地域内廃棄物仮置場」という。）を設ける。
- ② 対策地域内廃棄物仮置場の設置が完了した地域から、対策地域内廃棄物仮置場への収集及び運搬を開始する。危険物、ポリ塩化ビフェニル<sup>(注22)</sup>廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）等については、他の廃棄物と区別して適切に収集し運搬する。
- ③ 対策地域内廃棄物仮置場に搬入された災害廃棄物等は、焼却、破砕等の中間処理を円滑に行うために、可燃物、金属くず、コンクリートくず等に分別する。危険物、PCB廃棄物等については、他の廃棄物と区別して適切に保管する。
- ④ 安全性を確保しつつ、可能な限りにおいて焼却等の中間処理等により減容化を図る。コンクリートくず等については、復興のために利用可能な資材と

するなど可能な限り再生を図る。

- ⑤ 中間処理後の焼却灰等の処分については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」（平成23年10月環境省策定。以下「中間貯蔵施設等ロードマップ」という。）に基づき実施する。

また、除染廃棄物については、除染廃棄物を一時的に保管するための仮置場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処理と連携して、可能な限り仮設処理施設等において減容化を図り、中間貯蔵施設等ロードマップに基づき処理することとされている。

(注22) ポリ塩化ビフェニル廃棄物 ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、人工的に作られた主に油状の化学物質であり、電気機器の絶縁油として使用されてきた。PCB廃棄物とは、PCB使用製品が廃棄物となったものなどをいう。

#### (イ) 指定廃棄物

- a 特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定

放射性物質汚染対処特措法第16条及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）によれば、一定の地域に所在する水道施設、公共下水道又は流域下水道、工業用水道施設、廃棄物処理施設である焼却施設又は集落排水施設を管理等する者は、それぞれの施設から生じた廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について、環境省令で定める方法により調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならないとされている（以下、この調査を「16条調査」といい、この環境大臣への報告を「16条報告」という。16条調査の対象となる施設及び廃棄物は、別図表0-3参照）。

そして、環境大臣は、16条調査の結果、廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準（放射能濃度が8,000Bq/kg以下であること。以下「指定基準」という。）に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物として指定することとされている（以下、この指定された廃棄物を「指定廃棄物」という。）。

ただし、16条調査の対象となる施設であっても、指定基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないとして環境大臣の確認を受けた施設にあつては、16条調査及び16条報告が免除されることとされており、その確認の要件は、次の①又は②のいずれかとされている。

- ① 直近の放射能濃度の測定結果が800Bq/kg以下であったこと
- ② 直近の3か月以上の期間における3回以上の放射能濃度の測定結果が全て6,400Bq/kg以下であったこと

また、放射性物質汚染対処特措法第18条の規定によれば、その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が指定基準に適合しないと思料する者は、環境大臣に対して、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物として指定することを申請することができることとされている（以下、この申請を「18条申請」という。）。

そして、環境大臣は、18条申請があつた場合において、申請に係る調査が環境省令で定める方法により行われたものであり、かつ、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が指定基準に適合しないと認めるときは、当該申請に係る廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物として指定することができることとされている。

#### b 指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分の方針

16条調査の対象となる施設の管理者等又は18条申請を行った者は、16条報告又は18条申請に基づく指定廃棄物が、国、国の委託を受けて当該指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を行う者等に引き渡されるまでの間、放射性物質汚染対処特措法施行規則に規定される指定廃棄物保管基準に従い、これを保管しなければならないとされている（以下、これらの保管を「一時保管」といい、一時保管をする者を「一時保管者」といい、一時保管者が指定廃棄物を一時保管する場所を「指定廃棄物一時保管場所」という。）。

そして、環境省は、福島県内において、指定廃棄物を一時保管者から引き渡されてから処理するまでの間保管するための仮置場（以下「指定廃棄物仮置場」という。）を設置している。

#### (ウ) 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物

特定廃棄物以外の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づき、一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については排出事業者が、それぞれ処理することとされている。

これらの廃棄物のうち、従来、飼料、肥料等として屋外に保管されるなどしていた稲わら等で、事故由来放射性物質に汚染されたことにより国や都道府県の指示、要請等で飼料、肥料等として利用できなくなり廃棄物となった農林業系廃棄物や、一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じた焼却灰、ばいじん、その他燃え殻等には、事故由来放射性物質に汚染され、又はそのおそれがあるとして、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物とされているものがある。

放射性物質汚染対処特措法によれば、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理（収集、運搬、保管及び処分）を行う者は、廃掃法に基づく処理基準（特定一般廃棄物にあつては、一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準、特定産業廃棄物にあつては、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準）のほか、それぞれ放射性物質汚染対処特措法施行規則に規定する特定一般廃棄物処理基準又は特定産業廃棄物処理基準に従い、処理を行わなければならないとされている。また、特定一般廃棄物処理施設（別図表0-3注(3)参照）及び特定産業廃棄物処理施設（別図表0-3注(4)参照）の設置者等は、処分した特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の種類及び数量、処分年月日等を記録し当該施設の廃止までの間保存するなど、それぞれ放射性物質汚染対処特措法施行規則に規定される特定一般廃棄物処理施設維持管理基準及び特定産業廃棄物処理施設維持管理基準に従って施設を維持管理することとされている。

#### ウ 特定復興再生拠点区域の概要等

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島復興特措法」という。）によれば、原災法により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った住民に対して避難のための立ち退きを求める指示の対象となっている区域（以下「特定避難指示区域」という。）をその区域に含む市町村の長は、福島復興再生基本方針（平成24年7月13日閣議決定）に即して「特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるとされている。そして、内閣総理大臣は、同計画が福島復興再生基本方針に適合することなど福島復興特措法第17条の2第6項に

掲げる基準に適合すると認めるときは、同計画を認定するとされている（以下、内閣総理大臣の認定を受けた同計画を「復興再生計画」という。）。

(注23)

また、福島復興特措法によれば、復興再生計画には、特定復興再生拠点区域の区域、復興再生計画の意義及び目標並びに復興再生計画の期間のほか、土壤等の除染等の措置、除去土壤の処理及び廃棄物の処理に関する事項等を記載することとされている。

(注24)

そして、29年9月から30年5月までの間に、6町村に係る6復興再生計画が認定されている（別図表0-4参照）。

福島復興特措法によれば、環境大臣は、除染特別地域内の特定復興再生拠点区域において、復興再生計画に従って土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理を行うことができるとされ、その費用は国の負担とするとされている。また、汚染廃棄物対策地域内の特定復興再生拠点区域において、復興再生計画に従って廃棄物の処理を行うことができるとされており、その費用は国の負担とするとされている。

(注23) 特定復興再生拠点区域 特定避難指示区域内の区域であって、避難指示の解除により住民の帰還を目指すもの

(注24) 土壤等の除染等の措置、除去土壤の処理及び廃棄物の処理 福島復興特措法に定める「土壤等の除染等の措置」とは、放射性物質汚染対処特措法に定める土壤等の除染等の措置と同一である。「除去土壤の処理」とは、土壤等の除染等の措置に伴い生じた土壤の収集、運搬、保管及び処分をいう。「廃棄物の処理」とは、放射性物質汚染対処特措法第2条第2項に定める廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をいい、特定復興再生拠点区域内廃棄物の埋立処分を除く。なお、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）第2条第3項に規定する最終処分、同条第4項に規定する中間貯蔵、除去土壤の保管（一時的なものを除く。）及び処分、埋立処分の用に供する施設への除去土壤又は廃棄物の運搬を除く。

### (3) 中間貯蔵施設の概要

#### ア 中間貯蔵施設に関する事業の概要

##### (ア) 中間貯蔵施設に関する基本的な考え方

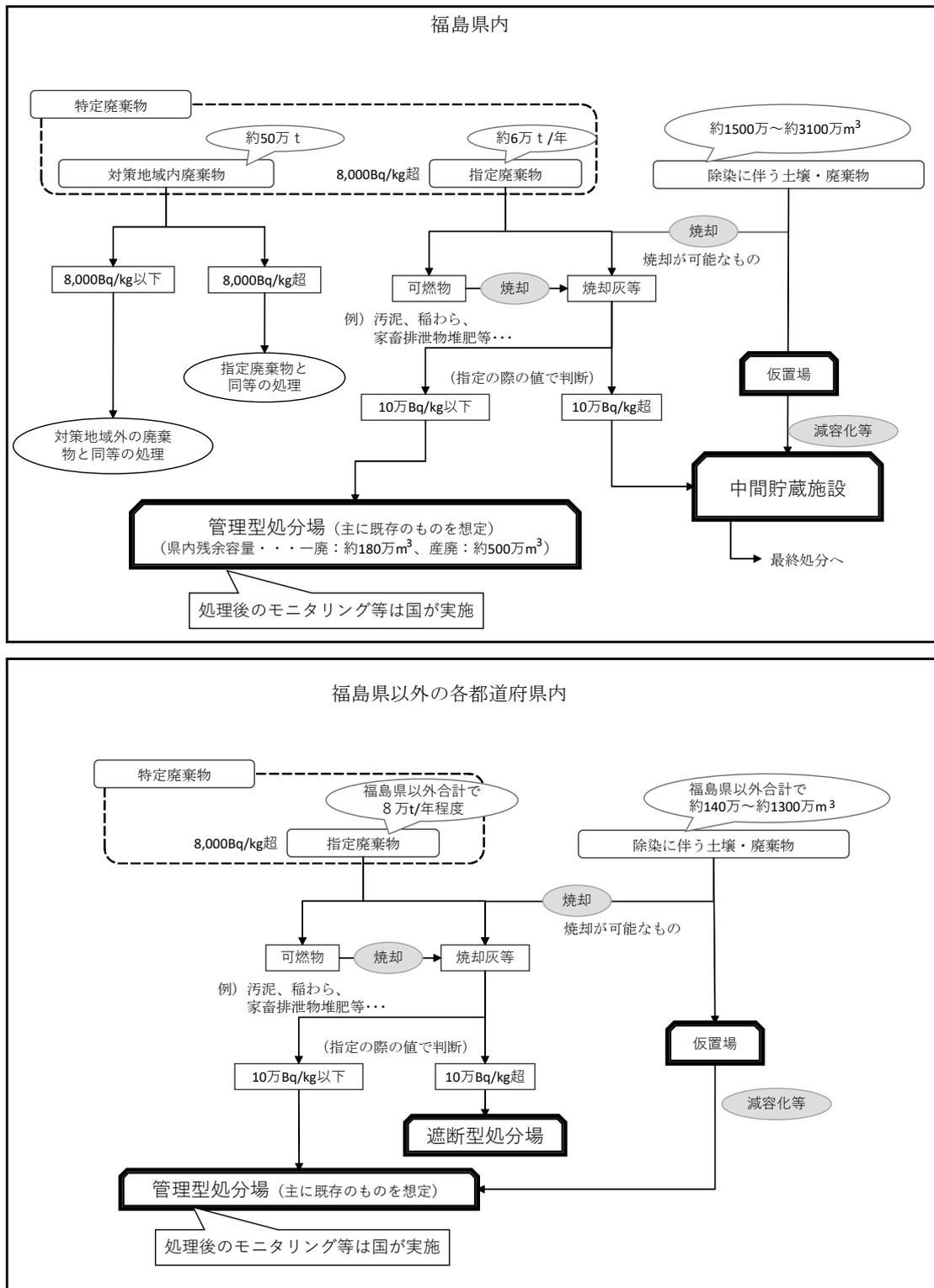
(1)ウ(ア)のとおり、緊急実施基本方針によれば、長期的な管理が必要な処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うこと、早急に処分場の建設に向けたロードマップを作成して公表することとされている。

そして、23年10月に環境省が公表した中間貯蔵施設等ロードマップによれば、仮置場の確保については、除染特別地域に係るものについては環境省が、除染実施区域に係るものについては市町村がそれぞれ行うとされている。また、除染等に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壤等及び一定程度以上に汚染されて

いる指定廃棄物等（以下「大量除去土壌等」という。）を一定期間、安全かつ集中的に管理保管するための施設を中間貯蔵施設と位置付け、都道府県ごとに1か所程度確保するとの基本的考えによるとされているが、「具体的には、大量除去土壌等が発生すると見込まれる福島県にのみ設置する」こととされている。そして、中間貯蔵施設には、福島県内で発生した除去土壌等及び10万Bq/kg超の特定廃棄物を搬入すること、10万Bq/kg以下の特定廃棄物は管理型処分場で処理することとされ、福島県以外の都道府県については、各都道府県の区域内において既存の管理型処分場の活用等により処分を進めることとされた（図表0-5参照）。

中間貯蔵施設等ロードマップによれば、中間貯蔵施設の必要な容量は約1500万 $\text{m}^3$ から2800万 $\text{m}^3$ 程度、これに必要な敷地面積は約3 $\text{km}^2$ から5 $\text{km}^2$ 程度と推計されている。また、仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるよう、遅くとも24年度内に立地場所を選定し、26年7月頃に本体工事、27年1月頃に廃棄物等の搬入を開始するとされ（別図表0-5参照）、「国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する。最終処分の方向については、放射性物質の効果的な分離・濃縮等の技術の発展によるところが大きいいため、国は、技術の研究開発・評価に努める」こととされている。

図表0-5 特定廃棄物及び除染廃棄物等の処理のフロー図



(注) 中間貯蔵施設等ロードマップを基に会計検査院が作成した。

その後、環境省が25年10月に公表した「中間貯蔵施設安全対策検討会及び環境保全対策検討会の検討結果取りまとめ」によれば、中間貯蔵施設への搬入物の量については、福島県内で生ずる除去土壌等は、計1870万m<sup>3</sup>から2815万m<sup>3</sup>まで（減

容化後発生量1601万m<sup>3</sup>から2197万m<sup>3</sup>まで)とされている(別図表0-6参照)。また、このほかに、対策地域内廃棄物が約1.2万t(同約1.0万m<sup>3</sup>)、指定廃棄物が約0.9万t(同約0.8万m<sup>3</sup>)と推計されている。

(イ) 日本環境安全事業株式会社法の改正

26年12月に、「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第120号)の施行により、日本環境安全事業株式会社法(平成15年法律第44号)が「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に改正された(以下、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法を「JESCO法」という。)。これにより、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)は、福島県内除去(注25)土壌等について、国、福島県、同県内の市町村等の委託を受けて中間貯蔵を行うこと、国等の委託を受けて収集や運搬を行うこととされ、国は、中間貯蔵を行うために必要な施設を整備すること、「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする」とされた。

(注25) 福島県内除去土壌等 福島県内で生じた除去土壌等及び特定廃棄物のうち事故由来放射性物質による汚染が著しいことその他の環境省令で定める要件に該当するもの

(ウ) 中間貯蔵施設事業の方針

環境省は、28年3月に、「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」」を公表した。同見通しにおいては、図表0-6のとおり、32年度までに640haから1,150ha程度の用地を取得し、500万m<sup>3</sup>から1250万m<sup>3</sup>程度の除去土壌等を搬入できる見通しであるとされている。

図表0-6 「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」」における平成32年度までの見通し

年度	用地取得(累計)	輸送量(累計)	除去土壌等の発生量 (<>は焼却前の量)
平成27年度	22ha程度 ※実績値(平成28年3月25日時点)	5万m <sup>3</sup> 程度	1060万m <sup>3</sup> 程度 ※実績値(27年12月31日時点) ※保管量と搬出済量の合計値
28年度	140ha～ 370ha程度	20万m <sup>3</sup> 程度	約1600万m <sup>3</sup> ～2200万m <sup>3</sup> <約1870万m <sup>3</sup> ～2800万m <sup>3</sup> > ※平成25年7月時点の除染実施計画等に基づく推計値 次のうち、中間貯蔵施設以外で処理が困難なものについては搬入することとなるが、上記除去土壌等の発生量には含まれていない。 ①特措法外土壌等70万m <sup>3</sup> 程度 ②中間貯蔵施設整備に伴い発生する廃棄物40万m <sup>3</sup> 程度(①②共に焼却後。今後大幅な増減の可能性あり。) ③その他現時点で定量的な推計が困難な帰還困難区域の除染、現在の除染計画終了後のフォローアップ除染(注(2))等によるもの
29年度	270ha～ 830ha程度	50万m <sup>3</sup> ～ 70万m <sup>3</sup> 程度	
30年度	400ha～ 940ha程度	140万m <sup>3</sup> ～ 250万m <sup>3</sup> 程度	
31年度	520ha～1,040ha程度	300万m <sup>3</sup> ～ 650万m <sup>3</sup> 程度	
32年度	640ha～1,150ha程度	500万m <sup>3</sup> ～1250万m <sup>3</sup> 程度 (6月まで 350万m <sup>3</sup> ～ 800万m <sup>3</sup> 程度)	

注(1) 「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」について」(平成28年3月27日環境省公表)を基に会計検査院が作成した。  
注(2) 「フォローアップ除染」については第2の2(1)ア(イ) bにおいて後述する。

(注26)

そして、28年2月以降、環境省は、毎年度、「中間貯蔵施設事業の方針」を策定しており、これに基づいて中間貯蔵施設事業を実施することとしている。

(注26) 中間貯蔵施設事業の方針 対象年度における用地取得、施設整備、輸送の方針等が定められており、「令和3年度の中間貯蔵施設事業の方針」においては、丁寧な説明を尽くしながら、施設整備の進捗状況、除去土壌等の発生状況に応じて、必要な用地取得を行うこと、受入・分別施設、土壌貯蔵施設、仮設焼却施設及び灰処理施設並びに廃棄物貯蔵施設を安全に稼働することとされ、年度末までに、福島県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域のものを除く。)のおおむね搬入完了を目指すなどとされている。

#### イ 除去土壌等の輸送

除染特別地域における除染等の措置等については国が、除染実施区域における除染等の措置等については市町村等が、それぞれ行うこととされていることから、中間貯蔵施設への輸送は、それぞれ国、市町村等が行うことになる。そして、放射性物質汚染対処特措法によれば、市町村長等から要請があり必要があると認められる場合は、除染実施区域における除染等の措置等を国が代行することとされており、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画」(平成26年11月環境省取りまとめ。以下「輸送基本計画」という。)によれば、中間貯蔵施設への除去土壌の輸送も、市町村長等からの要請により、国が代行することとされている。また、除

染廃棄物については、汚染廃棄物対策地域から生じたものについては国が、除染実施区域から生じたものについては除染実施者である市町村等が、それぞれ輸送を行うとされており、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物については国が輸送を行うとされている。

(注27) 市町村等 国、都道府県、市町村、放射性物質汚染対処特措法第35条第1項第4号の環境省令で定める者又は放射性物質汚染対処特措法第35条第3項の土地等の所有者等

輸送基本計画においては、①輸送を安全かつ確実に実施すること、②輸送を短期間かつ円滑に実施すること及び③輸送を国民及び関係機関の理解と協力の下で実施することが輸送の基本原則とされ、大量の除去土壌等の輸送を安全かつ効率的に実施するために、国が中心となり、除染実施者等と連携して、おおむね1年程度パイロット輸送を実施すること、及び搬出元、輸送ルート、輸送量、輸送時期等を含む一定期間内の実施内容の細目として輸送実施計画を策定することとされている。

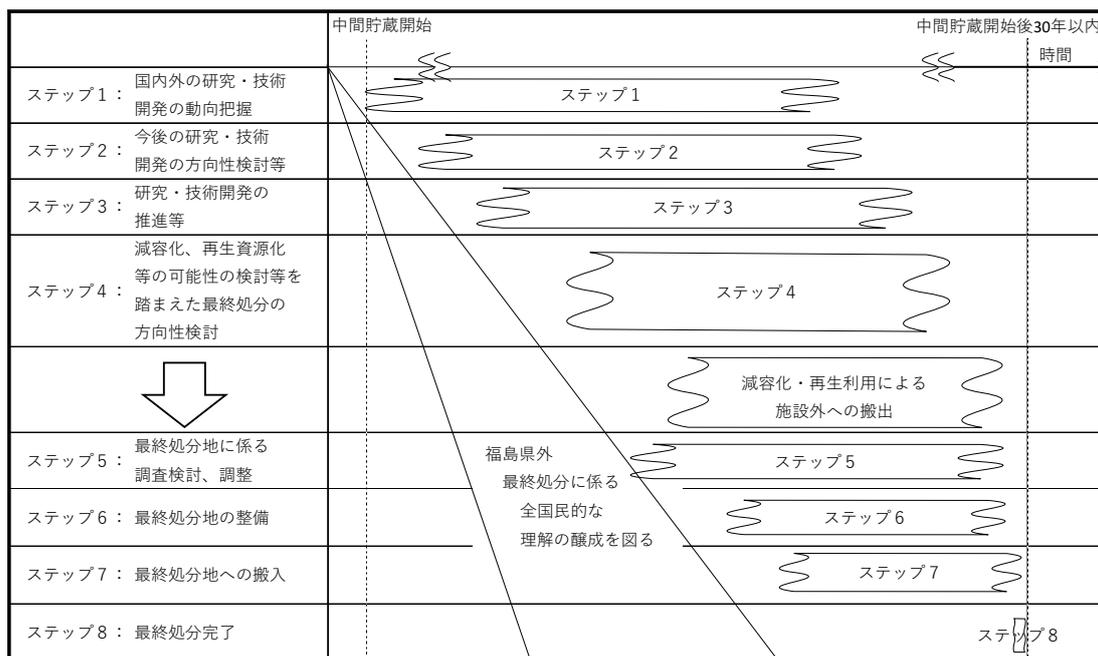
(注28) パイロット輸送 中間貯蔵施設への本格的な輸送に先立ち、福島県内の仮置場等から、それぞれおおむね1,000m<sup>3</sup>程度ずつの除去土壌等を対象として行う輸送

環境省は、輸送基本計画に基づき、輸送実施計画を27年1月に策定し、毎年度、おおむね1年間を計画対象期間として更新している。

#### (4) 放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分の概要

環境省及び復興庁は、26年7月に「中間貯蔵施設等に係る対応について」を示し、中間貯蔵施設に搬入される除去土壌等の福島県外での最終処分に向けて、図表0-7のとおり、ステップ1の国内外の研究・技術開発の動向把握からステップ8の最終処分完了までの八つのステップを進めていくこととしている。

図表0-7 最終処分に向けた八つのステップ



(3)ア(i)のとおり、JESCO法において、国は、福島県内除去土壌等について、「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする」とされた。

そして、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案の採決に当たり、衆議院環境委員会は26年10月31日に、また、参議院環境委員会は同年11月18日に、「中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は最終処分地の選定を検討し、除去土壌等の減容化技術の早期開発等、必要な措置の具体的内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること」などの附帯決議をそれぞれ付している（別図表0-7～別図表0-9参照）。

これらの附帯決議を受けて、環境省は、27年7月に、除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項等について検討を行うために「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」（以下「開発戦略検討会」という。）を設置して検討を開始し、28年4月に、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」（以下「開発戦略」という。）及び「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 工程表」（別図表0-10参照）を取りまとめた。

開発戦略によれば、検討の対象とする除去土壌等は、福島県内における除染等の措

置により生じた除去土壌等及び事故由来放射性物質に汚染された廃棄物（放射能濃度が10万Bq/kgを超えるものに限る。）とされ、その発生見込量（27年1月時点における推計値）は、最大で約2200万 $\text{m}^3$ （除去土壌約2000万 $\text{m}^3$ 、焼却灰約160万 $\text{m}^3$ ）とされた。また、除去土壌の量は、放射能濃度（27年1月時点における推計値）別に、8,000Bq/kg以下が約1000万 $\text{m}^3$ 、8,000Bq/kg超10万Bq/kg以下が約1000万 $\text{m}^3$ 、10万Bq/kg超は約1万 $\text{m}^3$ であると推計されている。

また、開発戦略によれば、①適切な前処理や減容技術の活用により除去土壌等を処理することで放射能濃度の低い土壌等を分離し、管理主体や責任主体が明確となっている一定の公共事業等に限定して再生利用すること及び②この再生利用の対象となる土壌等の量を可能な限り増やすことにより、最終処分量の低減を図ることなどとされている。さらに、除去土壌等の減容・再生利用技術の開発の目標や優先順位を明確にし、処理を実施するための基盤技術の開発を今後10年程度（令和6年度まで）で一通り完了することを目指すとして、今後10年程度（6年度まで）で達成すべき開発戦略の目標（以下「戦略目標」という。）及び中間年度（平成30年度）における目標（以下「中間目標」という。）を設定して開発戦略の進行管理を行うなどとされ、①開発戦略の進行管理、②減容・再生利用技術の開発、③再生利用の推進、④最終処分の方性の検討、⑤全国的な理解の醸成等及び⑥国内外の研究開発機関等との連携等のそれぞれについて取組方針が定められた。そして、「中間年度においては、中間目標の達成状況、それ以降の技術開発や再生利用の見通し等を総合的にレビュー」（以下、このレビューを「中間評価」という。）し、開発戦略の見直し（以下、見直し後の開発戦略を「変更戦略」という。）を行うこととされた。

なお、31年3月に開発戦略の見直しが行われ、変更戦略においては、除去土壌等の発生見込量は除去土壌約1300万 $\text{m}^3$ 及び焼却灰約30万 $\text{m}^3$ （帰還困難区域で発生する除去土壌等を除く。）とされた（後掲第2の5(2)ア(ア) b 参照）。

### 3 これまでの会計検査の実施状況

会計検査院は、福島第一原発事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について検査し、その結果を不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項等として検査報告に掲記するなどしている。これらのうち、令和元年度までの検査報告に掲記した事項等の主なものは、図表0-8に示すとおりとなっている。

図表0-8 福島第一原発事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等に関する主な検査報告掲記事項等

検査報告等	件名等
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（平成24年10月報告）	「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告（25年10月報告）	「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について」(注)
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（25年10月報告）	「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について」
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（25年10月報告）	「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」(注)
平成25年度決算検査報告	「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により発生した指定廃棄物の一時保管及び処理の状況等について」(特定検査対象に関する検査状況)(注)
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（27年3月報告）	「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」(注)
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（27年3月報告）	「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について」
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（28年4月報告）	「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」(注)
平成27年度決算検査報告	「中間貯蔵施設予定地内におけるスクリーニング施設等の築造工事の実施に当たり、柱脚部の施工が設計と相違していて、工事の目的を達していなかったもの」(不当事項)
	「除染事業等の実施に当たり、除染仮置場の造成工事における基礎地盤の沈下を考慮した設計方法や、除染仮置場等の囲い柵の設計風速等について現地の状況を踏まえた設計基準を策定することなどにより、除去土壌等が適切に保管されるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」(意見を表示し又は処置を要求した事項)
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（29年4月報告）	「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」(注)

検査報告等	件名等
平成28年度決算検査報告	「除染作業等に係る事業費の算定が実際の作業量に基づいていなかったため、補助金が過大に交付されていたもの」「除染作業に係る事業費の算定を誤っていたため、補助金が過大に交付されていたもの」 (不当事項)
	「除染事業等の実施に当たり、除染工事等に係る工事費の積算が工事規模の実態に即したものとなるよう、実態調査を行うなどして適切な共通仮設費率及び現場管理費率を設定するとともに、事業の実施主体に対してこれを周知するよう是正改善の処置を求めたもの」(意見を表示し又は処置を要求した事項)
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告(平成30年3月報告)	「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について」
平成30年度決算検査報告	「除染工事等において使用する大型土のうの材料費の積算に当たり、特別調査を活用することにより市場価格を把握して、経済的な積算を行うよう改善させたもの」「廃棄物処理施設において使用する冷却水の調達に当たり、調達費用を適切なものとするよう改善させたもの」(本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項)

(注) 当該報告の所見の概要については別図表0-11参照

#### 4 検査の観点、着眼点、対象及び方法

##### (1) 検査の観点及び着眼点

政府は、福島第一原発事故発生直後の原子力緊急事態宣言の発出、緊急対応の実施に引き続き、平成23年8月に制定された放射性物質汚染対処特措法の枠組みの下、今日まで、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理を推進してきた。

福島第一原発事故から10年が経過して、除染等の進捗とともに、数次にわたる避難指示区域等の見直しを経て、居住制限区域及び避難指示解除準備区域は全て解除された一方で、帰還困難区域において特定復興再生拠点区域の除染等が実施されているところであり、除染、廃棄物処理、中間貯蔵施設事業及び最終処分への取組は、今後更なる加速化が求められている。

会計検査院は、上記の状況を踏まえて、前記要請の福島第一原発事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等に関する各事項(以下「要請事項」という。)について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

##### ア 除染の取組等の状況

除染の取組等の実施状況や効果はどのようになっているか。除染適正化に向けた

取組状況はどのように行われているか。

イ 放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況

放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理はどのように行われているか。放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等に係る仮置場はどのように運用されているか。

ウ 中間貯蔵施設に係る事業の実施状況

中間貯蔵施設に係る用地の取得状況、施設の整備状況、除去土壌等の輸送の実施状況はどのようになっているか。J E S C Oの事業実施状況はどのようになっているか。

エ 放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組状況

放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組の実施状況はどのようになっているか。

なお、要請事項に共通する予算の執行状況についての検査結果を、「第2 検査の結果」の「1 福島第一原発事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等に係る予算の執行状況」においてまとめて記述している。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、23年度から令和元年度末までに環境省等において支出された除染等経費5兆9902億余円及び地方交付税交付金である特別交付税又は震災復興特別交付税の対象となる地方公共団体における除染等経費2243億余円を対象として、環境省の(注29) (注30) 各部局、14府省庁等、J E S C O本社及びJ E S C O中間貯蔵管理センター、国立研究開発法人国立環境研究所(平成27年3月31日以前は独立行政法人国立環境研究所) (注31)、6県及び県内36市町等において計307人日を要して、各種資料の提出を受けてそれらの内容を確認するとともに、担当者等から説明を聴取したり、現地の状況を確認したりするなどして会計実地検査を行った。また、上記以外に、環境省東北地方環境事務所、4省庁、2独立行政法人等及び2県から調書を徴するなどして検査した(これらの府省庁、独立行政法人等、県及び市町村の内訳については別図表0-12参照)。さらに、北海道、東京都、神奈川、新潟両県における放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況について、環境省から資料の提出を受けて検査した。

(注29) 環境省の各部局 環境本省、福島地方環境事務所、関東地方環境事務所

(注30) 14府省庁等 裁判所、内閣府本府、復興庁、財務本省、文部科学本省、厚生労働本省、農林水産本省、国土交通本省、防衛本省、警察庁、

- 国税庁、林野庁、資源エネルギー庁、海上保安庁  
(注31) 6県 岩手、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉各県  
(注32) 4省庁 総務本省、法務本省、公安調査庁、気象庁  
(注33) 2独立行政法人等 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成27年3月31日以前は独立行政法人日本原子力研究開発機構）、独立行政法人環境再生保全機構  
(注34) 2県 山形、群馬両県

## 第2 検査の結果

### 1 福島第一原発事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等に係る予算の執行状況

福島第一原発事故の発生に伴い事故由来放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理等に係る事業の経費には、国の一般会計及び東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）における東日本大震災に係る復旧・復興事業の予算として措置されているもの、一般会計及び復興特会における地方交付税交付金により予算が措置されているもの並びに地方公共団体により予算が措置されているものがある。

上記の事業を実施主体別にみると、各府省庁等が直接実施する事業（請負契約や委託契約による場合を含む。以下「直轄事業」という。）、国以外のものが国から経費の支援等を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）及び地方公共団体が自ら経費を負担して実施する事業（以下「地方単独事業」という。）の三つの事業類型がある。  
(注35)

そして、要請事項に共通する予算の執行状況を直轄事業及び補助事業に係る支出済額計5兆9902億余円と地方単独事業に係る支出済額計2243億余円の別にみると、次の(1)及び(2)のとおりであり、事業類型等別にみると、(3)のとおりである。

(注35) 支出済額 支出済額は、14府省庁等から把握した内容を基に整理しており、直轄事業及び補助事業については支出済額、地方単独事業については、地方公共団体における支出済額と、その財源となるなどしている特別交付税若しくは震災復興特別交付税の算定額又は東京電力から支払われた損害賠償金の額が同額となることから、これらの額を集計している。

#### (1) 直轄事業及び補助事業に係る予算の執行状況

東日本大震災に係る復旧・復興事業の予算は、平成23年度については、一般会計補正予算（第1号）、同（第2号）及び同（第3号）（以下、これらを合わせて「23年度補正予算」という。）で、24年度以降については復興特会で、それぞれ措置されている。

復興庁は、復興特会で実施する復旧・復興事業に係る事業費について、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成28年3月11日閣議決定）等に基づき、「被災者支援」「住宅再建・復興まちづくり」「産業・生業（なりわい）の再生」「原子力災害からの復興・再生」「震災復興特別交付税」「その他（復興債償還費等）」の六つの項目に整理しており、このうち「原子力災害からの復興・再生」に福島第一原発事故の発生に伴い事故由来放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理等に係る事業の経費が含まれる。そこで、23年度補正予算で事

業費が措置された事業のうち、会計検査院において選定した「放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施」等の24年度以降に「原子力災害からの復興・再生」に整理される事業と同種の事業と、24年度から令和元年度までの復興特会で事業費が措置された事業のうち「原子力災害からの復興・再生」に整理される事業の支出済額を示すと、図表1-1のとおり、計5兆9902億余円となっている。そして、このうち要請事項である①「除染の取組等の状況」、②「放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況」、③「中間貯蔵施設に係る事業の実施状況」及び④「放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組状況」に係る支出済額は、計4兆5887億余円となっている（各事業の支出済額等については、別図表1-1～別図表1-14参照）。

なお、国の予算の執行に係る経費のうち、放射性物質汚染対処特措法に基づき国や地方公共団体等が行う汚染土壌等の除染等事業、放射性物質汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設に関する事業（以下、これらの3事業を合わせて「特措法3事業」という。）及び緊急実施除染事業に要した経費については、東京電力が負担すべき経費と（注36）なっていることから、国から東京電力に対して求償を行うこととなっている。

（注36） 求償 放射性物質汚染対処特措法によれば、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関して、放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとされている。このため、特措法3事業に係る費用は、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日閣議決定）等により、放射性物質汚染対処特措法に基づき復興予算として計上した上で、事業実施後に環境省等から東京電力に求償することとされている。また、放射性物質汚染対処特措法が施行される前から緊急的に実施されていた内閣府所管の緊急実施除染事業に係る費用は、「除染に関する緊急実施基本方針」の迅速な実施について」（平成23年8月26日閣議決定）により、原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについては、国が財政支出を行う範囲において、当該原子力事業者に求償することとするとされている。

図表1-1 直轄事業及び補助事業に係る支出済額（令和元年度末現在）

事業等	区分	府省等名	事業 類型	支出済額 (百万円)	要請事項 注(3)				研究 開発 注(4)	そ の 他 注(5)	求償 等の 有無 注(6)	事業分類 注(7)	別 図 表 注(8)
					①	②	③	④					
除染等				4,568,414									
除染の取組等及び除去土壌等の処理に関する事業（直轄）	10府省等 注(2)	直轄事業	1,472,580	○	○			○		有	ア 除染関係事業	1-1	
除染の取組等及び除去土壌等の処理に関する事業（補助）	環境省	補助事業	1,493,532	○	○		○			有	ア 除染関係事業	1-2	
農地除染対策実証事業及び森林除染等実証事業	農林水産省	直轄事業	399 2,135	○	○					有 無	ア 除染関係事業	1-3	
緊急実施除染事業等（直轄）	内閣府	直轄事業	13,624	○	○				○	有	ウ 混在事業	1-4	
緊急実施除染事業（補助）	内閣府	補助事業	201,497	○	○				○	有	ウ 混在事業	1-4	
3府省における放射線量低減のための事業等	内閣府、文部科学、厚生労働両省	直轄事業	195							検	ア 除染関係事業	1-5	
		補助事業	17,981 3,014	○						無			
放射性物質汚染廃棄物処理事業（直轄）	環境省	直轄事業	594,185		○		○			有	イ 廃棄物関係事業	1-6	
放射性物質汚染廃棄物処理事業（補助）	環境省	補助事業	4,476		○		○			有	イ 廃棄物関係事業	1-7	
放射性物質被害林産物処理支援事業	農林水産省	補助事業	2,310		○					有	イ 廃棄物関係事業	1-8	
中間貯蔵施設事業	環境省	直轄事業	683,771		○	○	○	○		有	エ 中間貯蔵施設事業	1-9	
その他	文部科学、農林水産、環境各省等	直轄事業	76,968						○	○	オ その他事業	-	
		補助事業	1,736							無			
ふるさとの復活				734,431									
特定復興再生拠点区域における除染等	環境省	直轄事業	93,563	○	○		○			無	ウ 混在事業	1-10	
道路等の側溝堆積物の撤去等	復興庁	補助事業	5,453		○					無	イ 廃棄物関係事業	1-11	
その他	復興庁	補助事業	635,414						○	無	オ その他事業	-	
食の安全確保・健康不安対策	内閣府、文部科学、厚生労働、農林水産、環境各省等	直轄事業	55,824						○	無	オ その他事業	-	
		補助事業	130,889										
風評被害対策	文部科学、農林水産、経済産業、国土交通各省等	直轄事業	4,468						○	無	オ その他事業	-	
		補助事業	7,480										
損害賠償関連	文部科学省	直轄事業	141,469						○	無	オ その他事業	-	
研究開発拠点整備等	文部科学、農林水産、経済産業、環境各省	直轄事業	38,411						○	無	オ その他事業	-	
		補助事業	109,174										
その他	内閣府、復興庁、文部科学、農林水産、経済産業、環境各省等	直轄事業	181,142						○	無	オ その他事業	-	
		補助事業	18,518										
計				5,990,224									
うち要請事項①～④に係る項目の計				4,588,725									

注(1) 平成23年度は一般会計、24、25両年度は23年度の一般会計の繰越分及び復興特会計上額、26年度以降は復興特会計上額である。

注(2) 「府省等名」欄における「10府省等」は、裁判所、内閣府、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、国土交通、環境、防衛各省を示している。

注(3) ①は「除染の取組等の状況」、②は「放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況」、③は「中間貯蔵施設に係る事業の実施状況」、④は「放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組状況」のうち、各項目の事業内容が該当するものに○を付している。

注(4) 環境省等が実施している調査、研究、実証実験等の研究開発の財源となっている項目に○を付している（別図表1-13及び別図表1-14参照）。

注(5) 「その他」欄は帰還に向けた環境整備、原発避難者向け災害公営住宅の整備等の要請事項の①から④までに該当しない事業内容が含まれているものに○を付している。

注(6) 「有」は東京電力に求償若しくは賠償請求しているもの又は今後求償する予定となっているもの、「検」は求償の要否を検討するとしているもの、「無」は求償しないとしているもの又は賠償請求しないとしているものを示している（別図表1-12参照）。

注(7) 「事業分類」欄における「ア 除染関係事業」「イ 廃棄物関係事業」「ウ 混在事業」「エ 中間貯蔵施設事業」「オ その他事業」については、後述(3)参照

注(8) 別図表において内訳を示している項目にそれぞれの別図表番号を示している。

## (2) 地方単独事業に係る予算の執行状況等

地方公共団体の予算の執行に係る経費のうち、福島第一原発事故に伴い実施する地方単独事業の経費については、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定）によれば、地方負担分について地方交付税の加算を行うなどにより確実に地方の復興財源の手当を行うとされており、特別交付税又は震災復興特別交付税の算定の対象となっている。また、福島第一原発事故と相当因果関係がある損害等が生ずるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば<sup>(注37)</sup>東京電力に対する賠償請求の対象となっている。このことを踏まえて、地方公共団体が平成23年度から令和元年度までの間に福島第一原発事故に伴い実施した地方単独事業を、更に特別交付税又は震災復興特別交付税の算定の対象としている事業（以下「地方単独事業（地方交付税交付金）」という。）と、特別交付税又は震災復興特別交付税の算定の対象としておらず、東京電力から損害賠償金が支払われている事業（以下「地方単独事業（東京電力賠償請求）」という。）の二つに区分すると、図表1-2のとおり、地方単独事業（地方交付税交付金）は計632億余円、地方単独事業（東京電力賠償請求）は計1610億余円、合計2243億余円となっている（都道府県別の状況等については別図表1-15～別図表1-17参照）。

(注37) 賠償請求 文部科学省に設けられた原子力損害賠償紛争審査会が原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第18条第2項第2号の規定に基づく指針として平成23年8月に策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」によれば、「本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考える」とされている。そして、東京電力は、同中間指針等を踏まえて25年7月、29年5月及び令和2年4月に作成した「地方公共団体さまへの賠償に係るご案内」において、水道・工業用水道事業、下水道・集落排水事業、廃棄物処理事業、農畜産物等に係る検査費用、追加的費用、営業損害等の賠償項目について、必要かつ合理的な範囲が賠償対象となるとし、また、除染費用については、「放射性物質汚染対処特措法にもとづき適切に対応」として、これらに係る賠償金の請求を受け付けてとしている。これらを踏まえて、地方公共団体は、上記費用のうち自ら実施する事業に係る費用について、東京電力に対して賠償請求を行っている。

図表1-2 地方単独事業に係る支出済額（平成23年度～令和元年度）（単位：百万円）

区分	特別交付税の種類	項目 注(4)	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計	事業分類 注(5)	別図表注(6)
地方単独事業 (地方交付税交付金)	特別交付税 注(2)	除染	525	813	35	31	6	1	0	-	-	1,414	ウ 混在事業	1-15
		風評被害等	4,120	1,596	947	727	630	521	459	423	435	9,862	オ その他事業	
		周辺地域対策	1,368	434	254	381	238	214	204	224	209	3,531		
	小計	6,014	2,845	1,236	1,140	876	737	663	648	645	14,808			
	震災復興特別交付税 注(3)	除染	814	2,967	330	1,117	257	125	9	2	2	5,627	ウ 混在事業	
		風評被害等 子ども環境整備	3,903	6,239	5,787	4,666	2,971	2,479	2,251	2,242	2,419	32,961	オ その他事業	
小計		4,717	10,675	7,550	6,931	4,251	4,023	3,508	3,375	3,417	48,451			
計		10,731	13,520	8,786	8,071	5,128	4,761	4,171	4,024	4,063	63,259			
地方単独事業 (東京電力賠償請求)		除染	-	-	-	-	166	230	418	114	44	974	ア 除染関係事業	1-17
		廃棄物	-	699	1,248	2,098	2,000	3,326	5,047	1,952	1,138	17,512	イ 廃棄物関係事業	
		上水道	-	1,661	4,352	3,286	4,967	3,839	1,439	1,783	509	21,840		
		下水道	64	4,118	3,260	8,496	8,347	21,794	9,821	4,797	1,795	62,496		
		上下水将来分	-	-	-	-	-	668	284	121	44	1,119		
		農畜産	-	0	273	358	675	381	320	109	81	2,199	オ その他事業	
		食品、給食、 牧草等検査	-	205	958	782	1,015	839	580	308	327	5,017		
		その他	-	5	4,482	7,906	8,406	8,862	6,128	6,683	7,429	49,904		
計	64	6,690	14,577	22,927	25,580	39,942	24,042	15,870	11,371	161,066				
地方公共団体計											224,326			

注(1) 平成23年度から令和元年度までに係る支出済額は、地方単独事業（地方交付税交付金）については、特別交付税又は震災復興特別交付税の算定額を集計しており、地方単独事業（東京電力賠償請求）については、東京電力から支払われた損害賠償金の額を集計している。

注(2) 「特別交付税」は、特別交付税のうち通常の地方交付税交付金の財源等の枠組みにより交付される特別交付税を示している。

注(3) 「震災復興特別交付税」は、時限的な税制措置を講ずることなどにより、特別に財源を確保した上で、東日本大震災の災害復旧事業等に係る道府県及び市町村の負担額等について対処するために交付される特別交付税を示している。

注(4) 「項目」欄は、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）において、特別の財政需要として特別交付税の算定の対象となると定められた項目又は東京電力の賠償項目を示している。

注(5) 「事業分類」欄における「ア 除染関係事業」「イ 廃棄物関係事業」「ウ 混在事業」「オ その他事業」については、後述(3)参照

注(6) 別図表において内訳を示している項目にそれぞれの別図表番号を示している。

### (3) 事業分類別及び事業類型別の予算の執行状況

(1)及び(2)のとおり、要請事項に共通する予算は、直轄事業、補助事業又は地方単独事業の三つの事業類型のいずれかで執行されており、地方単独事業は更に地方単独事業（地方交付税交付金）又は地方単独事業（東京電力賠償請求）の二つに区分できる。これらの事業を、その内容により、次のアからオまでの五つの事業分類により整理して、予算の執行状況を示すと、次のとおりである（以下、アからオまでの五つの事業を合わせて「除染関係事業等5事業」という。）。

ア 除染等の措置等として実施される事業（以下「除染関係事業」という。）

イ 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理として実施される事業（以下「廃棄物関係事業」という。）

ウ 除染関係事業と廃棄物関係事業を合わせて実施される事業（以下「混在事業」という。）

エ 中間貯蔵施設の整備や運営等に伴って実施される事業（以下「中間貯蔵施設事業」という。）

オ アからエまでの事業以外の「食の安全確保・健康不安対策」「風評被害対策」「子ども環境整備」等の事業（以下「その他事業」という。）

除染関係事業等5事業に係る平成23年度から令和元年度までの間の予算の執行状況をみると、支出済額は合計6兆2145億余円となっており、これを上記の事業分類別及び事業類型別にみると、図表1-3及び図表1-4のとおり、「ア 除染関係事業」が計2兆9908億余円（合計6兆2145億余円に占める割合48.1%）、「イ 廃棄物関係事業」が計7093億余円（同11.4%）、「ウ 混在事業」が計3157億余円（同5.1%）、「エ 中間貯蔵施設事業」が計6837億余円（同11.0%）、「オ その他事業」が計1兆5148億余円（同24.4%）となっている。

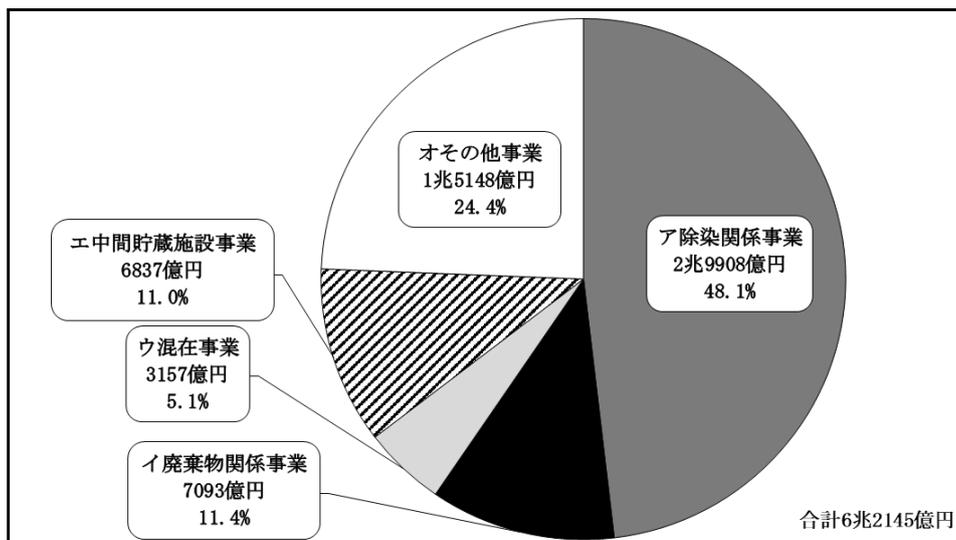
図表1-3 事業分類別及び事業類型別の支出済額等（令和元年度末現在）

事業分類	事業類型	支出済額 (百万円) 注(1)	全体に占める割合 (%)	求償・賠償 の有無	前述 注(2)
ア 除染関係事業	直轄事業	1,475,311	48.1	一部有	
	補助事業	1,514,529		一部有	
	地方単独事業（地方交付税交付金）	-			
	地方単独事業（東京電力賠償請求）	974		有	
	計	2,990,816			
イ 廃棄物関係事業	直轄事業	594,185	11.4	有	
	補助事業	12,241		一部有	
	地方単独事業（地方交付税交付金）	-			
	地方単独事業（東京電力賠償請求）	102,969		有	
	計	709,396			
ウ 混在事業	直轄事業	107,188	5.1	一部有	
	補助事業	201,497		有	
	地方単独事業（地方交付税交付金）	7,042		一部有	
	地方単独事業（東京電力賠償請求）	-			
	計	315,727			
エ 中間貯蔵施設事業	直轄事業	683,771	11.0	有	
オ その他事業	直轄事業	498,284	24.4		
	補助事業	903,214			
	地方単独事業（地方交付税交付金）	56,217			
	地方単独事業（東京電力賠償請求）	57,121		有	
	計	1,514,837			
合計	直轄事業	3,358,741			(1)
	補助事業	2,631,482			(2)
	地方単独事業	224,326			
	地方単独事業（地方交付税交付金）	63,259			
	地方単独事業（東京電力賠償請求）	161,066			
	計	6,214,550			

注(1) 「支出済額」欄には、直轄事業及び補助事業については支出済額、地方単独事業（地方交付税交付金）については特別交付税又は震災復興特別交付税の算定額、地方単独事業（東京電力賠償請求）については東京電力から支払われた損害賠償金の額をそれぞれ記載している。

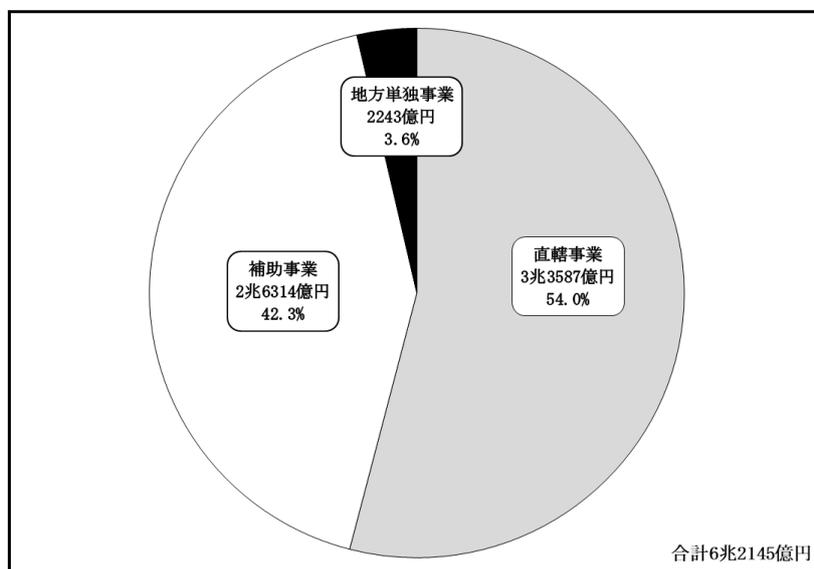
注(2) (1)及び(2)において前述しているものにそれぞれの記述箇所を示している。

図表1-4 事業分類別の支出済額（令和元年度末現在）



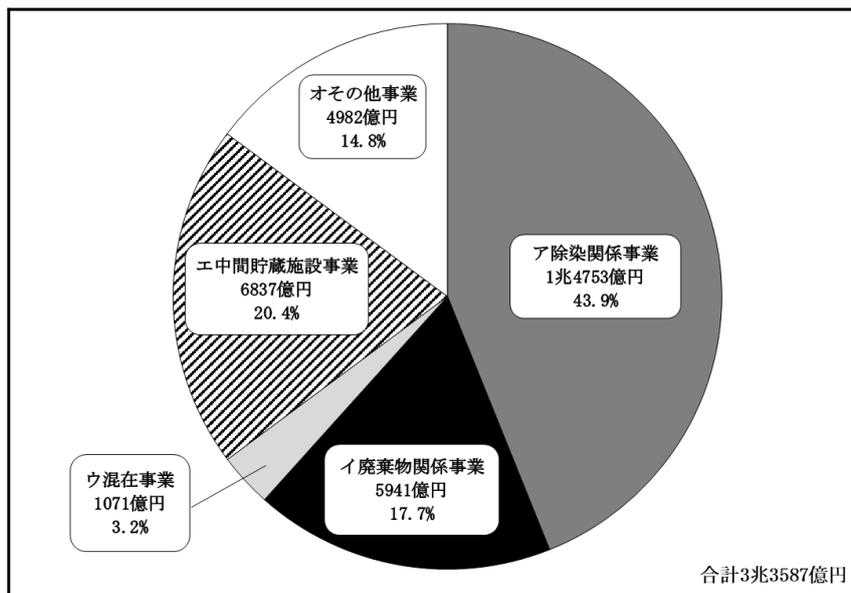
除染関係事業等5事業に係る支出済額について事業類型別にみると、図表1-5のとおり、直轄事業が計3兆3587億余円（合計6兆2145億余円に占める割合54.0%）、補助事業が計2兆6314億余円（同42.3%）、地方単独事業が計2243億余円（同3.6%）となっている。

図表1-5 事業類型別の支出済額（令和元年度末現在）



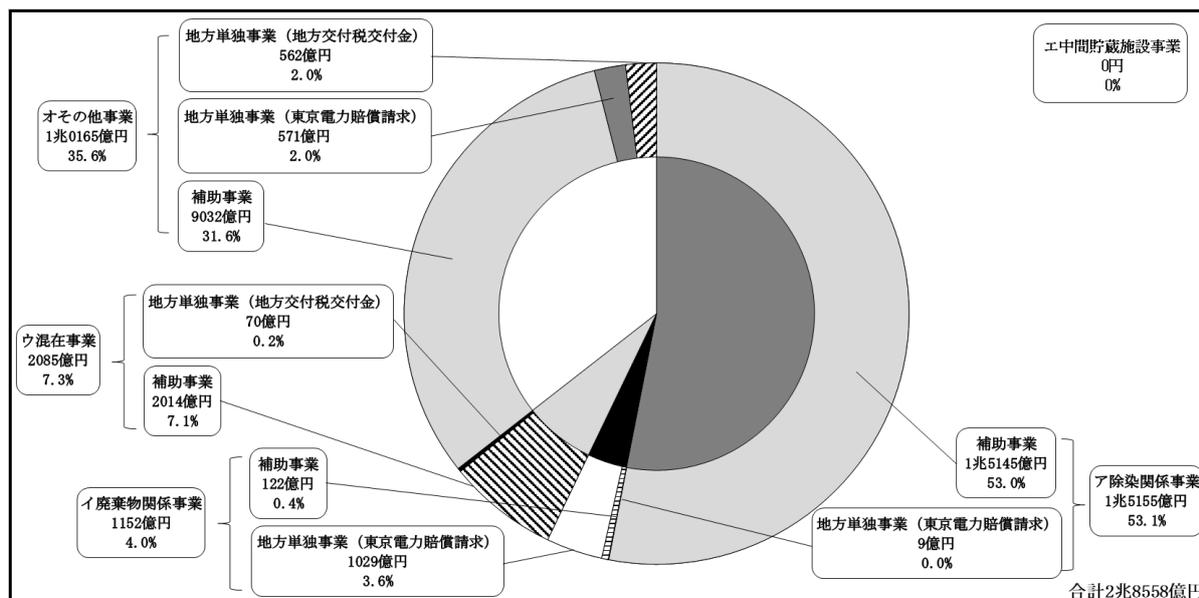
直轄事業に係る支出済額について、前記のアからオまでの事業分類別にみると、図表1-6のとおり、「ア 除染関係事業」が計1兆4753億余円（合計3兆3587億余円に占める割合43.9%）、「イ 廃棄物関係事業」が計5941億余円（同17.7%）、「ウ 混在事業」が計1071億余円（同3.2%）、「エ 中間貯蔵施設事業」が計6837億余円（同20.4%）、「オ その他事業」が計4982億余円（同14.8%）となっている。

図表1-6 直轄事業における事業分類別の支出済額（令和元年度末現在）



また、地方公共団体を含めた国以外のものが実施する事業（補助事業及び地方単独事業）に係る支出済額について、前記の事業分類別及び事業類型別にみると、図表1-7のとおり、「ア 除染関係事業」が計1兆5155億余円（合計2兆8558億余円に占める割合53.1%）、「イ 廃棄物関係事業」が計1152億余円（同4.0%）、「ウ 混在事業」が計2085億余円（同7.3%）、「エ 中間貯蔵施設事業」が0円（同0%）、「オ その他事業」が計1兆0165億余円（同35.6%）となっている。

図表1-7 地方公共団体を含めた国以外のものが実施する事業における事業分類別及び事業類型別の支出済額（令和元年度末現在）



## 2 除染の取組等の状況

### (1) 除染の取組等の実施状況

#### ア 除染特別地域における除染等の実施状況

##### (ア) 環境本省及び福島地方環境事務所の体制整備等

環境本省では、福島第一原発事故発生後、放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理についての検討が大臣官房廃棄物・リサイクル対策部において、放射性物質による環境の汚染への対処（除染及び中間貯蔵施設整備の推進全般）についての検討が水・大気環境局においてそれぞれ開始された。その後、平成25年9月には、復興庁等との連携を図り、除染、廃棄物処理及び中間貯蔵施設整備に関する技術的事項を総括する放射性物質汚染対処技術統括官が設置され、29年7月には、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、水・大気環境局及び放射性物質汚染対処技術統括官の3部局に所掌がまたがっていた除染、廃棄物処理及び中間貯蔵施設整備の業務を一元的に所掌する環境再生・資源循環局が新設された。

また、環境省は、24年1月の放射性物質汚染対処特措法の全面施行に伴い、除染を推進するとともに汚染された廃棄物の処理を進めるために、東北地方環境事務所の管理の下に、その所掌事務の一部を処理する担当官を配置する事務所として福島環境再生事務所を福島市内に設置し、その後、現地の意思決定の迅速化及び体制強化のために、29年7月に、同事務所を他の地方環境事務所と同格の地方環境事務所として位置付けて、福島地方環境事務所とした。

福島地方環境事務所は、除染特別地域での除染や除去土壌等の適正管理を推進するための事業、汚染された廃棄物の処理事業、これらに必要な除染特別地域の11市町村との調整実務等を実施しており、また、岩手、宮城、福島各県内の市町村が行う除染の計画や事業内容についての相談・調整等も実施している。なお、東北地方環境事務所は、青森、岩手、宮城、秋田、山形各県内で汚染された廃棄物が発生した場合の処理に関する事項について、関東地方環境事務所は、東京都、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉各県内の市区町村が行う除染に関する事項及び東京都、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、静岡各県内で汚染された廃棄物が発生した場合の処理に関する事項についてそれぞれ担当している。

##### (イ) 除染モデル実証事業、先行除染等の実施状況

国は、効率的、効果的な除染方法の開発や作業員の安全確保の方策を確立する

ことなどを目的として除染モデル実証事業を実施したり、除染の活動拠点となる施設等を先行的に除染することなどを目的として先行除染を実施したりなどしている。

内閣府、農林水産、環境、防衛各省が実施した除染モデル実証事業、先行除染等の実施状況をみると、図表2-1のとおり、支払金額は計223億余円、除染実施数量は面積計449.5ha及び道路延長計300m、除去土壌の発生量は計約9万<sup>3</sup>m、除染廃棄物の発生量は計約3万<sup>3</sup>mとなっている（事業等別の実施状況については別図表2-1～別図表2-5参照）。

図表2-1 除染モデル実証事業、先行除染等の実施状況

事業等名	府省名	除染実施市町村	期間	支払金額 (百万円)	除染実施数量	発生量 (m <sup>3</sup> )	
						除去 土壌	除染 廃棄物
除染モデル実証事業	内閣府	田村、南相馬両市、川俣、広野、檜葉、富岡各町、川内村、大熊、浪江両町、葛尾、飯館両村 (注)	平成23年9月～24年8月	11,993	208.4 ha	38,292	13,687
陸上自衛隊による役場の先行除染	防衛省	檜葉、富岡、浪江各町、飯館村	23年12月	(環境省が購入した資機材の額) 159	5.4 ha	1,475	424
先行除染	環境省	田村、南相馬両市、川俣、檜葉、富岡各町、川内村、大熊、浪江両町、葛尾、飯館両村	24年1月～26年3月	7,471	195.6 ha	26,843	13,118
農地除染対策実証事業	農林水産省	川俣町及び飯館村	24年2月～25年1月	2,135	40.0 ha	30,606	2,699
常磐自動車道除染モデル実証事業	環境省	富岡、双葉、浪江各町	24年3月～7月	586	300 m	774	365
計				22,346	面積 449.5 ha 道路延長 300 m	97,990	30,293

(注) 除染特別地域に含まれていない広野町に係る除去土壌等の発生量は6,307<sup>3</sup>mであり、除去土壌と除染廃棄物それぞれの発生量を把握できないことから、全て除去土壌の発生量に含めている。

(ウ) 面的除染等の実施状況

a 面的除染及び常磐自動車道の除染の実施状況

第1の2(2)ア(ア) dのとおり、基本方針によれば、除染特別地域内の土壌等の除染等の措置は環境省が行うとされており、環境省は、除去土壌等の発生推計量に見合う仮置場（以下、除去土壌等を保管するための仮置場を「除染仮置場」という。）が確保されていたり、その見込みが立っていたりする箇所の周辺地区から順次除染の工事を発注して、除染に着手することにした（以下、除

染モデル実証事業、先行除染等を踏まえて、環境省が本格的に実施した広域的な除染を「面的除染」という。)

環境省は、面的除染の実施に当たって、特別地域内除染実施計画に定めた次の目標の達成に向けて、除染を行うこととしている。

- ① 追加被ばく線量が20mSv/年以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すものとする。
- ② 追加被ばく線量が20mSv/年未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が1mSv/年以下となることなどを目指すものとする。

面的除染は、24年7月に田村市、檜葉町及び川内村で、同年8月に飯舘村で、25年3月に川俣町及び葛尾村で、同年6月に南相馬市及び大熊町で、同年8月に富岡町で、同年10月に浪江町で、27年4月に双葉町でそれぞれ開始されており、24年12月からは常磐自動車の除染が開始されている。そして、28年度末までに除染特別地域の11市町村全てにおいて、帰還困難区域を除き面的除染が完了した。

面的除染完了年度までの面的除染等の実施状況をみると、図表2-2のとおり、実施数量は住宅、公共施設等（学校、公園、墓地及び大型施設を含む。以下同じ。）計23,047件、農地・牧草地（果樹園を含む。以下同じ。）計約8169万㎡、森林（法面、草地及び芝地を含む。以下同じ。）計約7603万㎡、道路計約1473万㎡で、住宅、公共施設等を除く実施総面積は計約1億7247万㎡となっている。

そして、原子力災害対策本部長は、第1の2(1)エに示した避難指示解除の要件を満たしたとして、26年3月から令和2年1月までの間に11市町村長に対して避難指示解除の指示を行い、これを受けて、11市町村長は、図表2-2のとおり、平成26年4月1日から令和2年3月4日までの間に居住制限区域及び避難指示解除準備区域を全て解除した。

図表2-2 面的除染等の実施状況及び避難指示解除の状況

市町村等名	面的除染等		居住制限区域 解除年月日	避難指示解除準備区域 解除年月日	住宅、公共施設等 (件)	実施数量			
	開始年月	完了年月				農地・牧草地 (㎡)	森林 (㎡)	道路 (㎡)	実施総面積 (㎡)
田村市	平成24年7月	25年6月		26年4月1日	150	1,434,959	2,754,318	294,737	4,484,014
南相馬市	25年6月	29年3月	28年7月12日		4,658	15,920,261	14,881,761	2,669,540	33,471,562
川俣町	25年3月	27年12月	29年3月31日		452	4,764,196	7,239,600	684,580	12,688,376
檜葉町	24年7月	26年3月		27年9月5日	2,625	8,140,673	7,164,270	1,675,212	16,980,155
富岡町	25年8月	29年1月	29年4月1日		6,204	7,484,010	7,899,491	1,678,400	17,061,901
川内村	24年7月	26年3月	28年6月14日	26年10月1日	161	1,331,400	2,009,504	380,414	3,721,318
大熊町	25年6月	26年3月	31年4月10日		213	1,684,840	1,952,095	306,996	3,943,931
双葉町	27年4月	28年3月		令和2年3月4日	97	1,035,000	62,000	84,200	1,181,200
浪江町	25年10月	29年3月	平成29年3月31日		5,910	14,025,920	4,851,891	2,086,200	20,964,011
葛尾村	25年3月	27年12月	28年6月12日		476	4,720,660	6,658,633	946,150	12,325,443
飯舘村	24年8月	28年12月	29年3月31日		2,101	21,151,876	20,564,508	3,272,421	44,988,805
常磐自動車道	24年12月	25年6月			-	-	-	659,736	659,736
計					23,047	81,693,795	76,038,071	14,738,586	172,470,452

注(1) 帰還困難区域に係る除染は含まない。

注(2) 川内村の居住制限区域については、平成26年10月1日に避難指示解除準備区域に見直された後、28年6月14日に避難指示解除準備区域の指定が解除された。

注(3) 田村市、檜葉、双葉両町には、居住制限区域に指定された区域はない。

注(4) 常磐自動車道について、このほかに側溝の除染を79km実施している。

面的除染等に係る契約件数、支払金額及び除去土壌等の発生量をみると、図表2-3のとおり、計33件、計8602億余円、除去土壌計約556万㎡及び除染廃棄物計約271万㎡となっている。

図表2-3 面的除染等に係る契約件数、支払金額及び除去土壌等の発生量

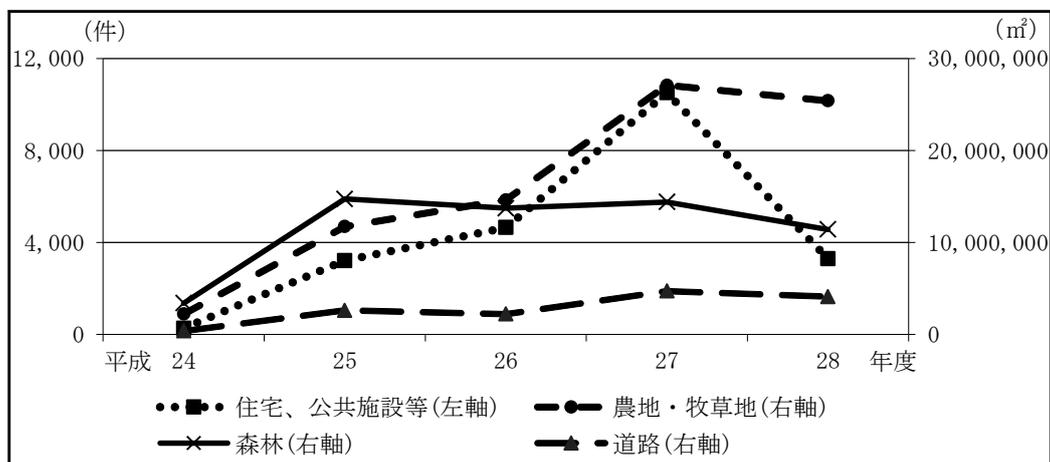
市町村等名	契約件数 (件)	支払金額 (百万円)	発生量 (㎡)	
			除去土壌	除染廃棄物
田村市	1	6,478	11,134	33,656
南相馬市	5	138,557	395,119	564,011
川俣町	3	80,197	360,688	166,491
檜葉町	2	41,009	316,064	141,248
富岡町	4	178,846	1,208,076	337,817
川内村	2	8,970	29,768	55,787
大熊町	1	7,560	115,187	61,506
双葉町	1	1,175	109,365	9,412
浪江町	4	100,215	990,520	289,850
葛尾村	2	58,713	381,291	298,222
飯舘村	7	236,187	1,647,899	748,692
常磐自動車道	1	2,368	4,371	8,523
計	33	860,280	5,569,482	2,715,215

注(1) 市町村等ごとの面的除染等の完了年度までの契約件数、支払金額及び除去土壌等の発生量を集計している。

注(2) 面的除染に係る契約には廃棄物処理に係る事業を含めている場合があり、支払金額には廃棄物処理に係る金額も含まれる。

また、面的除染の地目等別の実施状況について、年度別の実施数量をみると、図表2-4のとおり、住宅、公共施設等及び農地・牧草地については平成27年度が最も多く、森林及び道路については25年度から28年度まで同程度となっている。

図表2-4 面的除染の年度別の実施数量の推移（平成24年度～28年度）



帰還困難区域については、令和元年12月20日に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」によれば、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、対応を検討する必要がある。このため、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域について、各地方公共団体の実態や意見を踏まえて、土地活用のあり方等も含めて検討を進める必要がある」とされている（「特定復興再生拠点区域における除染の実施状況」については、ウにおいて後述する。）。

そして、原子力災害対策本部は、2年12月25日に、「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」において、「地元自治体の強い意向がある場合に、拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に限定して適用される」とした上で、個別の土地活用案件ごとに、「空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること及び土地活用を行う者等によって、必要な環境整備が実施されていることが確認できた場合、地元との十分な協議の上で、避難指示を解除する」とする仕組みを提示し、「帰還困難区域を抱える自治体の状況はそれぞれ大きく異なり、拠点区域外の復興・再生に向けた意向も異なるため、国は、各自治体の意向を十分に尊重し、

この仕組みを運用していく」としている。

b フォローアップ除染等の実施状況

環境省は、平成25年9月の「除染の進捗状況についての総点検」において、除染実施後に除染後における効果が維持されているか確認し、「新たに汚染が特定された地点や仮に取り残しがあった地点があった場合は、放射線量の水準等に応じ、フォローアップの除染を行う」としている。そして、除染に係る事項について検討するために設置された環境回復検討会において27年12月に示された「フォローアップ除染の考え方について」によれば、「フォローアップ除染」について、次の考え方により取り組むこととされている。

- ① 除染後における効果が維持されていない箇所が確認された場合に、個々の現場の状況に応じて原因を可能な限り把握し、合理性や実施可能性を判断した上で実施することを基本とする。
- ② 政府の長期的な目標である追加被ばく線量が1mSv/年以下となることが確認できる場合にはフォローアップ除染の検討対象とはしない。
- ③ 居住制限区域においては、除染後も宅地内で年間積算線量が20mSv以下となることを確実に満たすとはいけない場合に、その原因となっている箇所に限定して、後述する事後モニタリングを待たずに面的除染直後にフォローアップ除染を実施する。

環境省は、上記の考え方にに基づき、除染実施後において、除染後における効果が維持されていない箇所に対して、フォローアップ除染を実施している。

また、環境省は、面的除染の実施時には関係人の同意が得られずに除染が実施できなかった場合であっても、その後関係人の同意が得られた場合は除染を実施している。

面的除染完了後のフォローアップ除染等の実施状況をみると、図表2-5のとおり、実施数量は住宅、公共施設等計745件、農地・牧草地計約1659万㎡、森林計約400万㎡、道路計約94万㎡で、住宅、公共施設等を除く実施総面積は計約2154万㎡となっている。

図表2-5 フォローアップ除染等の実施状況

市町村名	住宅、公 共施設等 (件)	実施面積 (㎡)			実施総面積 (㎡)
		農地・牧草地 (㎡)	森林 (㎡)	道路 (㎡)	
南相馬市	71	2,062,098	1,434,504	377,194	3,873,797
川俣町	-	1,430,195	148,050	28,674	1,606,919
檜葉町	170	186,702	276,034	54,265	517,001
富岡町	348	579,413	811,440	18,514	1,409,367
川内村	9	-	133,628	-	133,628
大熊町	3	1,578	-	-	1,578
双葉町	-	-	187,053	-	187,053
浪江町	117	66,360	297,007	440,514	803,881
葛尾村	-	997,020	219,127	-	1,216,147
飯館村	27	11,270,551	496,710	27,170	11,794,431
計	745	16,593,918	4,003,554	946,331	21,543,804

そして、市町村別のフォローアップ除染等に係る契約件数、支払金額及び除去土壌等の発生量をみると、図表2-6のとおり、計19件、計2108億余円、除去土壌計約68万㎡及び除染廃棄物計約30万㎡となっている。

図表2-6 フォローアップ除染等に係る契約件数、支払金額及び除去土壌等の発生量

市町村名	契約件数 (件)	支払金額 (百万円)	発生量 (㎡)	
			除去土壌	除染廃棄物
南相馬市	3	59,367	44,908	9,138
川俣町	2	10,497	73,313	19,110
檜葉町	4	27,623	381,643	213,616
富岡町	2	11,404	16,937	11,722
川内村	2	1,795	3,668	1,852
大熊町	1	11,147	29,273	13,311
双葉町	1	7,302	18,042	293
浪江町	2	56,144	60,340	10,334
葛尾村	1	18,522	4,715	3,673
飯館村	1	7,020	47,191	24,481
計	19	210,824	680,030	307,530

(注) 図表2-3に掲げた面的除染等に係る契約においてフォローアップ除染等を実施している場合があるが、支払金額及び発生量はフォローアップ除染等に係るもののみを集計している。

### c 空間線量率の監視

環境省は、23年12月14日に、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の方法等を体系的に取りまとめた「除染関係ガイドライン」を策定して公表している

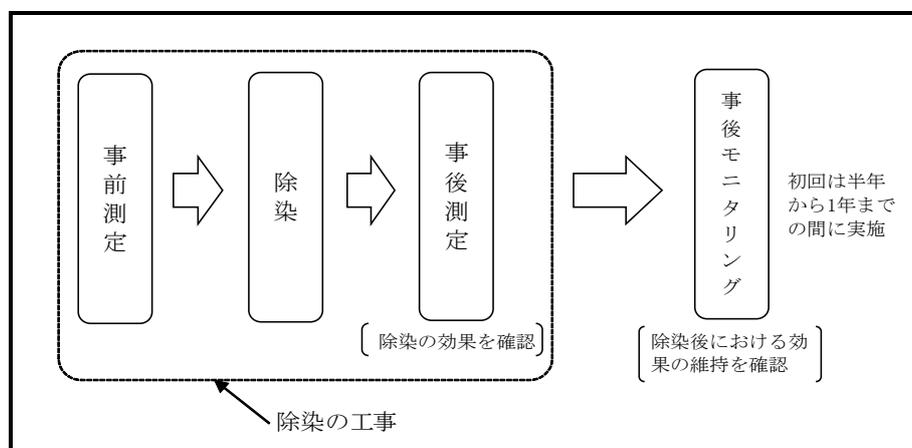
(最終改定30年3月)。そして、同ガイドラインによれば、除染の実施に当たっては、除染の効果を確認するために、除染の作業の開始前と終了後に空間線量率等を測定することとされており、測定箇所については、人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所等（例えば、戸建住宅の場合は2点から5点程度）を設定することとされている。また、放射性物質の放射能は、時間の経過とともに自然減衰したり、降雨等の自然要因による放射性物質の移動等に伴い減少する効果（以下「ウエザリング」という。）があったりするとされている。

環境省は、除染の実施に当たり、除染の工事に係る特記仕様書等において、事前測定として、除染の作業の開始前に、地表面から1mの高さの位置での空間線量率等を測定し、事後測定として、除染の作業の終了後に、事前測定と同一箇所かつ同一位置で空間線量率等を測定することを定めている。ただし、事後測定の結果が事前測定を下回っていない場合であっても、仕様書に沿って除染の作業を実施していれば契約の履行としては完了とされることになっている。

また、環境省は、除染後における効果が一定期間以上維持されているかを確認するために、事後モニタリングとして、除染の作業の終了後、初回は除染作業終了後約半年から1年までの間に、その後は必要に応じて、広域的な範囲を対象に別途発注して事前測定及び事後測定と同一箇所かつ同一位置で空間線量率等を測定することにしており、この事後モニタリングは30年度まで実施された。

上記の事前測定、事後測定及び事後モニタリングの流れを示すと、図表2-7のとおりである。

図表2-7 事前測定、事後測定及び事後モニタリングの流れ



そして、環境省が25年度から30年度までの間に除染特別地域において実施し

た事後モニタリングは、図表2-8のとおり、契約件数計29件、契約金額計70億0486万余円、これらに係る測定延べ箇所数は合計1,737,742か所となっている。

図表2-8 事後モニタリングの実施状況（平成25年度～30年度）

測定箇所 市町村名	契約 件数 (件)	契約金額 (千円)	測定延べ箇所数（か所）				
			住宅、公共 施設等	農地・牧草 地	森林	道路	計
田 村 市	2	137,181	11,513	8,837	12,725	4,693	37,768
南相馬市	3	1,395,036	205,917	93,024	37,226	43,521	379,688
川 俣 町	3	266,760	15,191	19,713	16,238	7,702	58,844
檜 葉 町	3	969,840	139,153	23,244	16,166	20,303	198,866
富 岡 町	3	1,233,144	186,348	38,285	40,185	51,057	315,875
川 内 村	3	216,216	10,591	10,083	6,394	25,840	52,908
大 熊 町	2	113,832	7,833	4,029	6,271	4,837	22,970
双 葉 町	1	29,376	1,566	2,311	411	1,601	5,889
浪 江 町	3	1,306,800	217,734	51,843	13,794	41,080	324,451
葛 尾 村	3	521,283	63,605	30,578	28,483	26,483	149,149
飯 館 村	3	815,400	86,159	42,972	35,609	26,594	191,334
計	29	7,004,868	945,610	324,919	213,502	253,711	1,737,742

そして、環境省は、除染特別地域において実施した23年11月から28年11月までの事前測定の結果、23年12月から29年11月までの事後測定の結果、26年10月から30年8月までの事後モニタリングの結果（各市町村において広域的な範囲で実施している最新の結果）に基づき、除染による地表面から1mの高さの空間線量率の低減効果を評価して、その結果を「除染・事後モニタリングの結果」として公表している。

環境省が公表した評価結果によれば、図表2-9のとおり、事前測定からの空間線量率の低減した割合（以下「低減率」という。）は、事後測定においては、住宅、公共施設等は60%、農地・牧草地は59%、森林は30%、道路は44%となっていることから、除染の効果を確認することができたとされている。また、事後モニタリングにおいては、住宅、公共施設等は76%、農地・牧草地は72%、森林は55%、道路は64%となっていることから、事後モニタリングの時点まで除染後における効果が維持されていることを確認することができたとされている。

図表2-9 環境省が公表した低減効果

地目等	対象箇所数(か所)	事前測定における平均空間線量率(μSv/h)	事後測定における平均空間線量率(μSv/h)	低減率(A-B)/A(%)	事後モニタリングにおける平均空間線量率(μSv/h)	低減率(A-D)/A(%)
		A	B	C	D	E
住宅、公共施設等	261,153	1.39	0.56	60	0.33	76
農地・牧草地	119,226	1.45	0.59	59	0.41	72
森林	93,938	1.59	1.11	30	0.72	55
道路	86,915	1.21	0.67	44	0.44	64
計	561,232			平均 52		平均 70

(注) 環境省公表資料を基に会計検査院が作成した。

そこで、会計検査院において、環境省から、上記の評価に用いた事前測定、事後測定及び事後モニタリングに係る測定データの提出を受けて、上記の評価について検証したところ、次のような結果となった。

(a) 測定箇所別の低減率による検証結果

測定箇所ごとに、事前測定、事後測定及び事後モニタリングの空間線量率を比較して集計したところ、図表2-10のとおり、対象箇所数561,232か所(事後モニタリングを実施した延べ箇所数1,737,742か所のうち同一箇所かつ同一位置で事前測定及び事後測定を実施していて比較可能な箇所)のうち、事後測定の結果が事前測定を下回っていないものが計12,894か所(対象箇所数の2.2%。同図表のパターン④)、事後モニタリングの結果が事後測定を下回っていないものが計50,004か所(同8.9%。同図表のパターン③49,749か所及びパターン⑧255か所の合計)見受けられた。環境省によれば、これらは、測定環境の影響や、水みち、雨だれ等の地形的要因等による局所的な空間線量率の変動等の影響によると考えられるとのことであったが、これらの影響を定量的に把握するのは困難であり、同省においても把握していないことから、除染の効果又は除染後における効果の維持が確認できなかった。

図表2-10 事前測定、事後測定及び事後モニタリングの比較（単位：か所）

比較等	対象 箇所数	事後測定が 事前測定を 下回っているもの	事後モニタ リングが事 後測定を下 回っている もの	事後モニタ リングが事 後測定を下 回っていない もの	事後測定が 事前測定を 下回ってい ないもの	事後モニタ リングが事 後測定を下 回っている もの	事後モニタ リングが事 前測定を下 回っている もの	事後モニタ リングが事 前測定を下 回っていない もの	事後モニタ リングが事 後測定を下 回っていない もの
		(事前>事後)	(事後>モニ)	(事後≤モニ)	(事前≤事後)	(事後>モニ)	(事前>モニ)	(事前≤モニ)	(事後≤モニ)
評価等	パターンNo	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
測定箇所数	561, 232	548, 338	498, 589	49, 749	12, 894	12, 639	12, 018	621	255
除染の効果		確認できた			確認できなかった				
除染後にお ける効果の 維持			確認できた	確認できな かった		-			確認できな かった

注(1) ( )内の「事前」は事前測定を、「事後」は事後測定を、「モニ」は事後モニタリングをそれぞれ示す。

注(2) パターン⑤から⑦までの除染後における効果の維持については、事後モニタリングが事後測定を下回っているものの、事後測定が事前測定を下回っていないものであって除染の効果が確認できなかったことから「-」としている。

環境省は、上記事後モニタリングの結果が事後測定を下回っていない50,004か所については、初回の事後モニタリングの結果を確認するなどした上でフォローアップ除染の要否を検討し、必要に応じてフォローアップ除染を実施しているとしている。

一方、環境省は、広大な地域の線量低減を短期間に実施する必要があったことから面的除染を優先して実施し、上記事後測定の結果が事前測定を下回っていない12,894か所については、事後測定の結果を直ちにフォローアップ除染の要否の検討に活用するのではなく、事後モニタリングの結果を待ってフォローアップ除染の要否を検討していた。

このように、事後測定の結果については、「除染・事後モニタリングの結果」において全体的な除染の効果の評価に用いられているものの、個々の測定箇所における空間線量率の上昇等への対策には直ちに用いられていない状況となっていた。しかし、事後測定の結果は、個々の測定箇所における除染後の空間線量率を示したものであり、これを直ちに用いていけば地目等ごと  
(注38)  
の線量を低減させるためのきめ細かい対応等が可能となったと考えられる。

(注38) 環境省は、現在実施している特定復興再生拠点区域の除染において、面的除染の経験を踏まえて、従来のように土壌を削り取って覆土した後に事後測定を行うのではなく、土壌を削り取った段階で早期に線量測定を行い、必要に応じて追加で土壌を削り取るなどのフォローアップ除染と同等の対策を実施するよう、線量測定の実施時期を試行的に変更して測定結果を直ちに活用することとしている。

(b) 測定間隔別の低減率による検証結果

前記のとおり、放射性物質の放射能は、自然減衰したり、ウエザリングがあつたりするとされていることから、事前測定と事後測定の測定間隔が長くなるに従って、自然減衰やウエザリングの影響も大きくなると考えられる。

そこで、事前測定から事後測定までの測定間隔別に測定箇所数を集計したところ、図表2-11のとおり、測定間隔は90日未満から730日以上と大幅な差が生じていて、測定間隔の平均は245日で、180日以上の箇所が全体の57.2%、1年以上の箇所が全体の22.0%を占めていた。このように、測定間隔が一定でなく、また、測定間隔が長くなっていることについて、環境省は、事後測定は周辺の除染の実施状況にも影響されることから、ある程度まとまった範囲の除染が終了した後実施しているためであるとしている。

図表2-11 事前測定から事後測定までの測定間隔別の測定箇所数

対象箇所数 (か所)	測定間隔の平均 (日)	測定間隔別の測定箇所数																	
		90日未満 (か所)	割合 (%)	90日以上 180日未満 (か所)	割合 (%)	180日以上 270日未満 (か所)	割合 (%)	270日以上 365日未満 (か所)	割合 (%)	365日以上 450日未満 (か所)	割合 (%)	450日以上 540日未満 (か所)	割合 (%)	540日以上 630日未満 (か所)	割合 (%)	630日以上 730日未満 (か所)	割合 (%)	730日以上 (か所)	割合 (%)
561,232	245	122,099	21.8	118,344	21.1	105,910	18.9	91,184	16.2	53,512	9.5	35,405	6.3	13,152	2.3	7,067	1.3	14,559	2.6
180日以上の箇所が全体に占める割合																			57.2
1年以上の箇所が全体に占める割合																			22.0

上記のとおり、除染の効果に係る前記環境省の評価結果については、測定間隔が短い箇所と長い箇所のデータが混在していたり、また、事前測定から事後測定までの測定間隔が平均245日と比較的長くなっていたりして、自然減衰やウエザリングに起因する線量低減効果が相当程度影響していると思料された。

除染は自然の中で実施されるものであり、作業自体にも一定の期間を要することなどから、自然減衰やウエザリングに起因する線量低減効果の影響を完全に排除して、除染の効果のみを厳密に測定することは困難であるものの、その影響をできるだけ排除して除染の効果を統一的に確認できるよう、環境省は、現在実施している特定復興再生拠点区域の除染の工事において事後測定を実施するに当たって、測定間隔を可能な限り一定にして速やかに測定を実施するなどの手法を検討する必要がある。

## イ 除染実施区域における除染の実施状況

除染実施区域における除染等の措置等については、第1の2(2)ア(イ) dのとおり、国が管理する土地については国が、都道府県が管理する土地については当該都道府県が、市町村が管理する土地については当該市町村が、これら以外の土地については当該土地が所在する市町村がそれぞれ実施するなどとなっている。

そして、福島県は、内閣府及び環境省から交付された放射線量低減対策特別緊急事業費補助金（以下「低減対策緊急補助金」という。）を財源として福島県民健康管理基金を造成して、同基金を取り崩して除染等の措置等を自ら実施したり、除染等の措置等を実施する市町村等に対して、同基金を取り崩して交付金を交付したりしている。また、福島県以外で除染等の措置等を実施する県、市町村等に対しては、環境省から低減対策緊急補助金が交付されている。

除染実施区域のうち福島県内の市町村等別に除染の実施状況をみると、図表2-12のとおり、住宅計311,157戸、公共施設等計10,480施設、農地・牧草地計31,231ha、森林計4,541ha、道路計14,010kmとなっており、環境省は、29年度末までに36市町村の除染実施区域全域で除染が完了したとしている。

図表2-12 福島県内の除染実施区域における除染の市町村等別実施状況

市町村等名	住宅 (戸(棟))	公共施設等 (施設)	農地・牧草地 (ha)	森林 (ha)	道路 (km)
福島市	92,730	1,514	5,740	1,528	2,322
郡山市	84,492	1,040	4,555	47	2,810
いわき市	7,514	392	138	7	201
白河市	14,720	342	80	73	388
須賀川市	10,088	492	3,408	0	692
相馬市	1,888	150	314	21	17
二本松市	16,555	966	3,433	1,038	1,024
田村市	4,856	327	1,529	住宅に含む	218
南相馬市	18,180	166	3,899	64	912
伊達市	11,803	1,285	3,003	72	946
本宮市	8,618	462	129	146	610
桑折町	4,576	799	932	13	196
国見町	3,085	669	862	29	231
川俣町	6,015	165	565	468	357
大玉村	2,155	150	414	住宅に含む	123
鏡石町	340	49	162	-	28
天栄村	2,021	134	-	49	94
会津坂下町	1,188	50	-	-	1
湯川村	481	41	-	-	42
会津美里町	355	20	-	-	0
西郷村	7,610	373	238	129	207
泉崎村	1,917	62	-	13	77
中島村	269	13	-	13	0
矢吹町	999	31	132	-	21
棚倉町	360	30	-	12	1
鮫川村	79	5	61	15	-
石川町	5	15	35	4	0
玉川村	25	9	-	-	-
平田村	-	5	152	-	-
浅川町	-	6	-	-	-
古殿町	24	6	9	0	0
三春町	4,887	246	326	33	324
小野町	41	6	-	0	1
広野町	1,750	46	315	234	121
川内村	1,070	20	570	459	245
新地町	250	22	52	1	-
県実施分	153	265	-	35	1,635
国実施分	58	107	170	28	151
計	311,157	10,480	31,231	4,541	14,010

(注) 空間線量率を測定した結果、除染が必要ないと判断され、除染を実施していないものは含まれていない。

また、除染実施区域のうち福島県外における除染の実施状況をみると、図表2-13のとおり、住宅計44,086戸、公共施設等計5,715施設、農地・牧草地計約910万㎡、森林計約237万㎡、道路計約154kmとなっており、環境省は、28年度末までに57市町村の除染実施区域全域で除染が完了したとしている（市町村別の内訳については別図表2-6参照）。

図表2-13 福島県外における除染の実施状況

県名	市町村数	住宅 (戸(棟))	公共施設等 (施設)	農地・牧草地 (㎡)	森林 (㎡)	道路 (m)
岩手県	3	115	409	-	-	200
宮城県	8	5,446	355	494,800	1,519,753	45,580
茨城県	19	2,132	921	-	7,186	3,465
栃木県	7	26,731	1,674	8,522,400	831,760	4,527
群馬県	9	1,423	86	91,889	15,392	1,876
埼玉県	2	-	150	-	-	3,409
千葉県	9	8,239	2,120	-	-	95,486
計	57	44,086	5,715	9,109,089	2,374,091	154,543

注(1) 除染実施区域において、国及び県が自ら管理する土地について実施した除染も含まれている。

注(2) 空間線量率を測定した結果、除染が必要ないと判断され、除染を実施していないものは含まれていない。

なお、図表2-12及び図表2-13には、除染実施区域に所在する国の宿舍、庁舎、独立行政法人のは場、国有林、国道等について各省等が実施した除染の実施数量が含まれており、省等別の除染の実施状況をみると、住宅計61戸、公共施設等計112施設、農地・牧草地計約185万㎡、森林計約39万㎡、道路計約160kmとなっている（省等別の内訳については別図表2-7参照）。

#### ウ 特定復興再生拠点区域における除染の実施状況

ア(ウ) a のとおり、除染特別地域における面的除染については、帰還困難区域を除いて28年度末までに完了している。また、イのとおり、除染実施区域における除染については、福島県内では29年度末までに、福島県外では28年度末までにそれぞれ完了している。

一方、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域における除染は、27年6月に開始され、現在も引き続き実施中であり、その実施状況をみると、次のとおりとなっている。

#### (ア) 関係人の同意状況

除染に着手するためには、土地所有者等の関係人を把握して、住民説明会等を

行った上で、関係人に対して、建物等への立入りの了解、除染方法の確認及び除染の同意を得る必要がある。

特定復興再生拠点区域における除染の同意対象者数、同意取得者数及び同意取得率については、令和元年度末現在において6町村で同意対象者計7,770人に対して同意取得者は計7,089人となっており、同意取得率は91.2%となっている。そして、町村により、同意取得が開始された時期に差があるものの、いずれの町村においても元年度末現在における同意取得率は8割以上となっている（年度別町村別の内訳については別図表2-8参照）。

#### (イ) 除染の実施状況

環境省は、避難が長期化せざるを得ないと見込まれる地域の復興に係る取組を検討するための基礎データを収集することを目的として、平成25年10月に、帰還困難区域において除染モデル実証事業を実施している。この事業は、双葉、浪江両町の帰還困難区域内計6か所において、帰還困難区域における除染による空間線量率の低減効果を把握するものであり、環境省は、同事業の結果、住宅、公共施設等、農地・牧草地及び道路の空間線量率（測定高1m又は50cm）については、除染により50%から80%程度の低減がみられたとしている。

特定復興再生拠点区域においては、環境省が除染を実施しており、特別地域内除染実施計画に位置付けられている道路等の広域的インフラについては、復興再生計画の認定前から放射性物質汚染対処特措法に基づき先行的に除染を実施している、大熊町において27年6月に、双葉町において28年9月に、富岡町において29年5月にそれぞれ除染を開始している。

また、29年12月以降、環境省は、福島復興特措法に基づき、復興再生計画に従って除染を実施していて、大熊、双葉両町において29年度に、富岡、浪江両町及び葛尾、飯館両村において30年度にそれぞれ除染を開始している。

6町村の除染の実施状況をみると、図表2-14のとおり、令和元年度末までの除染実施面積は計約903万㎡となっており、6町村とも年度ごとの除染実施面積はおおむね増加傾向となっている。

図表2-14 特定復興再生拠点区域における除染の実施状況（平成27年度～令和元年度）

町村名	特定復興再生拠点区域における除染の対象面積（㎡） （令和2年12月末現在）	除染実施面積（㎡）						計	（参考） 帰還困難区域の面積 （百万㎡） 注(1)
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度			
富岡町	3,040,000	-	-	369,051	183,949	816,000	1,369,000	約8	
大熊町	7,270,000	234,983	444,961	790,056	1,198,000	1,011,200	3,679,200	約49	
双葉町	4,190,000	-	171,263	243,737	492,000	465,700	1,372,700	約49	
浪江町	4,640,000	-	-	-	289,700	1,409,100	1,698,800	約180	
葛尾村	790,000	-	-	-	5,000	369,000	374,000	約16	
飯館村	1,260,000	-	-	-	43,400	498,600	542,000	約11	
計	21,190,000	234,983	616,224	1,402,844	2,212,049	4,569,600	9,035,700	注(2) 約313	

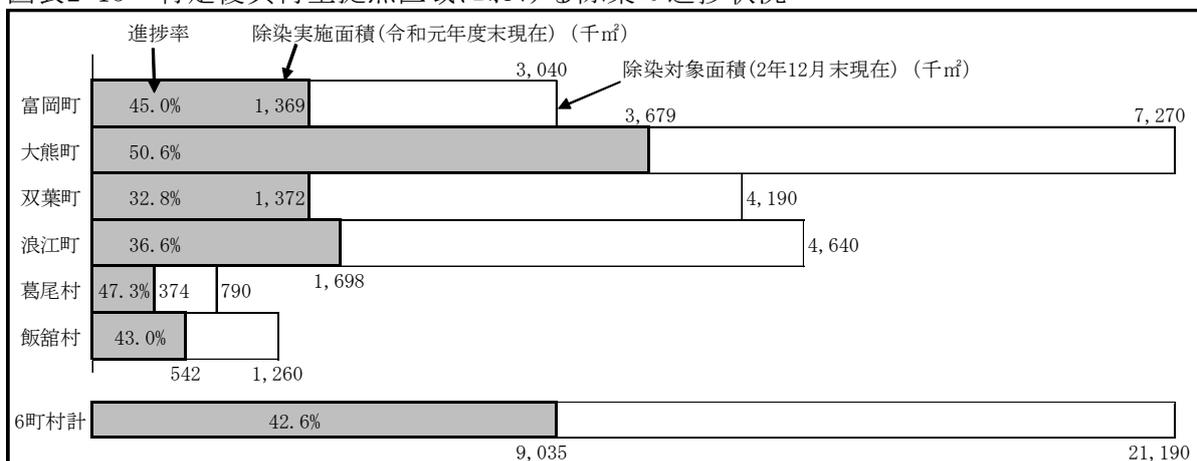
注(1) 帰還困難区域の面積について、内閣府は百万㎡単位で整理しており、㎡単位の計数は把握していないとしている。

注(2) 帰還困難区域は、このほかに特定復興再生拠点区域が設定されていない南相馬市に約24百万㎡ある。

注(3) 平成29、30両年度の富岡町、27年度から29年度までの大熊町、28、29両年度の双葉町における住宅、公共施設等分の年度ごとの除染実施面積は、件数のみ把握していることから、住宅、公共施設等の除染実施面積の合計を各年度の件数で案分して算出したものである。

また、除染の対象面積に対する元年度末現在の除染の進捗率を町村別にみると、図表2-15のとおり、32.8%から50.6%までとなっており、6町村の合計では42.6%となっている。

図表2-15 特定復興再生拠点区域における除染の進捗状況



そして、元年度末までの特定復興再生拠点区域における除染による除去土壌等の発生量をみると、図表2-16のとおり、除去土壌計757,077<sup>3</sup>、除染廃棄物計187,496<sup>3</sup>で、合計944,573<sup>3</sup>となっていて、上記のとおり除染の進捗率が42.6%であることからみて、今後、同区域においては、更に多量の除去土壌等の発生が見込まれる。

図表2-16 特定復興再生拠点区域における除去土壌等の発生量の状況（平成27年度～令和元年度）  
（単位：m<sup>3</sup>）

町村名	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度		計	
	除去土壌	除染廃棄物	除去土壌	除染廃棄物	除去土壌	除染廃棄物	除去土壌	除染廃棄物	除去土壌	除染廃棄物	除去土壌	除染廃棄物
富岡町	-	-	-	-	28,272	6,466	17,430	7,832	55,613	12,305	101,315	26,603
大熊町	11	3	124,482	18,024	78,609	25,281	73,239	18,265	87,581	24,681	363,922	86,254
双葉町	-	-	18,450	2,724	39,055	6,369	26,472	2,752	69,447	5,052	153,424	16,897
浪江町	-	-	-	-	-	-	10,191	2,939	84,237	23,878	94,428	26,817
葛尾村	-	-	-	-	-	-	34	180	14,317	9,860	14,351	10,040
飯館村	-	-	-	-	-	-	2,031	3,708	27,606	17,177	29,637	20,885
計	11	3	142,932	20,748	145,936	38,116	129,397	35,676	338,801	92,953	757,077	187,496
												944,573

特定復興再生拠点区域における除染に係る契約及び支払の状況をみると、図表2-17のとおり、元年度末までの6町村の合計で、契約件数は計16件、契約金額は計1333億余円、特別地域内除染実施計画に従って先行的に実施されている除染に係る支払金額は計362億余円、復興再生計画に従って実施されている除染に係る支払金額は計677億余円となっている。

なお、環境省は、特別地域内除染実施計画に従って先行的に実施している除染については、放射性物質汚染対処特措法に基づき実施していることから、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」等により、放射性物質汚染対処特措法に基づき復興予算として計上した上で、事業実施後にその費用を東京電力に求償しており（注36参照）、復興再生計画に従って実施している除染については、第1の2(2)ウのとおり国の負担において行っている。

図表2-17 特定復興再生拠点区域における除染に係る契約及び支払の状況（平成27年度～令和元年度）

町村名	契約 件数 (件)	契約金額 (百万円)	除染の区分	支払金額（百万円）					
				平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
富岡町	3	20,860	特別地域内 除染実施計画	-	-	1,490	3,338	1,147	5,976
			復興再生計画	-	-	-	3,417	7,925	11,342
			計	-	-	1,490	6,755	9,073	17,319
大熊町	3	54,608	特別地域内 除染実施計画	10,017	2,023	12,033	-	29	24,102
			復興再生計画	-	-	7,020	4,968	7,468	19,456
			計	10,017	2,023	19,053	4,968	7,497	43,559
双葉町	4	30,716	特別地域内 除染実施計画	-	2,324	3,379	14	13	5,732
			復興再生計画	-	-	6,532	581	12,915	20,029
			計	-	2,324	9,912	595	12,929	25,761
浪江町	2	15,757	特別地域内 除染実施計画	-	-	-	-	366	366
			復興再生計画	-	-	-	7,495	1,793	9,288
			計	-	-	-	7,495	2,160	9,655
葛尾村	2	6,929	特別地域内 除染実施計画	-	-	-	-	106	106
			復興再生計画	-	-	-	51	3,134	3,186
			計	-	-	-	51	3,241	3,293
飯舘村	2	4,488	特別地域内 除染実施計画	-	-	-	-	-	-
			復興再生計画	-	-	-	772	3,716	4,488
			計	-	-	-	772	3,716	4,488
計	16	133,358	特別地域内 除染実施計画	10,017	4,348	16,903	3,352	1,663	36,284
			復興再生計画	-	-	13,552	17,285	36,954	67,792
			計	10,017	4,348	30,456	20,638	38,618	104,077

(注) 契約金額及び復興再生計画に従って実施している除染に係る支払金額については、除染に係る費用のみを集計することができないため、建物解体工事等に係る費用が含まれている。

環境省は、除染の実施に当たり、除染の作業の開始前に空間線量率等の事前測定を、除染の作業の終了後に空間線量率等の事後測定をそれぞれ実施している。特定復興再生拠点区域における地目等別の事前測定及び事後測定における平均空間線量率、低減率等をみると、図表2-18のとおり、住宅、公共施設等の低減率は66.0%、農地・牧草地の低減率は54.9%となっており、全ての地点を平均すると低減率は55.8%となっている。

図表2-18 特定復興再生拠点区域における除染の地目等別の事前測定及び事後測定における平均空間線量率、低減率等

地目等	対象箇所数 (か所)	事前測定における平均空間線量率 ( $\mu$ Sv/h) A	事後測定における平均空間線量率 ( $\mu$ Sv/h) B	低減率 (%) (A-B)/A
住宅、公共施設等	46,826	2.14	0.72	66.0
農地・牧草地	5,054	3.05	1.37	54.9
森林	4,327	2.39	1.91	20.1
道路	17,634	2.21	1.34	39.2
計	73,841	2.23	0.99	平均 55.8

(注) 令和元年度末までに完了した除染に係る契約について、地表面から1mの高さの位置で空間線量率を測定した73,841か所を対象としている。

## (2) 除染適正化に向けた取組状況

平成25年1月に、環境省が発注した除染の工事において、檜葉町下小堀工区内の個人宅のベランダにおける除染で高圧水洗浄の洗浄水を飛散させたり、飯舘村二枚橋郵便局における除染で高圧水洗浄の洗浄水を側溝に流入させたりするなど、除染が適正に行われていないとの報道がなされた。これを契機として、環境省は、同月に、事実関係の確認のための調査や適正な除染の推進方策の検討を行う除染適正化推進本部を設置した。そして、事実関係の確認のために、事業者等へのヒアリング、現地調査等を行った結果、上記の報道内容は事実であると判断して、洗浄水が飛散するなどした箇所等必要な部分の除染を事業者を実施するよう指示し、再発防止策を策定して報告するよう求めた。

また、環境省は、今後の不適正事案の防止を図るために、同月に、除染適正化プログラムを作成し、再発防止策として、①事業者の責任施工の徹底、②幅広い管理の仕組みの構築及び③環境省の体制強化を実施しており、図表2-19のとおり、基本的な認識や意識の向上、作業手順等の遵守等の再発防止策を講じている（除染事業における不適切な事案については、参議院決算委員会が決算に関する決議において内閣に対する警告を行っており、その内容については別図表2-9参照）。

図表2-19 再発防止策の取組状況（平成24年度～令和元年度）

項目	対応状況																								
①事業者の責任施工の徹底																									
事業者の責任施工の貫徹																									
基本的な認識や意識の向上、作業手順等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負業者に対して、工程会議の場を活用して、共通仕様書等の内容について周知徹底</li> <li>・不適正除染事案を分かりやすく説明したパンフレットを作成</li> </ul>																								
必要な記録等の作成及び保管	施工予定箇所と作業実績の報告方法、作業日報の記載事項等について見直し																								
問題が発生した場合の事実確認とその対応策の実施	問題発生時は速やかに事実確認を行い、発注者に対して対応策や再発防止策を講ずるよう随時指導																								
厳正な処分の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業指揮者を環境省の工事又は役務の入札参加資格を持っている会社から選出するよう義務化</li> <li>・業界団体（一般社団法人日本建設業連合会等）に対して会員企業へ法令遵守等を要請するよう依頼</li> <li>・南相馬市の国直轄除染における除染廃棄物の不法投棄事案については受注者の入札参加資格の停止6週間を実施</li> </ul>																								
除染に関する抜き打ち的検査の強化	平成24年度52回、25年度182回、26年度206回、27年度573回、28年度289回、29年度170回、30年度46回、令和元年度40回、計1,558回の確認調査を抜き打ち的に実施																								
施工管理に関する規程類の見直し	施工予定箇所と作業実績の報告方法、作業日報の記載事項等について見直し																								
除染適正化推進委員会の設置	平成24年度1回、25年度2回、27年度1回、28年度1回、29年度1回、計6回実施																								
②幅広い管理の仕組みの構築																									
地元自治体との連携による工事状況の確認や情報交換	県と市町村により「国直轄除染の実施状況確認調査」を実施した。また、国直轄除染の除染仮置場について住民自らが監視員として管理状況の監視を実施した。																								
地元住民に対する除染事業の日時、場所等の公表	ホームページ「今週の福島」「データでみる福島再生」を活用した進捗状況の公表																								
第三者による除染効果の事後モニタリング	（本報告書第2の2(1)ア(ウ) cにおいて実施状況を記述）																								
新技術を活用した放射性物質の除去状況の確認	平成25年2月からγカメラ測定を一部実施																								
③環境省の体制強化																									
環境省の監督体制の抜本的強化	<p>除染の現場を巡回する監督員の人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>環境省職員</th> <th>委託監督員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月</td> <td>99</td> <td>111</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>28年4月</td> <td>88</td> <td>106</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>29年4月</td> <td>82</td> <td>73</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>30年4月</td> <td>108</td> <td>74</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>31年4月</td> <td>121</td> <td>72</td> <td>193</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記体制ではほぼ毎日巡回を実施 また、環境省の監督職員等に対して必要な支援及び補助を行う支援業務を委託</p>		環境省職員	委託監督員	計	平成27年4月	99	111	210	28年4月	88	106	194	29年4月	82	73	155	30年4月	108	74	182	31年4月	121	72	193
	環境省職員	委託監督員	計																						
平成27年4月	99	111	210																						
28年4月	88	106	194																						
29年4月	82	73	155																						
30年4月	108	74	182																						
31年4月	121	72	193																						
不適正除染110番の新設	平成25年1月から30年3月末までに115件の通報実績																								
通報等を一元管理するためのルール作り	不適正除染に関する通報があった場合、情報集約、対応方針の決定、現地調査、調査結果に基づく対応、整理表の作成、事案の公表等を行うこととする体制を整備																								
迅速な現地調査等の対応																									

環境省は、再発防止策として設置した除染適正化推進委員会において、請負業者に

よる除染の実施状況、施工管理体制等の報告を定期的に聴取して、不適切な対応が見受けられる場合には改善を求めるとともに、適正な除染の推進に資する情報を公開している。29年6月開催の第6回除染適正化推進委員会の資料によると、①不適正除染事例及び②事業実施に当たっての法令遵守、地元の安心の確保及び信頼向上に関して問題が指摘されている事例として、環境省が発注した契約に係る7件が報告されている（別図表2-10参照）。

一方、環境省は、図表2-19の取組状況のうち不適正除染110番の通報実績や通報等の一元管理については、29年度に除染が完了して不適正事案の件数が減少しているとして、30年度以降、通報があった場合の情報集約を行っておらず、事案の公表も行っていなかった。しかし、30年度以降の通報実績をみると5件と一定数見受けられることから、不適正な除染を防止する取組を効果的に機能させることが必要である。

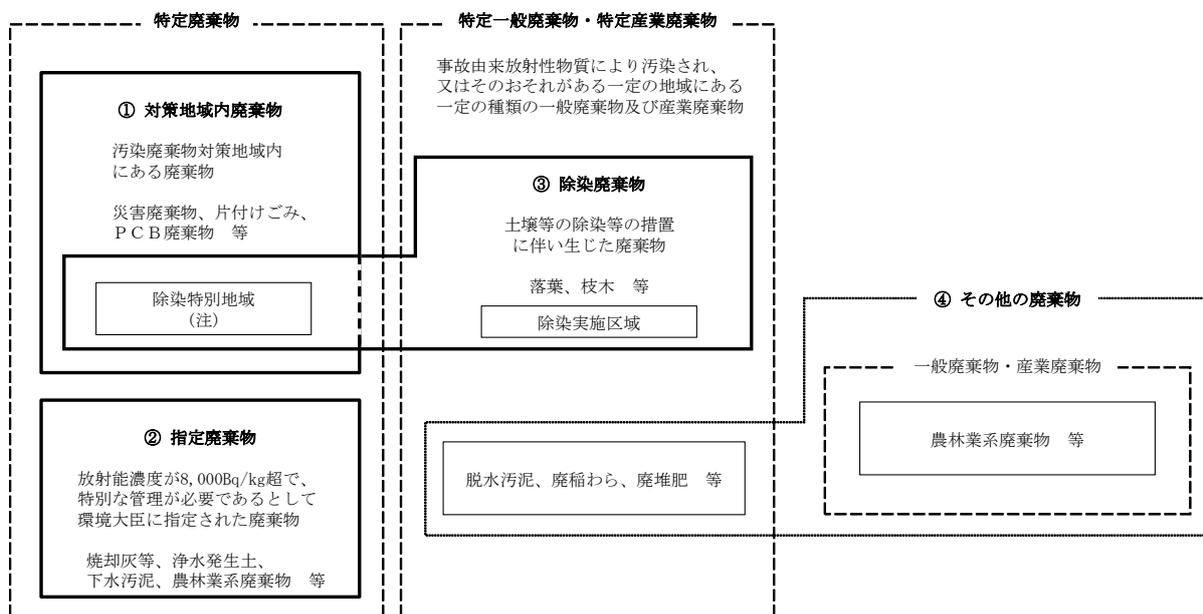
したがって、現在実施している特定復興再生拠点区域の除染の工事についても、不適正除染に関する通報があった場合、引き続き現地調査、調査結果に基づく対応等を行うとともに、情報集約や事案の公表を行うなどして、再発防止に取り組む必要がある。

3 放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況

(1) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理状況

放射性物質に汚染された廃棄物には、図表3-1のとおり、主に①汚染廃棄物対策地域内にある災害廃棄物等の対策地域内廃棄物、②放射能濃度が8,000Bq/kg超で、特別な管理が必要であるとして環境大臣に指定された焼却灰等の指定廃棄物、③土壌等の除染等の措置に伴い生じた落葉等の除染廃棄物及び④除染廃棄物以外の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物を含む農林業系廃棄物等のその他の廃棄物がある。

図表3-1 放射性物質に汚染された廃棄物の種類

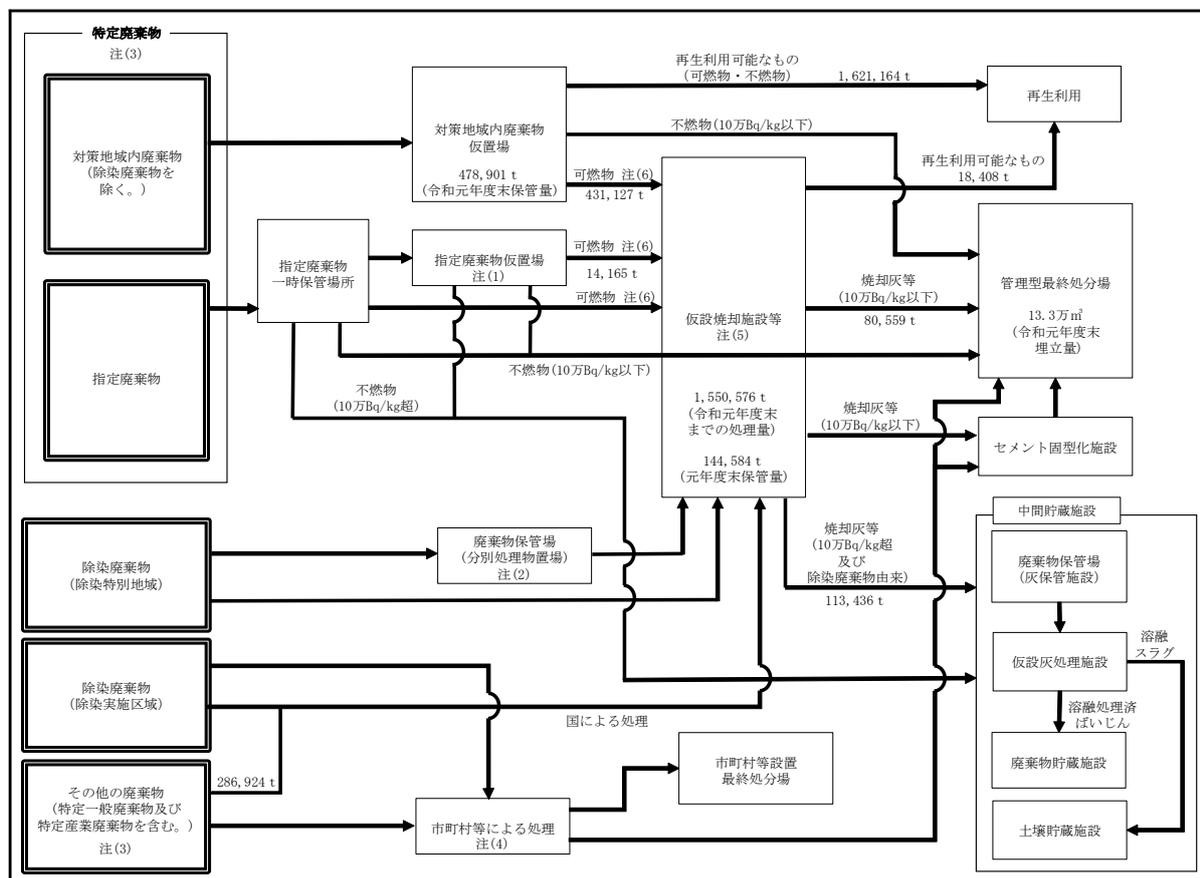


(注) 対策地域内廃棄物には、放射性物質汚染対処特措法の定義では、除染特別地域（汚染廃棄物対策地域の範囲と同一）内の土壌等の除染等の措置に伴い生じた除染廃棄物も含まれるが、当該除染廃棄物に係る処理の流れは、その他の対策地域内廃棄物とは異なる。

福島県内におけるこれらの廃棄物に係る主な処理の流れは、図表3-2のとおりであり、除染廃棄物を除いた対策地域内廃棄物（以下、(1)において除染廃棄物を除く。）のうち、再生利用可能なものについては再生利用を行うことになっている。それ以外の対策地域内廃棄物のうち、可燃物については、国が設置するなどした焼却施設で焼却処理を行った後、発生した焼却灰等の放射能濃度が10万Bq/kg以下の場合には管理型最終処分場で埋立処分を行い、10万Bq/kg超の場合は中間貯蔵施設に搬入することになっており、不燃物については、放射能濃度が10万Bq/kg以下の場合には管理型最終処分場で埋立処分を行うことになっている。また、除染特別地域において発生した除染廃棄物については、国が設置するなどした焼却施設で焼却処理を行った後、発生した焼却灰等は中間貯蔵施設に搬入することになっている。そして、除染実施区域において発生

した除染廃棄物及びその他の廃棄物については、国が処理を行う一部の廃棄物を除き市町村等が処理を行うこととなっている（各廃棄物の保管状況については、別図表3-1参照）。

図表3-2 福島県内における汚染廃棄物の主な処理のフロー図

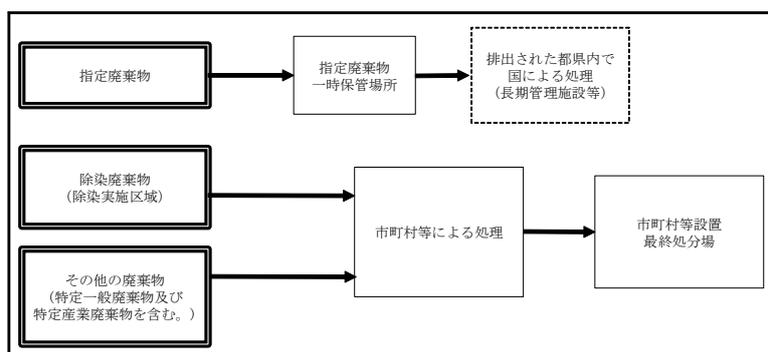


- 注(1) 指定廃棄物仮置場は、一部の対策地域内廃棄物仮置場又は除染仮置場において指定廃棄物を保管しているものである。
- 注(2) 廃棄物保管場（分別処理物置場）は、中間貯蔵施設の敷地内に設置されており、中間貯蔵施設内の仮設焼却施設へ搬入される廃棄物等の保管に使用されている（後掲4参照）。
- 注(3) 大熊町内及び双葉町内における特定廃棄物及びその他の廃棄物のうち、可燃物については、中間貯蔵施設の敷地内の仮設焼却施設で焼却処理を行った後に、10万Bq/kg以下の焼却灰等は管理型最終処分場に搬入され、10万Bq/kg超の焼却灰等は中間貯蔵施設に搬入される。
- 注(4) 市町村等による焼却処理等が行われた結果、放射能濃度が8,000Bq/kg超である場合には、16条報告が行われて指定廃棄物として指定される。
- 注(5) 中間貯蔵施設内の仮設焼却施設を含む。
- 注(6) 仮設焼却施設等で焼却処理が行われる可燃物には、可燃物と分離できなかった金属類が含まれる。
- 注(7) 対策地域内廃棄物のうち、放射能濃度が10万Bq/kg超の不燃物は、令和元年度末までに発生した実績はないため、本図表には示していないが、発生した場合には、中間貯蔵施設に搬入することが想定されている。
- 注(8) 図表中に記載の数量は、令和元年度末現在の保管量若しくは埋立量又は元年度末までの処理量の累計である。

また、福島県外における汚染廃棄物に係る主な処理の流れは、図表3-3のとおり、指定廃棄物については当該指定廃棄物を排出した都県内で既存の管理型処分場の活用等により国が処理を行うこととなっており、除染廃棄物及びその他の廃棄物については、市町村等が処理を行うこととなっている（各廃棄物の保管状況については、別図表3-

1参照)。

図表3-3 福島県外における汚染廃棄物の主な処理のフロー図



ア 対策地域内廃棄物

対策地域内廃棄物については、図表3-2のとおり、原則として対策地域内廃棄物仮置場で保管し選別した後、再生利用が可能なものについては再生利用を行い、その他の可燃物については焼却処理を行い、不燃物については、放射能濃度が10万Bq/kg以下のものについては管理型最終処分場で埋立処分を行うことになっている。

対策地域内廃棄物仮置場における対策地域内廃棄物の搬入量、搬出量及び保管量の推移をみたとところ、図表3-4のとおり、令和元年度末までに搬入されたものは計2,620,983 tで、そのうち2,142,081 tが処理等のために搬出されており、図表3-5のとおり、元年度末現在で計28か所の対策地域内廃棄物仮置場において計478,901 tが保管されている。

図表3-4 対策地域内廃棄物仮置場への搬入量、搬出量及び保管量の推移 (平成24年度～令和元年度) (単位: t)

年度	搬入量	搬出量	保管量 (年度末現在)
平成24年度	7,000	221	6,779
25年度	102,656	5,753	103,681
26年度	345,951	143,814	305,817
27年度	357,794	281,820	381,791
28年度	587,386	467,974	501,203
29年度	525,517	525,004	501,716
30年度	326,409	449,925	378,200
令和元年度	368,268	267,567	478,901
計	2,620,983	2,142,081	

図表3-5 対策地域内廃棄物仮置場の箇所数及び対策地域内廃棄物の保管量（令和元年度末現在）

所在市町村名	対策地域内廃棄物 仮置場の箇所数 (か所)	対策地域内廃棄物 の保管量 (t)
南相馬市	1	96,874
川俣町	3	9,176
檜葉町	1	24,196
富岡町	4	30,503
大熊町	1	44,600
双葉町	3	60,986
浪江町	3	146,149
葛尾村	3	13,358
飯舘村	9	53,056
計	28	478,901

#### イ 指定廃棄物

元年度末現在で指定廃棄物一時保管場所、指定廃棄物仮置場等に保管されている指定廃棄物は、図表3-6のとおり、10都県で計1,825件の計298,538 tとなっており、指定廃棄物の種類別にみると、焼却灰等の数量が252,733 tと最も多く、全体のおおむね8割を占めている。また、指定廃棄物のうち、16条報告に基づき指定されたものが1,217件の216,720 t、18条申請に基づき指定されたものが608件の81,818 tとなっている。

図表3-6 指定廃棄物一時保管場所、指定廃棄物仮置場等に保管されている指定廃棄物の都県別の種類別保管状況（令和元年度末現在）

都県名	種類	焼却灰等		浄水発生土 (上水道)		浄水発生土 (工業用水道)		下水汚泥 注(1)		農林業系廃棄物 注(2)		その他		合計	
		件数(件)	数量(t)	件数(件)	数量(t)	件数(件)	数量(t)	件数(件)	数量(t)	件数(件)	数量(t)	件数(件)	数量(t)	件数(件)	数量(t)
岩手県	16条	7	85	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	85
	18条	2	226	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	3	227
	計	9	312	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	10	313
宮城県	16条	—	—	2	194	—	—	—	—	—	—	—	—	2	194
	18条	—	—	7	820	—	—	—	—	4	2,274	5	2	16	3,096
	計	—	—	9	1,014	—	—	—	—	4	2,274	5	2	18	3,290
福島県	16条	1,009	208,214	22	1,108	7	347	95	2,788	—	—	—	—	1,133	212,458
	18条	35	35,677	14	1,336	2	131	15	5,288	13	2,578	392	13,490	471	58,503
	計	1,044	243,891	36	2,445	9	479	110	8,077	13	2,578	392	13,490	注(3) 1,604	注(3) 270,962
茨城県	16条	14	1,016	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	1,016
	18条	6	1,363	—	—	—	—	2	925	1	0	3	229	12	2,519
	計	20	2,380	—	—	—	—	2	925	1	0	3	229	26	3,535
栃木県	16条	20	1,379	2	60	—	—	—	—	—	—	—	—	22	1,439
	18条	4	1,067	12	667	—	—	8	2,200	27	8,137	6	21	57	12,093
	計	24	2,447	14	727	—	—	8	2,200	27	8,137	6	21	79	13,533
群馬県	16条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	18条	—	—	6	545	1	127	5	513	—	—	1	0	13	1,186
	計	—	—	6	545	1	127	5	513	—	—	1	0	13	1,186
千葉県	16条	38	1,525	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38	1,525
	18条	10	1,194	—	—	—	—	1	542	—	—	16	452	27	2,189
	計	48	2,719	—	—	—	—	1	542	—	—	16	452	65	3,714
東京都	16条	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	18条	1	980	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0	2	980
	計	2	981	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0	3	981
神奈川県	16条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	18条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	3	2
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	3	2
新潟県	16条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	18条	—	—	4	1,017	—	—	—	—	—	—	—	—	4	1,017
	計	—	—	4	1,017	—	—	—	—	—	—	—	—	4	1,017
合計	16条	1,089	212,222	26	1,362	7	347	95	2,788	—	—	—	—	1,217	216,720
	18条	58	40,510	43	4,388	3	258	31	9,470	45	12,990	428	14,200	608	81,818
	計	1,147	252,733	69	5,750	10	606	126	12,258	45	12,990	428	14,200	1,825	298,538

注(1) 下水汚泥を焼却し発生した焼却灰等を含む。

注(2) 稲わら等

注(3) 福島県における保管量1,604件の270,962tのうち、610件の81,601tについては、管理型最終処分場での埋立処分や、中間貯蔵施設への搬入等が行われている。

注(4) 指定廃棄物の指定通知書又は指定廃棄物保管場所変更届出書に記載された保管場所の所在地により、都県別に整理している。

(ア) 16条報告の状況

16条報告が行われた施設数の推移をみると、図表3-7のとおり、平成23年度には442施設であったが、特定産業廃棄物処理施設の多くが16条調査及び16条報告の免除を受けたことなどから27年度までに計99施設に減少し、その後は、緩やかな減少傾向で推移し、令和元年度には計93施設となっており、近年は指定基準に適合しない廃棄物が生ずる可能性がある施設の数は少なくなっている。そして、指定基準（8,000Bq/kg以下であること）に適合しない廃棄物についてみると、福島県外では、平成27年度以降報告されていない一方で、福島県内では、令和元年

度まで毎年度報告されており、元年度の16条報告計339件のうち73件（21.5%）を占めている。また、放射能濃度別の16条報告の件数の推移をみると、図表3-7のとおり、16条調査及び16条報告が免除されるための確認の要件の一つである800Bq/kgを下回っていたものは、平成24年度では16条報告計1,438件のうち533件（37.1%）であったが、令和元年度では同1,008件のうち753件（74.7%）となっていて、指定基準を大きく下回っている報告の割合が増加している。

環境省自らが実施する16条調査と16条報告の関係についてみると、環境省が設置するなどしている仮設焼却施設のうち特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設に該当する施設は、別図表0-3に示す16条調査の対象施設であり、その設置者である環境大臣は、放射性物質汚染対処特措法に基づき環境大臣に対して16条報告を行わなければならないこととなっている。

しかし、環境省は、平成24年度から令和元年度までの間に特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設である9仮設焼却施設で生じた焼却灰等のうち、45件の26,407 tについては、16条調査を行っていたものの、一般廃棄物及び産業廃棄物以外の特定廃棄物等のみの焼却処理を実施していた期間は16条報告が不要であると誤解していたことなどから、16条報告を行っていなかった。このため、これらの焼却灰等のうち、放射能濃度が8,000Bq/kgを超えていた35件の15,166 tは、指定廃棄物とされないまま管理され、保管されていた。

上記の検査結果を踏まえて、環境省は、上記45件の26,407 tについて、3年2月までに16条報告を行い、このうち、上記35件の15,166 tについて、環境大臣は、3年3月までに、指定廃棄物に指定した。

図表3-7 16条報告施設数及び放射能濃度別16条報告件数の推移（平成23年度～令和元年度）

年度		平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	
16 条 報 告 施 設 数	特定産業廃棄物 処理施設等(注)		140	78	18	15	11	13	8	10	9
		福島県内	16	13	6	6	4	5	5	5	4
		福島県外	124	65	12	9	7	8	3	5	5
	特定一般廃棄物 処理施設		174	112	87	76	77	78	77	78	82
		福島県内	20	17	18	18	19	22	24	26	26
		福島県外	154	95	69	58	58	56	53	52	56
	水道施設、 工業用水道施設		83	63	26	15	8	1	9	-	1
		福島県内	12	12	5	2	2	1	3	-	1
		福島県外	71	51	21	13	6	-	6	-	-
	公共下水道、 流域下水道		44	17	10	3	3	1	1	7	1
		福島県内	13	7	8	2	2	1	1	2	-
		福島県外	31	10	2	1	1	-	-	5	1
集落排水施設		1	1	-	-	-	-	-	-	-	
	福島県内	1	1	-	-	-	-	-	-	-	
	福島県外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
施設計		442	271	141	109	99	93	95	95	93	
	福島県内	62	50	37	28	27	29	33	33	31	
	福島県外	380	221	104	81	72	64	62	62	62	
放射 能 濃 度 別 16 条 報 告 件 数	8,000Bq/kg超		46	242	141	98	50	129	117	83	73
		福島県内	36	189	123	97	50	129	117	83	73
		福島県外	10	53	18	1	-	-	-	-	-
	800Bq/kg超～ 8,000Bq/kg以下		293	663	458	328	258	290	217	187	182
		福島県内	49	133	140	156	150	220	165	151	157
		福島県外	244	530	318	172	108	70	52	36	25
800Bq/kg以下		297	533	677	623	693	633	647	747	753	
	福島県内	35	64	56	49	79	61	80	102	109	
	福島県外	262	469	621	574	614	572	567	645	644	
16 条 報 告 件 数		636	1,438	1,276	1,049	1,001	1,052	981	1,017	1,008	
	福島県内	120	386	319	302	279	410	362	336	339	
	福島県外	516	1,052	957	747	722	642	619	681	669	

(注) 特定産業廃棄物処理施設かつ特定一般廃棄物処理施設である施設を含んでいる。

16条調査のために実施される事故由来放射性物質の濃度を測定するための検査機関への委託等に必要経費に係る地方公共団体等の負担に対する国の支援についてみると、環境省は、平成23年度から令和元年度までの間に、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金（平成29年度以前は廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金）を計15億5834万余円交付している（都県別の内訳については別図表3-2参照）。

(イ) 福島県内の指定廃棄物の保管等の状況

福島県内の指定廃棄物については、図表3-2のとおり、原則として、指定廃棄物仮置場等で保管し選別した後、可燃物については焼却処理を行い、不燃物については、放射能濃度が10万Bq/kg以下のものについては管理型最終処分場で埋立処分を行い、10万Bq/kg超のものについては中間貯蔵施設に搬入することになっている。

福島県内で23年度から令和元年度までの間に指定された指定廃棄物に係る指定件数及び指定数量は、図表3-8のとおり、計1,734件の計293,936 t となっており、近年は、仮設焼却施設等での焼却処理により発生する焼却灰等の量の増加等に伴い、指定件数及び指定数量共に増加傾向にある。

図表3-8 福島県内の指定廃棄物に係る指定件数及び指定数量  
(平成23年度～令和元年度)

年度	指定件数(件)	指定数量(t)
平成23年度	11	2,887
24年度	325	96,086
25年度	159	19,784
26年度	143	13,119
27年度	120	12,601
28年度	210	23,209
29年度	194	34,281
30年度	251	37,957
令和元年度	321	54,007
計	1,734	293,936

(注) 各年度の指定件数及び指定数量については、既に焼却処理が行われ現存しないもの及び指定廃棄物を焼却処理し発生した焼却灰等を再度指定廃棄物として指定したものも含まれており、計欄は各年度の指定件数及び指定数量の延べ数である。

そして、図表3-9のとおり、指定が行われた指定廃棄物1,734件の293,936 tのうち、130件の22,974 tについては元年度末までに焼却施設へ搬入されているため、元年度末現在で福島県内に保管されている指定廃棄物は1,604件の270,962 t となっている。また、元年度末現在の保管量のうち、488件の46,387 tは管理型最終処分場等へ、122件の35,214 tは中間貯蔵施設への搬入が行われており、708件の105,685 tが一時保管者により指定廃棄物一時保管場所において、286件の83,675 tが環境省により指定廃棄物仮置場等において保管されている。

図表3-9 福島県内における指定廃棄物に係る保管場所別の件数及び数量（令和元年度末現在）

保管場所等	件数(件)	数量(t)
累計指定廃棄物	1,734	293,936
焼却施設搬入 注(1)	130	22,974
令和元年度末保管	1,604	270,962
管理型最終処分場等 注(2)	488	46,387
中間貯蔵施設	122	35,214
指定廃棄物一時保管場所	708	105,685
指定廃棄物仮置場、 仮設焼却施設等	286	83,675

注(1) 焼却施設に搬入された指定廃棄物については、焼却処理が行われるため、令和元年度末保管の件数及び数量に含めていない。

注(2) 管理型最終処分場で埋立てを行うための前処理であるセメント固型化を行う施設に搬入された指定廃棄物を含む。

福島県内では、国が引き続き特定廃棄物等の焼却処理を行っており、これらの焼却処理により生じた焼却灰等についても16条報告が行われることがあり、当該焼却灰等の放射能濃度が8,000Bq/kg超であれば指定廃棄物として指定されることから、今後も継続的に指定廃棄物の発生が見込まれる。

(ウ) 福島県外の指定廃棄物の保管等の状況

福島県外の特定廃棄物は全て指定廃棄物であり、環境省が平成24年3月に策定した「指定廃棄物の今後の処理の方針」によれば、国は、指定廃棄物が多量に発生して保管がひっ迫している都道府県において、必要な処理施設等を確保することを目指すとしている。そして、同年10月以降、8,000Bq/kg超の廃棄物の発生量(注39)が多く特に保管状況がひっ迫している宮城県等5県において市町村長会議等を開催し、このうち宮城、栃木、千葉各県については長期管理施設等の詳細調査候補地を提示しているが、これまでのところ詳細調査の実施には至っていない。このため、福島県外の指定廃棄物は、発生箇所等において一時保管が継続している状況である。

(注39) 宮城県等5県 宮城、茨城、栃木、群馬、千葉各県

そこで、福島県外の指定廃棄物について、都県別に23年度末から令和元年度末までの保管量の推移をみたところ、図表3-10のとおり、平成26年度以降は27,000t程度で推移しており、指定廃棄物の保管量はほとんど変動していなかった。なお、岩手、宮城、山形、千葉、静岡各県においては、放射性物質汚染対処特措法

施行規則第14条の2の規定に基づき指定取消しの措置が行われた廃棄物があるため、前年度と比べて指定廃棄物としての保管量が減少している場合がある。これらの指定取消しが行われた廃棄物については、廃掃法等の処理基準等に基づいて、一般廃棄物については市町村の処理責任、産業廃棄物については排出事業者の処理責任の下でそれぞれ必要な保管及び処分を行うこととなっている。

図表3-10 福島県外における指定廃棄物に係る都県別の保管量の推移（平成23年度末～令和元年度末）

都県名		平成23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
岩手県	保管量(t)	114	357	468	475	475	475	475	589	313
宮城県	保管量(t)	264	3,252	3,270	3,384	3,405	3,412	3,360	3,291	3,290
山形県	保管量(t)	—	2	2	2	2	—	—	—	—
茨城県	保管量(t)	159	3,448	3,532	3,532	3,532	3,535	3,535	3,535	3,535
栃木県	保管量(t)	597	9,508	10,499	13,529	13,533	13,533	13,533	13,533	13,533
群馬県	保管量(t)	140	748	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186
千葉県	保管量(t)	408	2,690	3,663	3,686	3,714	3,706	3,710	3,710	3,714
東京都	保管量(t)	980	981	981	981	981	981	981	981	981
神奈川県	保管量(t)	—	—	2	2	2	2	2	2	2
新潟県	保管量(t)	797	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017
静岡県	保管量(t)	—	8	8	8	8	8	8	8	—
計	保管量(t)	3,462	22,015	24,636	27,809	27,862	27,861	27,813	27,857	27,576
	対前年度増減率(%)		535.8	11.9	12.9	0.2	△ 0.0	△ 0.2	0.2	△ 1.0

(注) 指定廃棄物の指定通知書又は指定廃棄物保管場所変更届出書に記載された保管場所の所在地により、都県別に整理している。

また、環境省は、一時保管者が指定廃棄物を国等に引き渡すまで保管するに当たり、指定廃棄物を保管する施設等の関係者や周辺住民への影響が発生することなく、安全かつ適正に保管できるよう、保管施設等の整備等に係る費用に対する支援を行うことを目的として、一時保管者等と委託契約を締結しており、23年度から令和元年度までに計339件の契約を締結して、計78億3386万余円を一時保管者等に支払っている（指定廃棄物の一時保管に係る委託契約の都県別の契約件数及び支払金額の状況については別図表3-3参照）。

## ウ 除染廃棄物及びその他の廃棄物

### (ア) 除染廃棄物

福島県内において発生した除染廃棄物については、図表3-2のとおり、焼却処理を行った後、発生した焼却灰等については中間貯蔵施設等へ搬入することになっている。

一方、福島県外において発生した除染廃棄物については、放射性物質汚染対処

特措法施行規則等によれば、特定一般廃棄物として廃掃法及び放射性物質汚染対処特措法の処理基準に基づき、市町村等が処理することとされている。そして、除染実施者である市町村等は、除染実施区域において、除去土壌等を一時的に保管するための除染仮置場を設置して除去土壌等を保管したり、除染仮置場を確保できない場合は土壌等の除染等の措置を実施した現場に除去土壌等を現場保管したりしている（以下、保管している場所を「現場保管場所」という。）。

「除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた除染廃棄物の処理の推進について」（平成27年10月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長及び水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官通知）によれば、既設の焼却炉で焼却処理が完了したり完了に近い状況まで処理が進んでいたりする市町村があり、処理を進めるに当たっては、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法により安全に処理できることから、既設の焼却炉を活用して、処理後の焼却灰の放射能濃度を管理しながら焼却炉の運転を行うことが有効であると考えられるとされている。このため、環境省は、除染廃棄物を保管している市町村等に対して、県を通じて既設の焼却炉を積極的に活用することを助言している。

そこで、福島県外における除染が終了したとされる平成28年度末及び令和元年度末現在の除染廃棄物の保管量を比較したところ、図表3-11のとおり、平成28年度末現在の保管量計142,862m<sup>3</sup>に対して、令和元年度末現在の除染廃棄物の保管量は計142,798m<sup>3</sup>となっており、ほとんど減少していない。また、除染仮置場の箇所数については34か所そのまま減少しておらず、現場保管場所の箇所数については平成28年度末現在の計9,288か所に対して令和元年度末現在は計9,279か所となっており、ほとんど減少していない。このように、福島県外における保管措置が講じられた除染廃棄物の処理は、ほとんど進捗していない状況となっている（元年度末現在の市町村別の内訳については別図表3-4参照）。

図表3-11 福島県外における除染廃棄物の保管状況

県名	時点	除染仮置場		現場保管場所		計
		箇所数	保管量	箇所数	保管量	保管量
		(か所)	(m <sup>3</sup> )	(か所)	(m <sup>3</sup> )	(m <sup>3</sup> )
岩手県	平成28年度末	-	-	2	23	23
	令和元年度末	-	-	2	23	23
宮城県	平成28年度末	26	66,425	536	1,619	68,044
	令和元年度末	26	66,425	536	1,619	68,044
茨城県	平成28年度末	1	822	18	2,819	3,641
	令和元年度末	1	822	12	2,761	3,583
栃木県	平成28年度末	2	5,764	8,723	64,809	70,574
	令和元年度末	2	5,764	8,720	64,803	70,567
群馬県	平成28年度末	5	567	8	4	572
	令和元年度末	5	567	8	4	572
千葉県	平成28年度末	-	-	1	6	6
	令和元年度末	-	-	1	6	6
計	平成28年度末	34	73,579	9,288	69,283	142,862
	令和元年度末	34	73,579	9,279	69,219	142,798

(注) 環境省が平成28年度末現在及び令和元年度末現在の除去土壌等保管台帳により把握していた保管量をそれぞれ集計している。

(イ) 農林業系廃棄物

稲わら等の農林業系廃棄物は、16条調査及び16条報告の対象とされておらず、18条申請に基づき指定廃棄物となったものを除き、廃掃法等に基づき市町村等が保管や処理等を行っている。そして、このうち、事故由来放射性物質に汚染されたことにより特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物とされているものについては、第1の2(2)イ(ウ)のとおり、廃掃法に基づく処理基準のほか、それぞれ、放射性物質汚染対処特措法施行規則に規定する特定一般廃棄物処理基準又は特定産業廃棄物処理基準に従い、処理を行わなければならないとされている。

環境省が市町村に対して確認した結果によれば、事故由来放射性物質によって汚染された、又はそのおそれがある農林業系廃棄物（指定廃棄物を含む。）は、図表3-12のとおり、2年4月現在で、北海道等10道県（以下「10道県」という。）に計79,658 tあり、これら全てが焼却等の処理が行われなまま保管されている。そして、平成25年8月からの保管量の減少率をみると、10道県合計で79.6%となっている。

10道県のうち25年8月現在で10,000 t以上保管していた岩手県等6県の減少率をみると、宮城県の50.3%から茨城県の96.4%までと県により差がある状況となっている。これら6県のうち、25年8月現在では福島県の保管量が155,624 tと最も多かったが、同県においては他県と異なり国が該当する農林業系廃棄物の焼却処理

を行っていることから令和2年4月現在までに88.1%減少しており、2年4月現在では宮城県の保管量が33,209 t と最も多くなっている。

図表3-12 農林業系廃棄物の保管状況（令和2年4月現在）  
（単位：t）

道県名	平成25年 保管量 (t)	令和2年 保管量 (t)		平成25年か らの減少率 (%)注(5)
			( )	
北海道	4	4	(4)	0.0
	8,000Bq/kg超	3	(3)	0.0
	8,000Bq/kg以下	0	(0)	0.0
岩手県	46,970	14,721	(14,721)	△ 68.7
	8,000Bq/kg超	732	(699)	△ 4.4
	8,000Bq/kg以下	46,237	(14,021)	△ 69.7
宮城県	66,768	33,209	(30,934)	△ 50.3
	8,000Bq/kg超	3,906	(570)	△ 70.3
	8,000Bq/kg以下	62,862	(30,364)	△ 49.0
福島県 注(4)	155,624	18,570	(16,564)	△ 88.1
	8,000Bq/kg超	7,586	(1,201)	△ 57.7
	8,000Bq/kg以下	148,038	(15,362)	△ 89.6
茨城県	25,663	913	(912)	△ 96.4
	8,000Bq/kg超	0	-	0.0
	8,000Bq/kg以下	25,663	(912)	△ 96.4
栃木県	63,137	9,032	(895)	△ 85.7
	8,000Bq/kg超	8,447	-	△ 32.3
	8,000Bq/kg以下	54,689	(895)	△ 93.9
群馬県	24,134	1,277	(1,277)	△ 94.7
	8,000Bq/kg超	-	-	
	8,000Bq/kg以下	24,134	(1,277)	△ 94.7
千葉県	3,629	278	(278)	△ 92.3
	8,000Bq/kg超	-	-	
	8,000Bq/kg以下	3,629	(278)	△ 92.3
新潟県	3,669	1,630	(1,630)	△ 55.6
	8,000Bq/kg超	-	-	
	8,000Bq/kg以下	3,669	(1,630)	△ 55.6
長野県	21	21	(21)	0.0
	8,000Bq/kg超	-	-	
	8,000Bq/kg以下	21	(21)	0.0
計	389,622	79,658	(67,240)	△ 79.6
	8,000Bq/kg超	20,677	(2,475)	△ 47.8
	8,000Bq/kg以下	368,945	(64,764)	△ 81.3

注(1) 環境省が各道県を通じて市町村に対して確認した結果を集計している。

注(2) 平成25年保管量は同年8月現在、令和2年保管量は同年4月現在の確認結果である。

注(3) 括弧内は、指定廃棄物を除いた量を表している。なお、平成25年の確認では、指定の有無は確認項目に入っていない。

注(4) 汚染廃棄物対策地域に指定されている檜葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町及び葛尾村分を含めていない。

注(5) 「0.0」は変化なしを示す。

そして、2年4月現在で保管されている農林業系廃棄物のうち、放射能濃度8,000Bq/kg以下で指定廃棄物ではないものは計64,764 t（全体の81.3%）となっている。

一方、放射能濃度が8,000Bq/kg超で指定廃棄物ではない農林業系廃棄物の保管量は、2,475 t（全体の3.1%）となっている。これらは、16条報告の対象とされておらず、18条申請を行うかどうかは占有者の判断に委ねられていることから、18条申請が行われずに指定廃棄物とされない場合は、8,000Bq/kg以下の指定廃棄物でない農林業系廃棄物と同様に、廃掃法等に基づき市町村等が保管や処理等を行うことになる。

このように、市町村等が保管や処理等を行うことになる指定廃棄物ではない農林業系廃棄物も2年4月現在で計67,240 t（全体の84.4%）となっていて、保管が継続していることから、環境省は、指定廃棄物ではない農林業系廃棄物の処理を加速化させることを目的として、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（平成25年度は放射性物質汚染廃棄物処理加速化事業費補助金）（農林業系廃棄物の処理加速化事業）を交付して当該廃棄物の処理に要する費用の一部を支援している。同補助金の25年度から令和元年度までの交付額は、岩手県等4県の54市町村等に対して計26億2284万余円となっており、これにより、計63,429 tの農林業系廃棄物が処理されている（県別の内訳については別図表3-5参照）。

上記支援のほか、環境省は、指定廃棄物ではない農林業系廃棄物の処理については、保管している市町村等から処理に関する相談等があれば、必要な取組や支援を行っており、前記のとおり、福島県内に仮設焼却施設を設置するなどして焼却処理を実施している。  
(注40)

(注40) このほか、岩手県一関市において、平成23、24両年度に放射能濃度が8,000Bq/kg超のものを含む放射性物質に汚染された牧草1,202 tの焼却処理等を同市に委託して事業費23年度3873万余円、24年度1億6429万余円で実施し、放射能濃度が8,000Bq/kg超の牧草を既設の廃棄物処理施設を活用して安全に焼却及び処分できることを確認できたとしており、これをホームページ等で公表したり、農林業系廃棄物を保管する市町村等に情報提供したりすることにより、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理の推進に活用しているとしている。

#### (ウ) 焼却灰、汚泥等

「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進について」（平成25年7月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長通

知)によれば、放射能濃度8,000Bq/kg以下の廃棄物について、一部の焼却施設においては、焼却灰の処分について周辺地域の理解が得られないこと、廃棄物処理業者や自治体が独自に設定した一定濃度以上の廃棄物の搬入を拒否していること、自治体が廃棄物処理業者に対して一定濃度以上の廃棄物を取り扱わないよう指導していることなどにより、当該焼却灰の保管が長期間継続している状況にあるとされている。そして、同通知によれば、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物を長期間保管する場合、「最終処分先が確保できない廃棄物の保管が排出者の大きな負担になるだけでなく、これらの処分が滞ることにより、市町村等の一般廃棄物処理、上下水・工業用水道事業や農業生産活動への影響も懸念される」とされている。また、環境省は、同通知において、「放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物について、独自に設定した一定濃度以上の廃棄物又は特定一般廃棄物若しくは特定産業廃棄物を区域内に搬入することを制限したり、廃棄物処理業者に対して取扱いの禁止を指導するようなことは、科学的にも法的にも根拠のないものである」との見解を示すとともに、都道府県等に対して独自基準による制限や指導を行わないよう周知している。

環境省が元年度に市町村等を対象に実施した調査によれば、最終処分や再生利用が行われずに保管されている事故由来放射性物質によって汚染された、又はそのおそれがある放射能濃度8,000Bq/kg以下の焼却灰、汚泥等は、図表3-13のとおり、元年10月現在で、岩手県等9県に計261,260 tが保管されている。廃棄物の種類別には、廃棄物処理施設由来のばいじんが計45,372 t、下水道施設由来の焼却灰等が計45,322 t、水道施設由来の廃棄物が計113,323 tなどとなっている。平成28年9月現在の保管量と比較すると、全体では36.2%、廃棄物の種類別には、廃棄物処理施設由来のばいじんが32.2%、下水道施設由来の焼却灰等が22.8%、水道施設由来の廃棄物が17.1%減少している。都県別にみると、28年9月現在で保管していた11都県のうち、9県については、令和元年10月現在も保管が継続している。

図表3-13 特定廃棄物以外の焼却灰、汚泥等の保管状況

(単位：t)

都県名	時点	焼却灰等 (廃棄物処理施設由来)			汚泥・焼却灰等 (下水道施設由来)			水道施設 由来	その他	計
		焼却灰	ばいじん	その他	汚泥	焼却灰等	その他			
岩手県	平成28年9月	-	62	827	-	-	-	-	8	897
	令和元年10月	-	62	-	-	-	-	-	-	62
宮城県	平成28年9月	-	-	-	-	-	-	5,545	-	5,545
	令和元年10月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島県	平成28年9月	92,556	41,323	30,820	9,447	1,154	1,699	1,987	2,471	181,458
	令和元年10月	19,059	28,862	31,683	-	-	137	1,109	4,319	85,172
茨城県	平成28年9月	-	47	-	1	191	-	15	-	254
	令和元年10月	-	7	-	-	-	-	15	-	22
栃木県	平成28年9月	-	1,610	-	-	-	-	578	-	2,188
	令和元年10月	-	1,610	-	-	-	-	19	-	1,629
群馬県	平成28年9月	-	-	-	-	1	-	2,340	-	2,341
	令和元年10月	-	-	-	-	-	-	311	-	311
埼玉県	平成28年9月	85	1,522	1	-	2,275	-	58,377	-	62,260
	令和元年10月	-	-	2	-	-	-	49,500	-	49,502
千葉県	平成28年9月	-	709	3,154	-	-	-	-	1,991	5,854
	令和元年10月	-	327	-	-	-	-	-	1,992	2,319
東京都	平成28年9月	3,467	740	-	-	-	-	-	39	4,247
	令和元年10月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	平成28年9月	-	20,916	-	-	55,123	251	-	6	76,296
	令和元年10月	-	14,503	-	-	45,322	-	-	24	59,849
新潟県	平成28年9月	-	-	-	-	-	-	67,899	1	67,900
	令和元年10月	-	-	-	-	-	-	62,369	24	62,393
計	平成28年9月	96,108	66,930	34,802	9,448	58,744	1,950	136,741	4,517	409,243
	令和元年10月	19,059	45,372	31,685	-	45,322	137	113,323	6,359	261,260
	減少率 (%)	△ 80.2	△ 32.2	△ 9.0	△ 100.0	△ 22.8	△ 92.9	△ 17.1	40.8	△ 36.2

(注) 環境省が各都県を通じて市町村等を対象に実施した調査の結果を集計している。

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物である焼却灰、汚泥等の最終処分量の推移(注41)等について環境省が東京都等10都県に所在する最終処分場を対象として実施しているアンケート(以下「最終処分場アンケート」という。)の結果によれば、元年度時点において、放射能濃度についての独自基準が設けられている最終処分場はアンケートに回答した最終処分場の2割程度となっており、8,000Bq/kg以下の特定廃棄物以外の廃棄物について保管が継続していることの一因となっていると思料される。

このような状況に対して、環境省は、ホームページやパンフレット等によって8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理の安全性の周知を図るとともに、保管者からの相談に対応することで、適正な処理を推進していくとしている。

(注41) 東京都等10都県 東京都、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉各県

(エ) 道路等側溝堆積物

復興庁は、福島第一原発事故以降、放射性物質を含んでいることを理由に道路等側溝堆積物の処分が困難になったことや、住民による清掃活動が中止されたことなどにより、道路等側溝の維持管理活動が中断されている地域があり、豪雨時の路面の冠水を始め、悪臭や害虫発生等の実害が生じているため、福島県及び除染実施計画を定めた同県内の市町村が実施する道路等側溝堆積物を撤去して処理する事業に対して、平成28年度から令和元年度までの間に、福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）を福島県及び18市町村に計54億5333万余円交付している。福島県及び18市町村においては、道路等側溝堆積物59,445m<sup>3</sup>が撤去され、このうち8,000Bq/kg以下の道路等側溝堆積物計52,420m<sup>3</sup>が同交付金事業により処理されている。そして、残りの7,025m<sup>3</sup>は、同交付金の交付対象となっていない8,000Bq/kg超の道路等側溝堆積物であり、環境省により除去土壌等と一体的に処理されている（年度別の内訳については別図表3-6参照）。

## エ 国による中間処理の状況

### (ア) 可燃物の処理

図表3-2のとおり、福島県内の対策地域内廃棄物のうち可燃物については、再生利用が可能なものについては再生利用を行い、その他の特定廃棄物及び除染特別地域<sup>(注42)</sup>において発生した除染廃棄物については、焼却処理を行うことになっている。そして、焼却処理により発生した焼却灰等のうち、混入していた金属類の再生利用が可能なものについては再生利用を行い、その他の放射能濃度が10万Bq/kg以下の焼却灰等については管理型最終処分場で埋立処分し、10万Bq/kg超の焼却灰等及び除染廃棄物を焼却して発生した焼却灰等については中間貯蔵施設へ搬入することになっている。

(注42) 特定廃棄物は放射性物質汚染対処特措法施行規則第25条で定められている特定廃棄物処分基準に従い処分を行うこととされており、特定廃棄物処分基準によれば、特定廃棄物の処分は、①特定廃棄物が飛散したり流出したりしないようにすること、②特定廃棄物を焼却する場合には、所定の構造を有する焼却設備を用いて焼却すること、③特定廃棄物を破砕する場合には、破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために、建物の中に設けられた設備を用いて破砕する等の必要な措置を講ずることなどとされている。

また、環境省は、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」（平成23年法律第99号。以下「災害廃棄物特措法」という。）第4条第1項の規定に基づき、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に

関する法律」（平成23年法律第40号）に規定する特定被災地方公共団体である市町村から要請があり、かつ必要があると認められるときは、当該市町村に代わり、災害廃棄物の代行処理を行うこととなっている。そして、災害廃棄物特措法第5条第1項の規定に基づき、上記の代行処理に要する費用は、国及び当該市町村が負担することとなっている。

環境省は、これらの特定廃棄物等の焼却を行うに当たり、廃棄物の量が膨大であるため、市町村等が設置している既設焼却施設を活用するほか、仮設焼却施設を設置するなどしている。国が焼却処理を行うために使用していた又は使用する予定の焼却施設は、仮設焼却施設16施設、既設焼却施設4施設であり、元年度末現在で使用中の焼却施設は仮設焼却施設6施設となっている（別図表3-7参照）。

上記のうち仮設焼却施設での焼却処理には、焼却施設を設置する用地の使用に係る補償金、焼却施設の建設費、施設を稼働させて焼却処理を行ったり、施設の修繕を行ったりするための管理・運転費、施設での処理が終了した後に施設の解体等を行うための原状回復費が発生する。また、既設焼却施設で焼却処理を行う場合は、環境省が当該焼却施設の設置主体と請負契約を締結して、焼却処理等に係る管理・運転費を支払っている。元年度までに特定廃棄物等の焼却処理に要した費用は、図表3-14のとおり、仮設焼却施設については、用地に係る補償金1億9801万余円、建設費1825億7076万余円、管理・運転費1891億9125万余円、原状回復費118億6410万余円の計3838億2413万余円となっており、既設焼却施設については、管理・運転費11億7272万余円となっていて、合計で3849億9686万余円となっている。

図表3-14 仮設焼却施設等における国による特定廃棄物等の焼却処理に係る年度別費用内訳（平成24年度～令和元年度）（単位：千円）

年度	仮設焼却施設					既設焼却施設	合計
	用地に係る補償金	建設費	管理・運転費	原状回復費	計	管理・運転費	
平成24年度	—	4,369,806	—	—	4,369,806	11,387	4,381,193
25年度	3,443	—	2,389,380	—	2,392,823	112,755	2,505,578
26年度	252	6,657,090	1,053,583	—	7,710,925	194,899	7,905,825
27年度	33,841	48,907,987	25,504,597	2,894,400	77,340,826	94,697	77,435,524
28年度	41,560	81,434,825	37,933,010	—	119,409,396	104,893	119,514,289
29年度	42,464	21,229,879	46,018,794	1,237,313	68,528,452	233,147	68,761,599
30年度	38,507	14,231,499	44,404,476	—	58,674,483	413,733	59,088,217
令和元年度	37,942	5,739,680	31,887,409	7,732,392	45,397,425	7,210	45,404,635
計	198,012	182,570,769	189,191,250	11,864,106	383,824,139	1,172,724	384,996,863

また、環境省は、元年度末までに、図表3-15のとおり、対策地域内廃棄物431,127 t、指定廃棄物14,165 t、除染廃棄物818,357 t、その他の廃棄物286,924 tを焼却処理しており、これにより放射能濃度が10万Bq/kg以下の焼却灰等が351,970 t、10万Bq/kg超の焼却灰等が5,241 t 発生している。

そして、元年度末現在で、これらの計357,212 tのうち212,645 tが管理型最終処分場、中間貯蔵施設等に搬出され、144,584 tが焼却施設等において保管されている（焼却施設別の焼却量、焼却灰等発生量等については別図表3-8参照）。

図表3-15 特定廃棄物等に係る焼却量、焼却灰等発生量等（平成24年度～令和元年度）  
(単位：t)

年度	焼却量					焼却灰等発生量			焼却灰等搬出量	焼却灰等保管量 (年度末時点) 注(2)
	対策地域内廃棄物	指定廃棄物	除染廃棄物	その他の廃棄物 注(1)	計	放射能濃度 10万Bq/kg 以下	放射能濃度 10万Bq/kg 超	計		
平成24年度	217	—	—	22,966	23,183	4,307	—	4,307	—	4,307
25年度	3,040	—	2,103	57,013	62,157	19,490	—	19,490	—	23,797
26年度	4,099	—	1,066	9,343	14,508	4,092	—	4,092	—	27,889
27年度	103,602	724	124,062	7,120	235,509	54,348	1,663	56,011	30	83,871
28年度	122,391	5,443	176,340	56,300	360,476	75,520	2,501	78,021	4,929	156,963
29年度	118,803	4,345	142,250	29,551	294,950	59,263	269	59,533	29,670	186,825
30年度	46,663	2,194	210,833	21,052	280,742	66,431	786	67,218	67,869	186,191
令和元年度	32,310	1,457	161,702	83,576	279,047	68,516	21	68,537	110,144	144,584
計	431,127	14,165	818,357	286,924	1,550,576	351,970	5,241	357,212	212,645	

注(1) その他の廃棄物とは、農林業系廃棄物等である（図表3-1参照）。

注(2) 焼却灰等を搬出する際に、容器の詰め替え等を行いその重量を再計量しているため、焼却灰等発生量から焼却灰等搬出量を差し引いても、焼却灰等保管量と一致しない。

さらに、焼却施設等から搬出された焼却灰等212,645 tについて、搬出先別の搬出量は、図表3-16のとおり、焼却灰等に含まれる鉄等の再生利用が可能なもの18,408 tが再生利用され、その他の焼却灰等については80,559 tが管理型最終処分場へ、113,436 tが中間貯蔵施設へ、241 tが実証調査施設へそれぞれ搬出されている。

図表3-16 搬出先別の焼却灰等搬出量（平成27年度～令和元年度）  
(単位：t)

年度	再生利用	管理型 最終処分場	中間貯蔵施設	実証調査施設 (注)	計
平成27年度	30	—	—	—	30
28年度	4,795	—	—	134	4,929
29年度	4,235	13,251	12,076	106	29,670
30年度	4,231	28,784	34,854	—	67,869
令和元年度	5,115	38,523	66,505	—	110,144
計	18,408	80,559	113,436	241	212,645

(注) 実証調査施設とは、後述5(1)ア(ア) aの環境省が飯館村蔵平地区に設置した仮設資材化施設である。

(イ) 不燃物の処理

対策地域内廃棄物のうち不燃物については、破砕等の中間処理を行った後、図表3-2のとおり、再生利用が可能なものについては再生利用を行い、放射能濃度が10万Bq/kg以下のものは管理型最終処分場で埋立処分を行うことになっている。また、福島県内の指定廃棄物のうち不燃物については、同じく中間処理を行った後、放射能濃度が10万Bq/kg以下のものについては管理型最終処分場で埋立処分を行い、10万Bq/kg超のものについては中間貯蔵施設に搬入することになっている。そして、元年度末までに再生利用された対策地域内廃棄物のうち不燃物は、図表3-17のとおり、コンクリートがら等計366,096 t、金属くず等計82,542 t 及び800 m<sup>3</sup>、家電類計12,648 t 及び93,955台、廃油等計554,049 L、車両類計6,138台、消火器類計10,476台及び13,783本等となっている。

図表3-17 対策地域内廃棄物のうち不燃物の再生利用量（平成24年度～令和元年度）

年度	コンクリート がら等	金属くず等		家電類		廃油等	車両類	消火器類		その他			
	(t)	(t)	(m <sup>3</sup> )	(t)	(台)	(L)	(台)	(台)	(本)	(t)	(本)	(個)	(袋)
平成24年度	—	—	—	—	—	—	129	—	—	—	—	—	—
25年度	—	1,370	—	—	16,362	—	440	—	—	—	—	—	—
26年度	—	4,661	800	12,448	100	5,600	523	—	—	206	808	47	—
27年度	3,176	12,687	—	200	15,902	12,590	883	—	—	482	87	—	—
28年度	65,225	21,780	—	—	15,608	230,964	1,464	—	11,109	4,232	1,022	—	—
29年度	96,259	23,056	—	—	19,998	36,793	1,781	7,847	—	5,408	1,843	—	38
30年度	113,319	9,526	—	—	13,177	123,476	500	—	2,674	4,059	1,039	—	—
令和元年度	88,114	9,460	—	—	12,808	144,626	418	2,629	—	737	949	—	—
計	366,096	82,542	800	12,648	93,955	554,049	6,138	10,476	13,783	15,126	5,748	47	38

(注) 環境省から民間の業者へ引渡しを行った量を基に集計している。

また、図表3-18のとおり、特定廃棄物のうち放射能濃度が10万Bq/kg以下の不燃物計49,294 m<sup>3</sup>は、管理型最終処分場で埋立処分が行われている。

図表3-18 特定廃棄物のうち不燃物の埋立処分量（平成29年度～令和元年度）  
(単位：m<sup>3</sup>)

廃棄物の種類	平成29年度	30年度	令和元年度	計
対策地域内廃棄物	2,751	20,781	21,834	45,366
指定廃棄物	579	2,892	455	3,927
計	3,331	23,673	22,289	49,294

(注) 埋立処分事業は、平成29年度から開始されている。

(注43)

一方、対策地域内廃棄物の不燃物のうち高濃度PCB廃棄物及び破損した蛍光灯については、2年9月現在でコンデンサー18台及び安定器等239台の高濃度PCB廃棄物並びに破損した蛍光灯約30 m<sup>3</sup>が対策地域内廃棄物仮置場に保管されたままとなっており、処理方法が確定していない。

(注43) 高濃度PCB廃棄物 封入されたPCBの重量の割合が0.5%を超える  
などのPCB廃棄物

また、環境省は、汚染廃棄物対策地域内の351事業者を対象としてPCB廃棄物等の所在を確認する調査を実施しており、元年度末までに高濃度PCB廃棄物であるコンデンサーが3台、安定器が68個発見されている一方で、PCB廃棄物等の所在が不明と回答した事業者及び未回答の事業者が計94事業者あることから、環境省は、これらについても、引き続き調査を実施していくとしている。

廃掃法が適用されるPCB廃棄物については「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）等に基づき、保管事業者は、政令で定める処分期間内に、自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないとされているのに対して、特定廃棄物に該当する高濃度PCB廃棄物は、廃掃法の適用範囲外であり、廃掃法が適用されるPCB廃棄物を対象としているPCB特措法等が適用されず、放射性物質汚染対処特措法が適用されることとなる。このため、国は廃掃法が適用されるPCB廃棄物とは別の枠組みで責任を持って処理しなければならないことになる。これについて、環境省は、特定廃棄物に該当する高濃度PCB廃棄物は、PCB等の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するための「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（平成16年条約第3号）の適用対象となり、10年までに環境上適正な管理を行うことが定められていることなどから、所在を確認するための調査を引き続き実施しており、これにより処理すべき総量が把握された後に処理の具体的な時期や方法の調整を実施する予定であるとしている。

## (2) 除去土壌等の処理状況

### ア 除染特別地域

環境省は、除染特別地域に除染仮置場を設置しており、図表3-19のとおり、元年度末現在において除去土壌等を保管している除染仮置場は計153か所（面積計7,826,025㎡）、除去土壌等の保管量は計3,601,049㎡となっている。

図表3-19 除染仮置場箇所数、面積及び除去土壌等の保管量（令和元年度末現在）

所在市町村名	箇所数 (か所)	面積 (㎡)	除去土壌等 の保管量 (㎡)
田 村 市	2	10,442	6,215
南相馬市	10	1,578,813	234,225
川 俣 町	26	658,267	355,235
檜 葉 町	5	134,927	125,013
富 岡 町	8	1,216,908	717,957
川 内 村	2	117,442	40,491
大 熊 町	5	358,063	144,145
双 葉 町	2	126,008	73,108
浪 江 町	19	1,042,728	392,547
葛 尾 村	17	416,362	136,946
飯 舘 村	57	2,166,065	1,375,167
計	153	7,826,025	3,601,049

そして、除染仮置場における除去土壌等の搬入量及び搬出量を年度別にみると、図表3-20のとおり、元年度末までの搬入量は計9,746,771㎡で、このうち計6,145,722㎡が中間貯蔵施設等及び仮設焼却施設に搬出されている。

図表3-20 除染仮置場における除去土壌等の搬入量及び搬出量  
(単位：㎡)

年度	搬入量	搬出量			保管量 (年度末現在)
		中間貯蔵 施設等	仮設焼 却施設	計	
平成23年度	3,157,602	702	2,712	3,414	3,154,188
24年度					
25年度					
26年度					
27年度	3,253,265	8,774	431,071	439,845	5,967,608
28年度	2,260,353	57,148	614,806	671,954	7,556,007
29年度	396,992	218,308	574,544	792,852	7,160,147
30年度	210,097	979,822	742,951	1,722,773	5,647,471
令和元年度	468,462	2,251,625	263,259	2,514,884	3,601,049
計	9,746,771	3,516,379	2,629,343	6,145,722	

また、環境省は、借地して除染仮置場を設置した場合、除去土壌等の搬出が完了した除染仮置場については、原状回復工事を行った上で、用地を土地の所有者等に返却している（以下、用地を返却することを「返地」という。除染特別地域における除染仮置場の返地の状況については、(3)において後述する。）。

#### イ 除染実施区域

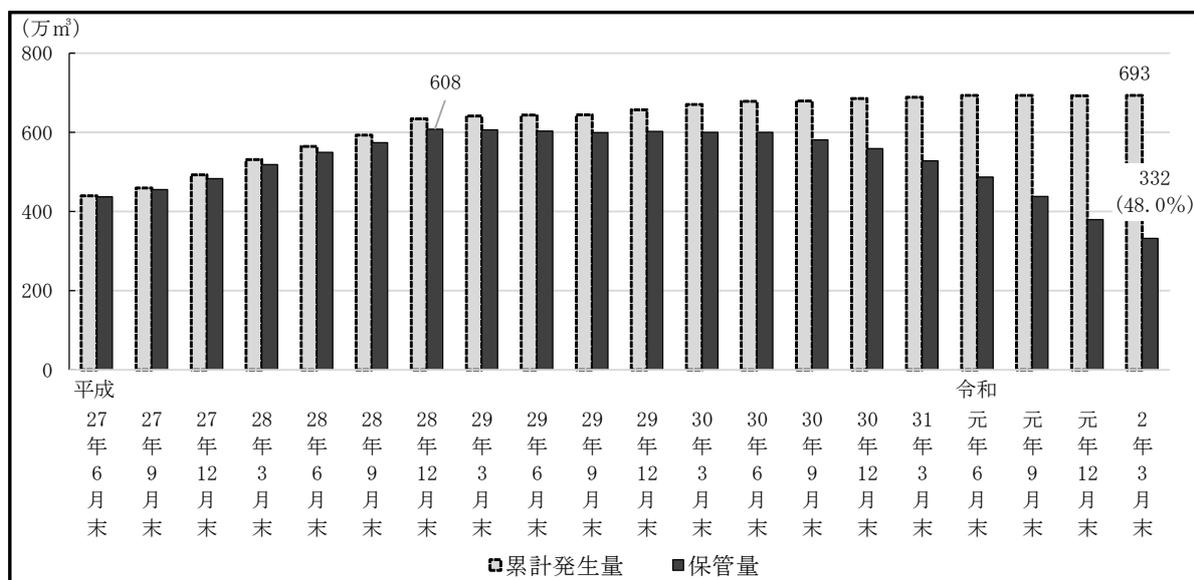
##### (ア) 福島県内における除去土壌等の保管状況

除染実施者である市町村は、除染実施区域において、除染仮置場や除去土壌等を除染仮置場から集約して中間貯蔵施設へ輸送するための積込場（以下、これら

を合わせて「除染仮置場等」という。)を設置して除去土壌等を保管したり、除染仮置場等を確保できない場合は現場保管場所に保管したりしている。そして、福島県内の除染実施区域で発生して除染仮置場等及び現場保管場所に保管された除去土壌等については、平成27年度から中間貯蔵施設への輸送が順次開始されている。

除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送が開始された27年度以降の除去土壌等の累計発生量並びに除染仮置場等及び現場保管場所における保管量の推移をみると、図表3-21のとおり、累計発生量は令和元年度末までに計693万 $\text{m}^3$ となり、保管量は平成28年12月末現在の計608万 $\text{m}^3$ をピークとして年々減少して、令和元年度末現在では計332万 $\text{m}^3$ （累計発生量の48.0%）となっている。

図表3-21 除去土壌等の累計発生量及び保管量の推移（平成27年度～令和元年度）



(注) 内閣府の緊急実施除染事業等により9市町村において発生した除去土壌等の除染仮置場等及び現場保管場所を含む。

また、環境省と同様に、除染実施者である市町村は、除去土壌等の搬出が完了した除染仮置場等について、原状回復工事を行った上で返地している。

元年度末現在の除染仮置場等及び現場保管場所の箇所数等をみると、図表3-22のとおり、除去土壌等を保管中の除染仮置場等は計404か所（元年度末までに設置された除染仮置場等計1,029か所の39.3%）、保管量は計2,624,279 $\text{m}^3$ 、返地済みの除染仮置場等は410か所（同39.8%）となっている。また、除去土壌等を保管中の現場保管場所は計40,127か所（元年度末までに設置された現場保管場所計190,842か所の21.0%）、保管量は計702,955 $\text{m}^3$ 、除去土壌等の搬出が完了した現場保

管場所は150,715か所（同79.0%）となっている（市町村別の内訳については別図表3-9参照）。

図表3-22 除染仮置場等及び現場保管場所の箇所数等（令和元年度末現在）

除染仮置場等					現場保管場所			
保管中		搬出済み	返地済みの除染仮置場等	計	保管中		搬出が完了した現場保管場所	計
箇所数 (か所)	保管量 (m <sup>3</sup> )	箇所数 (か所)	箇所数 (か所)	箇所数 (か所)	箇所数 (か所)	保管量 (m <sup>3</sup> )	箇所数 (か所)	箇所数 (か所)
404	2,624,279	215	410	1,029	40,127	702,955	150,715	190,842

(注) 内閣府の緊急実施除染事業等により9市町村において発生した除去土壌等の除染仮置場等及び現場保管場所を含む。

(イ) 福島県外における除去土壌の保管状況

福島県外で発生した除去土壌については、埋立処分の方法等に関して具体的に定めたものはなく、環境省において検討を続けているところであり、多くの市町村において保管したままの状態となっている。福島県外における元年度末現在の除去土壌の保管状況をみると、図表3-23のとおり、除染仮置場は43か所、現場保管場所は28,707か所となっており、これらを合わせた保管量は計329,447m<sup>3</sup>となっている（市町村別の内訳については別図表3-4参照）。

図表3-23 福島県外における除去土壌の保管状況  
(令和元年度末現在)

項目 県名	除染仮置場		現場保管場所		計
	箇所数 (か所)	保管量 (m <sup>3</sup> )	箇所数 (か所)	保管量 (m <sup>3</sup> )	保管量 (m <sup>3</sup> )
岩手県	-	-	315	26,549	26,549
宮城県	28	13,637	133	14,749	28,387
茨城県	2	1,835	1,032	51,136	52,971
栃木県	2	354	24,762	110,672	111,026
群馬県	7	1,268	749	3,333	4,602
埼玉県	2	650	46	6,633	7,284
千葉県	2	47	1,670	98,577	98,625
計	43	17,793	28,707	311,653	329,447

(注) 環境省が令和元年度末現在で把握していた保管量を集計している。

(ウ) 除去土壌等の管理

除去土壌等の保管に当たっては、放射性物質汚染対処特措法施行規則によれば、保管の場所から飛散したり流出したりしないように容器に収納するなど必要な措置を講ずること、保管に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために保管場所の底面を遮水シートで覆うなど必要な措置を講ずること、

雨水又は地下水が浸入しないように除去土壌等の表面を遮水シートで覆うなど必要な措置を講ずることなどとされている。

また、放射性物質汚染対処特措法によれば、除染実施者は、除去土壌等を保管したとき、又は土地の所有者等に除去土壌等を保管させたときは、遅滞なく、当該土壌等の除染等の措置を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に当該除去土壌等を保管した土地の所在地及び保管の状態その他環境省令で定める事項を届け出なければならないとされている。そして、除染実施計画を定めた都道府県知事等は、除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等保管台帳を作成して管理しなければならないとされており、放射性物質汚染対処特措法施行規則によれば、除去土壌等保管台帳は、帳簿及び図面をもって作成することとされている。<sup>(注44)</sup>

(注44) 除去土壌等保管台帳の帳簿には、①土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先、②保管を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先、③保管を行う土地の所在地、④保管を開始した年月日、⑤保管を終了した年月日、⑥除去土壌等の種類及び数量、⑦保管開始前及び開始後における放射線の量等を記載することとされ、図面は、除去土壌等の保管場所を明らかにした図面とすることとされている。

除去土壌等又は除染実施計画策定前の土壌等の除染等の措置に類する行為であって国の補助金等を受けたものにより生じた土壌等（以下、これらを合わせて「補助対象除染により生じた土壌等」という。）の管理の状況についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

a 補助対象除染により生じた土壌等の保管状態が確認できない事態

平成28年3月に、福島市において、除去土壌等が埋設された箇所を含む住宅敷地を除染時の土地の所有者が売却して、売却時に引き継がれた放射線モニタリングの測定地点を伝えるための略図（除去土壌等の保管場所を明らかにした図面ではない。）の情報を基に住宅が建築された結果、敷地内の地下に埋設保管されていた除去土壌等の直上に住宅が建てられるという事案の発生が判明した。

この事案の発生を受けて、環境省は、同年10月に、「除染等の措置に伴い生じた除去土壌等の保管場所に係る留意事項の周知について（依頼）」（平成28年環水大総発第1610211号環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官通知）を各県除染担当部局に発して、各市町村の除染担当部局において除去土壌等の保管場所を確認できることについて土地の所有者等に周知すること、必

要に応じて当該保管場所に係る土地の所有者等による現地確認等に各市町村の除染担当部局が協力することなどを県内の関係市町村に周知するよう依頼した。

また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の除染関係の説明について」（平成24年環水大総発第120511001号環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官通知）によれば、除染実施計画策定前に行われた土壤等の除染等の措置に類する行為であって補助金等の交付を受けたものの実施に伴い発生した土壤等については、放射性物質汚染対処特措法の規制対象とはならないものの、法令等の規定に沿って対応することが望ましいとされている。

そこで、補助対象除染により生じた土壤等の管理状況を一部の市町村において確認したところ、次のような事態が見受けられた。

千葉県松戸、柏両市は、23年度又は24年度に、環境省から低減対策緊急補助金の交付を受けて、除染業務を契約額計5,455,332円（国庫補助金相当額計4,854,405円）で建設会社等に請け負わせて実施している。

この業務は、両市内に所在する計24施設において、敷地の除草、表土の処理、側溝の清掃等の除染の作業等を実施したものであり、両市は、業務完了後、補助対象除染により生じた土壤等が発生した施設について、それぞれ除去土壤等保管台帳を作成していた。そして、計24施設のうち計2施設の除去土壤等保管台帳によれば、補助対象除染により生じた土壤等（松戸市2㎡、柏市50㎡）は、シート等により覆った上で同施設の敷地内に埋設し、覆土を施して飛散防止及び放射線の遮蔽を行うとされていた。

令和2年2月の会計実地検査時点において現地の状況を確認したところ、除去土壤等保管台帳上、補助対象除染により生じた土壤等が埋設保管されたとされている箇所に住宅が建築されていて、補助対象除染により生じた土壤等の保管状態が確認できず、補助対象除染により生じた土壤等の管理が適切とは認められない状況となっていた。

前記のとおり、環境省は補助対象除染により生じた土壤等の適正保管のために通知を発して関係市町村に周知しているものの、現場保管されている補助対象除染により生じた土壤等はいまだ各地に多数存在し、上記のような事態も発

生している。

したがって、環境省においては、補助対象除染により生じた土壌等の適正な保管に向けて、同種の事態の再発を防止するために、補助対象除染により生じた土壌等の保管状況を適切に把握するよう関係市町村に徹底を図る必要がある。

b 除去土壌等保管台帳の記載等が実態と異なっていた事態

環境省は、除染実施計画に基づき除染の工事を実施した市町村を対象に、除去土壌等の保管状況を把握するための調査を毎年度実施して、調査結果を基に「汚染状況重点調査地域（福島県外）における保管場所の箇所数及び除去土壌等の保管量」等として、ホームページに掲載するなどしている。

除去土壌等の保管量をみたところ、2県及び3市町が実施した除染の工事の一部において、図表3-24のとおり、現場保管されている一部の工区に係る除去土壌の数量を含めずに除去土壌等保管台帳を作成していたり、除去土壌の誤った数量を除去土壌等保管台帳に記載していたり、除染廃棄物を除去土壌として除去土壌等保管台帳に記載していたりなどしたため、除去土壌の実際の保管数量よりも少ない数量が除去土壌等保管台帳に記載されるなどしており、これに基づくなどした除去土壌等の保管量が環境省に報告されていた事態が見受けられた。

図表3-24 除去土壌等保管台帳の記載等が実態と異なっていた事態の一覧  
(単位：m<sup>3</sup>)

県名	除染実施者	除染実施計画策定者	種別	現場保管場所	除去土壌等保管台帳の記載数量(A)	実際の保管数量(B)	過大又は過小(△)となっていた数量(C)=(A)-(B)	摘要
千葉県	千葉県	柏市	除去土壌	公園	1,521	2,118	△ 597	一部の工区に係る除去土壌の数量を含めずに除去土壌等保管台帳を作成していたり、除去土壌の誤った数量を除去土壌等保管台帳に記載していたりしたものの
		流山市	除去土壌	公園	585	1,494	△ 909	
岩手県	平泉町	平泉町	除去土壌	学校、児童遊園	1,357	1,411	△ 54	除去土壌の誤った数量を除去土壌等保管台帳に記載していたなどのもの
栃木県	日光市	日光市	除去土壌	宅地	103	120	△ 16	
茨城県	茨城県	阿見町	除去土壌	学校	1,030	1,022	8	除染廃棄物を除去土壌として除去土壌等保管台帳に記載していたものの
			除染廃棄物		-	8	△ 8	

保管数量の除去土壌等保管台帳への記載が適切でなかった場合には、除去土壌等の搬出や処分を行う際に支障が生ずるおそれがある。

したがって、環境省においては、関係市町村に対して、除去土壌等の実際の

保管量等が除去土壌等保管台帳に正確に記載されているかどうかを改めて確認し、必要に応じて記載内容の見直しを行うよう徹底を図る必要がある。

### (3) 廃棄物仮置場、指定廃棄物一時保管場所及び除染仮置場の運用状況

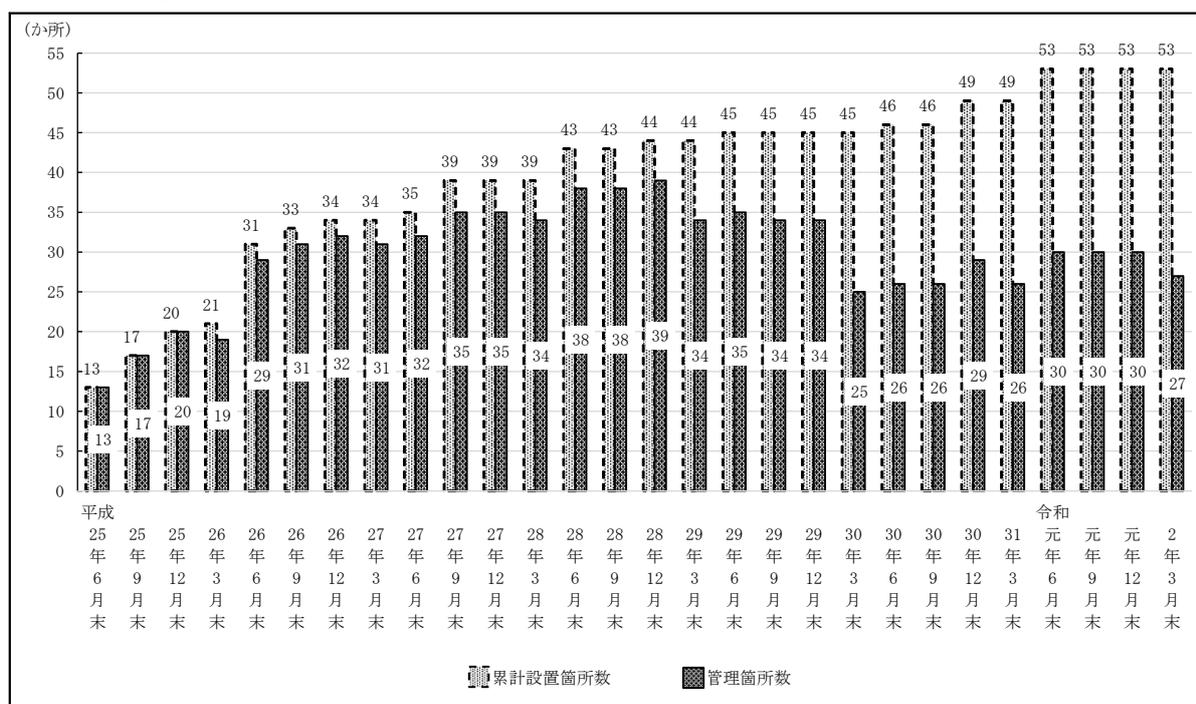
環境省は、福島県内の特定廃棄物の選別や保管等を行うために、福島県内に対策地域内廃棄物仮置場及び指定廃棄物仮置場（特定廃棄物（除染廃棄物を除く。）を保管している除染仮置場を含まない。以下、これらを合わせて「廃棄物仮置場」という。）を、また、除去土壌等を保管するために、除染特別地域内に除染仮置場をそれぞれ設置している。

廃棄物仮置場、指定廃棄物一時保管場所及び除染仮置場の運用状況について検査したところ、次のとおりとなっていた。

#### ア 設置状況及び補償金

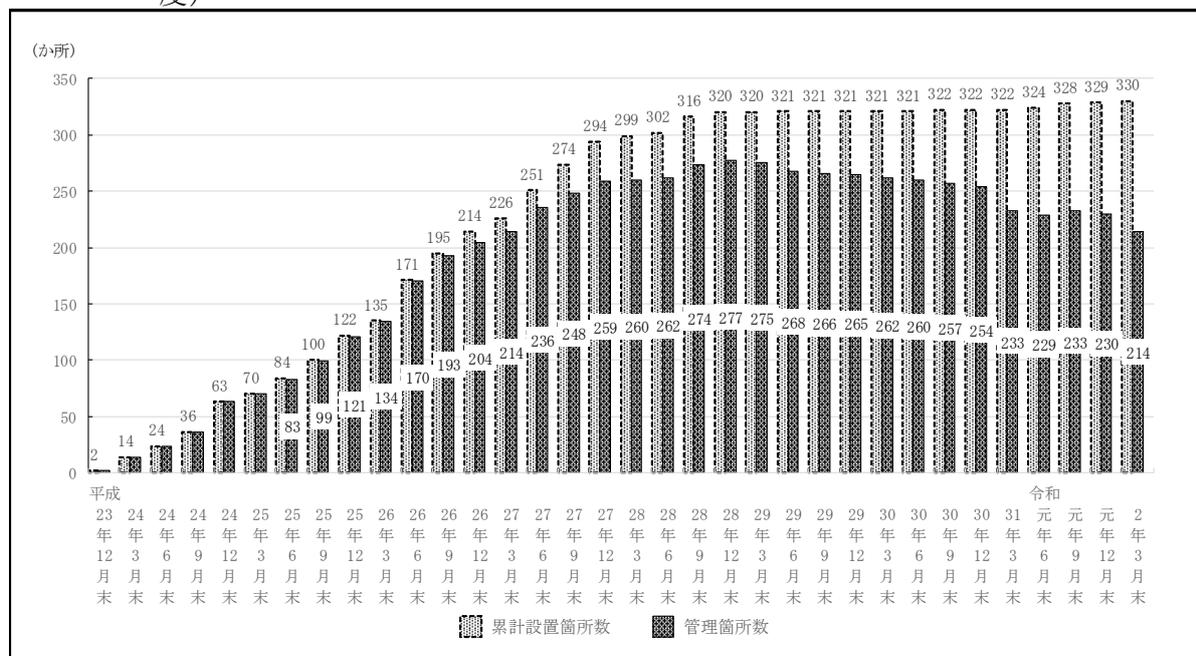
元年度末までの廃棄物仮置場の累計設置箇所数及び累計設置箇所数から返地した廃棄物仮置場の箇所数を除いた管理箇所数の推移をみたところ、図表3-25のとおり、元年度末までの累計設置箇所数は53か所となっており、また、平成26年3月に廃棄物仮置場の返地が開始されて以降、管理箇所数は28年12月末の39か所をピークとしてその後徐々に減少して、令和元年度末には27か所となっていた。

図表3-25 廃棄物仮置場の累計設置箇所数及び管理箇所数の推移（平成25年度～令和元年度）



また、元年度末までの除染仮置場の累計設置箇所数及び累計設置箇所数から返地した除染仮置場の箇所数を除いた管理箇所数の推移をみたところ、図表3-26のとおり、除染が開始された平成23年度以降、累計設置箇所数は急激に増加を続けていたが、帰還困難区域を除く除染特別地域の面的除染が完了した28年度以降は特定復興再生拠点区域の除染により生じた除去土壌等の仮置きのために設置するにとどまっていることから、ほぼ横ばいで推移していて令和元年度末までの累計設置箇所数は330か所となっている。そして、平成25年4月に除染仮置場の返地が開始されて以降、管理箇所数は28年12月末の277か所をピークとしてその後徐々に減少して、令和元年度末には214か所（除去土壌等を保管している除染仮置場153か所及び除去土壌等の搬出が完了した除染仮置場61か所）となっていた。

図表3-26 除染仮置場の累計設置箇所数及び管理箇所数の推移（平成23年度～令和元年度）



図表3-27 補償金額等（平成24年度～令和元年度）

年度	廃棄物仮置場			除染仮置場			補償金額計 (千円)
	補償契約件数 (件)	面積 (㎡)	補償金額 (千円)	補償契約件数 (件)	面積 (㎡)	補償金額 (千円)	
平成24年度	-	-	-	-	78,184	25,560	25,560
25年度	-	-	15,006	-	1,550,138	451,569	466,575
26年度	-	-	179,489	-	7,376,222	1,313,999	1,493,488
27年度	314	1,281,411	189,298	1,975	10,245,466	1,690,709	1,880,007
28年度	326	1,467,638	231,207	1,963	10,857,180	1,799,575	2,030,783
29年度	301	1,425,183	235,922	1,859	10,880,915	1,764,058	1,999,980
30年度	379	1,388,013	259,386	1,713	10,382,707	1,680,896	1,940,282
令和元年度	353	1,295,617	205,302	1,718	9,906,957	1,624,101	1,829,403
計	1,673	6,857,862	1,315,613	9,228	61,277,769	10,350,470	11,666,083

注(1) 廃棄物仮置場は平成25年度以降に設置されたため、24年度は該当がない。

注(2) 平成25、26両年度の廃棄物仮置場の補償契約件数及び面積並びに24年度から26年度までの除染仮置場の補償契約件数は、関係書類の保存期間が満了して把握できなかったため、「-」としている。

注(3) 平成23年度に設置した除染仮置場があるが、無償で土地を使用するなどしているため、本図表には含めていない。

#### イ 廃棄物仮置場等の設置場所の災害対策

環境本省、福島地方環境事務所及び指定廃棄物の一時保管者は、放射性物質汚染対処特措法、放射性物質汚染対処特措法施行規則、除染関係ガイドライン等に基づき、廃棄物や除去土壌等の保管を行っている。そして、廃棄物仮置場については、平成25年に環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームが作成した特定廃棄物に係る災害時等の点検体制基準に基づき、大雨警報や暴風警報等が発令された場合等に点検を行うこととなっている。指定廃棄物一時保管場所については、25年に、環境本省、地方環境事務所、一時保管者等の関係者の役割を定めた「災害等発生時における指定廃棄物の保管状況の確認体制について」（環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム作成）等に基づき、自然災害等が発生して、指定廃棄物の飛散流出が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、速やかに保管状況を確認することとし、自然災害の発生が予測される場合には、飛散流出の未然防止に努めて、飛散流出が確認された場合には、速やかに指定廃棄物の回収を行うとともに、空間線量率の測定を行い、安全性の確認を行うこととなっている。除染仮置場については、除染関係ガイドラインに基づき、自然災害等により被災した場合は被害状況を把握することとし、自然災害時に異常が予見されるような事象が確認された場合は、可能な範囲で速やかに防護措置を講ずることとなっている。

そして、環境省は、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）による被災状況の点検を行うとともに、被災状況を踏まえて、自然災害を想定した

点検及び対策を実施している。

そこで、環境省が実施している被災状況の点検状況や、自然災害を想定した点検及び対策の実施状況について、飛散流出をもたらすおそれのある津波、洪水、土砂災害、ため池崩壊等の自然災害を対象にみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 令和元年東日本台風（台風第19号）による被災状況の点検

環境省は、元年10月に、廃棄物仮置場、福島県内外の指定廃棄物一時保管場所及び除染仮置場を対象に令和元年東日本台風（台風第19号）による被災状況の点検を行っており、点検の結果、指定廃棄物一時保管場所1か所（宮城県内）において浸水が確認され、除染仮置場4か所（環境省管理1か所、市村管理3か所）において流出が確認されたとして、その旨を環境本省の庁舎の掲示板へ掲示したり、ホームページに掲載したりなどして公表している。そして、環境省は、これらの指定廃棄物一時保管場所及び除染仮置場並びにそれらの周辺箇所空間線量率や水中の放射能濃度の測定等を実施した結果、いずれの箇所においても、空間線量率や水質への影響が確認されなかったとして、その旨を上記と同様の方法で公表するなどしている。

(イ) 自然災害を想定した点検及び対策の実施状況

a 廃棄物仮置場

環境省は、元年12月から2年2月までの間に、元年11月末現在で特定廃棄物（除染廃棄物を除く。）を保管している廃棄物仮置場24か所を対象に、各種ハザードマップや地形図を照らし合わせて、津波浸水想定区域内、洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、土砂災害危険箇所、急傾斜地近傍又は谷地形（以下、土砂災害警戒区域内、土砂災害危険箇所、急傾斜地近傍又は谷地形を合わせて「土砂災害警戒区域内等」という。）に設置されていないか確認している。その結果、図表3-28のとおり、廃棄物仮置場5か所が津波浸水想定区域内や洪水浸水想定区域内に設置されていることが判明した。そして、環境省は、上記の5か所については、廃棄物仮置場の基本構造であるフェンスに囲われているなどとして、追加の対策は不要であるとしているものの、2年9月末現在において廃棄物の全てを搬出した2か所を除いた3か所については、可能な限り廃棄物の早期搬出に努めるとともに、今後、廃棄物の飛散流出の可能性についての評価を行い、その結果に応じて対策を講ずる予定としている。

一方、上記の点検には、ため池浸水想定区域内に設置されていないかの確認は含まれていなかった。

図表3-28 廃棄物仮置場の点検結果（令和元年11月末現在）（単位：か所）

県名	津波浸水想定区域内		洪水浸水想定区域内		土砂災害警戒区域内等		ため池浸水想定区域内		計	対策不要	対策必要	
	対策不要	対策必要	対策不要	対策必要	対策不要	対策必要	対策不要	対策必要				
福島県	5	5	-	1	1	-	-	-	確認が実施されていない	5	5	-

（注）1か所の廃棄物仮置場で複数の想定される自然災害の条件に該当する場合がある。

b 指定廃棄物一時保管場所

環境省は、元年10月から2年4月までの間に、福島県内については元年11月末現在で、福島県外については元年12月末現在で指定廃棄物を保管している指定廃棄物一時保管場所379か所を対象に、定期検査や日常の保守管理の一環として、各種ハザードマップや地形図を照らし合わせて、洪水浸水想定区域内若しくは河川近傍（以下、これらを合わせて「洪水浸水想定区域内等」という。）又は土砂災害警戒区域内等に設置されていないか確認している。その結果、図表3-29のとおり、9都県内の指定廃棄物一時保管場所130か所が洪水浸水想定区域内等や土砂災害警戒区域内等に設置されていることが判明した。そして、環境省は、現地調査を行うなどした結果、117か所については指定廃棄物が建物内に保管されていることなどから対策が不要であるとし、残りの13か所については、保管状況、対策工の有無等から対策が必要であるかについて追加の検討が必要としている。

一方、上記の点検には、津波浸水想定区域内又はため池浸水想定区域内に設置されていないかの確認は含まれていなかった。

図表3-29 指定廃棄物一時保管場所の点検結果（令和元年11月末又は12月末現在）  
（単位：か所）

都 県 名	津波浸水想定区域内	対策不要 要追加検討		洪水浸水想定区域内等	対策不要 要追加検討		土砂災害警戒区域内等	対策不要 要追加検討		ため池浸水想定区域内	対策不要 要追加検討		計	対策不要	要追加検討
		対策不要	要追加検討		対策不要	要追加検討		対策不要	要追加検討		対策不要	要追加検討			
宮城県	確認が実施されていない			17	13	4	1	1	—	確認が実施されていない			17	13	4
福島県				42	42	—	12	12	—				54	54	—
茨城県				3	3	—	—	—	—				3	3	—
栃木県				34	33	1	5	—	5				34	28	6
群馬県				8	8	—	—	—	—				8	8	—
千葉県				8	6	2	—	—	—				8	6	2
東京都				1	—	1	1	—	1				1	—	1
神奈川県				2	2	—	—	—	—				2	2	—
新潟県				3	3	—	—	—	—				3	3	—
計				118	110	8	19	13	6				130	117	13

（注）1か所の指定廃棄物一時保管場所で複数の想定される自然災害の条件に該当する場合がある。

そして、環境省は、前記13か所の指定廃棄物の一時保管者と調整を行った上で、図表3-30のとおり、2年9月末現在において、2か所については、指定廃棄物一時保管場所の移転及び指定取消しを行った上での処分を進めており、残りの11か所については、必要に応じて、指定廃棄物一時保管場所の移転や、飛散流出を防止するために指定廃棄物一時保管場所の周囲全体を耐候性大型土のう等（以下「大型土のう」という。）で囲うなどの対策を検討する方針としている。

図表3-30 指定廃棄物一時保管場所の対策の状況等

都 県 名	要追加検討 (か所)	保管量 (t)	想定される自然災害 (令和元年12月末現在)				対策の状況及び今後の方針 (2年9月末現在)					
			洪水浸水想定区域内等		土砂災害警戒区域内等		対策実施済み			対策未実施		
			箇所数 (か所)	保管量 (t)	箇所数 (か所)	保管量 (t)	箇所数 (か所)	保管量 (t)	対策内容	箇所数 (か所)	保管量 (t)	今後の方針
宮城県	4	424	4	424	—	—	1	3	一時保管場所の移転	3	421	飛散流出防止対策
栃木県	6	80	1	22	5	57	—	—	—	6	80	一時保管場所の移転
千葉県	2	1,076	2	1,076	—	—	—	—	—	2	1,076	飛散流出防止対策
東京都	1	1	1	1	1	1	1	1	指定取消しを行った上で処分	—	—	—
計	13	1,581	8	1,523	6	58	2	4		11	1,577	

注(1) 1か所の指定廃棄物一時保管場所で複数の想定される自然災害の条件に該当する場合がある。

注(2) 保管量は令和元年度末現在の数字である。

c 除染仮置場

環境省は、元年12月から2年2月までの間に、元年11月末現在で除去土壌等を保管している除染特別地域内の除染仮置場170か所を対象に、地図情報等に基づき洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内等に設置されていないか確認している。その結果、図表3-31のとおり、159か所が洪水浸水想定区域内等や土砂災害警戒区域内等に設置されていることが判明した。そして、159か所の除染仮置場を対象に、令和元年東日本台風（台風第19号）相当の降雨があった場合等において、除去土壌等が浸水・流水、河岸浸食、斜面崩壊、土石流等の自然災害により流出するおそれがないか現地調査を行うなどした結果、158か所については、柵で周囲が囲われていたり、遮水シートで覆った大型土のう内に除去土壌等が保管されていたりなどしていることから対策が不要であるとし、残りの1か所については対策が必要であるとして、元年度末現在において、除去土壌（元年11月末現在の保管量1,486m<sup>3</sup>）を中間貯蔵施設へ搬出している。

図表3-31 除染仮置場の点検結果（令和元年11月末現在）（単位：か所）

県名等 (管理主体)	津波浸水想定区域内		洪水浸水想定区域内等			土砂災害警戒区域内等			ため池浸水想定区域内		計	対策不要	対策必要
	対策不要	対策必要	対策不要	対策必要	対策不要	対策必要	対策不要	対策必要	対策不要	対策必要			
福島県 (国管理)	確認が実施されていない		89	89	-	84	83	1	確認が実施されていない		159	158	1

(注) 1か所の除染仮置場で複数の想定される自然災害の条件に該当する場合がある。

一方、上記の点検には、津波浸水想定区域内又はため池浸水想定区域内に設置されていないかの確認は含まれていなかった。

(注45) 会計検査院が令和元年度末現在において除去土壌等が保管されている除染仮置場153か所を対象に、ハザードマップや地形図と照らし合わせて津波浸水想定区域内又はため池浸水想定区域内に設置されていないかについて確認したところ、5か所において津波浸水想定区域内に設置され、3か所においてため池浸水想定区域内に設置されていた。

環境省は、指定廃棄物一時保管場所及び除染仮置場について、比較的発生頻度の高い津波に対しては既に海岸堤防等が整備済み又は整備中であり、それが機能すれば、津波による被災の可能性や、飛散流出防止のための特別な対策の必要性

が低いと考えていたことなどから、津波浸水想定区域内に設置されていないかの確認を実施していなかったり、また、廃棄物仮置場、指定廃棄物一時保管場所及び除染仮置場について、洪水等による自然災害に比べて、ため池崩壊の影響範囲は限定的で浸水の深さも浅いと考えていたことなどから、ため池浸水想定区域内に設置されていないかの確認を実施していなかったりしていた。

しかし、比較的発生頻度の高い津波の規模を超える規模の津波やため池崩壊が発生する可能性や、廃棄物等が飛散流出した場合に周辺住民等に与える不安等に鑑みると、環境省は、指定廃棄物一時保管場所及び除染仮置場については津波浸水想定区域内に設置されていないかの確認を、廃棄物仮置場、指定廃棄物一時保管場所及び除染仮置場についてはため池浸水想定区域内に設置されていないかの確認をそれぞれ行い、必要に応じて廃棄物又は除去土壌等を飛散流出の可能性が低い箇所へ搬出したり、飛散流出を防止するための対策を実施したりする必要がある。また、追加の検討の結果、災害が発生した場合に指定廃棄物が飛散流出するおそれのある指定廃棄物一時保管場所については、指定廃棄物を飛散流出の可能性が低い箇所へ搬出したり、必要に応じて飛散流出を防止するための対策を実施したりするなど、指定廃棄物の安全な保管に努める必要がある。

#### 4 中間貯蔵施設に係る事業の実施状況

環境省は、中間貯蔵施設に、廃棄物関連施設として、次の施設を整備することとしている。

- ① 中間貯蔵施設外の仮設焼却施設で発生した10万Bq/kg超又は除染廃棄物由来の焼却灰等を保管するための灰保管施設
- ② 分別前の除去土壌等及び分別後の除染廃棄物を保管するための保管場
- ③ 分別後の除染廃棄物を保管するための分別処理物置場（以下、①から③までの施設を合わせて「廃棄物保管場」という。）
- ④ 保管場及び分別処理物置場で保管している除染廃棄物又は特定廃棄物等の可燃物を焼却処理するための仮設焼却施設
- ⑤ 灰保管施設で保管され、又は中間貯蔵施設内の仮設焼却施設で発生した焼却灰等を溶融し固化処理して減容化するための仮設灰処理施設
- ⑥ 仮設灰処理施設において溶融され固化処理された焼却灰及びばいじん（以下、これらを合わせて「溶融処理済ばいじん」という。）を貯蔵容器に収納した上で貯蔵するための廃棄物貯蔵施設

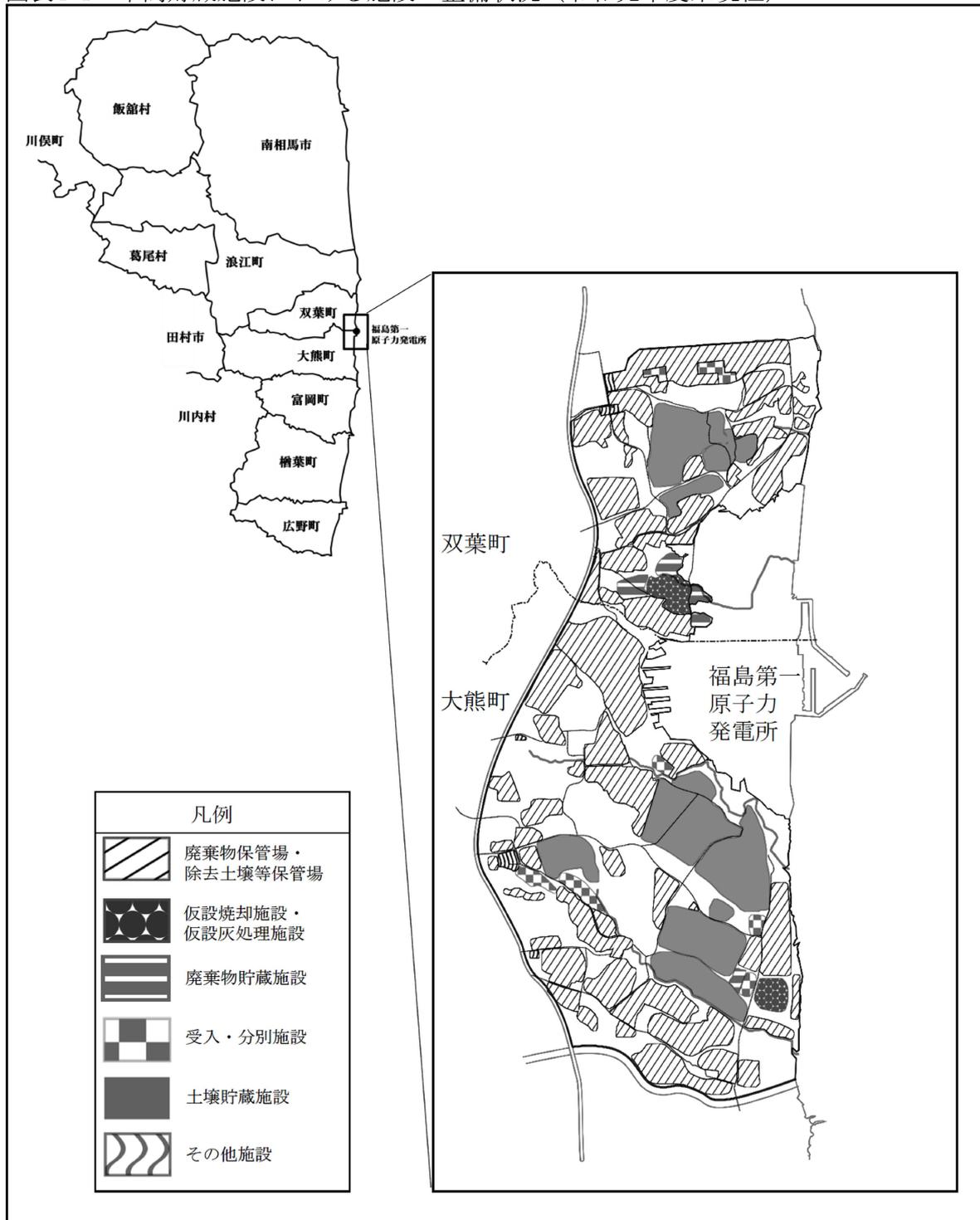
また、環境省は、中間貯蔵施設に、除去土壌等関連施設として、次の施設を整備することとしている。

- ① 分別前の除去土壌等及び分別後の除染廃棄物を保管するための保管場（上記の②と同一の施設）
- ② 輸送の調整等のために、受入・分別施設への搬入前に分別前の除去土壌等の一時的な荷下ろしを行う一時保管場（以下、保管場及び一時保管場を合わせて「除去土壌等保管場」という。なお除去土壌等保管場には除染廃棄物を保管していることから廃棄物保管場としても利用されている。）
- ③ 中間貯蔵施設に搬入される除去土壌等の輸送車両等からの荷下ろし、大型土のうの破袋、除去土壌等の除去土壌と除染廃棄物への分別等の作業を行い、各土壌貯蔵施設に貯蔵するものなどを整理するための受入・分別施設
- ④ 受入・分別施設において分別された除去土壌を、放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものと8,000Bq/kg超のものに区分して貯蔵するための土壌貯蔵施設

そして、元年度末現在、中間貯蔵施設には、図表4-1のとおり、廃棄物保管場、仮設焼却施設、仮設灰処理施設、廃棄物貯蔵施設、除去土壌等保管場、受入・分別施設、土壌

貯蔵施設等が整備されている。

図表4-1 中間貯蔵施設における施設の整備状況（令和元年度末現在）



注(1) 環境省中間貯蔵施設情報サイトホームページ（2020年度の中間貯蔵施設事業の方針）を基に会計検査院が作成した。  
 注(2) 各施設の整備範囲には整備予定を含む。

(1) 中間貯蔵施設に係る用地の取得状況

用地の取得については、地権者の意向を踏まえて、買取りに加えて地上権設定によ

ることもできることとなっている。地上権の設定期間は、中間貯蔵施設に除去土壌等の搬入を開始してから30年後となる27年3月12日までとされ、地上権の設定割合は、元年度末までに設定した場合は一律土地価格の70%、2年度以降に設定する場合は土地の使用期間が短くなることから低減していくこととなっており、2年度に設定した場合は宅地及び田畑は58%、山林は63%となっている。

中間貯蔵施設予定地の面積は、図表4-2のとおり、計15,994,087㎡であり、内訳は、国有地及び公有地（以下「公有地等」という。）が3,329,001㎡、民有地が12,665,085㎡となっている。

図表4-2 中間貯蔵施設予定地の公有地等及び民有地の内訳（令和元年度末現在）

区分	面積（㎡）	全体に占める割合（%）
国	450,554	2.8
大熊町	1,429,241	8.9
双葉町	1,130,524	7.1
福島県	174,697	1.1
双葉地方広域市町村圏組合	143,983	0.9
公有地等計	3,329,001	20.8
民有地	12,665,085	79.2
合計	15,994,087	100.0

公有地等及び民有地の取得状況は、次のとおりとなっている。

ア 公有地等

公有地等については、図表4-3のとおり、大熊、双葉両町の一部計422,845㎡（取得対象の公有地等の12.7%）について取得済みとなっており、内訳は、買取りが196,772㎡、地上権設定が226,073㎡となっている。

図表4-3 公有地等の取得状況（面積）（令和元年度末現在）

区分	総面積 (㎡) (A)	左のうち 取得済 面積 (㎡) (B)	取得済の内訳			割合 (%) (B/ A)
			買取り (㎡)	地上権 設定 (㎡)	所管換 (㎡)	
国	450,554	-	-	-	-	-
大熊町	1,429,241	281,594	142,740	138,853	-	19.7
双葉町	1,130,524	141,250	54,031	87,219	-	12.5
福島県	174,697	-	-	-	-	-
双葉地方広域市町村圏組合	143,983	-	-	-	-	-
計	3,329,001	422,845	196,772	226,073	-	12.7

また、公有地等の取得に要した事業費（元年度末現在）については、図表4-4のとおり、計4億8564万余円となっており、内訳は、買取りが1億5745万余円、地上権設定が3億2819万余円となっている（取得した公有地等の主なものは、民間に売却する目的で造成された工業団地の用地となっている。）。

図表4-4 公有地等の取得に要した事業費（平成30年度及び令和元年度）（単位：千円）

年度	事業費	買取り	地上権設定						
				大熊町			双葉町		
				買取り	地上権設定	買取り	地上権設定		
平成30年度	411,738	157,270	254,467	305,357	74,244	231,112	106,381	83,026	23,355
令和元年度	73,909	184	73,724	36,001	184	35,817	37,907	-	37,907
計	485,647	157,455	328,192	341,358	74,429	266,929	144,288	83,026	61,262

環境省は、公有地等については、今後も道路、水路等の機能を維持する必要があることから取得の対象とならない可能性のある土地が一定程度あると見込んでおり、また、未取得となっている土地のうち上記以外の土地については、中間貯蔵施設の建設について福島県及び大熊、双葉両町が容認していることなどから、必要に応じて取得できる見込みであるとしている。

#### イ 民有地

民有地の取得状況（元年度末現在）を地権者数で見ると、図表4-5のとおり、当該用地の登記簿上の地権者2,351人のうち、1,951人について連絡先を把握しており、これらの者については全て個別訪問済みである。そのうち1,756人から用地を取得済みであり、内訳は、買取りが1,607人、地上権設定が149人となっている。

連絡先を把握できていない400人について、環境省は、戸籍、住民票情報等により、法定相続人の連絡先の調査や確認等を行っているとしており、着実な事業実施に向けて、引き続き地権者への丁寧な説明を尽くしながら用地取得に全力で取り組むとしている。

図表4-5 民有地の取得状況（地権者数）（平成26年度～令和元年度）

年度	総地権者数 (人) (A)	連絡先把握済み			個別訪問済み			取得済み						
		当該年度 (人)	累計 (人) (B)	割合 (%) (B/A)	当該年度 (人)	累計 (人) (C)	割合 (%) (C/A)	当該年度 (人)	買取り (人)	地上権 設定 (人)	累計 (人) (D)	買取り (人)	地上権 設定 (人)	割合 (%) (D/A)
平成26年度	2,356	-	-	-	-	-	-	2	2	-	2	2	-	0.1
27年度	2,356	1,494	1,494	63.4	1,466	1,466	62.2	81	75	6	83	77	6	3.5
28年度	2,351	254	1,748	74.4	267	1,733	73.7	691	652	39	774	729	45	32.9
29年度	2,351	139	1,887	80.3	151	1,884	80.1	645	589	56	1,419	1,318	101	60.4
30年度	2,351	56	1,943	82.6	58	1,942	82.6	267	227	40	1,686	1,545	141	71.7
令和元年度	2,351	8	1,951	83.0	9	1,951	83.0	70	62	8	1,756	1,607	149	74.7

民有地の取得状況（元年度末現在）を面積で見ると、図表4-6のとおり、計11,219,239㎡（取得対象の民有地の88.6%）について取得済みとなっており、内訳は、買取りが9,576,899㎡、地上権設定が1,642,339㎡となっている。

図表4-6 民有地の取得状況（面積）（平成26年度～令和元年度）

年度	総面積 (㎡) (A)	取得済面積						割合 (%) (B/A)
		当該年度 (㎡)	買取り (㎡)	地上権 設定 (㎡)	累計 (㎡) (B)	買取り (㎡)	地上権 設定 (㎡)	
平成26年度	12,665,085	2,197	2,197	-	2,197	2,197	-	0.0
27年度		213,778	180,726	33,051	215,975	182,923	33,051	1.7
28年度		3,539,197	3,181,826	357,371	3,755,172	3,364,749	390,422	29.6
29年度		4,984,386	4,247,937	736,448	8,739,559	7,612,687	1,126,871	69.0
30年度		2,012,051	1,524,848	487,203	10,751,610	9,137,535	1,614,074	84.9
令和元年度		467,628	439,363	28,265	11,219,239	9,576,899	1,642,339	88.6

民有地の取得に要した事業費（元年度末現在）については、図表4-7のとおり、計157億4701万余円となっており、内訳は、買取りが139億1861万余円、地上権設定が18億2839万余円となっている。

図表4-7 民有地の取得に要した事業費（平成26年度～令和元年度）  
（単位：千円）

年度	事業費	取得方法	
		買取り	地上権設定
平成26年度	9,217	9,217	-
27年度	402,319	380,161	22,158
28年度	5,111,425	4,779,892	331,532
29年度	6,923,458	5,938,874	984,583
30年度	2,714,911	2,251,130	463,781
令和元年度	585,679	559,339	26,340
計	15,747,012	13,918,616	1,828,395

そして、公有地等及び民有地を合わせた取得済面積は、合計で11,642,084㎡（全体面積15,994,087㎡の72.8%）、内訳は、買取りが計9,773,671㎡、地上権設定が計1,868,413㎡となっている。また、公有地等及び民有地の取得に要した事業費は、合計で162億3266万余円、内訳は、買取りが計140億7607万余円、地上権設定が計21億5658万余円となっている。

(2) 施設の整備及び稼働の状況

ア 廃棄物関連施設

中間貯蔵施設における廃棄物関連施設は、前記のとおり、廃棄物保管場、仮設焼却施設、仮設灰処理施設及び廃棄物貯蔵施設から構成されており、図表4-8のとおり、廃棄物保管場は平成27年3月に、仮設焼却施設は29年12月に、仮設灰処理施設及び廃棄物貯蔵施設は令和2年3月に、それぞれ一部の施設が稼働を開始している。

図表4-8 廃棄物関連施設の整備及び稼働の状況（令和2年4月末現在）

施設種別		工区	施設数	整備完了年月	稼働（搬入） 開始年月
廃棄物保管場	灰保管施設	大熊工区	2	平成29年 8月	平成29年 8月
		双葉工区	7	29年 9月	29年 9月
		計	9		
	保管場	大熊工区	49	27年 3月	27年 3月
		双葉工区	38	27年10月	27年10月
		計	87		
	一時保管場	大熊工区	1	令和元年10月	令和元年10月
		双葉工区	1	元年 7月	元年 7月
		計	2		
	分別処理物置場	大熊工区	7	平成29年 9月	平成29年 9月
		双葉工区	3	29年 6月	29年 6月
		計	10		
	計			108	
仮設焼却施設	大熊工区	1	29年12月	29年12月	
	双葉工区その1	1	令和 2年 2月	令和 2年 2月	
	双葉工区その2	1			
	計	3			
仮設灰処理施設	双葉工区その1	1	2年 2月	2年 3月	
	双葉工区その2	1		2年 4月	
	計	2			
廃棄物貯蔵施設	大熊1工区	1	2年 3月	2年 4月	
	双葉1工区	1	2年 2月	2年 3月	
	双葉2工区	1	3年 3月	未稼働	
	計	3			

注(1) 施設種別及び工区については、整備時の事業名に基づき表記している。

注(2) 施設数が2以上の工区における整備完了年月及び稼働（搬入）開始年月には、最初に整備が完了した施設に係る年月を記載している。

注(3) 仮設焼却施設については、別図表3-7及び別図表3-8における大熊町仮設焼却施設が大熊工区、双葉町仮設焼却第一施設が双葉工区その1、双葉町仮設焼却第二施設が双葉工区その2となっている。

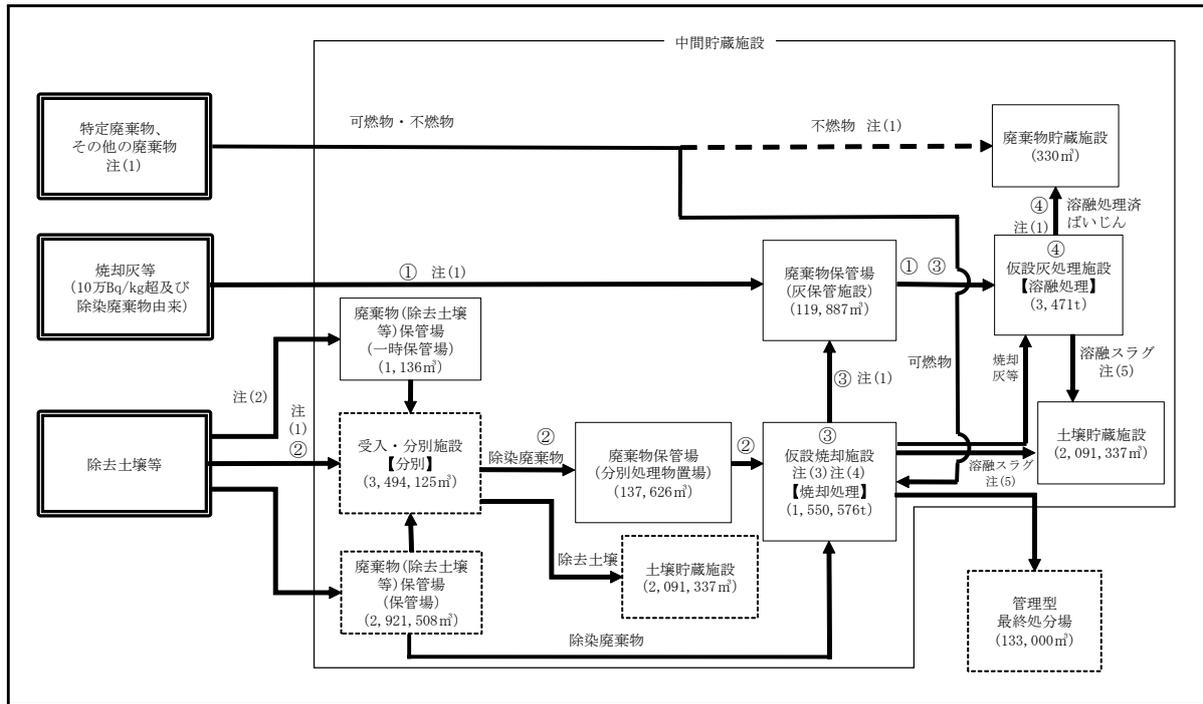
環境省は、次のとおり、福島県内で発生した除染廃棄物、対策地域内廃棄物及び

指定廃棄物（双葉町及び大熊町で生じたものを除く。）について、中間貯蔵施設外の仮設焼却施設等において焼却処理を行い、放射能濃度が10万Bq/kg超又は除染廃棄物由来の焼却灰等については、中間貯蔵施設に搬入した上で、廃棄物関連施設において処理することになっている。

- ① 中間貯蔵施設外の焼却施設から搬入された放射能濃度10万Bq/kg超又は除染廃棄物由来の焼却灰等を灰保管施設に搬入した上で、順次、仮設灰処理施設に搬入する。
- ② 除染仮置場等から搬入された除去土壌等を受入・分別施設において除去土壌と除染廃棄物に分別した後、除染廃棄物を分別処理物置場に搬入した上で、順次、仮設焼却施設に搬入する（除去土壌は土壌貯蔵施設に搬出される。後掲イ参照）。
- ③ ②で仮設焼却施設に搬入された除染廃棄物について、前処理破碎をして焼却処理を行った後、発生した焼却灰等を灰保管施設に搬入した上で、順次、仮設灰処理施設に搬入する。
- ④ ①及び③で仮設灰処理施設に搬入された焼却灰等を溶融し固化処理することにより生成される溶融処理済ばいじんを廃棄物貯蔵施設に搬出する（溶融処理済ばいじんと同時に生成される溶融スラグについては、土壌貯蔵施設の遮水シート保護等に活用される。）。

上記処理の流れを示すと、図表4-9のとおりである。

図表4-9 中間貯蔵施設における廃棄物等の処理のフロー図



注(1) 図表中の①から④は、本文中の上記①から④に対応している。不燃物に係る破線の矢印は、令和元年度末現在において搬入実績がないことから、想定される流れを示している。

注(2) 除去土壌等に土壌以外の不燃物が混入している場合は、分別後に産業廃棄物として処理されるため、処理フロー図には含めていない。

注(3) 大熊町内及び双葉町内における特定廃棄物及びその他の廃棄物（除染廃棄物を除く。）のうち、可燃物については、中間貯蔵施設内の仮設焼却施設で焼却処理を行った後に、10万Bq/kg超の焼却灰等は灰保管施設に搬入され、10万Bq/kg以下の焼却灰等は中間貯蔵施設外の管理型最終処分場に搬入される。

中間貯蔵施設内に設置されている仮設焼却施設は、大熊町仮設焼却施設、双葉町仮設焼却第一施設及び双葉町仮設焼却第二施設である。

注(4) 双葉町仮設焼却第一施設は、他の仮設焼却施設と異なり、溶融炉を備えているため、溶融処理済ばいじん及び溶融スラグが発生する。

注(5) 双葉町仮設焼却第一施設及び仮設灰処理施設で生成された溶融スラグは、土壌貯蔵施設において活用されている。

第1の2(3)ア(ア)のとおり、中間貯蔵施設等ロードマップによれば、中間貯蔵施設の整備については、仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるよう、遅くとも平成24年度内に立地場所を選定し、26年7月頃に本体工事、27年1月頃に廃棄物等の搬入を開始するとされ、「国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する。最終処分の方向については、放射性物質の効果的な分離・濃縮等の技術の発展によるところが大きいと、国は、技術の研究開発・評価に努める」こととされている。

廃棄物関連施設のうち、中間貯蔵施設内に設置されている3仮設焼却施設については、中間貯蔵施設外の仮設焼却施設等と同様に焼却処理を行うとされており、焼却処理に伴い令和元年度末までに発生した焼却灰等の発生量は、大熊町仮設焼却施設が28,963 t、双葉町仮設焼却第一施設が1,346 tとなっており、双葉町仮設焼却第二

施設は焼却処理実績がない（別図表3-8参照）。また、図表3-16のとおり、元年度末までに中間貯蔵施設に搬入された焼却灰等の量は113,436 t となっている（大熊町仮設焼却施設で発生した28 t 及び双葉町仮設焼却第一施設で発生した1,346 t を含む。）。

そこで、焼却灰等113,436 t の処理に係る廃棄物保管場、仮設灰処理施設及び廃棄物貯蔵施設の整備、稼働、搬入及び保管の状況について示すと、次の(ア)から(ウ)までのとおりである。

(ア) 廃棄物保管場

廃棄物保管場の整備の状況は、図表4-10のとおり、元年度末までに灰保管施設計9施設、保管場計89施設（平成27年3月以降に整備され令和元年度末現在稼働中のものは87施設）、一時保管場計3施設（同2施設）及び分別処理物置場10施設のうち計111施設（同108施設）（面積計1,344,297㎡、整備費計111億7278万余円）が整備済みとなっていて、これらの保管容量は計3,704,046㎡、元年度末現在の保管量は計3,180,157㎡（保管容量の85.9%）となっている。

図表4-10 廃棄物保管場の整備の状況（令和元年度末現在）

町名 (工区)	施設種別	施設数 注(1)	整備済面積 (㎡)	整備費 (千円)	整備済 保管容量 (㎡) 注(2)	令和元年度末 保管量 (㎡) 注(3)	稼働(搬入)開始 年月日
大熊町 (大熊工区)	灰保管施設	2 (2)	10,168	1,399,680	30,660	30,660	平成29年 8月22日
	保管場	51 (49)	823,593	4,230,424	2,370,893	2,004,308	27年 3月13日
	一時保管場	2 (1)	13,427	162,453	15,440	670	令和元年10月23日
	分別処理物置場	7 (7)	59,624	261,259	116,531	94,759	平成29年 9月21日
	計	62 (59)	906,812	6,053,817	2,533,524	2,130,397	
双葉町 (双葉工区)	灰保管施設	7 (7)	26,873	816,387	90,884	89,227	29年 9月 7日
	保管場	38 (38)	385,595	4,028,370	996,744	917,200	27年10月26日
	一時保管場	1 (1)	6,356	170,330	7,890	466	令和元年 7月 1日
	分別処理物置場	3 (3)	18,661	103,882	75,004	42,867	平成29年 6月 9日
	計	49 (49)	437,485	5,118,971	1,170,522	1,049,760	
計	灰保管施設	9 (9)	37,041	2,216,067	121,544	119,887	
	保管場	89 (87)	1,209,188	8,258,794	3,367,637	2,921,508	
	一時保管場	3 (2)	19,783	332,784	23,330	1,136	
	分別処理物置場	10 (10)	78,285	365,142	191,535	137,626	
合計	111 (108)	1,344,297	11,172,789	3,704,046	3,180,157		

注(1) 括弧内は、平成27年3月以降に整備され令和元年度末現在稼働中の施設数である。

注(2) 整備済保管容量は、環境省が整備済面積から推計したものである。

注(3) 保管場及び一時保管場は、除去土壌等保管場として併用されており、保管場の保管量は、分別前の除去土壌等及び分別後の除染廃棄物の量を含み、一時保管場の保管量は、分別前の除去土壌の量を含む。

(イ) 仮設灰処理施設

仮設灰処理施設は、福島県内の仮設焼却施設等から搬出された焼却灰等を溶融し固化処理して減容化するための施設であり、図表4-11のとおり、2年3月に仮設灰処理施設（双葉工区その1）が、同年4月に仮設灰処理施設（双葉工区その2）が稼働を開始し、同月末までに3,471 t が溶融処理されている。

図表4-11 仮設灰処理施設の整備及び稼働の状況（令和2年4月末現在）

施設名	整備完了年月	稼働(搬入)開始年月日	施設面積(m <sup>2</sup> )	整備費(千円) 注(1)	処理能力(t/日・炉)	処理済量(t) B 注(2)	稼働開始から2年4月末までの稼働日数(日)	稼働率(%) B/(A×C) 注(2)
					A 注(2)		C 注(2)	
仮設灰処理施設(双葉工区その1)	令和2年2月	2年3月12日	14,565	58,465,476	75	953	14	90
					75	2,186	15	194
仮設灰処理施設(双葉工区その2)		2年4月7日	20,983	70,652,117	75	-	-	-
					75	332	4	110
計			35,549	129,117,593		3,471	33	

注(1) 整備費は令和元年度末現在のものである。

注(2) 溶融炉が2系列となっていることから、処理能力、処理済量、稼働開始から2年4月末までの稼働日数及び稼働率は、それぞれ記載している。

#### (ウ) 廃棄物貯蔵施設

廃棄物貯蔵施設3施設は、仮設灰処理施設で発生した溶融処理済ばいじんを放射性物質の流出等を防止できるよう貯蔵容器に格納した上で保管する施設であり、図表4-12のとおり、搬入見込量110,000m<sup>3</sup>に基づき保管容量が決定された廃棄物貯蔵施設3施設（保管容量計110,000m<sup>3</sup>、整備費（契約額）215億1590万余円）のうち、元年度末までに廃棄物貯蔵施設（大熊1工区）及び廃棄物貯蔵施設（双葉1工区）の2施設（保管容量計65,000m<sup>3</sup>、整備費（契約額）134億9798万余円）が整備済みとなっている。整備済みとなっている2施設については、2年3月以降、順次、溶融処理済ばいじんの搬入が開始されており、同年4月末までに溶融処理済ばいじん330m<sup>3</sup>（保管容量の0.3%）が搬入済みとなっている。また、廃棄物貯蔵施設（大熊1工区）及び廃棄物貯蔵施設（双葉1工区）における搬入完了予定時期は、それぞれ7年7月又は4年11月となっている。

図表4-12 廃棄物貯蔵施設の整備の状況等（令和2年4月末現在）

施設名	整備完了年月	施設面積(m <sup>2</sup> )	整備費(契約額)(千円)	保管容量(m <sup>3</sup> )	稼働(搬入)開始年月日	搬入完了予定年月日	搬入済量(m <sup>3</sup> ) 注(1)
廃棄物貯蔵施設(大熊1工区)	令和2年3月	21,360	8,803,555	43,000	2年4月23日	7年7月31日	27
廃棄物貯蔵施設(双葉1工区)	2年2月	13,263	4,694,425	22,000	2年3月30日	4年11月30日	303
廃棄物貯蔵施設(双葉2工区)	3年3月	21,376	注(2) 8,017,920	45,000	未稼働	未定	-
計		55,999	21,515,900	110,000			330

注(1) 搬入済量は、貯蔵容器の容積1.5m<sup>3</sup>に搬入済みの貯蔵容器の個数を乗じて算出している。

注(2) 廃棄物貯蔵施設（双葉2工区）の整備費（契約額）は令和2年度末現在のものである。

イ 除去土壌等関連施設

環境省は、図表4-13のとおり、中間貯蔵施設における除去土壌等関連施設のうち、除去土壌等保管場については平成27年3月に、受入・分別施設については29年6月に、土壌貯蔵施設については同年10月に、それぞれ一部の施設の稼働を開始している。

図表4-13 除去土壌等関連施設の整備及び稼働の状況（令和元年度末現在）

施設種別	工事	工区	施設数	整備完了年月	稼働（搬入）開始年月
除去土壌等保管場	—	大熊工区	50	平成27年 3月	平成27年 3月
	—	双葉工区	39	27年10月	27年10月
	計		89		
受入・分別施設	第1期	大熊工区	1	29年 8月	29年 8月
		双葉工区	1	29年 6月	29年 6月
	第2期	大熊1工区	1	30年 7月	30年 7月
		大熊2工区	1	30年 7月	30年 7月
		大熊3工区	1	30年 7月	30年 7月
		双葉1工区	1	30年 9月	30年 9月
		双葉2工区	1	31年 2月	31年 2月
	第3期	大熊4工区	1	令和元年 8月	令和元年 8月
		大熊5工区	1	元年 8月	元年 8月
	計		9		
土壌貯蔵施設	第1期	大熊工区	1	平成29年10月	平成29年10月
		双葉工区	1	29年12月	29年12月
	第2期	大熊1工区	1	30年 7月	30年 7月
		大熊2工区	1	30年 7月	30年 7月
		大熊3工区	1	30年 9月	30年10月
		双葉1工区	1	30年 9月	30年 9月
		双葉2工区	1	令和元年 5月	令和元年 5月
	第3期	大熊4工区	1	2年 3月	2年 3月
		大熊5工区	1	平成31年 4月	平成31年 4月
		双葉3工区	1	令和元年12月	令和元年12月
	計		10		

(注) 除去土壌等保管場の整備完了年月及び稼働（搬入）開始年月には、最初に整備が完了した施設に係る年月を記載している。

そして、環境省は、福島県内の除染仮置場等や現場保管場所の除去土壌等について、最終処分するまでの間、中間貯蔵施設に搬入した上で集中的に管理して保管することとしており、除去土壌等関連施設において次の手順で処理している。

- ① 除去土壌等を収納した大型土のうを受入・分別施設の整備状況等に応じて受入・分別施設又は除去土壌等保管場に搬入し、除去土壌等保管場に搬入した大型土のうについては、順次、受入・分別施設に搬入する。
- ② 除染仮置場等や現場保管場所又は除去土壌等保管場から輸送車両等で受入・分別施設に搬入した大型土のうを荷下ろし設備で荷下ろしする。
- ③ 破袋設備において大型土のうを破袋して除去土壌等を分別設備に送り、除去土壌と除染廃棄物とに分別する。
- ④ 分別した除去土壌を放射能濃度別に土壌貯蔵施設に搬入して貯蔵する。

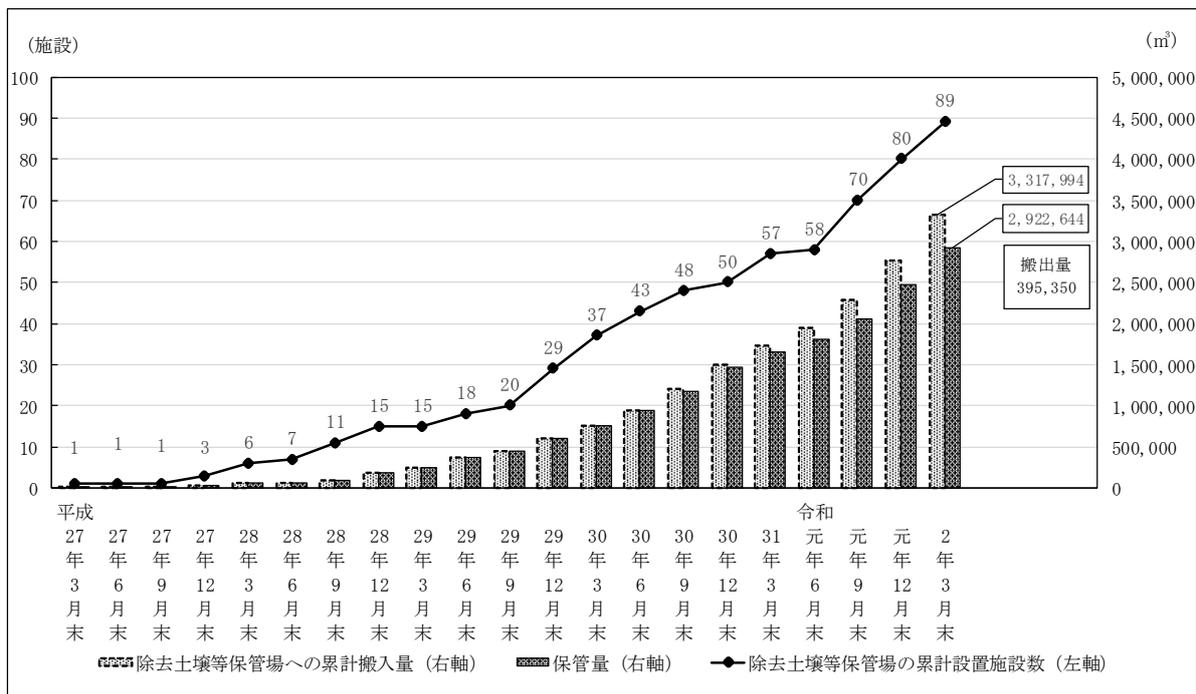
そこで、除去土壌等保管場、受入・分別施設及び土壌貯蔵施設の整備並びに除去土壌等の搬入、保管等の状況を示すと、次の(ア)から(ウ)までのとおりである。

#### (ア) 除去土壌等保管場

環境省は、除去土壌等保管場の構造について、除染関係ガイドラインに記載された除染仮置場の構造に準拠して、学識経験者、福島県、大熊、双葉両町等から構成される中間貯蔵施設環境安全委員会の意見を踏まえて、除去土壌等保管場の除去土壌等を定置する場所及びその周囲を舗装し、除去土壌等については雨水の浸入防止を図るために、防水性等を備えた大型土のうに詰めており、また、搬入中の段階から1日の作業終了後に除去土壌等保管場の上部を遮水性シートで覆い、雨水の浸入を防ぐことを徹底するなどの対策を実施している。

環境省は、受入・分別施設、土壌貯蔵施設等が本格的に稼働するまでの間、輸送量に応じて除去土壌等保管場を順次整備しながら、除去土壌等保管場への除去土壌等の搬入を順次行っている。そして、除去土壌等保管場（整備費計85億9157万余円）の累計設置施設数は、図表4-14のとおり、27年3月に除去土壌等保管場が稼働を開始して以降、輸送量の増加に伴い年々増加しており、令和元年度末現在で計89施設となっている。そして、元年度末までの除去土壌等保管場への累計搬入量は計3,317,994m<sup>3</sup>（除去土壌等関連施設における除去土壌等の数量は、輸送時に複数の大型土のうを一つにまとめるなどした数量であり、除染仮置場での除去土壌等の数量とは一致しない。以下同じ。）であり、このうち計395,350m<sup>3</sup>が受入・分別施設へ搬出され、元年度末現在の保管量は計2,922,644m<sup>3</sup>となっている。

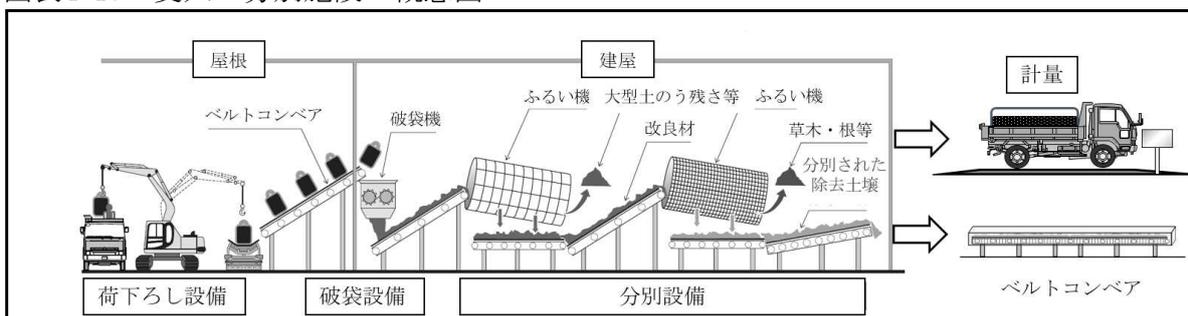
図表4-14 除去土壌等保管場の累計設置施設数、除去土壌等の累計搬入量及び保管量の推移（平成26年度～令和元年度）



(イ) 受入・分別施設

受入・分別施設は、中間貯蔵施設に搬入される除去土壌等の輸送車両等からの荷下ろし、大型土のうの破袋、除去土壌と除染廃棄物の分別等の作業を行うなどの施設（図表4-15参照）であり、元年度末までの整備費は計163億2801万余円となっている。

図表4-15 受入・分別施設の概念図



(注) 環境省公表資料を基に会計検査院が作成した。

環境省は、受入・分別施設を用地の取得状況等に応じて段階的に整備するとして、平成28年度に2工区、29年度に5工区の整備を開始し、30年度には令和元年度の前定輸送量400万m³に対応するために、更に2工区の整備を開始しており、図表4-16のとおり、平成29年6月から令和元年度末までのこれら9工区（整備済面積計

248, 115m<sup>3</sup>) における受入分別処理可能量 (1日当たりの処理見込量に稼働可能日数を乗じた値) 計3, 661, 000m<sup>3</sup>に対して、累計受入分別処理実績は計3, 494, 125m<sup>3</sup> (受入分別処理可能量の95. 4%) となっている。

図表4-16 受入・分別施設の受入分別処理可能量及び累計受入分別処理実績 (令和元年度末現在)

工事	工区	受入分別処理 開始年月	令和元年度末 までの受入分別 処理可能量	令和元年度末 までの累計受 入分別処理実 績(注)	割合 (B/A) (%)
			(m <sup>3</sup> ) A	(m <sup>3</sup> ) B	
第1期	大熊工区	平成29年 8月	581, 500	565, 183	97. 2
	双葉工区	29年 6月	361, 600	350, 856	97. 0
第2期	大熊1工区	30年 7月	505, 800	456, 616	90. 3
	大熊2工区	30年 7月	755, 900	728, 298	96. 3
	大熊3工区	30年 7月	508, 300	480, 462	94. 5
	双葉1工区	30年 9月	306, 000	301, 726	98. 6
	双葉2工区	31年 2月	305, 700	305, 605	100. 0
第3期	大熊4工区	令和元年 8月	114, 600	96, 560	84. 3
	大熊5工区	元年 8月	221, 600	208, 819	94. 2
計			3, 661, 000	3, 494, 125	95. 4

(注) 累計受入分別処理実績は、重量で記録されていたものを会計検査院において体積に換算している。

#### (ウ) 土壌貯蔵施設

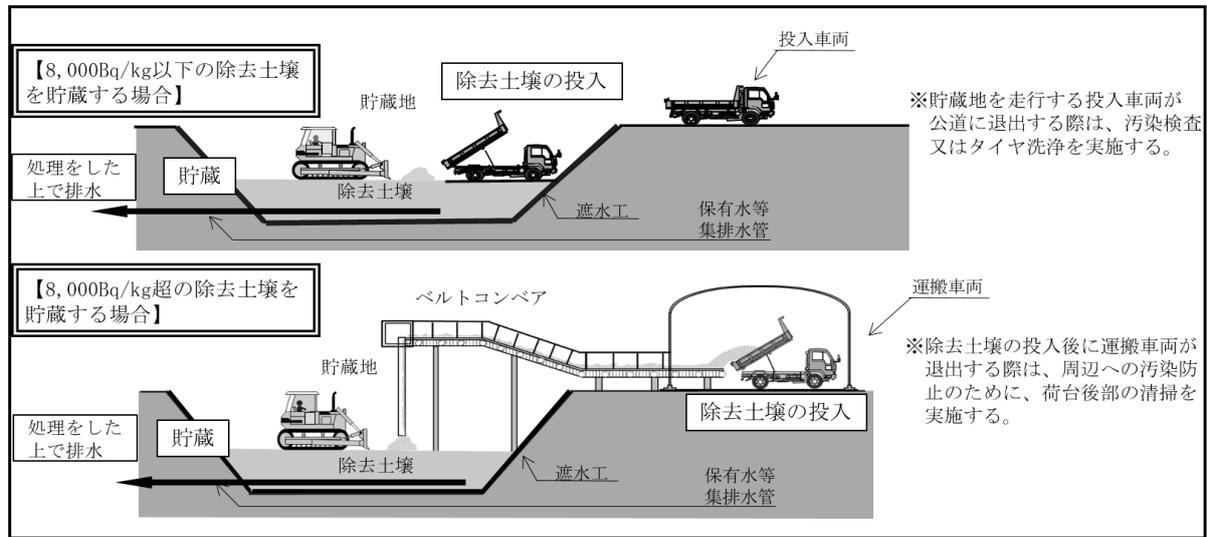
土壌貯蔵施設は、受入・分別施設において分別された除去土壌について、放射能濃度が8, 000Bq/kg以下のものと8, 000Bq/kg超のものとの区分して貯蔵する施設であり、元年度末までの整備費は計672億3451万余円となっている。

環境省は、中間貯蔵施設の設計を、環境省が平成26年12月に定めた「中間貯蔵施設に係る指針」等に基づいて行っている。同指針等によれば、土壌貯蔵施設において除去土壌の保管を行う貯蔵地からの浸出水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、貯蔵地内の除去土壌の保有水、雨水等を集めて排出することができる集排水設備を設けるとともに、貯蔵地から保有水、雨水等が浸出することを防止できる遮水工等を設けることとされており、環境省は、これにより設計し土壌貯蔵施設を整備している。また、環境省は、土壌貯蔵施設への除去土壌の投入については、放射能濃度が8, 000Bq/kg以下の場合はダンプトラック

(投入車両)で行っており、8, 000Bq/kg超の場合は飛散防止のための覆いなどをしたベルトコンベア等の設備で行っている(図表4-17参照)。貯蔵に当たっては、土壌等の飛散防止及び作業員の被ばく防止を図るために、搬入作業時の散水や1日

の作業終了時の覆土等の必要な措置を講じている。

図表4-17 土壤貯蔵施設の概念図



(注) 環境省公表資料を基に会計検査院が作成した。

環境省は、土壤貯蔵施設を用地の取得状況等に応じて段階的に整備するとして、令和元年度末までに10工区を整備（整備済面積計974,371㎡）しており、元年度末現在の土壤貯蔵施設の除去土壌を貯蔵できる容量（以下「貯蔵容量」という。）は、図表4-18のとおり、10工区で計3,028,524㎡（土の締固め後の数量。（ウ）において同じ。）となっており、実際に除去土壌を貯蔵した累計貯蔵実績は計2,091,337㎡（貯蔵容量の69.1%）となっている。

図表4-18 土壤貯蔵施設の貯蔵容量及び累計貯蔵実績（令和元年度末現在）

工事	工区	貯蔵開始年月	令和元年度末現在の貯蔵容量	令和元年度末までの累計貯蔵実績(注)	割合(B/A)
			(㎡) A	(㎡) B	
第1期	大熊工区	平成29年10月	155,700	123,626	79.4
	双葉工区	29年12月	60,000	64,489	107.5
第2期	大熊1工区	30年7月	390,000	293,061	75.1
	大熊2工区	30年7月	1,192,000	690,566	57.9
	大熊3工区	30年10月	406,000	305,223	75.2
	双葉1工区	30年9月	181,317	152,463	84.1
第3期	双葉2工区	令和元年5月	201,305	172,314	85.6
	大熊4工区	2年3月	5,000	2,182	43.7
	大熊5工区	平成31年4月	424,702	270,876	63.8
	双葉3工区	令和元年12月	12,500	16,532	132.3
	計		3,028,524	2,091,337	69.1

(注) 累計貯蔵実績は、重量で記録されていたものを会計検査院において体積に換算しており、計算上、割合が100%を超えるものがある。

(3) 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送

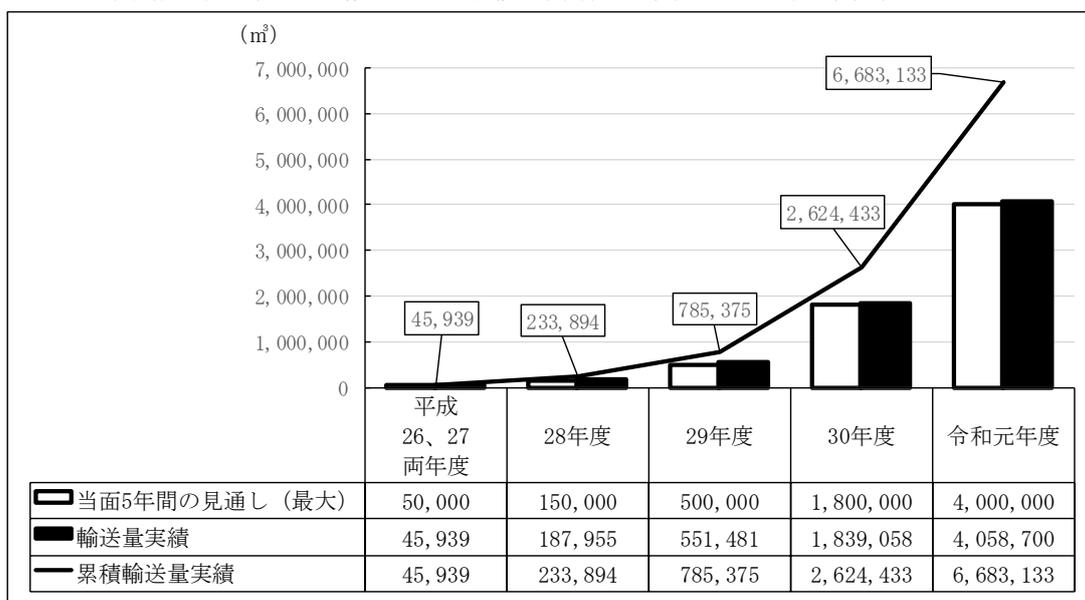
環境省は、平成26年度から令和元年度までの間に、図表4-19のとおり、福島県内の除染仮置場等から中間貯蔵施設に計6,683,133m<sup>3</sup>の除去土壌等を輸送している。

図表4-19 輸送の実施状況（平成26年度～令和元年度）

年度	中間貯蔵施設事業の方針等	輸送車両延べ台数(台)	輸送実績(m <sup>3</sup> )
平成26、27両年度	パイロット輸送として、おおむね1年をかけて、福島県内43市町村の除染仮置場等から、各市町村おおむね1,000m <sup>3</sup> 程度ずつ輸送する。	7,529	45,939
28年度	「平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、輸送量を15万m <sup>3</sup> として、段階的に本格輸送を開始する。	30,509	187,955
29年度	「平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、輸送量を50万m <sup>3</sup> 程度として、学校等に保管されている除去土壌等を優先的に輸送する。	87,638	551,481
30年度	「平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、輸送量を「当面5年間の見通し」の最大値である180万m <sup>3</sup> 程度として、身近な場所や幹線道路沿いの除染仮置場等の早期解消を視野に、市町村と連携して計画的に輸送する。	270,135	1,839,058
令和元年度	「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、輸送量を400万m <sup>3</sup> 程度として、身近な場所から除染仮置場等をなくすことを目指して、市町村と連携して計画的に輸送する。	590,994	4,058,700
計		986,805	6,683,133

そして、上記の輸送量は、図表4-20のとおり、環境省が平成28年3月に定めた「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」のイメージ」の予定輸送量と同等となっていた。

図表4-20 中間貯蔵施設への輸送量の推移（平成26年度～令和元年度）



また、環境省が請負業者に支払った輸送に係る工事費は、図表4-21のとおり、令和元年度末までの総額で計643億5795万余円となっている。

図表4-21 輸送に係る工事費（平成27年度～令和元年度）（単位：千円）

年度	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	計
工事費 (支払額)	542,853	2,996,657	14,728,088	40,198,778	5,891,576	64,357,952

#### (4) J E S C Oの事業実施状況

第1の2(3)ア(i)のとおり、国は、中間貯蔵を行うために必要な施設を整備して、「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする」とされている。そして、J E S C Oは、環境省から委託を受けて中間貯蔵施設事業の管理等に関する業務等を実施しており、図表4-22のとおり、元年度には、工事発注支援、工事監督支援、中間貯蔵施設区域の運営管理、輸送統括管理、モニタリング、技術的課題への対応及び減容化・再生利用の技術開発の業務を実施している。

図表4-22 令和元年度においてJ E S C Oが環境省から委託を受けて実施している業務の内容

業務	業務の内容
工事発注支援	工事発注支援、設計変更支援、土壌汚染状況調査
工事監督支援	工事監督支援、積込場工事監督支援、品質確保、放射線管理
中間貯蔵施設区域の運営管理	施設の管理運営、中間貯蔵施設区域の維持管理、入退ゲートの管理、スクリーニング施設の管理運営、保管場の管理、取得用地の管理、分析施設の運営、研究施設の運営、中間貯蔵工事情報センターの運営、土壌貯蔵施設の管理、緑地の管理
輸送統括管理	輸送統括管理、総合管理システムの運用・改善、各種道路交通データ等を活用した輸送・運搬マネジメント支援、通信不感区域対策、輸送車両の休憩施設・待機場所の管理、教育・研修、情報の公開
モニタリング	施設及び輸送路の放射線モニタリング、輸送路の環境モニタリング、輸送路の交通量モニタリング、作業場所の放射線モニタリング、モニタリング地点情報の共有、地下水観測井の情報管理、気象観測、今後のモニタリングの検討等、情報の公開
技術的課題への対応及び減容化・再生利用の技術開発	技術的調査・検討、中間貯蔵施設技術実証フィールド構想及び運営管理の検討、除去土壌等の減容等技術実証、除去土壌の分級に係る実証試験及び技術検討

環境省が平成25年度から令和元年度までの間にJ E S C Oに支払った委託費は、図表4-23のとおり、中間貯蔵施設の整備や除去土壌等の輸送の進捗に伴い年々増加しており、元年度には116億余円となっている。

図表4-23 環境省からJ E S C Oへの委託費（平成25年度～令和元年度）  
（単位：百万円）

年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
委託費 (支払額)	162	353	1,500	4,757	6,786	11,458	11,688	36,707

また、J E S C Oは、「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律」が施行された平成26年12月に、福島県いわき市に中間貯蔵管理センターを設置している。そして、中間貯蔵施設の業務に係る人員（契約社員、派遣社員等を含む。）は、同月現在では、本社10人、中間貯蔵管理センター10人の計20人であったが、業務量の増加に伴い人員を増加させており、令和2年4月1日現在、本社58人、中間貯蔵管理センター（福島県内の支所等を含む。）257人の計315人となっている。

5 放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組状況

放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組状況は、次のような状況となっていた。

(1) 放射性物質に汚染された廃棄物

ア 特定廃棄物

(ア) 福島県内における状況

福島県内における特定廃棄物（以下、(ア)において除染廃棄物を除く。）等の最終処分の状況をみると、図表5-1のとおり、元年度までの再生利用量は計1,621,164 t、管理型最終処分場埋立量は計125,928 m<sup>3</sup>となっている。

図表5-1 特定廃棄物の最終処分の状況（平成24年度～令和元年度）

年度	再生利用量(t) 注(1)	管理型最終処分場埋立量(m <sup>3</sup> ) 注(2)
平成24年度	134	—
25年度	2,577	—
26年度	138,890	—
27年度	177,416	—
28年度	345,260	—
29年度	405,059	13,553
30年度	372,723	58,156
令和元年度	179,101	54,218
計	1,621,164	125,928

注(1) 環境省が行った集計による。令和元年度末までに再生利用されている特定廃棄物は全て対策地域内廃棄物である。

注(2) 環境省は管理型最終処分場への埋立量を袋単位で管理しているため、袋の種類に応じて1袋=1.21m<sup>3</sup>又は1.125m<sup>3</sup>として体積に換算している。

注(3) 管理型最終処分場埋立量には、対策地域内廃棄物、指定廃棄物及びその他の廃棄物を焼却して発生した焼却灰等が混合されたものが含まれており、焼却灰等の由来となる廃棄物の種類別の埋立量は算出できない。

a 再生利用の状況

環境省によれば、対策地域内廃棄物については、対策地域内廃棄物処理計画に基づき、再生利用可能なものは、可能な限り再生利用されるものであり、元年度末までの対策地域内廃棄物の再生利用量は、上記のとおり1,621,164 tとなっている。そして、環境省が発注する処分等の業務において再生利用のために処理業者等へ引き渡される廃棄物については、放射線量の測定を行った上で、処理業者等の受入れが可能であると確認されたものを処理業者等に引き渡している。具体的には、コンクリートくず、瓦くず及び津波堆積物については、福

島県及び県内市町村による公共事業の資材として利用されており、金属くずについては売払いを経て、木くずについては処理業者によるチップ化等を経て、また、家電や自動車については既存のリサイクルルートを経て、それぞれ再生利用されている。

また、環境省は、平成27年度に、飯舘村蕨平地区に仮設資材化施設を設置して、29年度までに対策地域内廃棄物等に由来する焼却灰等及び除去土壌から放射性セシウムを分離して再生利用可能なレベルまで放射能濃度を低減するための新技術を実証する調査事業を実施している。そして、上記の調査事業において、再生利用可能なレベルまで放射能濃度を低減させた生成物を安定的に得ることに成功したとして、焼却灰等241.8 t 及び除去土壌230.7 t に反応促進剤668.6 t を加えて放射性セシウムを分離して除去し、コンクリート骨材、路盤材等計924.4 t を生成し、29年度に9.9 t をコンクリートブロック等として再生利用していた。そして、残りの914.5 t については、蕨平地区仮設焼却施設での焼却処理が終了した後に行う原状回復のための資材として活用する予定としている。また、上記の調査事業で発生した副産物である放射性セシウム固化物44.3 t について、環境省は、仮設資材化施設の敷地内にある遮蔽措置を講じた保管庫内で保管している。

環境省は、帰還困難区域の復興・再生及び資源循環・産業創成を推進するために、官民連携による不燃性廃棄物のリサイクル事業への支援として、令和元年度に、民間企業の共同出資により設立された株式会社相双スマートエコカンパニーに対して、「廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）」を62億余円交付している。この補助事業においては、特定復興再生拠点区域の整備事業の実施に伴い発生する不燃性廃棄物を中間処理（破碎・選別等）するための施設として「不燃性廃棄物の再資源化処理施設」が建設され、2年10月にしゅん功して、同年11月に稼働を開始した。

b 10万Bq/kg超の特定廃棄物に係る最終処分の状況

3(1)のとおり、福島県内の特定廃棄物のうち放射能濃度が10万Bq/kg超のものは、中間貯蔵施設に搬入されることとされており、2年4月末現在では、図表4-12のとおり、中間貯蔵施設内の廃棄物貯蔵施設に熔融処理済ばいじん330m<sup>3</sup>が貯蔵されている。これら廃棄物貯蔵施設に貯蔵されたものについて、国は、「中

間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする」とされているが、元年度末現在でその最終処分方法等は未定となっている。

c 10万Bq/kg以下の特定廃棄物に係る最終処分の状況

3(1)のとおり、福島県内の特定廃棄物のうち放射能濃度が10万Bq/kg以下のものは、管理型最終処分場で埋立処分することとされており、元年度末現在で、図表5-1のとおり、125,928m<sup>3</sup>の特定廃棄物等が埋め立てられていて、その埋立ての状況は次のとおりとなっている。

(a) フクシマエコテッククリーンセンターにおける埋立て

環境省は、福島県内で発生した対策地域内廃棄物等及び指定廃棄物並びに双葉郡8町村の一般廃棄物で放射能濃度が10万Bq/kg以下のものに係る処分について、平成26年5月に、民有の管理型最終処分場であったフクシマエコテッククリーンセンターを活用して、埋立処分事業（以下「特定廃棄物埋立処分事業」という。）を実施するとして、埋立対象廃棄物量等に係る計画を策定した。

同計画によれば、埋立ての対象となる廃棄物は、10万Bq/kg以下の焼却灰等や再生利用できない不燃物とされ、放射性セシウムが比較的溶出しやすいばいじん又はばいじんと焼却灰の混合物で放射能濃度が10万Bq/kg以下のものは、あらかじめセメント固型化してから埋め立てることとされている。そして、フクシマエコテッククリーンセンターの残容量は、セメント固型化した廃棄物を埋め立てる上流側区域は21.6万m<sup>3</sup>、セメント固型化していない廃棄物を埋め立てる下流側区域は43.5万m<sup>3</sup>、計約65.1万m<sup>3</sup>であり、図表5-2のとおり、対策地域内廃棄物等29.1万t（埋立見込量26.3万m<sup>3</sup>）、福島県内の指定廃棄物14.8万t（同13.6万m<sup>3</sup>）、双葉郡8町村の一般廃棄物3.0万t（同2.7万m<sup>3</sup>）、計46.9万t（同42.6万m<sup>3</sup>）を埋め立てることとされ、埋立完了後も施設管理、モニタリング等を継続して実施していくこととされている。

図表5-2 特定廃棄物埋立処分事業における埋立ての対象となる廃棄物量、埋立見込量等

区分	埋立期間 (年)	廃棄物量 (万t)	埋立見込量 (万m <sup>3</sup> ) 注(2)
①対策地域内廃棄物等 注(1)	6	29.1	26.3
②福島県内の指定廃棄物 注(1)	6	14.8	13.6
③双葉郡8町村の一般廃棄物	10	3.0	2.7
計		46.9	42.6
(参考) 残容量(万m <sup>3</sup> )	65.1		

注(1) ①対策地域内廃棄物等及び②福島県内の指定廃棄物には、除染廃棄物は含まれない。

注(2) 平成26年5月の計画においては、推計容量(埋立見込量)に、当時埋立ての対象と予定されていた除染廃棄物が含まれていたため、計画における推計容量を各廃棄物の重量を用いて案分し、埋立見込量を算出した。

そして、環境省は、28年4月にフクシマエコテッククリーンセンターの土地及び物件を取得して国有化し、29年11月から廃棄物の搬入を開始しており、また、楡葉町波倉地区に設置されたセメント固型化施設において、31年3月から約5年間を期間としてセメント固型化を開始した。

国有化後のフクシマエコテッククリーンセンターにおける令和元年度末までの廃棄物埋立量は、図表5-3のとおり、特定廃棄物等が計12.5万m<sup>3</sup>、双葉郡8町村分の一般廃棄物が計0.7万m<sup>3</sup>、合計13.3万m<sup>3</sup>となっている。

図表5-3 国有化後のフクシマエコテッククリーンセンターにおける埋立量(平成29年度～令和元年度)(単位:万m<sup>3</sup>)

区域	上流側区域 (セメント固型化した 廃棄物を埋立て)			下流側区域 (セメント固型化しない 廃棄物を埋立て)			計		
	特定 廃棄物等 注(3)	双葉郡 8町村分 一般廃棄物	計	特定 廃棄物等 注(3)	双葉郡 8町村分 一般廃棄物	計	特定 廃棄物等 注(3)	双葉郡 8町村分 一般廃棄物	合計
残容量 (平成26年5月計画)	21.6			43.5			65.1		
平成29年度	0.2	—	0.2	1.1	—	1.1	1.3	—	1.3
30年度	0.5	0.1	0.6	5.2	—	5.2	5.8	0.1	5.9
令和元年度	0.0	0.5	0.6	5.3	0.0	5.3	5.4	0.6	6.0
計	0.8	0.7	1.5	11.7	0.0	11.7	12.5	0.7	13.3
令和元年9月25日 残容量 注(4)	45.1								

注(1) 環境省では搬入量を袋単位で管理しているため、袋の種類に応じて、上流側では1袋=1.21m<sup>3</sup>、下流側では1袋=1.125m<sup>3</sup>として体積に換算して埋立量を算出している。

注(2) 埋立量には、廃棄物と互層にして埋め立てる土壌層等は含まれない。

注(3) 埋立量には、対策地域内廃棄物、指定廃棄物及びその他の廃棄物を焼却処理して発生した焼却灰等が混合されたものが含まれており、焼却灰等の由来となる廃棄物の種類別の埋立量は算出できない。

注(4) 令和元年9月25日残容量は、環境省が実際に測量を行い確認した残容量である。

特定廃棄物埋立処分事業に係る元年度までの総事業費は、図表5-4のとおり、

計532億余円となっている。このうち、廃棄物の保管場所において放射能濃度が10万Bq/kg以下であることを確認し、埋立処分用の収納容器に詰め替えて搬出する作業に係る事業費が計278億余円と総事業費の過半を占めている。

図表5-4 特定廃棄物埋立処分事業に係る年度別事業費（平成28年度～令和元年度）  
（単位：百万円）

年度	国有化費用	詰替・搬出	セメント固型化	埋立処分	モニタリング	情報発信拠点	その他	計
平成28年度	6,951	2,070	—	71	60	—	111	9,265
29年度	—	5,754	49	4,164	44	8	149	10,170
30年度	—	12,980	250	2,682	31	815	571	17,331
令和元年度	—	7,029	5,098	3,672	27	127	542	16,499
計	6,951	27,835	5,398	10,590	164	951	1,374	53,267

（注）事業費には、環境本省が発注している広報経費は含まれない。

(b) クリーンセンターふたばにおける埋立て

環境省は、国有化後のフクシマエコテッククリーンセンターにおける特定廃棄物埋立処分事業のほかに、双葉郡の住民の生活や、特定復興再生拠点区域の整備事業から生ずる廃棄物等の処分先の確保が課題となっていることから、双葉地方広域市町村圏組合が所有する管理型最終処分場であるクリーンセンターふたばを、①双葉郡内の住民の日常生活に伴って生じたごみその他の一般廃棄物、②双葉郡内において実施されるインフラ整備等の各種事業活動に伴って生じた産業廃棄物及び事業系一般廃棄物及び③復興再生計画に従って行う被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物であって放射能濃度が10万Bq/kg以下のものの最終処分場として活用することなどについて、元年8月に同組合及び福島県との三者で基本協定を締結しており、環境省は、今後活用に係る詳細な埋立処分計画を作成するとしている。

なお、元年度末現在、クリーンセンターふたばの埋立残容量は約28万 $\text{m}^3$ であり、環境省は、2年8月に同組合との間で実施協定を締結しており、当該協定によれば、埋立想定量は、①及び②が計約10万 $\text{m}^3$ 、③が約18万 $\text{m}^3$ 、合計約28万 $\text{m}^3$ となっている。

(イ) 福島県外における状況

a 検討の進捗状況

3(1)のとおり、福島県以外の都県については、各都県の区域内において既存の管理型処分場の活用等により指定廃棄物の処分を進めることとされている。

環境省は、指定廃棄物が発生する市町村内の既存の廃棄物処理施設の活用を最優先する方針に基づき、関係地方公共団体との協議を実施していたが、既存の廃棄物処理施設での処分が進まなかったため、平成24年3月に「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表している。同方針によれば、「既存の廃棄物処理施設の活用について引き続き検討を行いつつ、今後3年程度（平成26年度末）を目途として、指定廃棄物に相当する8,000Bq/kgを超過する廃棄物が多量に発生し、施設において保管状況がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場等を確保することを目指す」とされている。そして、指定廃棄物の最終処分場を新たに設置する必要がある場合には、当該都県内に集約して設置し、その設置場所は国有地の活用を含めて候補地を複数抽出し、その後複数の候補地の中から現地調査等により立地特性を把握した上で国が立地場所を決定するとされている。

環境省は、24年4月及び5月に、8,000Bq/kg超の廃棄物の発生量が特に多く保管状況がひっ迫している宮城県等5県（注39参照）に対して最終処分場の候補地選定の協力を要請し、候補地の選定作業を開始したものの、同省が25年2月に作成した「指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針」（以下「候補地選定方針」という。）において、指定廃棄物の最終処分場候補地において「強い反対を受け、地元への説明ができない状況に陥っている。その結果、県や市町村と今後の進め方を相談するところから始めなければならない状況となっており、スケジュールに遅延が生じている」としている。このため、環境省は、それまでの最終処分場の選定プロセスを見直すこととして、市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成、専門家による評価の実施及び候補地の安全性に関する詳細調査の実施をするとの方針を示した。

その後、環境省は、従来「最終処分場」と表現していた施設について、指定廃棄物を長期保管し、放射能濃度が十分に下がった場合には、指定廃棄物の再生利用や施設の跡地利用等の可能性があることを踏まえて、「長期管理施設」と位置付けている。

候補地選定方針に基づく取組の実施状況をみると、市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成については、宮城県等5県において指定廃棄物処理促進市町村長会議が開催されており、専門家による評価については、25年から28年にか

けて計9回の指定廃棄物処分等有識者会議が開催されているが、候補地の安全性等に関する詳細調査については、いずれの県においても依然として実施されていない。

環境省によれば、令和2年9月現在、指定廃棄物の処理方針等の検討状況は、宮城、栃木、千葉各県においては、長期管理施設の設置に向けた取組を実施しているものの、設置のめどは立っておらず、茨城、群馬両県においては、現地保管を継続し、8,000Bq/kg以下に自然減衰した後、段階的に既存の処分場等で処理するとの方針になっている（別図表5-1参照）。

#### b 指定廃棄物の指定の取消し

環境省は、自然減衰により放射能濃度が8,000Bq/kg以下となった廃棄物については、通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能であること及び8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃掃法の下で処理が進められてきていることを踏まえて、平成28年4月に、放射性物質汚染対処特措法施行規則を改正して、それまで規定されていなかった指定取消しの要件や手続を整備した。

上記の改正により、指定廃棄物の放射能濃度が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者及び取消し後の処理責任者に協議した上で指定取消しができること、一時保管者も指定廃棄物の放射能濃度が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣に対して、指定取消しを申し出ることができ、環境大臣は処理責任者と協議した上で指定取消しができることとされた。

指定廃棄物の指定取消しの状況をみると、図表5-5のとおり、令和元年度末までに、岩手県等5県に保管されていた指定廃棄物のうち、計419.6 tについて指定取消しが行われ、このうち2年9月末までに411.9 tが処理済みとなっている。環境省は、これらの指定取消しは全て一時保管者からの申出に基づくものであるとしている。

なお、aのとおり、放射能濃度が8,000Bq/kg以下に自然減衰した後、これを段階的に既存の処分場等で処理する方針としている茨城、群馬両県においては、指定取消しが行われた廃棄物は既存の処分場等で処理されることになるものの、元年度末現在では指定取消しの実績がなく、処理が進んでいない状況となっている。

図表5-5 指定取消しの状況（平成28年度～令和元年度）

県名	平成28年度		29年度		30年度		令和元年度		計		うち処理済み量 (令和2年9月末現在)
	件数(件)	数量(t)	件数(件)	数量(t)	件数(件)	数量(t)	件数(件)	数量(t)	件数(件)	数量(t)	数量(t)
岩手県	—	—	—	—	—	—	2	275.8	2	275.8	275.8
宮城県	—	—	11	55.3	11	69.2	3	0.3	25	124.8	124.8
山形県	3	2.7	—	—	—	—	—	—	3	2.7	2.7
千葉県	2	7.7	—	—	—	—	—	—	2	7.7	—
静岡県	—	—	—	—	—	—	1	8.6	1	8.6	8.6
計	5	10.4	11	55.3	11	69.2	6	284.7	33	419.6	411.9

環境省は、宮城県等5県について、平成27、28両年に行った放射能濃度の再測定の結果を踏まえるなどして、28年に指定廃棄物等の放射能濃度に関する将来推計（以下「28年推計」という。）を示している。28年推計によれば、28年1月1日現在で放射能濃度が8,000Bq/kg以下になっていると推定される指定廃棄物の量は、宮城県で約2,300 t、茨城県で約2,600 t、栃木県で約3,900 t、群馬県で約600 t、千葉県で約1,200 t、計約10,600 tとされており、放射能濃度が8,000Bq/kg以下となっていながら、指定取消しが行われていない指定廃棄物が相当量存在すると思料される。指定取消しが行われていない理由について、環境省は、一時保管者等が慎重になっていたり、処分先等の確保が困難な場合が多かったりすることなどがあるとしている。

また、指定取消し後は、廃掃法の処理基準等に基づいて、一般廃棄物については市町村の処理責任、産業廃棄物については排出事業者の処理責任の下でそれぞれ必要な保管及び処分が行われることになるが、環境省によれば、指定取消しに当たっては、各地域における処分先等が調整できていることが望ましいとされている。

指定取消し後の廃棄物の処理に対する国の支援についてみると、指定取消し後の廃棄物について、環境省は、指定廃棄物として指定されていた経緯に鑑み、処分等の処理を円滑に進めるために、市町村等に対して放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）を28年度から令和元年度までの間に計1億1956万余円交付しており、これにより上記の411.9 tのうち322.9 tが処理されている（同補助金の交付状況については別図表5-2参照）。

#### c 放射能濃度の状況

元年度末現在、福島県外で保管されている指定廃棄物は、図表3-10のとおり

計27,576 tとなっていて、指定廃棄物の保管が行われている都県では、長期管理施設の設置のめどが立っていないことなどから、一時保管が継続している状況が見受けられる。そこで、会計検査院において、これらの指定廃棄物について、放射能濃度の調査単位ごとに、保管開始日から元年度末までの間で環境省が把握している最新の放射能濃度、放射性セシウム134及び同137の物理的半減期、放射能濃度の測定日から元年度末までの年数等に基づき、図表5-6のとおり、元年度末現在における放射能濃度を試算したところ、指定取消しの対象となり得る8,000Bq/kg以下になっている指定廃棄物の保管量は、20,133 t（元年度末現在の指定廃棄物の保管量全体の73.0%）と推定される結果となった。

図表5-6 福島県外の指定廃棄物のうち放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものの試算

1 放射能濃度推計の対象廃棄物、試算の基準等

推計対象廃棄物	試算に当たって用いた放射能濃度	試算時点	試算期間	放射性セシウムの物理的半減期(注)
令和元年度末現在、福島県外で保管されている指定廃棄物	保管開始日から元年度末までの間で環境省が把握している最新の廃棄物関係ガイドラインに定める測定方法により測定された放射能濃度	元年度末現在	放射能濃度の測定日から試算時点までの経過日数	セシウム134：2.0648年 セシウム137：30.1671年

(注) 放射性セシウムの物理的半減期は、「アイソトープ手帳(11版)」(公益社団法人日本アイソトープ協会)による。

2 試算に用いた算定式

$$\text{試算濃度} = \left[ \text{試算に当たって用いた放射能濃度} \times \left( \frac{1}{2} \right)^X \right]$$

$$X = \left( \frac{\text{試算期間}}{365.2422 \text{ (日)}} \right) \div \left[ \text{放射性セシウムの物理的半減期 (年)} \right]$$

(注) 環境省が28年推計の際に用いた算定式である。

3 試算結果(令和元年度末現在)

都県名	岩手県	宮城県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	計
保管量(t)	313	3,290	3,535	13,533	1,186	3,714	981	2	1,017	27,576
うち8,000Bq/kg以下と推定される量(t)	303	3,044	3,437	9,292	863	1,844	981	2	363	20,133
8,000Bq/kg以下の指定廃棄物の割合(%)	96.7	92.5	97.2	68.7	72.8	49.7	100.0	95.8	35.8	73.0

(注) 指定廃棄物1件に対して、調査単位を分割して放射能濃度を測定していて環境省が調査単位ごとの保管量を把握していない指定廃棄物については、原則として、当該測定結果のうち最も放射能濃度が高い測定結果を基に試算した。

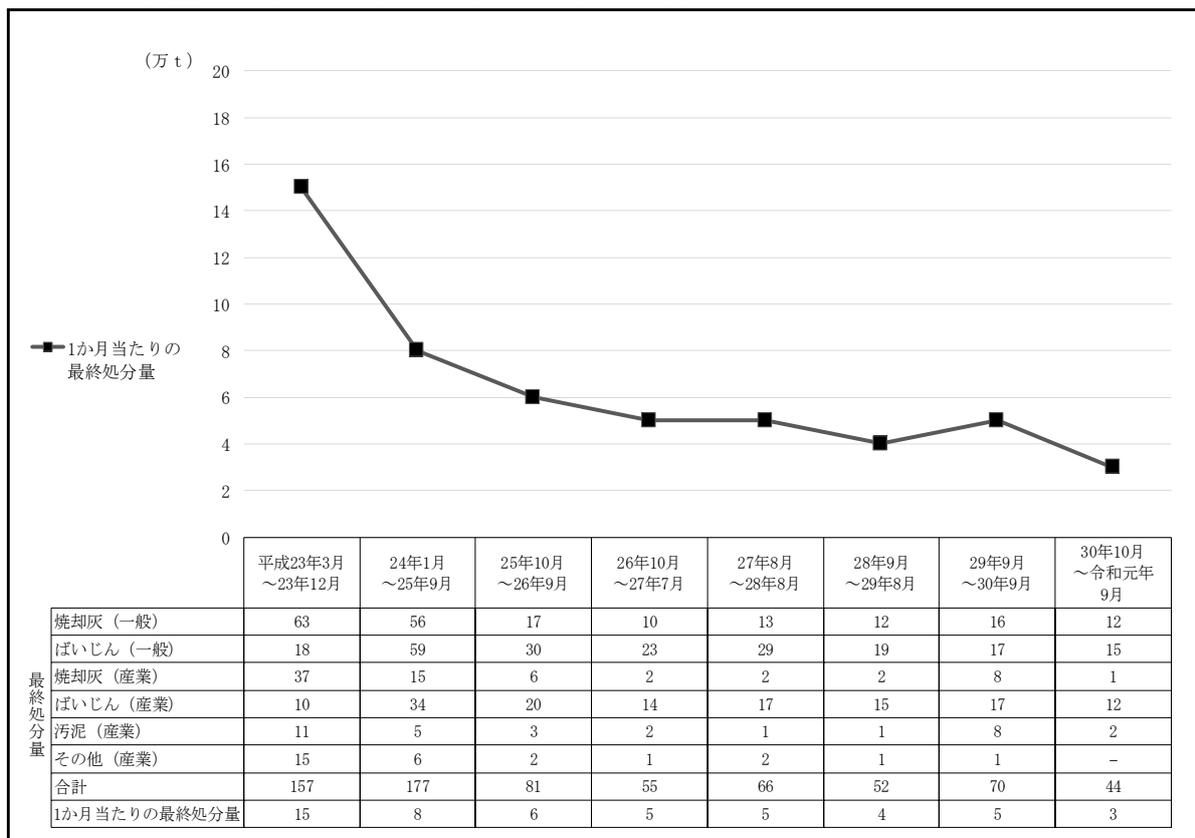
そして、放射能濃度の自然減衰により、指定取消しの対象となり得る放射能濃度が8,000Bq/kg以下の指定廃棄物は今後更に増加することが見込まれる。

したがって、環境省は、長期管理施設の設置のめどが立っていないことも踏まえて、福島県外における指定廃棄物の放射能濃度を適時適切に確認した上で、指定取消しなどにより指定廃棄物の処理を促進し廃棄物の量の縮減を図ることが可能となるよう、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物は通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能であるとされていることについて、一時保管者、指定取消し後の処理責任者等に対する説明や情報発信を更に進める必要がある。

#### イ 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物

環境省が実施している最終処分場アンケート（3(1)ウ(ウ)参照）の結果によれば、図表5-7のとおり、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物である焼却灰、汚泥等の埋立処分による最終処分量は、平成23年3月から同年12月までの期間が1か月当たり15万tと最高であり、24年1月から25年9月までの期間に同8万tと大幅に減少した後、若干の減少傾向で推移している。また、廃棄物の種類別にみると、23年3月から同年12月までの期間における焼却灰の最終処分量は、特定一般廃棄物であるものが63万t、特定産業廃棄物であるものが37万tとなっていて、これらは最終処分量計157万tの6割程度を占めていたが、25年10月以降は、2割から3割程度となっている。これは、24年11月に放射性物質汚染対処特措法施行規則が改正され、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件が見直され、都県によっては新たに生ずる焼却灰が特定一般廃棄物に該当しなくなったことなどにより、焼却灰の特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物が減少したことが影響していると思料される。

図表5-7 放射性物質に汚染されるなどした焼却灰、汚泥等の最終処分場における最終処分量の推移（平成23年3月～令和元年9月）



注(1) 環境省が実施した任意のアンケートに基づく数値である。

注(2) 「一般」は、特定一般廃棄物を、「産業」は、特定産業廃棄物を示す。

(2) 除去土壌等

ア 福島県内の除染により発生した除去土壌等

(ア) 開発戦略の中間評価及び見直しの状況

第1の2(4)のとおり、環境省は、開発戦略について、中間年度において中間評価を行い、開発戦略の見直しを行うこととしており、開発戦略の中間評価及び見直しの状況は次のとおりとなっていた。

a 開発戦略の中間評価

環境省は、変更戦略において、中間目標の達成に向けた具体的な取組として、減容・再生利用技術の開発のための技術実証試験、再生利用の推進のための「再生利用の手引き（案）」の作成、最終処分の方性の検討のための施設構造等の要件の整理、全国的な理解の醸成等のための情報発信等を行ったとしており（別図表5-3参照）、これらの取組をもって中間目標は全て達成できたとしている。

b 開発戦略の見直し

変更戦略における戦略目標については、おおむね開発戦略と同一となっている（別図表5-4参照）。変更戦略の検討対象とする除去土壌等の発生見込量については、30年10月時点の推計値に基づいた見直しが行われ、図表5-8のとおり、開発戦略では約2200万 $m^3$ とされていたものが約1330万 $m^3$ とされた。また、特定復興再生拠点区域を含めて帰還困難区域の除染で発生した（発生することが見込まれる）除去土壌等については、定量的な推計が困難であるとして発生見込量に含まれていないことが明記された。

図表5-8 開発戦略及び変更戦略における検討対象となる除去土壌等の発生見込量  
(単位：万 $m^3$ )

戦略名	発生見込量	除去土壌			焼却灰	
		放射能濃度 (Bq/kg)				
			8,000以下	8,000超10万以下	10万超	
開発戦略	約2200	約2000	約1000	約1000	約1	約160
変更戦略	約1330	約1300	約1070	約230		約30

(注) 開発戦略及び変更戦略は端数処理後の発生見込量等が記載されており、変更戦略の発生見込量である約1330万 $m^3$ を端数処理する前の量は約1335万 $m^3$ である。

除去土壌については、開発戦略検討会において、図表5-9のとおり、放射能濃

度に応じて土壌Aから土壌Dまでの4区分に分類して定義され、それぞれの放射能濃度区分ごとの量が推計されている。

図表5-9 除去土壌等の放射能濃度区分及び量の推計

種類	分類	対象物 定義	放射能濃度(Bq/kg)区分 放射能濃度評価時			平成30年10月末時点での 物量の推計	
			平成27年3月	30年10月	令和6年3月	物量(万m <sup>3</sup> )	割合(%)
土壌	土壌A	放射能濃度評価時点で8,000Bq/kg以下であり、再生利用可能な土壌	≤8,000	≤8,000	≤8,000	1071.1	80.2
	土壌B	中間貯蔵施設への搬入開始30年後(2045年)までに8,000Bq/kg以下までに物理減衰し、再生利用可能な土壌	8,000<~ ≤20,000	8,000<~ ≤15,000	8,000<~ ≤12,000	85.3	6.4
	土壌C	中間貯蔵施設への搬入開始30年後(2045年)までの物理減衰に加え、現時点(2019年3月)の高度分級技術(分級+摩砕等)等により再生利用可能な8,000Bq/kg以下の砂質土を得ることが可能な土壌	20,000<~ ≤80,000	15,000<~ ≤62,000	12,000<~ ≤51,000	133.7	10.0
	土壌D	土壌Cよりも高濃度である土壌	>80,000	>62,000	>51,000	10.6	0.8
焼却灰		-			34.4	2.6	
計						1335.0	100.0

注(1) 出典：中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 戦略目標の達成に向けた見直し 別添資料(開発戦略検討会(第10回))

注(2) 「物理減衰」は「自然減衰」と同じ意味である。

注(3) 「物量」は「量」と同じ意味である。

第1の2(4)のとおり、開発戦略によれば、再生利用の対象となる土壌等の量を可能な限り増やすことにより、最終処分量の低減を図ることとされている。そして、開発戦略検討会において、最終処分の方角性の検討の一環として、最終処分量について、図表5-10のとおり、除去土壌の再生利用を見込まないケースゼロから、洗浄処理まで実施してできるだけ再生利用するケースIVまでの五つのケースを想定した上で、最大で1291.9万m<sup>3</sup>、最小で3.4万m<sup>3</sup>と推計されている。

図表5-10 ケースごとの最終処分量の推計

分類	平成30年10月末時点での物量の推計(万m <sup>3</sup> )	ケースごとの減容・再生利用技術と最終処分量の推計 上段：減容・再生利用技術 下段：最終処分量(万m <sup>3</sup> )				
		ケースゼロ	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ
土壌A	1071.1	異物除去して 全量最終処分	異物除去して再生利用			
		1056.1	-			
土壌B	85.3	異物除去して 全量最終処分	異物除去して再生利用			
		84.1	-			
土壌C	133.7	異物除去して 全量最終処分	異物除去 +分級処理 +高度分級処理 の上で再生利用	異物除去 +分級処理 +高度分級処理 +高度処理 の上で再生利用	異物除去 +分級処理 +高度分級処理 +高度処理 +洗浄処理 の上で再生利用	
		131.8	64.5	16.1	1.9	
土壌D	10.6	異物除去して 全量最終処分		異物除去 +高度処理 の上で再生利用	異物除去 +高度処理 +洗浄処理 の上で再生利用	
		10.4		2.6	0.3	
焼却灰	34.4		熱処理の上で再生利用			熱処理 +洗浄処理 の上で再生利用
			9.5			1.1
計	1335.0	1291.9	151.7	84.4	28.2	3.4

(注) 開発戦略検討会(第10回)資料を基に会計検査院が作成した。

(イ) 特定復興再生拠点区域において発生することが見込まれる除去土壌等の量及び放射能濃度

環境省は、特定復興再生拠点区域における除染で発生が見込まれる除去土壌等の量について、30年に実施した委託事業において、特定復興再生拠点区域ごとに、地表面から削り取る土壌の厚さを各町村における除染の実績等を踏まえて5cmから10cmまでの複数のパターンを設定するなどした上で、図表5-11のとおり、最小でも1,612,981m<sup>3</sup>、最大では1,988,257m<sup>3</sup>と推計している。

図表5-11 特定復興再生拠点区域において発生が見込まれる除去土壌等の量 (単位：m<sup>3</sup>)

町村名	最小			最大		
	除去土壌	除染廃棄物	計	除去土壌	除染廃棄物	計
富岡町	130,670	49,825	180,495	134,197	49,825	184,022
大熊町	280,969	110,630	391,599	385,728	110,630	496,358
双葉町	350,450	70,057	420,507	369,977	70,057	440,034
浪江町	244,991	200,396	445,387	472,423	200,396	672,819
葛尾村	39,289	34,289	73,578	55,789	34,289	90,078
飯館村	63,521	37,894	101,415	67,052	37,894	104,946
計	1,109,890	503,091	1,612,981	1,485,166	503,091	1,988,257

そして、特定復興再生拠点区域における除染により発生した除去土壌のうち、令和元年度末までに中間貯蔵施設に搬入された除去土壌176,781m<sup>3</sup>の放射能濃度をみると、図表5-12のとおり、再生利用可能な8,000Bq/kg以下の土壌を得るためには中間貯蔵施設への搬入を開始してから30年後までの自然減衰に加えて高度分級技術（分級+摩砕等）による処理等が必要となる土壌C又は土壌D（平成27年3月時点で放射能濃度が20,000Bq/kg超）に該当するものが36,823m<sup>3</sup>（搬入済みの除去土壌の量の20.8%）となっていて、比較的高濃度の除去土壌が一定割合含まれていた。

図表5-12 特定復興再生拠点区域の除染により発生して中間貯蔵施設に搬入された除去土壌の放射能濃度別の量（令和元年度末現在）

放射能濃度 (Bq/kg)	除去土壌 (m <sup>3</sup> )	全体に占める割合 (%)
1,000以下	50	0.0
1,000超3,000以下	17,876	10.1
3,000超5,000以下	27,899	15.8
5,000超8,000以下	15,851	9.0
8,000超20,000以下	78,282	44.3
20,000超	36,823	20.8
計	176,781	100.0

(注) 1袋を1m<sup>3</sup>として換算している。

上記のとおり、特定復興再生拠点区域において、最大で約198万m<sup>3</sup>の除去土壌等の発生が見込まれており、再生利用するためには高度分級技術による処理等を要する比較的高濃度の除去土壌が一定割合発生しているが、(ア) bのとおり、変更戦

略の検討対象となる除去土壌等の発生見込量には特定復興再生拠点区域を含めて帰還困難区域で発生することが見込まれる除去土壌等の量は含まれていない。また、再生資材の発生見込量や最終処分量の見通しを立てるためには、変更戦略の検討対象となる除去土壌等の量や放射能濃度を適切に推計することが重要と考えられる。

したがって、環境省においては、まず特定復興再生拠点区域で今後発生する除去土壌等の量や放射能濃度を速やかに推計し、その結果を踏まえて、最終処分に向けた取組を行う必要がある。

(注46) 再生資材 除去土壌を適切な前処理や汚染の程度を低減させる分級等の物理処理をした後、用途先で用いられる部材の条件に適合するよう品質調整等の工程を経て利用可能となったもの

#### (ウ) 除去土壌の再生利用に関する基本的考え方

環境省は、周辺住民や作業員に対する放射線に関する安全性を確保することを前提として、減容処理等を行った上で除去土壌を再生資材化し、適切な管理の下での利用を実現するための基本的考え方として「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的な考え方について」（平成28年6月環境省策定。29年4月及び30年6月一部追加。以下「再生資材の安全利用に係る基本的考え方」という。）を示している。再生資材の安全利用に係る基本的考え方においては、周辺住民等に対する追加被ばく線量が1mSv/年を超えないよう、再生資材として利用可能な放射能濃度を原則として8,000Bq/kg以下に制限することとされている。そして、用途先、遮蔽条件、年間の再生資材利用作業期間に応じた再生資材として利用可能な放射能濃度及び追加被ばく線量の更なる低減のために必要な覆土等の厚さが定められている。

(注47)

環境省は、可能な限り早期の再生利用の本格化を目指して、再生資材の安全利用に係る基本的考え方で示した追加被ばく線量を制限するための放射能濃度の設定等の管理の妥当性を検証することなどを目的として、各種実証事業を実施すること、また、事業実施者や地域住民等関係者の理解を醸成することや社会的受容性を向上させることなどを目的として各種モデル事業を実施して、放射線に関する安全性及び具体的な管理の方法を検証することとした。

(注47) 再生利用 除去土壌の再生利用については、再生資材の安全利用に係る基本的考え方において、利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における人為的な形質変更が想定されない盛土材等の構造基盤の部材に限定した上で、追加被ばく線量を制限する

ための放射能濃度の設定、覆土等の遮蔽、飛散・流出の防止、記録の作成・保管等の適切な管理の下で、再生資材を限定的に利用することとされている。

(エ) 実証事業の実施状況等

環境省は、再生資材の安全利用に係る基本的考え方等を踏まえて、28年度から、除去土壌の再生利用を目的として、図表5-13のとおり実証事業を実施している。

図表5-13 実証事業の実施状況等

内容・目的	実施場所	開始年度～終了年度	事業費	結果等
再生資材化の方法や再生資材を用いて施工した盛土の安全性等の確認	南相馬市 (東部仮置場)	平成28年度～ (終了時期未定)	16億7962万円 (28年度～令和元年度分)	環境省は、元年度末現在においては、盛土の施工前後で空間線量率等に大きな変動は見られず、盛土の浸透水中の放射能濃度は検出下限値未満であり安全性が確認されているとしている。
園芸作物及び資源作物による再生資材からの放射性セシウムの移行状況等の確認	飯舘村 (長泥地区)	平成30年度～ 令和5年度 (予定)	24億6865万円 (平成30年度及び令和元年度分)	環境省は、実証ヤードにおいて元年度に栽培した資源作物について、再生資材等からの放射性セシウムの移行状況を確認した結果、「これまで得られているデータからは、安全評価での想定よりも十分安全側の結果が得られた」としている。そして、2年度においては、上記の実証ヤードにおいて食用作物の試験栽培を行うとともに、覆土材の有無による安全性や生育性を比較するため、再生資材に覆土せずに直接食用作物を植える試験栽培も実施している。
再生資材を用いた土木構造物の施工性等の確認	二本松市	平成29年度 及び 30年度	1816万余円 (契約額3億5208万円のうち執行済分)	環境省は、地元等から風評被害への懸念、事業中止を求める意見が多数寄せられたことから、30年6月に事業を再検討することとし、同年11月に契約相手方との契約を解除している。今後については、地元との協議に至っておらず、環境省内において検討している状況であり、未定となっている。これらのことから、支払済みの1816万余円に係る事業の効果は、令和元年度末現在において発現しないままの状況となっている。
南相馬市(東部仮置場)で実施している実証事業で用いた再生資材を転用して、再生資材の受渡し方法、管理の役割分担、記録の管理方法等に関する確認	南相馬市 (常磐自動車道)	平成30年度から実施予定としていた。	未契約	環境省は、地元等から風評被害への懸念、事業中止を求める意見が多数寄せられたことから、30年度内の実証事業への着手を断念し、今後については、地元との対話を継続中であり、未定としている。

#### (オ) 再生利用に関する基準

放射性物質汚染対処特措法第41条第1項においては、除去土壌の処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い除去土壌の処分を行わなければならないと規定されているが、再生利用や埋立処分に関する基準について定められた環境省令はない。

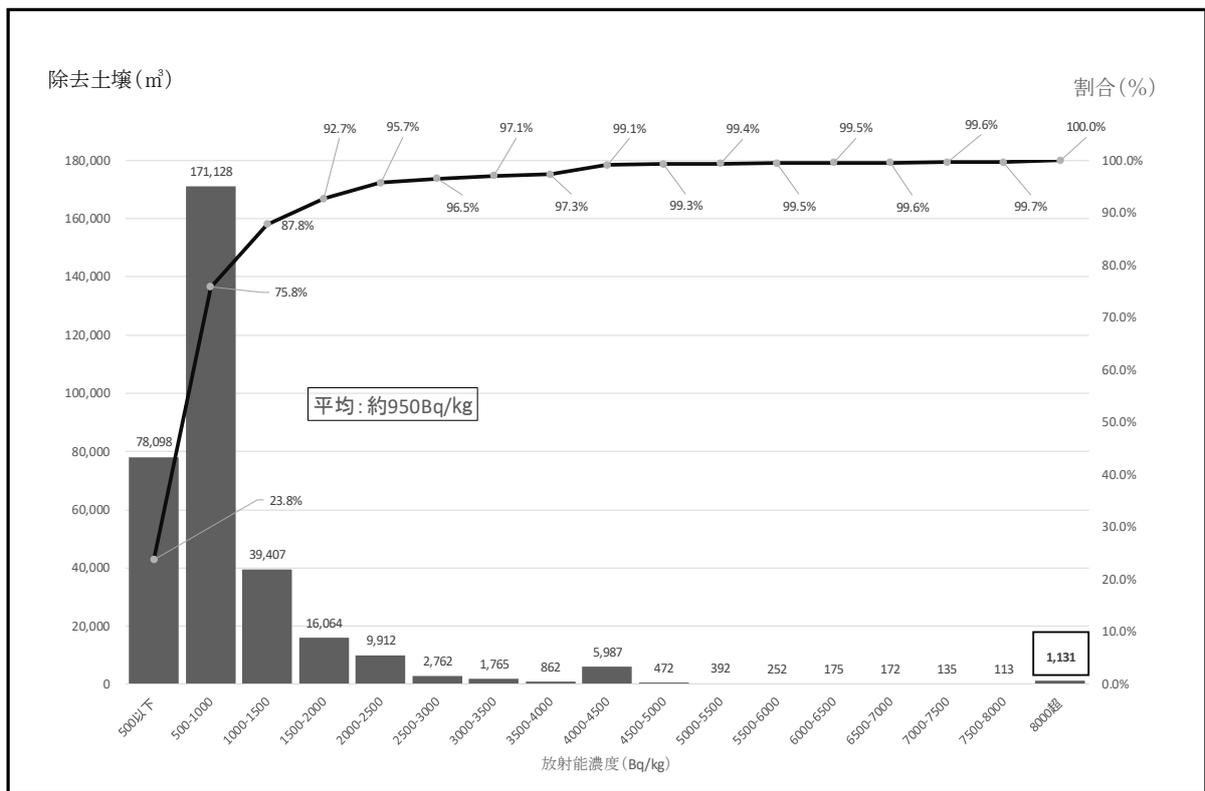
このことから、環境省は、福島県外での最終処分に向けた再生利用の取組を安全かつ適正に進めるために、除去土壌の処分の基準のうち、除去土壌の再生利用の基準として、再生資材化を行った除去土壌を用いること、放射線の量を定期的に測定して記録すること、再生資材化を行った除去土壌の量及び放射能濃度等を記録して管理が終了するまでの間保存することなどを定める「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「環境大臣が定める者の告示（案）」（以下「省令案等」という。）を公表した。そして、省令案等の施行期日等を令和2年4月1日とし、意見募集（パブリックコメント）を同年1月8日から2月7日にかけて実施したところ、安全性に関する懸念等多数の意見が寄せられた。環境省は、省令案等について、実証事業を行っている地元の意見、実証事業の結果等を踏まえて、引き続き検討を行うこととしたため、除去土壌の福島県外での最終処分に向けた再生利用の具体的な基準はいまだ定められていない。

#### イ 福島県外の除染により発生した除去土壌

環境省は、平成29年に環境回復検討会の下に「除去土壌の処分に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設置して、福島県外の除染により生じた除去土壌の埋立処分の方法の考え方について検討を続けている。

環境省が、福島県外に保管されている30年度末現在の除去土壌328,828 $\text{m}^3$ の放射能濃度について、放射性セシウムの土壌沈着マップを基に各市町村における放射性セシウムの沈着量を算出し、放射性セシウムの沈着量と地表面から削り取る土壌の厚さを用いるなどして推計した結果、図表5-14のとおり、放射能濃度の平均値は約950Bq/kg、8,000Bq/kg超の除去土壌の量は1,131 $\text{m}^3$ となっており、変更戦略における福島県内での除去土壌の発生見込量約1300万 $\text{m}^3$ （うち8,000Bq/kg超約230万 $\text{m}^3$ 。図表5-8参照）と比較すると、除去土壌の全体量及び8,000Bq/kg超の量のいずれも少なくなっていた。

図表5-14 福島県外における除去土壌の放射能濃度分布（平成30年度末現在）



(注) 環境省公表資料を基に会計検査院が作成した。

そして、環境省は、検討チームにおける検討結果等を踏まえて、福島県外での除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認するための実証事業を、茨城県那珂郡東海村及び栃木県那須郡那須町の2か所で実施している。

この実証事業は、除去土壌を土中に埋設して、覆土を行った上で、空間線量率、浸透水中の放射能濃度等のモニタリングを実施するものであり、環境省は、実証事業の結果、埋立作業中の作業員が受ける被ばく線量は1mSv/年を下回り、空間線量率に変化はなく、浸透水中の放射能濃度は検出下限値未満であったとしている。

環境省は、除去土壌の埋立処分に向けて、環境省令の改正について検討しており、除去土壌の埋立処分の実施に当たっては、23年6月に原子力安全委員会が示した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」を踏まえて、管理期間中の周辺住民等の受ける追加被ばく線量が1mSv/年を超えないことが望ましいとした。そして、福島県外の除去土壌の埋立処分に係る周辺住民等の追加被ばく線量について推計を行った結果、最大でも0.43mSv/年となったことから、福島県外の除去土壌については安全に埋立処分を行うことが可能と考えられるとしている。

### 第3 検査の結果に対する所見

#### 1 検査の結果の主な内容

会計検査院は、福島第一原発事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①除染の取組等の実施状況や効果はどのようになっているか、②放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理はどのように行われているか、③中間貯蔵施設に係る用地の取得状況、施設の整備状況、除去土壌等の輸送の実施状況はどのようになっているか、④放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組の実施状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

##### (1) 除染の取組等の状況（42～63ページ参照）

除染特別地域における除染等の実施状況についてみると、環境省は、除染による空間線量率の低減効果を評価し公表しており、これについて、会計検査院において、測定箇所ごとに、事前測定、事後測定及び事後モニタリングの空間線量率を比較して集計したところ、事後測定の結果が事前測定を下回っていないものが計12,894か所見受けられ、これらは除染の効果が確認できなかった。環境省の除染の効果に係る評価結果は、事前測定から事後測定までの測定間隔が短い箇所と長い箇所のデータが混在していたり、また、当該測定間隔が比較的長くなっていたりして、自然減衰やウエザリングに起因する線量低減効果が相当程度影響していると思料された（51～53ページ参照）。

除染適正化に向けた取組状況についてみると、環境省は、29年度に除染が完了して不適正事案の件数が減少しているとして、30年度以降、不適正除染に係る通報があった場合の情報集約を行っておらず、事案の公表も行っていなかった（61～63ページ参照）。

##### (2) 放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況（64～98ページ参照）

除去土壌等の管理についてみると、補助対象除染により生じた土壌等が埋設保管されたとされている箇所に住宅が建築されていて、補助対象除染により生じた土壌等の保管状態が確認できず、補助対象除染により生じた土壌等の管理が適切とは認められない事態や、除去土壌の実際の保管数量よりも少ない数量が除去土壌等保管台帳に記載されるなどしていた事態が見受けられた（87～91ページ参照）。

廃棄物仮置場等の設置場所の災害対策についてみると、環境省が令和元年12月から2年2月までの間に、廃棄物仮置場24か所を対象に確認したところ、5か所が津波浸水想定区域内や洪水浸水想定区域内に設置されていることが判明したが、この点検には、ため池浸水想定区域内に設置されていないかの確認は含まれていなかった。また、環境省が元年10月から2年4月までの間に、指定廃棄物一時保管場所379か所を対象に確認したところ、130か所が洪水浸水想定区域内等や土砂災害警戒区域内等に設置されていることが判明し、このうち13か所は、対策が必要であるかについて追加の検討が必要としている。一方、この点検には、津波浸水想定区域内又はため池浸水想定区域内に設置されていないかの確認は含まれていなかった。さらに、環境省が元年12月から2年2月までの間に、除染特別地域内の除染仮置場170か所のうち洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内等に設置されている159か所を対象に現地調査を行うなどしたところ、1か所については対策が必要であるとして、元年度末現在において除去土壌を中間貯蔵施設へ搬出している。一方、この点検には、津波浸水想定区域内又はため池浸水想定区域内に設置されていないかの確認は含まれていなかった（93～98ページ参照）。

### (3) 中間貯蔵施設に係る事業の実施状況（99～117ページ参照）

中間貯蔵施設に係る用地の取得状況についてみると、中間貯蔵施設予定地の面積は15,994,087㎡であり、元年度末現在で、公有地等及び民有地を合わせた取得済面積は合計11,642,084㎡（全体面積15,994,087㎡の72.8%）となっている（100～104ページ参照）。

施設の整備及び稼働の状況についてみると、仮設灰処理施設については、2年3月に仮設灰処理施設（双葉工区その1）が、同年4月に仮設灰処理施設（双葉工区その2）が稼働を開始している（108～109ページ参照）。

廃棄物貯蔵施設については、搬入見込量110,000㎡に基づき保管容量が決定された廃棄物貯蔵施設3施設のうち、整備済みとなっている2施設については、2年4月末までに溶解処理済ばいじん330㎡が搬入済みとなっている（109ページ参照）。

受入・分別施設については、環境省が平成28年度に2工区、29年度に5工区、30年度に2工区の整備を開始しており、29年6月から令和元年度末までのこれら9工区（整備費計163億2801万余円）における受入分別処理可能量計3,661,000㎡に対して、累計受入分別処理実績は計3,494,125㎡（受入分別処理可能量の95.4%）となっている（112～

113ページ参照)。

土壌貯蔵施設については、環境省が元年度末までに10工区を整備（整備費計672億3451万余円）しており、元年度末現在の土壌貯蔵施設の貯蔵容量は10工区計3,028,524 m<sup>3</sup>となっているのに対して、累計貯蔵実績は計2,091,337 m<sup>3</sup>（貯蔵容量の69.1%）となっている（113～114ページ参照）。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送についてみると、環境省は、平成26年度から令和元年度末までの間に、福島県内の除染仮置場等から中間貯蔵施設に計6,683,133 m<sup>3</sup>の除去土壌等を輸送している（115～116ページ参照）。

(4) 放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組状況（118～136ページ参照）

福島県外における状況についてみると、元年度末現在、福島県外で保管されている指定廃棄物は計27,576 t となっていて、指定廃棄物の保管が行われている都県では、長期管理施設の設置のめどが立っていないことなどから、一時保管が継続している状況が見受けられる。会計検査院において、これらの指定廃棄物について、元年度末現在における放射能濃度を試算したところ、8,000Bq/kg以下になっている指定廃棄物の保管量は、20,133 t（元年度末現在の指定廃棄物の保管量全体の73.0%）と推定される結果となった。そして、放射能濃度の自然減衰により、指定取消しの対象となり得る放射能濃度が8,000Bq/kg以下の指定廃棄物は今後更に増加することが見込まれる（122～127ページ参照）。

開発戦略の中間評価及び見直しの状況についてみると、変更戦略の検討対象とする除去土壌等の発生見込量については、約1330万 m<sup>3</sup>とされ、特定復興再生拠点区域を含めて帰還困難区域の除染で発生した（発生することが見込まれる）除去土壌等については、定量的な推計が困難であるとして発生見込量に含まれていないことが明記された。開発戦略検討会において、最終処分量について、除去土壌の再生利用を見込まないケースゼロから、洗浄処理まで実施してできるだけ再生利用するケースIVまでの五つのケースを想定した上で、最大で1291.9万 m<sup>3</sup>、最小で3.4万 m<sup>3</sup>と推計されている（129～131ページ参照）。

特定復興再生拠点区域において発生することが見込まれる除去土壌等の量及び放射能濃度についてみると、環境省は、特定復興再生拠点区域における除染で発生が見込まれる除去土壌等の量について、最小でも1,612,981 m<sup>3</sup>、最大では1,988,257 m<sup>3</sup>と推計

している。そして、特定復興再生拠点区域における除染により発生した除去土壌のうち、元年度末までに中間貯蔵施設に搬入された除去土壌176,781m<sup>3</sup>の放射能濃度をみると、再生利用可能な8,000Bq/kg以下の土壌を得るためには中間貯蔵施設への搬入を開始してから30年後までの自然減衰に加えて高度分級技術（分級＋摩砕等）による処理等が必要となるものが36,823m<sup>3</sup>（搬入済みの除去土壌の量の20.8%）となっていて、比較的高濃度の除去土壌が一定割合含まれていた（131～133ページ参照）。

## 2 所見

政府は、緊急除染、先行除染や段階的な災害廃棄物等の処理に引き続き、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として制定された放射性物質汚染対処特措法の枠組みの下で、除染の事業、汚染廃棄物や除去土壌の処理事業等を実施してきた。

その結果、福島県内においては、平成29年3月までに帰還困難区域を除く除染特別地域11市町村の面的除染が、30年3月までに除染実施区域36市町村全域の除染がそれぞれ完了し、福島県外においては、29年3月までに57市町村全域で除染が完了したとされている。

一方、福島第一原発事故の発生から10年が経過して、除去土壌等や指定廃棄物の保管が長期化し、また、一部において適切とは認められない除去土壌の保管が見受けられるなど、その適正な管理や最終処分に向けた取組の重要性はますます増している。

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の除染等が実施されているところであり、除染、廃棄物処理、中間貯蔵施設事業及び最終処分への取組は、今後更なる加速化が求められている。

については、環境省において、今後、次の点に留意して、福島第一原発事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理に適切に取り組む必要がある。

ア 現在実施している特定復興再生拠点区域の除染の工事において自然減衰やウエザリングに起因する線量低減効果の影響をできるだけ排除して除染の効果を統一的に確認できるよう、測定間隔を可能な限り一定にして速やかに測定を実施するなどの手法を検討すること

イ 現在実施している特定復興再生拠点区域の除染の工事についても、不適正除染に関する通報があった場合、引き続き現地調査、調査結果に基づく対応等を行うとともに、情報集約や事案の公表を行うなどして、再発防止に取り組むこと

ウ 補助対象除染により生じた土壌等について、現場保管場所における保管状況が確認

できない事態が見受けられることから、補助対象除染により生じた土壌等の適正な保管に向けて、同種の事態の再発を防止するために、補助対象除染により生じた土壌等の保管状況を適切に把握するよう関係市町村に徹底を図ること

エ 除去土壌等保管台帳の記載等が実態と異なっていた事態が見受けられることから、関係市町村に対して、除去土壌等の実際の保管量等が除去土壌等保管台帳に正確に記載されているかどうかを改めて確認し、必要に応じて記載内容の見直しを行うよう徹底を図ること

オ 指定廃棄物一時保管場所及び除染仮置場については津波浸水想定区域内に設置されていないかの確認を、廃棄物仮置場、指定廃棄物一時保管場所及び除染仮置場についてはため池浸水想定区域内に設置されていないかの確認をそれぞれ行い、必要に応じて廃棄物又は除去土壌等を飛散流出の可能性が低い箇所へ搬出したり、飛散流出を防止するための対策を実施したりすること。また、災害が発生した場合に指定廃棄物が飛散流出するおそれのある指定廃棄物一時保管場所については、指定廃棄物を飛散流出の可能性が低い箇所へ搬出したり、必要に応じて飛散流出を防止するための対策を実施したりするなど、指定廃棄物の安全な保管に努めること

カ 福島県外における指定廃棄物の放射能濃度を適時適切に確認した上で、指定取消しなどにより指定廃棄物の処理を促進し廃棄物の量の縮減を図ることが可能となるよう、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物は通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能であるとされていることについて、一時保管者、指定取消し後の処理責任者等に対する説明や情報発信を更に進めること

キ 特定復興再生拠点区域で今後発生する除去土壌等の量や放射能濃度を速やかに推計し、その結果を踏まえて、最終処分に向けた取組を行うこと

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、福島第一原発事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について、今後も引き続き検査していくこととする。

# 別 図 表 目 次

別図表0-1	汚染状況重点調査地域の指定状況及び除染実施計画の策定状況（令和元年度末現在）	143
別図表0-2	対策地域内廃棄物処理計画における災害廃棄物等の推定量等	145
別図表0-3	16条調査の対象となる施設及び廃棄物	146
別図表0-4	6町村における復興再生計画の認定状況等	147
別図表0-5	中間貯蔵施設の整備に係る工程表	148
別図表0-6	福島県内における除去土壌等の推計発生量	149
別図表0-7	日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成26年10月31日 衆議院環境委員会）	150
別図表0-8	日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成26年11月18日 参議院環境委員会）	151
別図表0-9	日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に基づく国会報告（令和2年6月）	152
別図表0-10	中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略工程表	153
別図表0-11	福島第一原発事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等に関する検査報告掲記事項等の所見の概要	154
別図表0-12	会計実地検査実施箇所及び調書依頼箇所	156
別図表1-1	10府省等における除染の取組等及び除去土壌等の処理（廃棄物の処理を除く。）に関する事業（直轄事業）に係る支出済額（直轄事業、要請事項①②、事業分類ア）（平成23年度～令和元年度）	157
別図表1-2	環境省における除染の取組等及び除去土壌等の処理に関する事業（低減対策緊急補助金）に係る支出済額（補助事業、要請事項①②④、事業分類ア）（平成23年度～令和元年度）	158
別図表1-3	農林水産省における農地除染対策実証事業及び森林除染等実証事業に係る支出済額（直轄事業、要請事項①②、事業分類ア）（平成23年度～28年度）	158
別図表1-4	内閣府における緊急実施除染事業等に係る支出済額（直轄事業及び補助事業、要請事項①②、その他、事業分類ウ）（平成23、24、30各年	

	度) . . . . .	159
別図表1-5	3府省における放射線量低減のための事業等に係る支出済額（直轄事業及び補助事業、要請事項①、事業分類ア）（平成23、24両年度） . . .	159
別図表1-6	環境省における放射性物質汚染廃棄物処理事業（直轄事業）に係る支出済額（直轄事業、要請事項②④、事業分類イ）（平成23年度～令和元年度） . . . . .	160
別図表1-7	環境省における放射性物質汚染廃棄物処理事業（廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金及び放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金）に係る支出済額（補助事業、要請事項②④、事業分類イ）（平成23年度～令和元年度） . . . . .	160
別図表1-8	農林水産省における放射性物質被害林産物処理支援事業に係る支出済額（補助事業、要請事項②、事業分類イ）（平成25年度～令和元年度）	161
別図表1-9	環境省における中間貯蔵施設事業に係る支出済額（直轄事業、要請事項②③④、事業分類エ）（平成23年度～令和元年度） . . . . .	161
別図表1-10	環境省における特定復興再生拠点区域における除染等に係る支出済額（直轄事業、要請事項①②④、事業分類ウ）（平成29年度～令和元年度） . . . . .	161
別図表1-11	復興庁における道路等の側溝堆積物の撤去等に係る支出済額（補助事業、要請事項②、事業分類イ）（平成28年度～令和元年度） . . . . .	161
別図表1-12	国の東京電力に対する求償等の状況（令和元年度末現在） . . . . .	162
別図表1-13	研究開発に係る支出済額（要請事項①②③④）（平成23年度～令和元年度） . . . . .	163
別図表1-14	研究分野別の支出済額（平成23年度～令和元年度） . . . . .	163
別図表1-15	地方単独事業（地方交付税交付金）に係る特別交付税の都道府県別の算定の状況（事業分類ウ、オ）（平成23年度～令和元年度） . . . . .	164
別図表1-16	地方単独事業（地方交付税交付金）に係る震災復興特別交付税の道県別の算定の状況（事業分類ウ、オ）（平成23年度～令和元年度） . . .	165
別図表1-17	地方単独事業（東京電力賠償請求）に係る損害賠償金の都道府県別、事業分類別の支払状況（事業分類ア、イ、オ）（令和元年度末現在） . .	165
別図表2-1	除染モデル実証事業の対象区域、対象物、実施面積等 . . . . .	166

別図表2-2	陸上自衛隊による役場の先行除染の実施面積等	166
別図表2-3	環境省による先行除染の実施状況（平成23年度～25年度）	167
別図表2-4	農地除染対策実証事業の実施面積等	167
別図表2-5	常磐自動車道除染モデル実証事業の実施状況	167
別図表2-6	福島県外の除染実施区域における除染の市町村別実施状況	168
別図表2-7	除染実施区域における省等別の除染の実施状況	169
別図表2-8	特定復興再生拠点区域における除染の同意対象者数、同意取得者数及び同意取得率（令和元年度末現在）	169
別図表2-9	決算に関する決議における内閣に対する警告の内容	170
別図表2-10	不適正除染事例及び事業実施に当たっての法令遵守等に関する報告	171
別図表3-1	放射性物質に汚染された廃棄物の保管状況	172
別図表3-2	廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金に係る都県別の交付状況（平成23年度～令和元年度）	173
別図表3-3	指定廃棄物の一時保管に係る委託契約の都県別の契約件数及び支払金額の状況（平成23年度～令和元年度）	173
別図表3-4	福島県外の除染実施区域における市町村別の除去土壌等の保管状況（令和元年度末現在）	174
別図表3-5	放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）に係る県別の交付状況等（平成25年度～令和元年度）	175
別図表3-6	福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）の交付状況（平成28年度～令和元年度）	175
別図表3-7	仮設焼却施設等の設置状況	176
別図表3-8	焼却施設別の焼却量、焼却灰等発生量等の実績（令和元年度末現在）	177
別図表3-9	福島県内における除染仮置場等及び現場保管場所の箇所数（令和元年度末現在）	178
別図表5-1	宮城県等5県における指定廃棄物の処理方針等の検討状況	179
別図表5-2	放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）の交付状況（平成28年度～令和元年度）	179
別図表5-3	変更戦略に記載された中間目標の達成状況	180
別図表5-4	戦略目標の見直し	182

別図表0-1 汚染状況重点調査地域の指定状況及び除染実施計画の策定状況（令和元年度末現在）

区 域		汚染状況重点調査地域の指定状況		除染実施計画の策定状況
県名	市町村名	指定年月日	指定解除年月日	策定年月日
岩手県	一関市	平成23年12月28日		24年 5月24日
	奥州市	23年12月28日		24年 5月24日
	平泉町	23年12月28日		24年 5月28日
宮城県	石巻市	23年12月28日	25年 6月25日	未策定
	白石市	23年12月28日		24年 5月24日
	角田市	23年12月28日		24年 6月11日
	栗原市	23年12月28日		24年 5月28日
	七ヶ宿町	23年12月28日		24年 5月24日
	大河原町	23年12月28日		24年 5月22日
	丸森町	23年12月28日		24年 5月24日
	山元町	23年12月28日		24年 5月24日
亶理町	24年 2月28日		24年 5月24日	
福島県	福島市	23年12月28日		23年 9月27日
	郡山市	23年12月28日		23年12月27日
	いわき市	23年12月28日		23年12月21日
	白河市	23年12月28日		23年12月27日
	須賀川市	23年12月28日		24年 1月31日
	相馬市	23年12月28日		23年12月28日
	二本松市	23年12月28日		24年10月 1日
	田村市	23年12月28日		23年11月 1日
	南相馬市	23年12月28日		23年11月10日
	伊達市	23年12月28日		23年10月28日
	本宮市	23年12月28日		23年12月26日
	桑折町	23年12月28日		23年10月30日
	国見町	23年12月28日		23年12月20日
	川俣町	23年12月28日		23年12月28日
	太玉村	23年12月28日		23年 9月 1日
	鏡石町	23年12月28日		23年12月26日
	天栄村	23年12月28日		24年 5月21日
	会津坂下町	23年12月28日	31年 3月25日	24年10月 5日
	湯川村	23年12月28日	31年 3月25日	24年 2月 2日
	三島町	23年12月28日	26年11月17日	未策定
	昭和村	23年12月28日	24年12月27日	未策定
	会津美里町	23年12月28日	31年 3月25日	24年 6月11日
	西郷村	23年12月28日		23年12月26日
	泉崎村	23年12月28日		23年12月20日
	中島村	23年12月28日		23年12月26日
	矢吹町	23年12月28日		23年12月28日
	棚倉町	23年12月28日		23年12月27日
	矢祭町	23年12月28日	28年 9月 8日	未策定
	塙町	23年12月28日	28年11月29日	未策定
	鮫川村	23年12月28日	令和 2年 3月16日	平成24年 2月28日
	石川町	23年12月28日		24年 2月24日
	玉川村	23年12月28日		24年 2月10日
	平田村	23年12月28日		23年12月28日
	浅川町	23年12月28日		23年12月28日
	古殿町	23年12月28日		23年12月28日
	三春町	23年12月28日		23年12月 1日
小野町	23年12月28日		24年 1月31日	
広野町	23年12月28日		23年12月15日	
川内村	23年12月28日		23年 9月28日	
新地町	23年12月28日		23年12月26日	
柳津町	24年 2月28日	28年11月29日	未策定	
茨城県	日立市	23年12月28日		24年 3月30日
	土浦市	23年12月28日		24年 4月25日
	龍ヶ崎市	23年12月28日		24年 4月25日

区 域		汚染状況重点調査地域の指定状況		除染実施計画の策定状況
県名	市町村名	指定年月日	指定解除年月日	策定年月日
茨城県	常総市	平成23年12月28日		24年 3月30日
	常陸太田市	23年12月28日		24年 4月26日
	高萩市	23年12月28日		24年 4月26日
	北茨城市	23年12月28日		24年 4月26日
	取手市	23年12月28日		24年 4月25日
	牛久市	23年12月28日		24年 5月28日
	つくば市	23年12月28日		24年 9月26日
	ひたちなか市	23年12月28日		24年 4月26日
	鹿嶋市	23年12月28日		24年 3月30日
	守谷市	23年12月28日		24年 3月28日
	稲敷市	23年12月28日		24年 3月28日
	鉾田市	23年12月28日	28年 3月14日	未策定
	つくばみらい市	23年12月28日		24年 3月30日
	東海村	23年12月28日		24年 3月28日
	美浦村	23年12月28日		24年 4月26日
阿見町	23年12月28日		24年 4月25日	
利根町	23年12月28日		24年 5月21日	
栃木県	佐野市	23年12月28日	28年 3月31日	24年 5月30日
	鹿沼市	23年12月28日		24年 4月26日
	日光市	23年12月28日		24年 4月26日
	大田原市	23年12月28日		24年 3月29日
	矢板市	23年12月28日		24年 4月 6日
	那須塩原市	23年12月28日		24年 4月13日
	塩谷町	23年12月28日		24年 5月31日
	那須町	23年12月28日		24年 4月26日
群馬県	桐生市	23年12月28日		24年 5月22日
	沼田市	23年12月28日		24年 4月25日
	渋川市	23年12月28日		24年 3月28日
	安中市	23年12月28日	29年 3月22日	未策定
	みどり市	23年12月28日		24年 4月23日
	下仁田町	23年12月28日		24年 4月13日
	中之条町	23年12月28日	29年 3月22日	24年 5月21日
	高山村	23年12月28日		24年 3月31日
	東吾妻町	23年12月28日		24年 5月16日
	片品村	23年12月28日	24年12月27日	未策定
	川場村	23年12月28日		24年 5月23日
みなかみ町	23年12月28日	24年12月27日	未策定	
埼玉県	三郷市	23年12月28日		24年 6月 7日
	吉川市	23年12月28日		24年 3月30日
千葉県	松戸市	23年12月28日		24年 3月28日
	野田市	23年12月28日		24年 5月21日
	佐倉市	23年12月28日		24年 4月26日
	柏市	23年12月28日		24年 3月15日
	流山市	23年12月28日		24年 2月29日
	我孫子市	23年12月28日		24年 4月13日
	鎌ヶ谷市	23年12月28日		24年 4月25日
	印西市	23年12月28日		24年 4月26日
	白井市	23年12月28日		24年 4月26日

(注) 福島県田村、南相馬両市、川俣町及び川内村については除染特別地域に係る区域を除く。

別図表0-2 対策地域内廃棄物処理計画における災害廃棄物等の推定量等

市町村	災害廃棄物等の推定量 (t)			帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標	平成25年12月時点の仮置場の確保状況 注(3)			
	災害廃棄物 注(4)	家の片付けごみ	計 注(2)		面積 (ha)	箇所数	供用済み	一部供用済み
南相馬市	247,000	13,000	260,000	平成25年度	28.7	9	5	2
浪江町	263,000	26,000	289,000	27年度	57.4	3	1	-
双葉町	13,000	180	13,000	26年度	3.7	1	-	-
大熊町	3,400	500	3,900	25年度	1.5	1	-	-
富岡町	91,000	13,000	105,000	27年度	60 注(5)	1	-	1
檜葉町	62,000	14,000	76,000	25年度	13.6	6	4	-
飯館村	660	41,000	42,000	26年度	7.8	1	-	-
川俣町	860	2,400	3,300	26年度	4.1	1	-	-
葛尾村	660	6,100	6,700	26年度	10 注(5)	1	-	-
田村市	1,300	1,100	2,300	-	- 注(6)	-	-	-
川内村	1,200	1,300	2,500	25年度	0.1	1	1	-
計	684,000	119,000	802,000			25	11	3

注(1) 対策地域内廃棄物処理計画（平成25年12月改定）を基に会計検査院が作成した。

注(2) 災害廃棄物等の推定量は、帰還困難区域に係る分を含まない。また、10万t以上の場合は1,000t未満を四捨五入し、その他の場合は有効数字2桁で四捨五入しているため、集計しても計と一致しない。

注(3) 「仮置場の確保状況」には、平成25年12月時点で設置場所について地元住民の理解が得られた状況となった仮置場の面積及び箇所数を示している。また、「供用済み」等の区分は同月時点での仮置場の使用状況を示している。

注(4) 災害廃棄物には、津波がれき及び被災家屋の解体ごみを含む。津波がれきには廃棄物に付着した土砂を含み、その他の土砂は含まない。

注(5) 富岡町と葛尾村の仮置場は、除去土壌等の仮置場と併用されている。

注(6) 田村市については、仮置場を設置しないとされている。

別図表0-3 16条調査の対象となる施設及び廃棄物

16条調査の対象となる施設	16条調査の対象となる廃棄物
宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉各県、東京都 (島しょ部を除く。)又は新潟県(島しょ部を除く。)に所在する水道施設 <sup>注(1)</sup>	当該水道施設から生じた汚泥等の堆積物のうち、当該水道施設に係る脱水設備を用いて脱水し又は当該水道施設に係る乾燥設備を用いて乾燥したもの
福島県又は栃木県に所在する公共下水道又は流域下水道、茨城、群馬、埼玉、千葉各県、東京都(島しょ部を除く。)又は神奈川県に所在する公共下水道又は流域下水道 <sup>注(1)</sup>	当該公共下水道又は当該流域下水道に係る発生活泥等
宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉各県、東京都 (島しょ部を除く。)又は新潟県(島しょ部を除く。)に所在する工業用水道施設 <sup>注(1)</sup>	当該工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物のうち、当該工業用水道施設に係る脱水設備を用いて脱水し又は当該工業用水道施設に係る乾燥設備を用いて乾燥したもの
特定一般廃棄物処理施設である焼却施設及び特定産業廃棄物処理施設である焼却施設 <sup>注(3)</sup> <sup>注(4)</sup>	当該焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻
福島県に所在する集落排水施設 <sup>注(1)</sup>	当該集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物のうち、当該集落排水施設に係る脱水設備を用いて脱水し又は当該集落排水施設に係る乾燥設備を用いて乾燥したもの

注(1) 福島県又は栃木県に所在する公共下水道又は流域下水道、並びに宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉各県、東京都(島しょ部を除く。)又は新潟県(島しょ部を除く。)に所在する水道施設又は工業用水道施設及び福島県に所在する集落排水施設は、事故由来放射性物質による汚染状態が放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条で定める基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。

注(2) 茨城、群馬、埼玉、千葉各県、東京都(島しょ部を除く。)又は神奈川県に所在する公共下水道又は流域下水道は、終末処理場において当該終末処理場に係る焼却設備を用いて焼却された汚泥等の堆積物が生ずるものに限り、事故由来放射性物質による汚染状態が放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条で定める基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。

注(3) 特定一般廃棄物処理施設 一般廃棄物処理施設であって、次の①、②又は③のいずれかに該当するものを特定一般廃棄物処理施設という。

- ① 特定一般廃棄物の処分の用に供される一般廃棄物の焼却施設、熔融施設、熱分解施設又は焼成施設
- ② 岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉各県又は東京都(島しょ部を除く。)に所在する一般廃棄物の焼却施設、熔融施設、熱分解施設又は焼成施設(環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。)
- ③ 一般廃棄物の最終処分場であって特定一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたもの

注(4) 特定産業廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設であって、次の①、②又は③のいずれかに該当するものを特定産業廃棄物処理施設という。

- ① 次に掲げる施設であって、特定産業廃棄物の処分の用に供されるもの
  - i 処理能力が10m<sup>3</sup>/日を超える汚泥の脱水施設
  - ii 処理能力が5m<sup>3</sup>/日超又は200kg/時間以上又は火格子面積(炉の焚き口と火堰との間に設けられ固体燃料を載せる装置の水平投影面積)が2m<sup>2</sup>以上である汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設
  - iii 処理能力が1m<sup>3</sup>/日超又は200kg/時間以上又は火格子面積が2m<sup>2</sup>以上である廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号の廃油処理施設を除く。)
  - iv 処理能力が100kg/日超又は火格子面積が2m<sup>2</sup>以上である廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設
  - v 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
  - vi 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
  - vii 処理能力が200kg/時間以上又は火格子面積が2m<sup>2</sup>以上の産業廃棄物の焼却施設(ii、iii、iv及びviに掲げるものを除く。)
- ② ①のiからviiまでに掲げる施設であって岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉各県又は東京都(島しょ部を除く。)に所在するもの(環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。)
- ③ 産業廃棄物の最終処分場であって特定産業廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたもの

別図表0-4 6町村における復興再生計画の認定状況等

町村名	復興再生計画の認定日	特定復興再生拠点区域の面積	復興再生計画の計画期間	避難指示解除の目標
富岡町	平成30年 3月 9日	約390ha	令和5年5月まで	令和5年春頃まで 注(1)
大熊町	29年11月10日	約860ha	4年9月まで	4年春頃まで 注(1)
双葉町	29年 9月15日	約555ha	4年8月まで	4年春頃まで 注(1)
浪江町	29年12月22日	約661ha	5年3月まで	5年3月 注(2)
葛尾村	30年 5月11日	約 95ha	4年9月まで	4年春頃
飯舘村	30年 4月20日	約186ha	5年5月まで	5年春頃 注(3)

注(1) 富岡町においてはJR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域、大熊町においてはJR常磐線大野駅周辺等の一部区域、双葉町においてはJR常磐線双葉駅周辺の一部区域について、それぞれ令和2年3月に避難指示が解除されている。

注(2) 浪江町の避難指示解除の目標について、早期に整備が完了した区域等から先行して避難指示を解除することを目指すとしている。

注(3) 飯舘村の避難指示解除の目標について、村営住宅等の整備ができた箇所から先行して避難指示を解除することを目指すとしている。

別図表0-5 中間貯蔵施設の整備に係る工程表

番号	項目	内容	23年度			24年度			25年度			26年度			27年度以降			備考	
			4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10		1
1	基本構想検討	●廃棄物・土壌の種類・性状・量、放射性物質の濃度等の調査 ●概略の施設構造・規模・工事費等の算定、候補地の検討（複数案）				構想検討													
2	中間貯蔵施設の場所選定	●中間貯蔵施設の場所選定の都道府県・市町村・地元との調整				県・市町村・地元調整													
3	基本設計・実施設計	●中間貯蔵施設の施設構造・規模・工事費等の概略算定 ※基本設計（各種予備協議ができる概略のもの）、実施設計（工事発注・用地買収ができるレベル）				基本設計	実施設計												
4	環境影響調査・放射性物質の影響調査	●環境影響項目に関する調査、評価、対策の検討等 ●放射性物質の環境への影響の調査、評価、対策の検討等				文献調査	現地調査												
5	用地取得	●用地取得のための用地測量 ●中間貯蔵施設等の用地取得					測量	用地取得											
6	各種開発許可手続き	●開発許可協議（農地、森林、都計、自然公園、埋蔵文化財等）				予備	本協議（随時実施）												
7	工事用道路等の工事	●工事用道路、仮設工事等の実施																	
8	中間貯蔵施設の本体工事	●中間貯蔵施設の本体工事の実施																	
9	廃棄物等の搬入	●廃棄物等の搬入																完成工区から順次搬入	
既存の処分場の活用を検討																			
除 染						モニタリング・計画	市町村・国（特に高線量の地域以外）による除染・仮置き場への搬入・管理												・初期の大規模な除染後も、自然界における汚染物質の移動等に対応して追加的な除染が長期間に渡ることも想定される。ただし、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する。最終処分の方向については、放射性物質の効果的な分離・濃縮等の技術の発展によるところが大きいため、国は、技術の研究開発・評価に努める。
廃棄物の処理			対策地域内廃棄物	計画策定・仮置場への搬入	放射線濃度の高い物は一時保管	放射線濃度の低い物は既存の処分場で処分												・対策地域内廃棄物については、23年度から順次処理。	
			指定廃棄物	指定廃棄物の指定	放射線濃度の高い物は一時保管	放射線濃度の低い物は既存の処分場で処分													・指定廃棄物については、23年度から順次指定し、発生した都度処理を行う。

※除染については、仮置場への本格搬入開始から3年程度で中間貯蔵施設への搬入開始

(注)出典：「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」（平成23年10月環境省策定）

別図表0-6 福島県内における除去土壌等の推計発生量

土地利用等の分類等	直轄 (万 <sup>3</sup> m)		市町村 (万 <sup>3</sup> m)		合計 (万 <sup>3</sup> m)	
	土壌等	可燃物	土壌等	可燃物	土壌等	可燃物
<b>●原発生量</b>						
住居・施設等	69～98	24～33	728～800	14	797～898	38～47
田	336～504	57～76	150～154	24～25	628～872	130～173
畑	124～186	23～30				
牧草地・果樹園等	18～28	26～42				
森林 (生活圏)	49～196	157～544	(住居・施設等を含む。)		49～196	157～544
その他	34～49	1	28	9	62～77	10
小計	629～1061	287～725	906～982	47～48	1535～2043	334～773
合計	917～1786		953～1029		<b>1870～2815</b>	
<b>●減容化後発生量 (可燃物20%になると仮定) (補注)</b>						
小計	629～1061	57～145	906～982	9～10	1535～2043	67～155
合計	686～1206		915～991		<b>1601～2197</b>	

(注) 出典：「中間貯蔵施設安全対策検討会及び環境保全対策検討会の検討結果取りまとめ」(平成25年10月環境省)

(補注) 同取りまとめにおいては、「可燃物については、焼却等による減容化が可能であることから、可燃物を全量焼却し、体積が20%になると仮定」とされている。

別図表0-7 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
(平成26年10月31日 衆議院環境委員会)

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業継続を前提として、中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は最終処分地の選定を検討し、除去土壌等の減容化技術の早期開発等、必要な措置の具体的内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること。  
また、万が一、取組に遅れが生じるおそれがある場合においては、その原因を徹底的に究明するとともに対応策を講じ、本委員会において法定期間内での最終処分完了に国が責任を持つことを改めて明言すること。
- 二 中間貯蔵施設の整備から福島県内除去土壌等の同施設への搬入、運営管理、福島県外での最終処分に至るまでの間、講じられるすべての施策について、国の責務規定の趣旨を踏まえ主導的に取り組むこと。また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託した事業において、万が一事故等が生じた場合には、国が責任を持ってその対処に当たること。
- 三 中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者に分かりやすく丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすること。
- 四 中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送ルートの設定など輸送計画策定に当たっては、福島県及び県内市町村等の意見を十分に聞いた上で、安全・安心に十分配慮したものとする。
- 五 中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に伴い生じる道路改良・維持修繕、交通安全施設の整備、粉じん・騒音対策、モニタリングなど、道路に係る様々な維持管理や、搬入に伴い生じるルート沿線住民に対する周辺対策に関する経費は、中間貯蔵施設の搬送ルートに基因するものであることから、政府において対応すること。
- 六 中間貯蔵施設及び福島県内除去土壌等の輸送に関し、関係住民の安全・安心を確保するため、福島県及び大熊町・双葉町との協定を早期に締結すること。
- 七 中間貯蔵施設設置に係る協議の中で福島県及び大熊町、双葉町に対し講じることとした、新規かつ追加的な財政措置については、地域の実情に配慮し、その適正な執行に十分留意しつつ、使途の自由度を高めること。また、今後も原子力発電所事故による極めて過酷な状況が継続することに鑑み、福島県の復興に係る財政措置については、県及び関係市町村と引き続き十分な協議を行うこと。
- 八 本改正により中間貯蔵・環境安全事業株式会社に追加される中間貯蔵に係る事業を、福島県外での最終処分の完了に至るまでの間、国と一体となって滞りなく実施できるよう、同社の体制強化を速やかに行うこと。
- 九 中間貯蔵に係る事業の追加を含む今回の法改正が特殊会社の延命との批判を受けることのないよう、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して厳正な運営と人事管理に努めるとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及び中間貯蔵に係る事業の終了の際には、特殊法人改革の趣旨を踏まえ、廃止を含めた組織の見直しを迅速かつ適正に行うこと。

別図表0-8 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
(平成26年11月18日 参議院環境委員会)

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業継続を前提として、中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は最終処分地の選定を検討し、除去土壌等の減容化技術の早期開発等、必要な措置の具体的内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること。  
また、万が一、取組に遅れが生じるおそれがある場合においては、その原因を徹底的に究明するとともに対応策を講じ、本委員会において法定期間内での最終処分完了に国が責任を持つことを改めて明言すること。
- 二、中間貯蔵施設の整備から福島県内除去土壌等の同施設への搬入、運営管理、福島県外での最終処分に至るまでの間、講じられるすべての施策について、国の責務規定の趣旨を踏まえ主導的に取り組むこと。また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託した事業において、万が一、事故等が生じた場合には、国が責任を持ってその対処に当たること。
- 三、中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者に分かりやすく丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすること。また、国が土地を買い取る場合でも住民票を残せるようにするなど、各地権者の希望に沿った柔軟な対応に努めること。
- 四、中間貯蔵施設の供用開始については、福島県及び県内市町村等の意向に配慮しつつ早期に実現できるよう努め、福島県内に多数設置されている除去土壌の仮置場等の早期解消を図ること。また、その際には仮置場等に万が一にも除去土壌が流出、残留することのないよう細心の注意を払うこと。
- 五、中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送ルートの設定など輸送計画策定に当たっては、福島県及び県内市町村等の意見を十分に聞いた上で、安全・安心に十分配慮したものとすること。
- 六、中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に伴い生じる道路改良・維持修繕、交通安全施設の整備、粉じん・騒音対策、モニタリングなど、道路に係る様々な維持管理や、搬入に伴い生じるルート沿線住民に対する周辺対策に関する経費は、中間貯蔵施設の搬送ルートに基因するものであることから、政府において対応すること。
- 七、中間貯蔵施設及び福島県内除去土壌等の輸送に関し、関係住民の安全・安心を確保するため、福島県及び大熊町・双葉町との協定を早期に締結すること。
- 八、中間貯蔵施設の設置予定地周辺の住民を中心として、放射性物質による環境汚染や風評被害が懸念されていることに鑑み、除去土壌等の保管に際しては万全な安全管理と確実なモニタリングを行うとともに、徹底した情報公開の下で住民の不安を取り除くための説明を継続して実施すること。
- 九、中間貯蔵施設設置に係る協議の中で福島県及び大熊町、双葉町に対し講じることとした、新規かつ追加的な財政措置については、その適正な執行と透明性の確保に十分留意し、国民の理解を得るよう努めるとともに、地域の実情に配慮し、用途の自由度を高めること。また、今後も原子力発電所事故による極めて過酷な状況が継続することに鑑み、福島県の復興に係る財政措置については、県及び関係市町村と引き続き十分な協議を行うこと。
- 十、本改正により中間貯蔵・環境安全事業株式会社に追加される中間貯蔵に係る事業を、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の進捗に影響を及ぼすことなく、福島県外での最終処分の完了に至るまでの間、国と一体となって滞りなく実施できるよう、放射性物質に係る専門的人材を確保するなど、同社の体制強化を速やかに行うこと。
- 十一、中間貯蔵に係る事業の追加を含む今回の法改正が特殊会社の延命との批判を受けることのないよう、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して厳正な運営と人事管理に努めるとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及び中間貯蔵に係る事業の終了の際には、特殊法人改革の趣旨を踏まえ、廃止を含めた組織の見直しを迅速かつ適正に行うこと。

右決議する。

別図表0-9 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に基づく国会報告（令和2年6月）

<p>(補注) 戦略等に沿って、昨年5月に行った前回の報告以降に実施した主な取組は以下のとおりである。</p> <p>(1) 除去土壌の再生利用等に関する検討・検証 平成28年6月に取りまとめた「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を踏まえ、放射線に関する安全性の確認や具体的な管理の方法の検討・検証を行うため、除去土壌を用いた再生利用実証事業を継続・展開した。 福島県飯舘村長泥地区においては、飯舘村内の除去土壌の再生資材化、試験盛土の造成、資源作物等の試験栽培及び空間線量率等のモニタリングを実施した。飯舘村長泥地区における再生利用実証事業の主な結果は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>再生資材及び覆土材を用いて農地を造成するプロセスについて、放射線安全性の観点から問題なく施工できることを確認した。また、これまでの空間線量率等のモニタリング等の結果から、維持管理についても、放射線安全性の観点から問題なく実施できることを確認した。</li><li>資源作物の試験栽培として約3か月間盛土で栽培した後、土壌からの放射性セシウムの移行の確認を行ったところ、これまで得られているデータからは、安全評価による想定に比べて十分安全側の結果が得られた。</li></ul> <p>以上の再生利用実証事業の成果、昨年12月19日に実施した中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会における議論等を踏まえ、飯舘村長泥地区においては、継続的に試験栽培を実施し、安全性や作物の生育性を確認するとともに、本年度に農地の造成工事に着手することとした。また、本年2月の小泉環境大臣の飯舘村長泥地区訪問における住民の方々の意見も踏まえ、本年度はこれまで試験栽培を実施した作物以外の様々な作物についても試験栽培を実施している。</p> <p>福島県南相馬市東部仮置場における試験盛土の実証事業においては、引き続き空間線量率等のモニタリングを実施し、安全性を確認した。</p> <p>また、中間貯蔵施設内の大熊町内において、分級処理システム技術を確認する実証事業を継続し、高度分級による効果を確認するとともに、分級処理システム技術の実証事業の成果の取りまとめを行った。高度分級を行うことにより、元の土壌から得られた砂及び礫の放射能濃度は、元の土壌と比較して7～8割程度低減することが確認された。さらに、除去土壌等の減容・再生利用等に関する技術の開発を行う場として、中間貯蔵施設内の大熊町内に技術実証フィールドを整備した。</p> <p>加えて、昨年6月には、原子力規制委員会に置かれた放射線審議会に対して、除去土壌の再生利用の検討状況について報告を行った。</p> <p>(2) 「再生利用の手引き（案）」の変更及び関係省令の改正等に係るパブリックコメントの実施 飯舘村長泥地区における再生利用実証事業で得られた知見を踏まえ、再生資材を公共事業等で安全に取り扱う上での技術的な留意事項を整理した「再生利用の手引き（案）」に、再生資材及び覆土材を用いて造成した土地を農地として利用する場合の留意事項を追加した。</p> <p>また、除去土壌の再生利用を適切な管理の下で行うための方法に関する「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の改正案及び関連する告示案」のパブリックコメントを、本年1月から2月にかけて実施した。当該改正案及び告示案については、現時点では改正等を行わず、今後も引き続き実施する様々な作物の試験栽培の成果等も踏まえ、再生利用の方法について更に検討を進めることとした。</p> <p>(3) 除去土壌の再生利用等に関する理解醸成活動等の実施 除去土壌の再生利用実証事業等の成果を環境省ホームページで広く発信するとともに、飯舘村における環境再生の取組や住民の方々の思いを紹介するポスター「いいたて便り」を作成する等の情報発信を行った。</p> <p>また、飯舘村長泥地区で実施している再生利用実証事業の一環で再生利用時に覆土として用いる土を使用して試験栽培された花卉を、昨年11月に開催された日中韓三カ国環境大臣会合の場等で紹介したほか、復興庁、法務省、農林水産省及び経済産業省と連携して活用するなど、様々な機会を捉えた情報発信を行った。</p> <p>さらに、福島の復興に向けた理解醸成の取組として、本年3月に、福島県の除去土壌を利用した鉢植えを環境大臣室等に設置した。</p>
--

(補注) 衆議院に対する報告では「昨年5月に行った前回の報告」であり、参議院に対する報告では「昨年6月に行った前回の報告」である。

別図表0-10 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略工程表

中間貯蔵開始後年数(年)	中間目標					戦略目標					11~30 2025年度~ 2044年度
	1 2015年度	2 2016年度	3 2017年度	4 2018年度	5 2019年度	6 2020年度	7 2021年度	8 2022年度	9 2023年度	10 2024年度	
<p>●国内外の研究・技術開発の現状把握・評価</p> <p>●減容・再生利用技術開発戦略、工程表の取りまとめ</p> <p>●戦略に基づく取組の進捗状況のレビュー・精緻化等</p> <p>●中間年度における戦略の見直し</p> <p>●中間貯蔵施設内の研究開発施設の運営方針の検討</p>	減容・再生利用技術の現状把握・評価										
<p>【公募型技術実証】</p> <p>●将来的に活用可能性のある技術の小規模実証・評価</p>	将来的に活用可能性のある技術の小規模実証・評価(減容等技術実証事業等)										
<p>【直轄型システム技術実証】</p> <p>●分級処理及び分級以外の技術開発</p> <p>●放射線管理技術の確立</p> <p>●低濃度土壌を用いた先行的活用</p> <p>●減容処理のシステム技術実証及び浄化物の土壌資材へのモデル的活用に関する実証試験</p>	<p>分級処理のシステム技術開発の先行</p> <p>分級以外のシステム技術開発</p> <p>放射線管理技術の確立 低濃度土壌の先行的活用</p> <p>浄化物の土壌資材へのモデル的活用に関する実証試験</p> <p>分級処理のシステム技術及び浄化物のモデル的活用に関する実証</p> <p>分級以外のシステム技術及び浄化物のモデル的活用に関する実証</p>										<p>基礎技術開発を一通り完了</p>
<p>●再生資材等の利用動向・要求品質の調査、安全性確保の検討</p> <p>●再生利用の基本的考え方の取りまとめ</p> <p>●用途ごとの手引きの作成・充実化</p> <p>●再生利用の促進方策、実施方針等の検討・取りまとめ・方策の見直し</p>	<p>再生資材等の利用動向・要求品質の調査、安全性確保の検討</p> <p>再生利用の基本的考え方の取りまとめ</p> <p>用途に応じた再生利用の手引きの作成</p> <p>モデル事業等を踏まえた手引きの充実化</p> <p>再生利用の促進方策、実施方針等の検討・取りまとめ・方策の見直し</p>										
<p>●社会的受容性を段階的に向上させることを目的とした実証事業、モデル事業の実施</p> <p>●浄化物や低濃度土壌の再生利用先の具体化のための調査・検討、再生利用の順次開始、再生利用の本格化の推進</p>	<p>社会的受容性の段階的向上に向けた取組(地域住民等のステークホルダーからの理解・信頼の醸成、情報公開・対話を通じたノウハウの蓄積)</p> <p>再生利用の促進方策検討や手引き作成等につなげるための実証事業、社会的受容性を向上させることを目的としたモデル事業</p> <p>再生利用先の具体化、再生利用の順次開始、本格化の推進</p>										
<p>●最終処分シナリオに応じた減容技術の組合せの検討</p> <p>●減容技術の絞り込み及び最終処分の方式に係る検討</p> <p>●最終処分場の構造及び必要面積等の検討</p>	<p>最終処分シナリオに応じた減容技術の組合せの検討</p> <p>減容技術の絞り込み及び最終処分の方式に係る検討</p> <p>最終処分場に要求される施設構造等の要件整理</p> <p>最終処分場の構造、必要面積等に係る選択肢の検討</p>										<p>最終処分方式の具体化</p> <p>取り出し・搬出方法、跡地利用等の検討</p> <p>最終処分地の調査検討、調整</p> <p>最終処分地の整備</p> <p>最終処分地への搬入開始</p>
<p>●関係府省庁、自治体、関係団体、専門家・学術、教育機関、NPO等との連携</p> <p>●ウェブサイト等を通じた各措置の進捗等について広く公開・情報発信</p> <p>●技術開発・再生利用の進捗に応じた対話型・参加型の理解・信頼醸成活動の実施</p> <p>●国際機関・二国間対話等における情報発信、国際的な情報交換・レビュー</p> <p>●国内外の研究開発機関等との連携、体制整備</p>	<p>関係府省庁、自治体、関係団体、専門家、学術・教育機関、NPO等との連携した取組</p> <p>ウェブサイト等を通じた各措置の進捗等について広く公開・情報発信</p> <p>技術開発・再生利用の進捗に応じた対話型・参加型の理解・信頼醸成活動の実施</p> <p>国際機関・二国間対話等における情報発信、国際的な情報交換・レビュー、国内外の研究開発機関等との連携、体制整備</p>										

※中間貯蔵開始後11年目から30年目にかけては、最終処分の方針性を明確化した上で、最終処分地に係る調査検討・調整、最終処分地の整備、最終処分地への搬入等を順次実施していく。

(注)出典：「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 工程表」(平成29年4月8日環境省公表)

別図表0-11 福島第一原発事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等に関する検査報告掲記事項等の所見の概要

<p>会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について」（平成25年10月報告）</p>
<p>今後、環境省において、以下の点に留意して除染が推進されるよう取り組むことが望まれる。</p> <p>ア 福島県内において、環境省が除染を実施する除染特別地域及び福島県内の市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域について、除染が迅速かつ円滑に実施されるため、除染で発生する土壌等の仮置場の確保及び除染の実施に係る関係人の同意取得に時間を要している状況が改善されるよう、更に仮置場の確保等について地元と調整を図るなどしていくとともに、関係地方公共団体等との連絡調整を十分に行うなどして、有効かつ効率的な執行に努め、必要に応じて市町村に助言を行うなど緊密に連携すること</p> <p>イ 福島事務所では、限られた人員で事業実施に取り組んでいるが、事業実施に当たっては、除染に関する専門的な知識も必要となることなどから、人的な事業実施体制について更に検討すること</p> <p>ウ 「事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針」における長期的な目標等の達成等に向けて、空間線量率の把握等について十分な検討を行うとともに、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村に対して、必要に応じて助言を行うこと</p> <p>エ 除染適正化プログラムに沿い、不適正な除染の再発防止に取り組んでいるところであるが、今後も適切に対応していくこと</p> <p>オ 東京電力への求償について、支払を受けていないものがあることから、速やかに費用の支払が行われるよう、放射性物質汚染対処特措法の趣旨等も踏まえるなどして、十分に調整を行い、引き続き求償を行っていくなど適切に対応すること</p>
<p>「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により発生した指定廃棄物の一時保管及び処理の状況等について」（平成25年度決算検査報告（特定検査対象に関する検査状況））</p>
<p>環境省においては、指定廃棄物についての国の処理体制が早期に構築されることを目指して、指定廃棄物の処理について地域住民や関係者の理解等を得るための取組を引き続き着実に進める必要がある。</p> <p>そして、最終処分場の確保等を含めた指定廃棄物の処理体制が構築されるまでの間、地域住民の生活環境に及ぼす影響を低減するとともに、国民生活の安全・安心を確保するために、特に次の点に留意して事業を実施していくことが求められる。</p> <p>ア 指定廃棄物の一時保管場所がひっ迫している事業主体に対して、処理方針等に基づき、財政的な支援に限らず、必要に応じて適正な一時保管のための技術的助言やその他の支援を実施するなどして、指定廃棄物の一時保管に係る負担を軽減するよう努めること</p> <p>イ 施設整備事業に係る委託契約を締結している全ての事業主体において指定廃棄物の保管容器に係る安全性が適切に確保されるよう、一時保管の状況について確認するとともに、保管容器の更新等に対する支援・助言を行うなどすること</p> <p>ウ 8,000Bq/kg以下廃棄物の処分の見通しが立っていない事業主体に対して、法令の基準等に基づきこれらを適切に処分できるよう助言を行うなどすること</p> <p>また、福島県等における実証事業については、今後も各事業を着実に実施し、これにより得られた技術的知見や成果を活用しつつ、必要に応じて指定廃棄物の減容化や焼却灰に含まれる事故由来放射性物質の分離等を推進していく必要がある。</p>

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」（平成25年10月、27年3月、28年4月及び29年4月報告）

(25年10月報告)

エ 原子力災害からの復興再生については、長期的視点から、被災者等に対する支援や除染等の実施、産業振興・雇用対策等に関して、被災した地方公共団体の意向や要望等を踏まえるなどして、必要な支援に努めること

(27年3月報告)

エ 原子力災害からの復興再生について、国は、引き続き除染等の事業の早期の完了を目指すとともに、現在も多く住民が避難生活を送っている福島県については、住民の意向を踏まえるなどして、長期避難者支援等の事業の円滑かつ迅速な実施に努めること

(28年4月報告)

オ 原子力災害からの復興再生については、国は、除染等の措置をより進捗させるために、除去土壌等の保管場所である中間貯蔵施設等の整備の促進に努めること

(29年4月報告)

カ 原子力災害からの復興再生のうち除染等の措置について、国は、除去土壌等が仮置場等に長期間保管されていて多額の維持管理費が発生するなどしていることを踏まえて、除去土壌等の保管場所である中間貯蔵施設の整備の促進に努めること。また、汚染廃棄物処理事業について、農林業系廃棄物等が各農家等に保管されていて大きな負担となっていることを踏まえて、仮設焼却施設の設置等による減容化等、汚染廃棄物の処理の促進に努めること。さらに、特措法3事業及び緊急実施除染事業に係る事業費について、放射性物質汚染対処特措法等に基づき関係原子力事業者が賠償すべき損害に係る賠償金が東京電力から確実に支払われるよう、求償を適切に行っていくこと

別図表0-12 会計実地検査実施箇所及び調書依頼箇所

(1) 会計実地検査実施箇所

①環境省

検査対象機関	会計実地検査実施箇所名	箇所数
環境省	環境本省、福島地方環境事務所、関東地方環境事務所	3

②国の機関

検査対象機関	会計実地検査実施箇所名	箇所数
裁判所	裁判所	1
内閣府	内閣府本府、警察庁（科学警察研究所）	2
復興庁	復興庁	1
財務省	財務本省、国税庁	2
文部科学省	文部科学本省	1
厚生労働省	厚生労働本省	1
農林水産省	農林水産本省、林野庁	2
経済産業省	資源エネルギー庁	1
国土交通省	国土交通本省、海上保安庁	2
防衛省	防衛本省	1
計		14

③会社及び国立研究開発法人

会計実地検査実施箇所名		箇所数
中間貯蔵・環境安全事業株式会社本社、中間貯蔵管理センター		2
国立研究開発法人国立環境研究所		1
計		3

④地方公共団体

県名	会計実地検査実施箇所名	箇所数
岩手県	岩手県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、奥州市、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、岩手・玉山環境組合、奥州金ヶ崎行政事務組合	10
福島県	福島県	1
茨城県	茨城県	1
栃木県	栃木県、日光市、大田原市、那須塩原市、那須郡那須町	5
埼玉県	埼玉県、川越市、所沢市、越谷市、蕨市、戸田市、三郷市、吉川市、蕨戸田衛生センター組合	9
千葉県	千葉県、千葉市、市川市、松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、東金市外三市町清掃組合、香取広域市町村圏事務組合、印西地区環境整備事業組合	16
計		42

(2) 調書依頼箇所

①環境省

検査対象機関	調書依頼箇所名	箇所数
環境省	東北地方環境事務所	1

②国の機関

検査対象機関	調書依頼箇所名	箇所数
総務省	総務本省	1
法務省	法務本省、公安調査庁	2
国土交通省	気象庁	1
計		4

③国立研究開発法人及び独立行政法人

調書依頼箇所名		箇所数
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		1
独立行政法人環境再生保全機構		1
計		2

④地方公共団体

調書依頼箇所名		箇所数
山形県、群馬県		2

別図表1-1 10府省等における除染の取組等及び除去土壌等の処理（廃棄物の処理を除く。）に関する事業（直轄事業）に係る支出済額（直轄事業、要請事項①②、事業分類ア）（平成23年度～令和元年度）（単位：百万円）

府省等名	年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
裁判所		-	-	37	-	-	-	-	-	-	37
内閣府		-	2,425	0	-	-	-	-	-	-	2,425
法務省		-	-	79	-	-	-	-	-	-	79
財務省		-	27	104	21	-	-	-	-	-	153
文部科学省		25	40	76	-	-	-	-	-	-	142
厚生労働省		-	-	18	-	-	-	2	-	-	20
農林水産省		-	4	278	2,401	-	-	-	-	-	2,684
国土交通省		-	444	689	326	-	-	-	-	-	1,460
環境省		1,320	72,086	177,459	239,318	283,987	358,988	212,054	66,694	46,465	1,458,376
環境本省		1,242	10,000	5,637	2,331	1,735	731	524	350	287	22,841
東北地方環境事務所		77	-	-	-	-	-	-	-	-	77
福島地方環境事務所注(1)		-	62,086	171,821	236,987	282,252	358,257	211,530	66,344	46,177	1,435,457
防衛省		-	40	1,024	632	-	-	-	-	-	1,698
環境省執行及び支出委任注(2)		1,346	75,070	179,768	242,700	283,987	358,988	212,056	66,694	46,465	1,467,079
法務省		-	-	-	33	219	-	-	-	-	252
財務省		-	-	-	9	42	18	-	-	-	69
文部科学省		-	-	-	147	204	-	-	-	-	352
厚生労働省		-	-	-	69	75	26	51	-	1	224
農林水産省		-	-	-	-	-	23	15	-	-	39
国土交通省		-	-	-	498	792	1,254	1,269	-	-	3,814
防衛省		-	-	-	460	287	-	-	-	-	747
環境省又は復興庁からの移替え注(3)		-	-	-	1,219	1,622	1,322	1,336	-	1	5,501
計		1,346	75,070	179,768	243,919	285,609	360,311	213,393	66,694	46,466	1,472,580

注(1) 福島環境再生事務所におけるものを含む。

注(2) 支出委任とは環境省から支出の委任を受けた府省等が除染等の措置等を実施するものである。

注(3) 移替えとは環境省又は復興庁が所管する会計において一括計上した予算をそれぞれの事業を実施する府省等が所管する会計の予算に移し替えて実施するものである。

注(4) 除染特別地域における除染等の措置等については環境省が、除染実施区域に所在する土地、建物等の国有財産に係る除染等の措置等については当該財産を所管する府省等がそれぞれ直轄事業として実施している。

注(5) 被災地向け予算は、「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方（平成24年11月27日復興推進会議決定）」に基づき平成25年度予算編成から復興庁、財務省及び関係府省間で事業ごとに厳格に整理するものとされ、復興庁が所管する一括計上予算として、復興特会に計上することとされたことなどにより、26年度から一括計上した予算をそれぞれの事業を実施する府省等の予算に移し替えて事業が実施されている。

別図表1-2 環境省における除染の取組等及び除去土壌等の処理に関する事業（低減対策緊急補助金）に係る支出済額（補助事業、要請事項①②④、事業分類ア）  
（平成23年度～令和元年度）（単位：百万円）

年度 都県名	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	計
岩手県	95	526	1,084	-	-	-	-	0	2	1,708
宮城県	46	1,065	1,452	3,966	181	139	22	41	13	6,929
福島県	70,670	93,861	272,167	128,311	243,129	423,885	123,592	46,927	49,226	1,451,774
茨城県	526	2,059	1,496	1,212	25	25	27	335	40	5,750
栃木県	367	2,006	5,332	6,649	3,869	1,351	35	34	25	19,670
群馬県	46	560	321	60	18	12	10	12	12	1,054
埼玉県	179	65	17	1	5	3	1	0	1	276
千葉県	558	4,970	598	27	21	18	15	13	14	6,238
東京都	110	19	-	-	-	-	-	-	-	129
計	72,602	105,134	282,470	140,228	247,252	425,437	123,704	47,366	49,336	1,493,532

(注) 環境省は、土壌等の除染等の措置、除去土壌等の運搬、仮置場設置、事後モニタリング事業等を実施する都道府県及び市町村に対して、低減対策緊急補助金を交付している。

別図表1-3 農林水産省における農地除染対策実証事業及び森林除染等実証事業に係る支出済額（直轄事業、要請事項①②、事業分類ア）（平成23年度～28年度）（単位：百万円）

事業	年度	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計
森林除染等実証事業		-	72	158	12	70	85	399
農地除染対策実証事業		403	1,732	-	-	-	-	2,135
計		403	1,804	158	12	70	85	2,535

注(1) 農林水産省は、農地除染の施工方法を確立させるための実用化に向けた実証を行う農地除染対策実証事業及び国有林において住宅等に近接する林縁から20mの範囲で放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等を実施する森林除染等実証事業を実施している。

注(2) 農地除染対策実証事業は、東京電力に求償することとされている特措法3事業や内閣府所管の緊急実施除染事業に含まれていない。農林水産省は、「東日本大震災からの復興の基本方針」によれば、除染に関する考え方や手法を早期に確立することについては国の責任において実施するとされているとして、東京電力に対する求償を行っていない。

別図表1-4 内閣府における緊急実施除染事業等に係る支出済額（直轄事業及び補助事業、要請事項①②、その他、事業分類ウ）（平成23、24、30各年度）  
（単位：百万円）

事業類型	事業	年度			計
		平成23年度	24年度	30年度	
直轄事業	除染モデル事業、入域・被ばく管理等	1,162	12,284	20	13,467
	高濃度汚染稲わらの隔離、一時保管、警戒区域内の家畜遺体処理、生活圏近隣森林等の除染	157	-	-	157
補助事業	除染、帰還支援、農業系汚染廃棄物処理	199,999	-	-	199,999
	農業系汚染廃棄物処理	970	527	-	1,498
計		202,289	12,811	20	215,122

(注) 内閣府は、放射性物質汚染対処特措法の施行前から緊急的に緊急実施除染事業を実施しており、直轄事業として、除染モデル事業、警戒区域への入域管理、被ばく管理等を行うため「除染モデル事業、入域・被ばく管理等」と、高濃度の稲わら処理、警戒区域内の家畜の遺体処理及び生活圏近隣森林等の除染を行うため「高濃度汚染稲わらの隔離、一時保管、警戒区域内の家畜遺体処理、生活圏近隣森林等の除染」を実施するとともに、補助事業として、福島県内の市町村が実施する除染対策活動、避難区域の帰還支援、農業系汚染廃棄物の処理等を実施するための基金の設置造成や、福島県外における汚染された稲わら等の処分を行うための経費を補助するために、低減対策緊急補助金を交付している。

別図表1-5 3府省における放射線量低減のための事業等に係る支出済額（直轄事業及び補助事業、要請事項①、事業分類ア）（平成23、24両年度）（単位：百万円）

事業類型	府省名	事業	平成23年度	24年度	計
直轄事業	内閣府	基準策定委託事業	195	-	195
補助事業	内閣府	福島県特別緊急除染事業	17,981	-	17,981
	文部科学省	福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業（公立学校）	2,463	258	2,722
	文部科学省	福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業（私立学校）	99	-	99
	厚生労働省	福島県外も含めた園庭等の放射線低減事業	162	30	193
計			20,903	289	21,192

注(1) 内閣府は、直轄事業として、平成23年度に除染のガイドラインの策定や技術の実証実験等を行う基準策定委託事業を実施している。また、放射性物質汚染対処特措法の施行前から、補助事業として放射線量を低減させるための事業を実施しており、福島県に対して、学校、公園等の公共施設や通学路等の放射線量低減事業、学校施設等における空調設備等の設置支援等を行うことを目的とした基金の設置造成のために、低減対策緊急補助金を交付している。これらの事業について、内閣府は、事業内容を精査して、東京電力に対する求償の要否を検討している。

注(2) 文部科学省は、放射性物質汚染対処特措法の施行前から、補助事業として放射線量を低減させるための事業を実施しており、宮城、福島、栃木各県及び東京都域内の学校の設置者に対して、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の空間線量率を測定した学校の校庭又は園庭の土壌処理事業に対する支援のために、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金等を交付している。文部科学省は、緊急実施基本方針が決定される前及び放射性物質汚染対処特措法が施行される前から実施している事業であるとして、東京電力に対する求償を行っていない。

注(3) 厚生労働省は、放射性物質汚染対処特措法の施行前から、補助事業として放射線量を低減させるための事業を実施しており、福島、栃木両県に対して、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を観測した保育所等の園庭の土壌処理事業に対する支援のために、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を交付している。厚生労働省は、緊急実施基本方針が決定される前及び放射性物質汚染対処特措法が施行される前から実施している事業であるとして、東京電力に対する求償を行っていない。

別図表1-6 環境省における放射性物質汚染廃棄物処理事業（直轄事業）に係る支出済額  
（直轄事業、要請事項②④、事業分類イ）（平成23年度～令和元年度）  
（単位：百万円）

事務所等名	年度	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	計
環境本省		1,186	8,784	21,195	20,405	7,381	3,785	3,469	3,185	545	69,939
東北地方環境事務所		7	70	-	-	-	24	27	76	17	224
福島地方環境事務所		-	238	2,103	19,075	80,345	142,077	124,121	84,272	70,546	522,781
関東地方環境事務所		11	-	-	205	90	371	398	85	76	1,240
計		1,204	9,093	23,299	39,687	87,818	146,259	128,016	87,620	71,186	594,185

注(1) 環境省は、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理のために、対策地域内廃棄物を処理したり、指定廃棄物の収集、運搬、処理、保管等を委託したりする放射性物質汚染廃棄物処理事業を実施している。

注(2) 福島地方環境事務所には、福島環境再生事務所におけるものを含む。

別図表1-7 環境省における放射性物質汚染廃棄物処理事業（廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金及び放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金）に係る支出済額（補助事業、要請事項②④、事業分類イ）（平成23年度～令和元年度）  
（単位：百万円）

都県名	年度	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	計
岩手県		4	15	120	166	173	209	203	173	347	1,414
宮城県		8	18	17	16	27	14	26	76	176	383
山形県		2	2	2	3	3	3	3	3	3	27
福島県		8	39	102	82	309	376	525	42	241	1,727
茨城県		9	17	12	12	12	11	11	12	12	113
栃木県		5	12	9	9	10	8	9	9	9	84
群馬県		12	33	33	33	29	29	28	28	27	255
埼玉県		10	22	19	18	16	8	8	8	8	121
千葉県		17	22	18	18	17	16	16	16	13	158
東京都		15	29	23	21	19	19	20	20	20	191
計		94	214	360	383	619	698	854	390	861	4,476

注(1) 環境省が実施している廃棄物処理施設モニタリング等事業、農林業系廃棄物の処理加速化事業、保管焼却灰の処理加速化事業及び指定解除後の廃棄物の処理促進事業を合計したものである。

注(2) 廃棄物処理施設モニタリング等事業について、環境省は、16条調査のために実施される事故由来放射性物質の濃度を測定するための検査機関への委託等に必要経費の一部を助成するために、市町村等に対して廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金（平成29年度以前は廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金）を交付している。

注(3) 農林業系廃棄物の処理加速化事業について、環境省は、指定廃棄物ではない農林業系廃棄物の処理を加速化させることを目的として当該廃棄物の処理に要する経費の一部を助成するために、市町村等に対して放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（平成25年度は放射性物質汚染廃棄物処理加速化事業費補助金）を交付している。

注(4) 保管焼却灰の処理加速化事業について、環境省は、焼却灰等を処理する際に生ずる経費の一部を助成することにより市町村等の負担を軽減し、その処理を加速化するために、焼却灰等を保管する市町村等に対して放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金を交付している。

注(5) 指定解除後の廃棄物の処理促進事業について、環境省は、指定廃棄物の指定取消し後の廃棄物について、指定廃棄物として指定されていた経緯に鑑み、その処理を円滑に進めるために、市町村等に対して放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金を交付している。

別図表1-8 農林水産省における放射性物質被害林産物処理支援事業に係る支出済額  
 (補助事業、要請事項②、事業分類イ) (平成25年度～令和元年度)  
 (単位：百万円)

事業	年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
放射性物質被害林産物処理支援事業		291	433	338	314	286	308	336	2,310

(注) 農林水産省は、放射性物質の被害を受けた樹皮、ほだ木等の林産物の処理対策として、廃棄物処理施設での焼却、運搬、一時保管等の費用を支援するために、上記の林産物を保管する事業者に対して、林産物供給等振興地方公共団体事業費補助金を交付している。

別図表1-9 環境省における中間貯蔵施設事業に係る支出済額 (直轄事業、要請事項②③④、事業分類エ) (平成23年度～令和元年度)  
 (単位：百万円)

事業	年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
中間貯蔵施設事業		494	187	2,237	156,379	17,003	68,384	109,685	167,519	161,880	683,771

別図表1-10 環境省における特定復興再生拠点区域における除染等に係る支出済額 (直轄事業、要請事項①②④、事業分類ウ) (平成29年度～令和元年度)  
 (単位：百万円)

事業	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	計
特定復興再生拠点区域における除染等		13,701	24,168	55,693	93,563

注(1) 環境省は、特定復興再生拠点区域において土壌等の除染等の措置、除去土壌等の処理及び廃棄物の処理を実施している。

注(2) 本図表に示す事業の費用については、福島復興特措法により国の負担とするとされていることから、環境省から東京電力に対する求償は行われていない。

別図表1-11 復興庁における道路等の側溝堆積物の撤去等に係る支出済額 (補助事業、要請事項②、事業分類イ) (平成28年度～令和元年度) (単位：百万円)

事業	年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
道路等の側溝堆積物の撤去等		56	2,564	2,308	524	5,453

注(1) 復興庁は、道路等の側溝における8,000Bq/kg以下の堆積物の撤去等を実施する福島県及び福島県内の市町村に対して、福島再生加速化交付金を交付している。

注(2) 本図表に示す事業については、放射性物質汚染対処特措法による放射性物質汚染廃棄物処理事業に該当しないことから、復興庁は東京電力に対する求償を行っていない。

別図表1-12 国の東京電力に対する求償等の状況（令和元年度末現在）

事業	項目	府省名	支出済額 (百万円)	求償額又は賠償請求額 (百万円)	東京電力との合意額 (百万円)	東京電力の支払額 (百万円)	別図表 注(8)
除染の取組等及び除去土壌等の処理に関する事業(直轄)	注(1)、注(2)	法務省	252	252	252	252	1-1
		財務省	69	69	60	60	
		文部科学省	352	352	352	352	
		厚生労働省	224	148	148	148	
		農林水産省	39	注(7) -	-	-	
		国土交通省	3,814	2,741	2,741	2,741	
		環境省	1,467,079	1,361,033	1,054,419	1,054,419	
防衛省	747	747	747	747			
除染の取組等及び除去土壌等の処理に関する事業(補助)	注(2)	環境省	注(5) 1,339,517	1,263,132	1,072,376	1,072,376	1-2
森林除染等実証事業	注(2)	農林水産省	399	225	225	225	1-3
除染モデル事業、入域・被ばく管理等	注(3)	内閣府	13,467	12,014	11,808	11,808	1-4
高濃度汚染稲わらの隔離、一時保管、警戒区域内の家畜遺体処理、生活圏近隣森林等の除染	注(3)	内閣府	157	注(7) -	-	-	
除染、帰還支援、農業系汚染廃棄物処理(福島県)	注(3)	内閣府	注(5) 197,149	170,352	39,064	39,064	
農業系汚染廃棄物処理	注(3)	内閣府	1,498	注(7) -	-	-	
放射性物質汚染廃棄物処理事業	注(2)	環境省	598,662	426,285	284,473	284,473	1-6、 1-7
放射性物質被害林産物処理支援事業	注(4)	農林水産省	注(6) 2,289	1,955	1,955	1,955	1-8
中間貯蔵施設事業	注(2)	環境省	683,771	249,434	134,623	134,623	1-9
計			4,309,494	3,488,746	2,603,251	2,603,251	

注(1) 東京電力に対する求償は、環境省が執行した分及び各府省への支出委任分については環境省が、環境省又は復興庁から各府省への移替え分については除染等の措置等を実施した府省等がそれぞれ行うことになっている。別図表1-1の10府省等のうち、裁判所及び内閣府は、除染の取組等に係る直轄事業を環境省からの支出委任のみで行っており、その求償は環境省が取りまとめることから、本図表の対象には含まれていない。

注(2) これらの事業は、特措法3事業に含まれており、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」等により、放射性物質汚染対処特措法に基づき復興予算として計上した上で、事業を実施した後に東京電力に求償することとされている。

注(3) これらの事業は、「「除染に関する緊急実施基本方針」の迅速な実施について」において、「原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについては、国が財政支出を行う範囲において、当該原子力事業者に求償する」ととされている。

注(4) 本事業に要した経費については、事業を実施する団体の事務費を除き、事業者が原子力損害の賠償に関する法律に基づき東京電力に賠償請求し、その損害賠償金を当該事業者が受領した後、国庫に返還する仕組みとなっている。

注(5) 「除染の取組等及び除去土壌等の処理に関する事業(補助)」及び「除染、帰還支援、農業系汚染廃棄物処理(福島県)」の「支出済額」欄は、基金を設置造成等して事業を実施している場合は事業の執行額となっている。

注(6) 「放射性物質被害林産物処理支援事業」の「支出済額」欄は、事業を実施する団体の事務費を除いた事業費であり、当該団体が原子力損害の賠償に関する法律に基づき東京電力に損害賠償を請求した額となっている。

注(7) これらの事業に係る支出済額は、東京電力に求償することとされているが、手続中等のため「-」としている。

注(8) 支出済額を示している別図表の番号を記載している。

別図表1-13 研究開発に係る支出済額（要請事項①②③④）（平成23年度～令和元年度）  
（単位：千円）

省等名	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
環境省	439,413	302,418	217,221	222,043	363,875	1,589,331	404,803	3,170,023	547,381	7,256,513
独立行政法人環境再生保全機構	-	-	-	-	3,740	10,085	103,841	30,395	-	148,061
国立研究開発法人国立環境研究所	-	-	-	327,719	450,590	125,144	110,370	177,225	171,161	1,362,211
J E S C O	-	-	-	-	-	194,312	194,400	1,392,583	805,423	2,586,718
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1,051,779	10,984,355	113,998	42,206	96,401	108,692	6,418	-	-	12,403,851
計	1,491,192	11,286,774	331,220	591,969	914,607	2,027,565	819,833	4,770,227	1,523,966	23,757,356

注(1) 本図表は、環境省、独立行政法人環境再生保全機構、国立研究開発法人国立環境研究所、J E S C O及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行っている除去土壌等の量の抑制のための技術や、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌の減容・再生利用のための技術の開発について集計している。

注(2) 平成23年度から令和元年度までに係る支出済額は、環境省については、支出済額を集計しており、独立行政法人環境再生保全機構、国立研究開発法人国立環境研究所、J E S C O及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構については、執行額を集計している。

注(3) 環境省及びJ E S C Oに係る支出済額は、図表1-1の事業等に係る支出済額を財源としている。

注(4) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に係る支出済額は、図表1-1の事業等に係る支出済額のほかに、図表1-1に含まれていない一般会計における運営費交付金等の交付額を財源としている。

注(5) 国立研究開発法人国立環境研究所に係る平成26、27両年度の事業等に係る支出済額は、図表1-1の事業等に係る支出済額を財源としており、28年度から令和元年度までの支出済額は、図表1-1に含まれていない一般会計における運営費交付金等の交付額を財源としている。

注(6) 独立行政法人環境再生保全機構に係る平成27年度から30年度までの事業等に係る支出済額は、図表1-1に含まれていない一般会計における運営費交付金等の交付額を財源としている。

別図表1-14 研究分野別の支出済額（平成23年度～令和元年度）（単位：千円）

研究分野	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計
除染関係ガイドライン策定に係る調査・研究・実証実験	522,167	10,309,957	113,750	125,663	42,626	-	-	91,173	73,282	11,278,621
廃棄物関係ガイドライン策定に係る調査・研究・実証実験	184,892	145,749	62,905	-	-	-	73,809	-	-	467,355
除去土壌等の処理に係る調査・研究・実証実験	398,316	-	93,679	97,460	249,499	1,771,640	530,244	4,372,228	1,059,522	8,572,593
10万Bq/kg超の汚染廃棄物の処理に係る調査・研究・実証実験	-	-	-	-	6,804	8,910	108,000	-	88,000	211,714
開発戦略の策定等に係る調査・研究	-	-	-	-	268,278	271,216	192,240	1,462,783	810,923	3,005,441
全国的な理解の醸成等に関する調査・研究・実証実験	-	-	1,386	-	-	1,242,864	238,464	4,476,206	1,132,805	7,091,726
上記以外	405,765	872,964	112,612	368,845	450,590	136,863	178,565	177,225	215,161	2,918,593
純計	1,491,192	11,286,774	331,220	591,969	914,607	2,027,565	819,833	4,770,227	1,523,966	23,757,356

注(1) 研究開発の実施に当たって、環境省は開発戦略及び工程表を定めている。会計検査院において、これらを基に個々の研究開発の内容を踏まえて研究分野を六つの分野とそれ以外に区分した。

注(2) 平成23年度から令和元年度までに係る支出済額は、環境省については、支出済額を集計しており、独立行政法人環境再生保全機構、国立研究開発法人国立環境研究所、J E S C O及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構については、執行額を集計している。

注(3) 図表1-1の事業等に係る支出済額（環境省、J E S C O及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に係る支出済額並びに国立研究開発法人国立環境研究所の平成26、27両年度に係る支出済額）及び図表1-1に含まれていない一般会計における運営費交付金等の交付額（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に係る支出済額、国立研究開発法人国立環境研究所の28年度から令和元年度までに係る支出済額及び独立行政法人環境再生保全機構の平成27年度から30年度までに係る支出済額）を集計している。

注(4) 複数の研究分野にまたがっている研究開発については、該当する各研究分野のそれぞれに当該研究開発の支出済額の全額を計上している。また、「純計」はそれらの重複を控除したものである。

別図表1-15 地方単独事業（地方交付税交付金）に係る特別交付税の都道府県別の算定の状況（事業分類ウ、オ）（平成23年度～令和元年度）  
（単位：百万円）

都道府県名	団体数		平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	計
	都道府県	市町村										
北海道	1	38	137	193	43	99	87	76	77	84	84	886
青森県	1	16	254	5	5	2	1	2	1	1	1	274
岩手県	1	19	120	10	10	8	3	-	-	-	-	153
宮城県	-	19	27	1	0	3	2	0	6	6	5	55
秋田県	1	18	73	65	59	66	36	25	18	15	13	374
山形県	1	34	554	194	148	69	81	69	68	67	67	1,321
福島県	1	42	685	13	32	26	19	14	12	2	2	809
茨城県	1	39	363	0	0	-	-	1	6	12	25	409
栃木県	1	17	306	603	139	161	85	13	9	10	7	1,337
群馬県	1	31	191	169	77	46	33	38	28	26	24	635
埼玉県	1	46	126	189	31	18	13	11	7	7	6	413
千葉県	1	40	337	336	50	21	24	13	16	12	8	821
東京都	1	33	153	235	181	153	139	157	143	127	125	1,417
神奈川県	1	25	214	40	26	24	22	18	15	13	18	395
新潟県	1	23	80	71	49	52	48	52	42	35	25	458
富山県	1	6	52	4	0	0	6	5	5	8	6	90
石川県	1	14	35	27	19	0	0	0	0	0	0	86
福井県	1	10	93	161	69	16	19	23	12	18	3	417
山梨県	1	-	14	1	1	1	1	1	0	0	0	23
長野県	1	56	101	34	24	35	34	33	26	25	40	357
岐阜県	1	12	167	102	82	61	47	45	45	43	47	645
静岡県	1	25	202	36	13	16	16	12	11	12	11	334
愛知県	1	11	74	21	1	2	2	1	1	1	1	108
三重県	1	5	10	0	0	0	11	10	2	2	2	40
滋賀県	1	12	83	64	27	17	15	11	4	4	6	234
京都府	1	14	220	58	37	26	20	18	17	14	17	430
大阪府	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
兵庫県	1	10	38	1	4	1	7	3	2	4	2	65
奈良県	1	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-	1
鳥取県	1	2	19	4	2	2	2	0	0	0	0	33
島根県	1	5	166	87	56	83	53	45	51	42	41	628
岡山県	1	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	8
広島県	1	-	2	0	-	-	-	-	-	-	-	2
山口県	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
徳島県	-	1	71	-	-	-	-	-	-	-	-	71
香川県	1	2	109	8	2	4	4	-	4	3	3	138
愛媛県	1	8	81	8	5	2	3	1	6	1	2	112
高知県	1	4	10	0	0	0	0	0	-	-	-	12
福岡県	1	4	74	47	6	6	4	4	3	5	5	159
佐賀県	1	6	601	19	9	65	7	8	4	24	24	763
長崎県	1	3	93	4	3	28	8	7	3	8	6	163
熊本県	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
大分県	1	2	9	2	0	1	7	1	1	0	0	25
宮崎県	1	3	10	4	1	0	-	-	-	-	-	17
鹿児島県	1	9	25	10	9	9	1	0	0	1	1	60
沖縄県	1	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	1
計	44	664	6,014	2,845	1,236	1,140	876	737	663	648	645	14,808

注(1) 「特別交付税」は、特別交付税のうち通常の地方交付税交付金の財源等の枠組みにより交付される特別交付税を示しており、本図表は除染関係事業等5事業における地方単独事業（地方交付税交付金）に係る特別交付税の算定額を集計している。

注(2) 各都道府県分の算定額には、市町村分の算定額を含んでいる。

注(3) 団体数は、平成23年度から令和元年度までの間に特別交付税を算定した実績がある団体の数であり、元年度までに合併した市町については、合併後の市単位で集計している。

別図表1-16 地方単独事業（地方交付税交付金）に係る震災復興特別交付税の道県別の算定の状況（事業分類ウ、オ）（平成23年度～令和元年度）  
（単位：百万円）

道県名	団体数		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
	道県	市町村										
北海道	-	1	-	-	-	-	0	0	-	-	-	0
青森県	1	3	27	132	71	22	35	36	32	28	30	416
岩手県	1	29	453	2,049	1,464	1,414	266	206	231	231	213	6,531
宮城県	1	33	656	1,564	1,177	703	665	473	439	407	588	6,676
福島県	1	59	1,473	5,364	3,912	3,028	2,543	2,681	2,344	2,259	2,167	25,776
茨城県	1	40	481	300	169	139	94	143	117	141	128	1,716
栃木県	1	13	595	293	248	1,201	404	255	137	134	142	3,413
埼玉県	-	1	2	1	4	7	8	8	6	6	1	45
千葉県	1	28	698	793	382	278	111	99	91	78	70	2,604
新潟県	1	3	328	173	117	119	106	101	82	67	56	1,153
長野県	1	2	1	1	2	15	15	17	24	19	18	117
計	9	212	4,717	10,675	7,550	6,931	4,251	4,023	3,508	3,375	3,417	48,451

注(1) 「震災復興特別交付税」は、時限的な税制措置を講ずることなどにより、特別に財源を確保した上で、東日本大震災の災害復旧事業等に係る道府県及び市町村の負担額等について対処するために交付される特別交付税を示しており、本図表は除染関係事業等5事業における地方単独事業（地方交付税交付金）に係る震災復興特別交付税の算定額を集計している。

注(2) 各道県分の算定額には、市町村分の算定額を含んでいる。

注(3) 団体数は、平成23年度から令和元年度までの間に震災復興特別交付税を算定した実績がある団体の数である。

別図表1-17 地方単独事業（東京電力賠償請求）に係る損害賠償金の都道府県別、事業分類別の支払状況（事業分類ア、イ、オ）（令和元年度末現在）  
（単位：百万円）

都道府県名	団体数		ア除染関係事業 除染	イ廃棄物関係事業				オその他事業			計	
	都道府県	市区町村		廃棄物	上水道	下水道	上下水将来分	農畜産	食品、給食、牧草等検査	その他		
北海道	1	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
青森県	1	14	-	-	-	-	0	-	-	128	236	365
岩手県	1	32	0	10	25	99	-	140	42	11,996	12,314	12,314
宮城県	1	33	21	106	1,461	537	-	806	1,401	1,599	5,934	5,934
秋田県	1	21	-	8	0	1	-	3	72	186	272	272
山形県	1	35	0	4	184	4	-	42	417	534	1,188	1,188
福島県	1	58	676	1,160	4,610	39,522	1,119	276	482	31,071	78,920	78,920
茨城県	1	44	0	203	978	1,062	-	221	216	1,236	3,921	3,921
栃木県	1	25	17	268	825	1,701	-	112	51	545	3,522	3,522
群馬県	1	35	7	39	984	2,525	-	8	142	131	3,839	3,839
埼玉県	1	63	3	1,011	3,124	2,092	-	74	311	116	6,733	6,733
千葉県	1	50	233	10,681	1,752	2,667	-	337	226	858	16,756	16,756
東京都	1	50	13	181	1,232	2,414	-	112	227	440	4,621	4,621
神奈川県	1	32	-	3,730	757	9,562	-	1	536	101	14,689	14,689
新潟県	1	28	-	93	5,821	49	-	60	682	235	6,942	6,942
富山県	-	4	-	-	-	0	-	-	-	-	0	0
石川県	1	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	0
山梨県	1	11	-	1	1	30	-	-	7	6	48	48
長野県	1	42	-	4	65	185	-	-	9	20	285	285
岐阜県	-	1	-	-	-	-	-	-	-	8	8	8
静岡県	1	27	-	6	15	40	-	-	55	77	195	195
三重県	1	1	-	-	-	-	-	-	2	209	212	212
島根県	1	1	-	-	-	-	-	-	1	278	280	280
長崎県	1	-	-	-	-	-	-	-	-	13	13	13
計	22	607	974	17,512	21,840	62,496	1,119	2,199	5,017	49,904	161,066	161,066
合計	22	607	974	17,512	21,840	62,496	1,119	2,199	5,017	49,904	161,066	161,066

注(1) 本図表は、支出済みとなった地方単独事業を対象として、東京電力から支払われた損害賠償金の額を集計している。

注(2) 団体数は、平成23年度から令和元年度までの間に損害賠償金が支払われた実績のある団体の数である。

別図表2-1 除染モデル実証事業の対象区域、対象物、実施面積等

市町村名	対象区域	対象物	実施面積 (ha)	発生量 (m <sup>3</sup> )	
				除去土壌	除染廃棄物
田村市	地見城地区	農地、森林、宅地、道路	15.0	184	387
南相馬市	金房小学校周辺	農地、建造物（小学校）、道路、森林、宅地	13.9	2,541	1,575
川俣町	坂下地区	森林、農地、道路、宅地	11.0	1,656	1,029
檜葉町	上繁岡地区	農地、宅地、森林、道路	4.0	2,110	1,891
	南工業団地	建造物（工場等）、道路	36.8		
富岡町	夜の森公園	建造物（中学校、グラウンド等）、宅地、森林、道路（桜並木）	8.6	3,406	964
	富岡第二中学校		2.5		
川内村	貝の坂地区	農地、森林、民家、道路	22.1	3,270	1,101
大熊町	役場周辺	建造物（役場、公民館、公園）、宅地、道路	5.0	11,928	3,179
	夫沢地区	農地、森林、宅地、道路	16.9		
浪江町	津島地区	建造物（中学校等）、森林、宅地、道路	5.0	3,072	1,085
	権現堂地区	建造物（駅・軌道、図書館等）、民家、道路、農地	12.8		
葛尾村	役場周辺	森林、建造物（小学校、役場）、宅地、道路	6.5	1,086	578
飯館村	草野地区	建造物（製作所、いいたてホーム等）、農地、民家、宅地、森林、道路	17.3	2,732	1,898
	「いいたて全村見守り隊」拠点等				
広野町	中央台・苗代替地区	建造物（役場、小・中学校、グラウンド）、宅地、森林、道路	31.0	(注) 6,307	
計			208.4	38,292	13,687

(注) 除染特別地域に含まれていない広野町に係る除去土壌等の発生量については、除去土壌と除染廃棄物それぞれの発生量を把握できないことから、全て除去土壌の発生量に含めている。

別図表2-2 陸上自衛隊による役場の先行除染の実実施面積等

実施場所	区域	実施面積 (m <sup>2</sup> )	発生量 (m <sup>3</sup> )	
			除去土壌	除染廃棄物
檜葉町役場	警戒区域	5,500	125	30
富岡町役場	警戒区域	19,380	770	150
浪江町役場	警戒区域	14,850	65	87
飯館村役場	計画的避難区域	15,020	515	157
計		54,750	1,475	424

別図表2-3 環境省による先行除染の実施状況（平成23年度～25年度）

市町村名	年度	支払金額 (千円)	実施面積 (㎡)	発生量 (m <sup>3</sup> )	
				除去土壌	除染廃棄物
田村市	平成23年度	17,000	1,439	13	12
南相馬市	24年度	247,380	49,855	593	153
川俣町	23年度	80,850	22,309	955	479
	24年度	90,300	28,285		
檜葉町	23年度	39,571	46,269	4,025	5,413
	24年度	1,366,400	595,643		
富岡町	23年度	26,145	7,470	11,467	2,564
	24年度	766,920	260,918		
	25年度	635,250	142,620		
川内村	23年度	29,762	4,439	189	18
	24年度	250,425	36,750		
大熊町	23年度	44,520	6,751	141	132
	24年度	1,348,200	316,323		
浪江町	24年度	306,285	62,039	1,080	721
	25年度	40,635	10,572		
葛尾村	23年度	36,750	6,880	897	746
	24年度	1,147,650	241,212		
飯館村	24年度	997,080	116,825	7,483	2,880
計	23年度計	274,598	95,557	26,843	13,118
	24年度計	6,520,640	1,707,850		
	25年度計	675,885	153,192		
		7,471,123	1,956,599		

別図表2-4 農地除染対策実証事業の実施面積等

町村名	実施面積 (ha)	発生量 (m <sup>3</sup> )	
		除去土壌	除染廃棄物
川俣町	10.0	7,057	1,742
飯館村	30.0	23,549	957
計	40.0	30,606	2,699

別図表2-5 常磐自動車道除染モデル実証事業の実施状況

町名	開通・未開通区 間の別	構造	除染対象物	実施箇所の 延長 (m)	発生量 (m <sup>3</sup> )	
					除去土壌	除染廃棄物
双葉町	未開通 (建設工事中)	切土	路面、法面、側溝等、隣接する林地	100	502	184
		盛土	路面、法面、側溝等	50		
		橋りょう	床版、高欄・地覆等	-		
浪江町	未開通 (建設工事中)	切土	路面、法面、側溝等	50	176	57
		盛土	路面、法面、側溝等	50		
富岡町	開通 (供用中)	切土	路面、法面、側溝等	50	96	124
計				300	774	365

注(1) 「開通・未開通区間の別」欄は、平成23年3月11日現在の状況である。

注(2) 橋りょうは、面的な除染ではなく、限られた範囲で除染技術の除染効果に関する検証を目的とした予察試験のみ実施したことから、対象箇所の延長は「-」としている。

別図表2-6 福島県外の除染実施区域における除染の市町村別実施状況

県名	市町村名	住宅 (戸(棟))	公共施設等 (施設)	農地・牧草地 (㎡)	森林 (㎡)	道路 (m)
岩手県	一関市	115	212	-	-	-
	奥州市	-	188	-	-	-
	平泉町	-	9	-	-	200
	計	115	409	-	-	200
宮城県	白石市	660	31	-	-	690
	角田市	-	69	-	-	-
	栗原市	424	62	-	-	3,760
	七ヶ宿町	-	3	-	-	-
	大河原町	-	11	-	-	-
	丸森町	4,336	163	494,800	1,519,753	250
	亘理町	-	1	-	-	-
	山元町	26	15	-	-	40,880
	計	5,446	355	494,800	1,519,753	45,580
茨城県	日立市	-	132	-	-	-
	土浦市	49	72	-	-	-
	龍ヶ崎市	-	31	-	-	-
	常総市	-	9	-	-	-
	常陸太田市	-	2	-	7,186	2,645
	高萩市	-	51	-	-	-
	北茨城市	66	13	-	-	700
	取手市	1,783	260	-	-	-
	牛久市	59	100	-	-	-
	つくば市	18	2	-	-	-
	ひたちなか市	-	15	-	-	120
	鹿嶋市	-	1	-	-	-
	守谷市	106	118	-	-	-
	稲敷市	-	7	-	-	-
	つくばみらい市	51	29	-	-	-
	東海村	-	2	-	-	-
	美浦村	-	17	-	-	-
	阿見町	-	42	-	-	-
	利根町	-	18	-	-	-
	計	2,132	921	-	7,186	3,465
栃木県	鹿沼市	35	15	165,800	-	-
	日光市	821	138	1,625,500	-	4,527
	大田原市	2,218	90	-	-	-
	矢板市	396	46	510,000	-	-
	那須塩原市	14,056	1,184	132,500	103,560	-
	塩谷町	-	4	1,129,300	-	-
	那須町	9,205	197	4,959,300	728,200	-
	計	26,731	1,674	8,522,400	831,760	4,527
群馬県	桐生市	28	5	-	-	-
	沼田市	729	46	-	-	67
	渋川市	-	-	84,101	-	-
	みどり市	53	2	-	-	50
	下仁田町	568	8	288	5,192	1,149
	中之条町	-	5	-	-	-
	高山村	32	7	-	200	480
	東吾妻町	13	-	7,500	-	130
	川場村	-	13	-	10,000	-
計	1,423	86	91,889	15,392	1,876	
埼玉県	三郷市	-	139	-	-	-
	吉川市	-	11	-	-	3,409
	計	-	150	-	-	3,409
千葉県	松戸市	6,845	589	-	-	150
	野田市	-	29	-	-	-
	佐倉市	-	23	-	-	-
	柏市	8	801	-	-	30,919
	流山市	669	378	-	-	40,258
	我孫子市	489	118	-	-	22,953
	鎌ヶ谷市	-	26	-	-	-
	印西市	-	108	-	-	705
	白井市	228	48	-	-	501
計	8,239	2,120	-	-	95,486	
合計	44,086	5,715	9,109,089	2,374,091	154,543	

別図表2-7 除染実施区域における省等別の除染の実施状況

省等名	県名	住宅 (戸(棟))	公共 施設等 (施設)	農地・牧草地 (㎡)	森林 (㎡)	道路 (m)	主な施設等
裁判所	福島県	3	1	-	-	-	宿舎、庁舎
法務省	福島県	1	14	-	-	-	宿舎、庁舎、刑務所
	栃木県	-	1	-	-	-	
財務省	福島県	12	33	-	-	-	宿舎、庁舎、未利用国有地
文部科学省	岩手県	-	1	-	-	-	独立行政法人の施設、国立 大学法人の施設
	福島県	1	12	-	-	-	
	千葉県	-	2	-	-	-	
厚生労働省	福島県	18	9	-	-	-	宿舎、庁舎、独立行政法人 の施設
	栃木県	2	-	-	-	-	
農林水産省	福島県	8	9	1,701,700	281,700	-	宿舎、庁舎、独立行政法人 のほ場、国有林
	茨城県	-	-	-	900	-	
	栃木県	1	1	152,158	109,435	-	
	群馬県	-	-	-	4,900	-	
国土交通省	宮城県	-	-	-	-	9,061	宿舎、庁舎、堤防、国道
	福島県	12	21	-	-	151,843	
防衛省	福島県	3	8	-	-	-	宿舎、庁舎、駐屯地、演習 場
計	岩手県	-	1	-	-	-	
	宮城県	-	-	-	-	9,061	
	福島県	58	107	1,701,700	281,700	151,843	
	茨城県	-	-	-	900	-	
	栃木県	3	2	152,158	109,435	-	
	群馬県	-	-	-	4,900	-	
	千葉県	-	2	-	-	-	
		61	112	1,853,858	396,935	160,904	

別図表2-8 特定復興再生拠点区域における除染の同意対象者数、同意取得者数及び同意取得率（令和元年度末現在）

町村名	同意対象者数 (人) (A)	同意取得者数（人）				同意取得率(%) 元年度末 (B/A)
		平成28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末 (B)	
富岡町	1,551	277	413	1,092	1,431	92.3
大熊町	3,056	1,209	1,219	1,742	2,766	90.5
双葉町	1,884	225	230	1,141	1,673	88.8
浪江町	1,089	-	-	850	1,030	94.6
葛尾村	59	-	-	56	58	98.3
飯館村	131	-	-	129	131	100.0
合計	7,770	1,711	1,862	5,010	7,089	91.2

別図表2-9 決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

決議名 (決議年月日)	内閣に対する警告のうち検査の要請に関する項目の内容
平成27年度決算 議決 (平成29年6月7日)	<p>7 福島県内において実施された放射性物質の除染事業をめぐり、環境省福島環境再生事務所の職員が下請受注の便宜を図った疑いにより収賄罪で起訴されたこと、除染廃棄物の不法埋設事案等が明らかになったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、復旧・復興事業において違法行為が行われたことを重く受け止め、事態の発生要因の解明を十分に行うとともに、職員への倫理指導の徹底、組織管理体制の見直し、共同企業体等への監督強化を図ることなどにより、再発を防止し、除染事業を適切に実施すべきである。</p>
平成28年度決算 議決 (30年6月27日)	<p>7 除染事業における不適切な事案に対し、平成29年6月に本院が警告決議により是正を促したが、除染の請負事業者による宿泊費の水増し請求や、汚染土壌を詰めた汚染袋の不適切な取扱いなど、いまだに除染事業に係る不正や不適切な事案が相次いでいることは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、不適切な事案が後を絶たないことを重く受け止め、建設業界に対して企業統治の強化や法令遵守の徹底を要請し、現場における監督体制を強化するとともに、不適切な行為を行った事業者を指名停止とするなど厳正な措置を講じ、再発防止に万全を期すべきである。</p>

別図表2-10 不適正除染事例及び事業実施に当たっての法令遵守等に関する報告

案件の種別	地域	発注者	案件概要	発覚時期	
① 不適正除染事例	除染特別地域	福島環境再生事務所	檜葉町下小堀工区内の個人宅のベランダにおける除染で高圧水洗浄の洗浄水を飛散	平成24年12月	
			飯舘村二枚橋郵便局における除染で高圧水洗浄の洗浄水が側溝に流入	24年12月	
			南相馬市内の森林に除染廃棄物を不法埋設	27年 2月	
			南相馬市の除染で発生した土壌等と一般ごみをフレキシブルコンテナに混入	27年 3月	
	除染実施区域	田村市	民家敷地付近に別の民家の除染作業で発生した除去土壌を不法埋設	26年 5月	
		郡山市	いわき市の路上に除去土壌を不法投棄	27年12月	
② 事業実施に当たっての法令遵守、地元の安心の確保、信頼向上に関して問題が指摘されている事例	除染特別地域	福島環境再生事務所	富岡町において除染等作業中に重機にはさまれる死亡事故が発生	28年11月	
			浪江町において施工業者が除去土壌の発生源を偽装	28年 4月	
			南相馬市において除染結果報告書について不適切な送付が行われ地権者に誤解を与えた事案	28年 9月	
	除染実施区域	福島市	除染業務委託における不正請求の疑い	28年11月	
		那須塩原市	住宅除染における数量誤りによる過払い	27年 6月	
		いわき市及び田村市	施工業者による除染費用増し請求の疑い	29年 5月	
				除染作業員教育修了証偽造事案	28年10月
				現場保管の長期化に伴う課題	28年 3月
			福島環境再生事務所職員の収賄容疑	29年 3月	

(注) 第6回除染適正化推進委員会資料を基に会計検査院が作成した。

別図表3-1 放射性物質に汚染された廃棄物の保管状況

(単位：t)

都道府県名	対策地域内 廃棄物 注(1)	指定廃棄物	その他の廃棄物		計
			農林業系廃棄物 注(3)	焼却灰、汚泥等 注(3)	
	令和元年度末現在	元年度末現在	2年4月現在	元年10月現在	
北海道		—	4	—	4
岩手県		313	14,721	62	15,096
宮城県		3,290	30,934	—	34,225
福島県	478,901	注(2) 270,962	16,564	85,172	851,599
茨城県		3,535	912	22	4,470
栃木県		13,533	895	1,629	16,058
群馬県		1,186	1,277	311	2,775
埼玉県		—	—	49,502	49,502
千葉県		3,714	278	2,319	6,311
東京都		981	—	—	981
神奈川県		2	—	59,849	59,852
新潟県		1,017	1,630	62,393	65,040
長野県		—	21	—	21
計	478,901	298,538	67,240	261,260	1,105,940
本文参照 ページ	66	68	76	79	

注(1) 除染廃棄物を除く。

注(2) 福島県における保管量270,962 tのうち、81,601 tについては、管理型最終処分場での埋立処分や、中間貯蔵施設への搬入等が行われている。

注(3) 特定廃棄物を除く。

別図表3-2 廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金に係る都県別の交付状況（平成23年度～令和元年度）

都県名		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	うち廃棄物処理施設モニタリング	うち放射能濃度8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理	計
岩手県	交付額(千円)	4,216	15,204	18,921	18,386	14,499	13,152	12,091	10,047	9,096	9,096	-	115,616
	件数(件)	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	-	153
宮城県	交付額(千円)	8,084	18,691	17,976	15,998	15,446	14,293	12,521	13,783	14,217	14,217	-	131,013
	件数(件)	7	8	11	11	11	11	11	11	11	11	-	92
山形県	交付額(千円)	2,294	2,893	2,961	3,123	3,178	3,205	3,116	3,127	3,340	3,340	-	27,240
	件数(件)	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	-	62
福島県	交付額(千円)	8,849	39,559	39,600	41,335	38,124	42,219	43,579	42,107	64,972	41,610	23,362	360,348
	件数(件)	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	2	116
茨城県	交付額(千円)	9,440	17,148	12,826	12,877	12,587	11,908	11,943	12,324	12,236	12,236	-	113,293
	件数(件)	15	11	11	11	11	11	11	11	11	11	-	103
栃木県	交付額(千円)	5,071	12,122	9,337	9,987	10,089	8,647	9,760	9,705	9,990	9,990	-	84,713
	件数(件)	7	6	6	7	7	7	7	7	7	7	-	61
群馬県	交付額(千円)	12,707	33,462	32,785	33,188	29,540	29,282	28,778	28,008	27,312	27,312	-	255,065
	件数(件)	18	16	16	16	15	15	15	15	14	14	-	140
埼玉県	交付額(千円)	10,588	22,942	19,211	18,578	16,366	8,109	8,123	8,919	8,995	8,995	-	121,835
	件数(件)	18	8	7	7	7	6	6	6	6	6	-	71
千葉県	交付額(千円)	17,099	22,509	18,781	18,290	17,728	16,943	16,685	16,261	13,744	13,744	-	158,043
	件数(件)	23	16	15	15	15	15	15	15	15	15	-	144
東京都	交付額(千円)	15,663	29,496	23,320	21,540	19,799	19,839	20,604	20,244	20,667	20,667	-	191,174
	件数(件)	14	9	9	9	9	9	9	9	9	9	-	86
計	交付額(千円)	94,015	214,030	195,722	193,306	177,361	167,600	167,206	164,530	184,572	161,210	23,362	1,558,345
	件数(件)	137	111	112	113	112	111	111	111	110	110	2	1,028

別図表3-3 指定廃棄物の一時保管に係る委託契約の都県別の契約件数及び支払金額の状況（平成23年度～令和元年度）

都県名		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
岩手県	支払金額(千円)	8,084	15,017	23,598	9,872	4,481	3,110	3,088	55,847	2,267	125,367
	契約件数(件)	1	1	3	1	1	1	1	1	1	11
宮城県	支払金額(千円)	-	7,767	29,350	56,511	34,168	21,131	24,317	20,805	14,013	208,066
	契約件数(件)	-	2	2	2	3	3	4	4	3	23
山形県	支払金額(千円)	-	6,111	533	592	602	745	-	-	-	8,585
	契約件数(件)	-	2	1	1	1	1	-	-	-	6
福島県	支払金額(千円)	360,598	1,067,723	611,140	468,379	314,435	281,131	190,976	197,792	71,285	3,563,464
	契約件数(件)	10	16	17	15	13	14	16	27	27	155
茨城県	支払金額(千円)	47,955	72,747	41,492	10,290	5,565	142,060	307,390	-	-	627,501
	契約件数(件)	8	3	2	2	2	8	5	-	-	30
栃木県	支払金額(千円)	78,235	211,859	55,499	274,282	111,955	100,727	33,102	84,806	61,514	1,011,983
	契約件数(件)	6	4	4	9	8	7	5	8	6	57
群馬県	支払金額(千円)	2,331	4,737	-	-	-	-	-	-	4,367	11,435
	契約件数(件)	1	1	-	-	-	-	-	-	1	3
千葉県	支払金額(千円)	238,783	597,957	154,782	288,218	576,550	111,752	54,722	-	8,370	2,031,137
	契約件数(件)	6	7	6	5	6	3	2	-	1	36
東京都	支払金額(千円)	143,888	8,805	631	924	990	1,013	3,500	1,043	2,372	163,169
	契約件数(件)	2	1	1	1	1	1	2	1	1	11
神奈川県	支払金額(千円)	-	-	-	-	-	2,012	-	-	-	2,012
	契約件数(件)	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
新潟県	支払金額(千円)	68,257	1,341	9,032	-	2,505	-	-	-	-	81,136
	契約件数(件)	3	1	1	-	1	-	-	-	-	6
計	支払金額(千円)	948,131	1,994,069	926,061	1,109,071	1,051,256	663,685	617,098	360,295	164,189	7,833,861
	契約件数(件)	37	38	37	36	36	39	35	41	40	339

別図表3-4 福島県外の除染実施区域における市町村別の除去土壌等の保管状況（令和元年度末現在）

県名	市町村名	除染仮置場				現場保管場所				合計			
		除去土壌		除染廃棄物		除去土壌		除染廃棄物		除去土壌		除染廃棄物	
		箇所数 (か所)	保管量 (m <sup>3</sup> )										
岩手県	一関市	-	-	-	-	214	19,971	2	23	214	19,971	2	23
	奥州市	-	-	-	-	90	4,634	-	-	90	4,634	-	-
	平泉町	-	-	-	-	11	1,943	-	-	11	1,943	-	-
	計	-	-	-	-	315	26,549	2	23	315	26,549	2	23
宮城県	白石市	-	-	1	37	-	-	536	1,619	-	-	537	1,656
	角田市	-	-	-	-	57	4,631	-	-	57	4,631	-	-
	栗原市	2	2,626	-	-	28	2,707	-	-	30	5,333	-	-
	七ヶ宿町	1	19	-	-	1	737	-	-	2	756	-	-
	大河原町	-	-	-	-	11	1,150	-	-	11	1,150	-	-
	丸森町	25	10,992	25	66,388	19	3,486	-	-	44	14,478	25	66,388
	山元町	-	-	-	-	17	2,037	-	-	17	2,037	-	-
	計	28	13,637	26	66,425	133	14,749	536	1,619	161	28,387	562	68,044
	茨城県	日立市	-	-	-	-	111	3,434	-	-	111	3,434	-
土浦市		-	-	-	-	111	905	-	-	111	905	-	-
龍ヶ崎市		-	-	-	-	38	1,072	-	-	38	1,072	-	-
常総市		-	-	-	-	11	1,477	-	-	11	1,477	-	-
常陸太田市		1	1,072	1	822	-	-	-	-	1	1,072	1	822
高萩市		1	763	-	-	40	2,410	-	-	41	3,173	-	-
北茨城市		-	-	-	-	9	2,137	-	-	9	2,137	-	-
取手市		-	-	-	-	105	10,264	1	3	105	10,264	1	3
牛久市		-	-	-	-	204	6,530	-	-	204	6,530	-	-
つくば市		-	-	-	-	2	675	-	-	2	675	-	-
ひたちなか市		-	-	-	-	20	1,054	10	566	20	1,054	10	566
鹿嶋市		-	-	-	-	1	41	-	-	1	41	-	-
守谷市		-	-	-	-	270	11,759	-	-	270	11,759	-	-
稲敷市		-	-	-	-	5	389	-	-	5	389	-	-
つくばみらい市		-	-	-	-	15	650	-	-	15	650	-	-
東海村		-	-	-	-	1	1,311	1	2,191	1	1,311	1	2,191
美浦村		-	-	-	-	15	939	-	-	15	939	-	-
阿見町		-	-	-	-	57	3,859	-	-	57	3,859	-	-
利根町		-	-	-	-	17	2,224	-	-	17	2,224	-	-
計		2	1,835	1	822	1,032	51,136	12	2,761	1,034	52,971	13	3,583
栃木県	鹿沼市	-	-	-	-	12	27	-	-	12	27	-	-
	日光市	-	-	-	-	957	12,056	-	-	957	12,056	-	-
	大田原市	-	-	-	-	1,583	5,870	351	2,043	1,583	5,870	351	2,043
	矢板市	-	-	-	-	53	3,668	27	746	53	3,668	27	746
	那須塩原市	-	-	-	-	13,583	64,853	157	6,318	13,583	64,853	157	6,318
	塩谷町	-	-	-	-	3	900	-	-	3	900	-	-
	那須町	2	354	2	5,764	8,571	23,297	8,185	55,695	8,573	23,651	8,187	61,460
	計	2	354	2	5,764	24,762	110,672	8,720	64,803	24,764	111,026	8,722	70,567
群馬県	桐生市	1	38	1	202	-	-	-	-	1	38	1	202
	沼田市	-	-	-	-	729	784	-	-	729	784	-	-
	みどり市	1	13	-	-	-	-	-	-	1	13	-	-
	下仁田町	1	72	1	150	-	-	-	-	1	72	1	150
	高山村	1	22	-	-	2	397	-	-	3	419	-	-
	東吾妻町	-	-	-	-	14	0	8	4	14	0	8	4
	川場村	3	1,123	3	215	4	2,151	-	-	7	3,274	3	215
計	7	1,268	5	567	749	3,333	8	4	756	4,602	13	572	
埼玉県	三郷市	1	204	-	-	36	4,557	-	-	37	4,762	-	-
	吉川市	1	445	-	-	10	2,076	-	-	11	2,521	-	-
計	2	650	-	-	46	6,633	-	-	48	7,284	-	-	
千葉県	松戸市	-	-	-	-	293	5,997	-	-	293	5,997	-	-
	野田市	-	-	-	-	25	5,434	-	-	25	5,434	-	-
	佐倉市	-	-	-	-	23	1,667	-	-	23	1,667	-	-
	柏市	-	-	-	-	614	46,495	1	6	614	46,495	1	6
	流山市	-	-	-	-	229	16,216	-	-	229	16,216	-	-
	我孫子市	-	-	-	-	174	13,592	-	-	174	13,592	-	-
	鎌ヶ谷市	1	24	-	-	12	541	-	-	13	565	-	-
	印西市	-	-	-	-	276	7,992	-	-	276	7,992	-	-
	白井市	1	23	-	-	24	639	-	-	25	663	-	-
	計	2	47	-	-	1,670	98,577	1	6	1,672	98,625	1	6
合計	43	17,793	34	73,579	28,707	311,653	9,279	69,219	28,750	329,447	9,313	142,798	

(注) 環境省が令和元年度末現在の除去土壌等保管台帳により把握していた保管量を集計している。

別図表3-5 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速  
 化事業）に係る県別の交付状況等（平成25年度～令和元年度）

県名		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	計
岩手県	交付額（千円）	102,028	148,453	158,777	196,346	191,168	163,611	226,236	1,186,622
	処理量（t）	4,489	4,118	3,698	3,080	3,745	3,684	6,146	28,962
宮城県	交付額（千円）	-	737	12,517	645	10,699	60,129	160,098	244,827
	処理量（t）	-	28	557	2	246	2,242	1,599	4,676
福島県	交付額（千円）	62,547	41,209	270,915	334,235	482,165	-	-	1,191,073
	処理量（t）	1,963	1,066	4,177	8,459	14,115	-	-	29,781
群馬県	交付額（千円）	323	-	-	-	-	-	-	323
	処理量（t）	8	-	-	-	-	-	-	8
計	交付額（千円）	164,900	190,399	442,209	531,228	684,033	223,741	386,334	2,622,847
	処理量（t）	6,461	5,212	8,433	11,542	18,107	5,926	7,745	63,429

別図表3-6 福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）の交付状況（平成28年度～令和元年度）

年度	交付額（千円）	処理量（m <sup>3</sup> ）
平成28年度	56,185	-
29年度	2,564,414	27,573
30年度	2,308,464	18,315
令和元年度	524,271	6,530
計	5,453,336	52,420

別図表3-7 仮設焼却施設等の設置状況

区分	施設等名	所在市町村名	焼却処理実施期間 注(1) 注(2)
仮設	相馬新地仮設焼却施設	相馬市	平成25年 1月 ～ 26年12月
	小宮地区仮設焼却施設	飯館村	26年11月 ～ 29年 3月
	川内村仮設焼却施設	川内村	26年12月 ～ 28年 2月
	富岡町仮設焼却施設	富岡町	27年 4月 ～ 30年12月
	葛尾村仮設焼却施設	葛尾村	27年 5月 ～ —
	南相馬市仮設焼却施設1号炉	南相馬市	27年 5月 ～ 令和元年 6月
	広野町仮設減容化处理施設	広野町	平成27年 6月 ～ 29年 1月
	浪江町仮設焼却施設	浪江町	27年 7月 ～ —
	南相馬市仮設焼却施設2号炉	南相馬市	28年 6月 ～ 令和 2年 3月
	蔵平地区仮設焼却施設	飯館村	平成28年12月 ～ —
	檜葉町仮設焼却施設	檜葉町	28年12月 ～ 31年 3月
	開閉所仮設焼却施設	田村市・川内村 注(3)	29年 8月 ～ —
	大熊町仮設焼却施設 注(4)	大熊町	30年 2月 ～ —
	安達地方仮設焼却施設	二本松市	令和元年 6月 ～ —
	双葉町仮設焼却第一施設 注(4)	双葉町	— ～ —
	双葉町仮設焼却第二施設 注(4)	双葉町	— ～ —
既設	南部衛生センター	檜葉町	平成25年 2月 ～ 29年 1月
	クリーン原町センター	南相馬市	25年 6月 ～ 27年 3月
	田村西部環境センター	三春町	29年 3月 ～ 29年 5月
	伊達地方衛生処理組合	伊達市	29年 5月 ～ 31年 3月

注(1) 本焼却の実施期間であり、試験焼却の実施期間は含まない。

注(2) 令和元年度未現在で焼却処理が開始されていない場合又は終了していない場合に「—」と記載している。

注(3) 開閉所仮設焼却施設は、田村市及び川内村にまたがって所在している。

注(4) 大熊町仮設焼却施設、双葉町仮設焼却第一施設及び双葉町仮設焼却第二施設は、中間貯蔵施設の敷地内に所在している。

別図表3-8 焼却施設別の焼却量、焼却灰等発生量等の実績（令和元年度末現在）  
 (単位：t)

施設等名	焼却量					焼却灰等発生量			焼却灰等 搬出量	焼却灰等 保管量 (令和元年度 末現在)
	対策地域 内廃棄物	指定 廃棄物	除染 廃棄物	その他の 廃棄物	計	放射能濃度 10万Bq/kg 以下	放射能濃度 10万Bq/kg 超	計		
相馬新地仮設焼却施設	—	—	3,169	89,323	92,492	26,714	—	26,714	21,960	4,754
小宮地区仮設焼却施設	2,943	—	—	—	2,943	532	—	532	532	—
川内村仮設焼却施設	2,015	—	—	—	2,015	658	—	658	674	—
富岡町仮設焼却施設	55,010	4,631	100,127	317	160,086	33,155	68	33,224	2,475	30,749
葛尾村仮設焼却施設	33,988	—	122,347	6,166	162,502	37,754	1,440	39,194	15,972	23,222
南相馬市仮設焼却施設1号炉	89,899	3	70,842	36	160,781	34,037	7	34,044	29,292	4,751
広野町仮設減容化処理施設	—	—	19,535	11,341	30,876	13,812	—	13,812	13,812	—
浪江町仮設焼却施設	142,892	3,458	74,081	28,696	249,129	34,148	1,999	36,147	16,922	19,225
南相馬市仮設焼却施設2号炉	731	16	99,372	59,546	159,668	42,985	61	43,046	40,108	2,938
藤平地区仮設焼却施設	46,888	2,886	166,444	33,048	249,268	59,638	1,133	60,771	33,167	27,604
檜葉町仮設焼却施設	31,733	555	45,597	—	77,886	16,122	—	16,122	16,101	20
開閉所仮設焼却施設	—	1,689	—	21,409	23,099	8,519	—	8,519	8,316	202
大熊町仮設焼却施設	11,676	266	67,682	30,817	110,441	28,432	531	28,963	28	28,935
安達地方仮設焼却施設	—	657	15,677	5,650	21,985	4,733	—	4,733	3,330	1,403
双葉町仮設焼却第一施設	385	—	1,291	569	2,246	1,346	—	1,346	1,346	—
双葉町仮設焼却第二施設 (注)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南部衛生センター	5,306	—	—	—	5,306	807	—	807	577	230
クリーン原町センター	3,376	—	—	—	3,376	546	—	546	—	546
田村西部環境センター	61	—	—	—	61	2	—	2	3	—
伊達地方衛生処理組合	4,217	—	32,188	—	36,405	8,024	—	8,024	8,024	—
計	431,127	14,165	818,357	286,924	1,550,576	351,970	5,241	357,212	212,645	144,584

(注) 双葉町仮設焼却第二施設においては、令和元年度末現在までに焼却処理の実績はない。

別図表3-9 福島県内における除染仮置場等及び現場保管場所の箇所数（令和元年度末現在）

（単位：か所）

市町村名	除染仮置場等				現場保管場所					
	保管中	搬出済み	返地済みの除染仮置場等	計	保管中			搬出が完了した現場保管場所	計	
					住宅等	学校等	公園等			
福島市	41	3	2	46	10,128	9,656	1	471	90,449	100,577
会津若松市	-	-	1	1	-	-	-	-	25	25
郡山市	29	-	1	30	22,908	22,551	5	352	42,171	65,079
いわき市	10	5	26	41	5	-	2	3	2,573	2,578
白河市	2	-	9	11	-	-	-	-	127	127
須賀川市	39	-	51	90	6,806	6,732	-	74	3,846	10,652
相馬市	2	3	-	5	-	-	-	-	32	32
二本松市	139	26	190	355	120	117	-	3	8,289	8,409
田村市	13	33	55	101	2	1	-	1	43	45
南相馬市	17	16	4	37	50	-	8	42	162	212
伊達市	51	53	17	121	87	-	17	70	60	147
本宮市	20	5	1	26	1	-	-	1	216	217
桑折町	7	25	6	38	1	1	-	-	13	14
国見町	5	6	-	11	-	-	-	-	87	87
川俣町	11	11	-	22	-	-	-	-	10	10
大玉村	1	4	8	13	18	18	-	-	2,173	2,191
鏡石町	-	1	3	4	-	-	-	-	21	21
天栄村	1	8	5	14	-	-	-	-	14	14
下郷町	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
南会津町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
猪苗代町	-	-	6	6	-	-	-	-	1	1
会津坂下町	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1
湯川村	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1
柳津町	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
三島町	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
昭和村	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
会津美里町	-	1	-	1	-	-	-	-	19	19
西郷村	2	1	-	3	-	-	-	-	15	15
泉崎村	1	5	-	6	-	-	-	-	63	63
中島村	-	1	-	1	-	-	-	-	8	8
矢吹町	-	3	1	4	-	-	-	-	7	7
棚倉町	-	2	10	12	-	-	-	-	88	88
矢祭町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
塙町	-	-	1	1	-	-	-	-	9	9
鮫川村	-	-	1	1	-	-	-	-	82	82
石川町	-	-	1	1	-	-	-	-	13	13
玉川村	-	-	1	1	-	-	-	-	25	25
平田村	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
浅川町	-	-	-	-	-	-	-	-	9	9
古殿町	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1
三春町	6	-	-	6	-	-	-	-	34	34
小野町	-	-	3	3	-	-	-	-	13	13
広野町	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
川内村	7	2	-	9	1	-	-	1	-	1
新地町	-	-	1	1	-	-	-	-	9	9
計	404	215	410	1,029	40,127	39,076	33	1,018	150,715	190,842

（注）内閣府の緊急実施除染事業等により9市町村において発生した除去土壌等の除染仮置場等及び現場保管場所を含む。

別図表5-1 宮城県等5県における指定廃棄物の処理方針等の検討状況

県名	検討状況
宮城県	長期管理施設について、宮城県の実情に配慮した選定手法を確定し、平成26年1月に詳細調査の候補地を3か所公表したが、候補地地方公共団体の同意が得られず、県からの要望を受け、指定廃棄物に係る議論は凍結した上で、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理を優先して実施している。
茨城県	大規模な長期管理施設の設置を目指すのではなく、現地保管を継続し、8,000Bq/kg以下に自然減衰後、段階的に指定取消しを行うなどして既存の処分場等で処理することとしている。8,000Bq/kg以下となるのに長期間を要する比較的濃度が高いものについては、1か所に集約して安全に管理していくことが望ましいとしている。
栃木県	長期管理施設について、栃木県の実情に配慮した選定手法を確定し、26年7月に詳細調査の候補地を1か所公表したが、候補地地方公共団体の同意が得られていないことから働きかけを継続している一方、30年11月の関係市町長会議で、農業系指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を進めるため、市町ごとに暫定的に集約保管する方針を決定し、令和2年6月の関係市町長会議で暫定集約の今後の進め方を確認している。
群馬県	大規模な長期管理施設の設置を目指すのではなく、現地保管を継続し、8,000Bq/kg以下に自然減衰後、段階的に指定取消しを行うなどして既存の処分場等で処理することとしている。8,000Bq/kg以下となるのに長期間を要する比較的濃度が高いものについては、1か所に集約して安全に管理していくことが望ましいとしている。
千葉県	長期管理施設について、千葉県の実情に配慮した選定手法を確定し、平成27年4月に詳細調査の候補地を1か所公表したが、候補地地方公共団体の同意が得られていないことから働きかけを継続している。

(注) 環境省からの聞き取りに基づき、会計検査院が作成した。

別図表5-2 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）の交付状況（平成28年度～令和元年度）

県名		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
岩手県	交付額(千円)	—	—	—	111,784	111,784
	処理量(t)	—	—	—	282.7	282.7
宮城県	交付額(千円)	—	3,057	2,322	2,261	7,641
	処理量(t)	—	19.5	16.9	1.2	37.6
山形県	交付額(千円)	140	—	—	—	140
	処理量(t)	2.4	—	—	—	2.4
計	交付額(千円)	140	3,057	2,322	114,046	119,566
	処理量(t)	2.4	19.5	16.9	283.9	322.9

(注) 「処理量(t)」は、処理を行う際に再計量した数量であり、指定取消し時の数量とは異なる。

別図表5-3 変更戦略に記載された中間目標の達成状況

中間目標		中間目標の達成に向けた具体的な取組
1. 減容・再生利用技術の開発	スクリーニング時から出荷されるまでの各段階で放射線影響に関する安全性を確保しつつ、安定的かつ大規模に低コストで処理できる分級処理システム技術を確立する。	技術の成熟度が高く、大量かつ安価に処理が可能な分級処理のシステム技術実証試験を先行して実施し（平成28年度（2016年度）～30年度（2018年度））、引き続き、土壌の高度処理、焼却灰の減容処理技術のシステム技術実証試験を行った。また、分級処理後の再生資材を土木資材等にモデル的に活用する実証試験を行う（平成28年度（2016年度）～）。
	土壌の熱処理、化学処理等の高度処理について、小規模技術実証・評価事業等を通じて、国直轄で実施するシステム技術実証の候補となる処理技術を特定する。	将来的に活用の可能性のある技術（除去土壌の熱処理及び化学処理、焼却灰の熱処理及び洗浄処理等）を対象に、小規模の実証試験による評価を行い、その結果を直轄型のシステム技術実証試験の対象技術選定に活用し、平成30年度（2018年度）時点で、除去土壌や焼却灰の減容・再生利用技術の現状把握、評価を実施した（平成28年度（2016年度）～）。
	焼却灰の減容処理技術について、既存施設における実証試験により技術情報の蓄積を図るとともに、小規模技術実証・評価事業等を通じて、追加的に国直轄で実施するシステム技術実証の候補となる処理技術を特定する。	
	浄化物を再生資材化する工程や再生利用時におけるスクリーニング技術、モニタリング技術、被ばく管理技術、遮へい技術等の放射線管理技術を確立する。	地元の理解と再生利用先の確保を前提として、分級処理前の低濃度土壌を用いた土木資材等への先行的活用の可能性調査及び実証試験を行い、施工中及び施工後のモニタリングを継続的に実施し、この手法における安全性を確認した（平成27年度（2015年度）～）。
2. 再生利用の推進	再生利用の基本的考え方を明確化するとともに、分級処理後の浄化物を主な対象に、再生利用に係る知見や実績を蓄積し、社会的受容性を段階的に向上させることを目的とした実証事業やモデル事業を実施する。再生資材の利用を円滑に進めるため、既存の公共事業等に係る環境関連法令等も含め、現場での再生資材の利用や管理の際の留意点を整理した「再生利用の手引き（仮称）」を作成する。	再生資材等の利用動向や要求品質の調査、放射線影響に関する安全性確保の検討を行い、除去土壌の再生利用について、利用先を限定し、放射能濃度の限定、覆土による遮へい等の適切な管理で実施することなどを整理した再生利用の基本的考え方を取りまとめた（平成27年度（2015年度）～28年度（2016年度））。この基本的考え方を踏まえ、各用途に応じて、現場での再生資材の利用や管理の際の留意点を整理した再生利用の手引き（案）を作成した（平成28年度（2016年度）～30年度（2018年度））。再生資材の利用に対する社会的受容性を段階的に向上させるため、再生利用の手引きや促進方策を検討するための実証事業を実施した（平成28年度（2016年度）～）。

中間目標		中間目標の達成に向けた具体的な取組
3. 最終処分の方 向性の 検討	最終処分される土壌等や処理後の濃縮物の性状や放射能濃度、処分量に応じて、最終処分場に要求される施設構造等の要件を整理する。	核種がセシウム134及びセシウム137に限定されることを踏まえ、土壌等や処理後の放射能濃度の高い残渣の性状や放射能濃度、処分量に応じて最終処分場に要求される施設構造等の要件を整理した（平成28年度（2016年度）～30年度（2018年度））。
4. 全国民的な理 解の醸 成等	技術開発や再生利用の考え方及び進め方、放射線影響に関する安全性等に対する全国民的な理解・信頼の醸成を進める。特に、実証試験、モデル事業、さらには本格的な再生利用が円滑に進むよう、地元自治体、地域住民等による社会的受容性の段階的な拡大・深化を図る。これらの取組を通じて得られた知見・経験を再生利用等の取組に反映する。	<p>一般の国民等を対象に本戦略の内容や放射線による健康影響に係る知識等を普及啓発し、再生利用や最終処分に関する情報交換や議論を促進するため、ウェブサイト等を通じた各種取組の進捗等に係る情報公開・情報発信、専門家と市民との対話等を実施した（平成27年度（2015年度）～）。また、理解醸成活動の効果測定及び今後の活動の参考とするため、除去土壌の再生利用に関する現状の関心、認知度等について全国の20代～60代の男女を対象にWEBアンケート調査を実施した（平成30年度（2018年度）～）。</p> <p>技術開発の進捗に応じ、企業、専門家、学術・教育機関等を対象に技術実証試験の評価結果の公開や技術関連イベントを通じた成果報告を実施した（平成27年度（2015年度）～）。再生資材のモデル的活用に関する実証試験を円滑に進めるため、地元自治体、地域住民等を対象に、その必要性、放射線影響に関する安全性等に係る対話型・参加型の理解・信頼醸成活動を実施した（平成28年度（2016年度）～）。</p> <p>再生利用に係る取組の進捗に応じ、以下の取組を実施した。</p> <p>①関係府省庁、自治体、専門家等を対象とした、再生利用の基本的考え方、再生利用の手引き、促進方策、実施方針等の検討過程における意見交換・対話、その取りまとめ結果の情報発信及び継続的なコミュニケーション（平成28年度（2016年度）～）</p> <p>②自治体、学術・教育機関、企業等を対象としたモデル事業への参加・協力の働きかけ、事業実施場所の地元自治体、地域住民等を対象とした、事業の必要性、放射線影響に関する安全性等に係る対話型・参加型の理解・信頼醸成活動（平成28年度（2016年度）～）</p> <p>③関係府省庁、自治体、企業、NPO等を対象とした、説明会の開催、土木・建築素材に関する展示会等への出展、減容化施設等の視察会の開催等を通じた情報提供（平成28年度（2016年度）～）</p>

注(1) 本図表は、開発戦略及び変更戦略の記載を転記して、会計検査院において表形式にしたものである。

注(2) 「4.全国民的な理解の醸成等」に係る中間目標は戦略目標と同一である。

別図表5-4 戦略目標の見直し

開発戦略		変更戦略
1. 減容・再生利用技術の開発	土壌の高度処理について、処理工程における作業者の放射線影響に関する安全性を確保しつつ、分級処理が困難な粘性土や放射能濃度の高いものから浄化物を確実に得ることができるシステム技術を確立する。	変更なし（字句の修正のみ）
	焼却灰の減容処理について、処理工程における作業者の放射線影響に関する安全性を確保しつつ、浄化物を確実に得ることができるシステム技術を確立する。	削除（中間貯蔵施設内の仮設灰処理施設において処理するという方針が明確になったことから）
	減容処理後に生じる高濃度濃縮物について、最終処分に向けた取扱技術を確立する。	変更なし（字句の修正のみ）
2. 再生利用の推進	放射線影響に関する安全性の確保を大前提として、地域住民等のステークホルダーや幅広い国民の理解の下、可能な限り早期に、実用途における再生利用を本格化させる。	変更なし
3. 最終処分の方 向性の 検討	最終処分場の構造、必要面積等について、実現可能と考えられるいくつかの選択肢を提示する。	変更なし
4. 全国民的な理 解の醸 成等	技術開発や再生利用の考え方及び進め方、放射線影響に関する安全性等に対する全国民的な理解・信頼の醸成を進める。特に、実証試験、モデル事業、さらには本格的な再生利用が円滑に進むよう、地元自治体、地域住民等による社会的受容性の段階的な拡大・深化を図る。これらの取組を通じて得られた知見・経験を再生利用等の取組に反映する。	変更なし

(注) 「開発戦略」については開発戦略の記載を転記しており、「変更戦略」については変更戦略の記載内容を基に会計検査院が作成した。